

平成25年 宮崎県定例県議会会議録
11 月

平成25年11月22日開会

平成25年12月10日閉会

平成25年11月宮崎県定例県議会会議録 目 次

11月22日（金曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
中野廣明議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議案第1号から第29号まで上程	4
1. 知事提案理由説明	5

自11月23日（土曜日）

至11月26日（火曜日） 休 会

11月27日（水曜日）

1. 出席議員	11
1. 地方自治法第121条による出席者	11
1. 一般質問	12

坂口博美議員質問

- ・知事の政治姿勢について
- ・税財政問題について
- ・県有遊休地問題について
- ・土木行政について

田口雄二議員質問

- ・知事の政治姿勢について
- ・福祉保健行政について
- ・東九州メディカルバレー構想について
- ・県土整備行政について
- ・教育行政について

山下博三議員質問

- ・知事の政治姿勢について
- ・フードビジネスについて
- ・農政問題について

有岡浩一議員質問

- ・低炭素社会の実現について

- ・ 2 度目の国体誘致について
- ・ 市民農園の推進について
- ・ 里山の保全について
- ・ 若者の雇用について
- ・ 防災対策について
- ・ 設計違算とスキルアップについて
- ・ いじめ対策について
- ・ 人財育成について
- ・ 本県のポテンシャルについて

11月28日（木曜日）

1. 出席議員 -----	73
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	73
1. 一般質問 -----	74

内村仁子議員質問 ----- 74

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 福祉行政について
- ・ 土木行政について
- ・ 防災行政について
- ・ 教育行政等について

重松幸次郎議員質問 ----- 88

- ・ 来年度の経済について
- ・ 地域新産業の取り組みについて
- ・ 資格試験の誘致について
- ・ 防災・減災対策について
- ・ 空き家対策について
- ・ 交通対策について

黒木正一議員質問 ----- 99

- ・ みやざき大使について
- ・ 武道教育について
- ・ 廃校の利活用について
- ・ ウナギ研究施設について
- ・ 人材育成について
- ・ 中山間地域対策について

図師博規議員質問 ----- 112

- ・ B型・C型肝炎被害者の救済のために

- ・緊急雇用創出基金事業等について
- ・発達障がいについて

11月29日（金曜日）

1. 出席議員 -----	125
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	125
1. 一般質問 -----	126

高橋 透議員質問 ----- 126

- ・知事の政治姿勢について
- ・福祉・医療対策について
- ・水産業振興対策について
- ・土木行政について
- ・教育問題について

井上紀代子議員質問 ----- 140

- ・観光振興について
- ・みやぎきの2020年に向けて
- ・木質バイオマスについて
- ・教育問題について

新見昌安議員質問 ----- 153

- ・知事の政治姿勢について
- ・防災・減災対策について
- ・警察行政について
- ・小戸之橋のかけかえに伴う課題等について（パート2）
- ・教育行政について

自11月30日（土曜日）

至12月1日（日曜日） 休 会

12月2日（月曜日）

1. 出席議員 -----	171
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	171
1. 一般質問 -----	172

二見康之議員質問 ----- 172

- ・知事の政治姿勢について
- ・教育行政について
- ・懲戒処分について

前屋敷恵美議員質問 ----- 186

- ・知事の政治姿勢について

- ・カジノ誘致問題について
- ・原発問題について
- ・松枯れ対策について
- ・宮崎市小戸之橋かけかえに伴う渋滞解消対策について

太田清海議員質問 ----- 199

- ・知事の政治姿勢について
- ・非常勤職員の処遇について
- ・有害鳥獣対策について
- ・虐待対策について
- ・「貧困の連鎖」問題について
- ・婚外子規定の見直し問題について
- ・海岸侵食問題について
- ・地域防災計画について
- ・労働法に関する教育について
- ・入札制度について
- ・県道古江丸市尾線（市振地区）の整備について

12月3日（火曜日）

- 1. 出席議員 ----- 215
- 1. 地方自治法第121条による出席者 ----- 215
- 1. 一般質問 ----- 216

中野一則議員質問 ----- 216

- ・食と農業政策について
- ・知事の政治姿勢について

井本英雄議員質問 ----- 225

- ・知事の基本姿勢について
- ・若者の雇用について
- ・メディカルバレー構想について
- ・教育問題について
- ・原産国表示について
- ・地方道路ほかについて

中村幸一議員質問 ----- 239

- ・ジョン・F・ケネディ元大統領について
- ・日本と近隣諸国について
- ・嫡出子、非嫡出子について
- ・改正電気事業法について

・ 大学における知事の講義について	
・ 中高一貫校について	
1. 議案第26号から第29号まで採決 -----	251
1. 議案第1号から第25号まで及び請願委員会付託 -----	251
自12月4日（水曜日）	
至12月5日（木曜日）	常任委員会
12月6日（金曜日）	特別委員会
自12月7日（土曜日）	休 会
至12月9日（月曜日）	
12月10日（火曜日）	
1. 出席議員 -----	255
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	255
1. 議長挨拶 -----	256
1. 常任委員長審査結果報告 -----	256
内村仁子総務政策常任委員長 -----	256
新見昌安厚生常任委員長 -----	257
黒木正一商工建設常任委員長 -----	259
山下博三環境農林水産常任委員長 -----	260
田口雄二文教警察企業常任委員長 -----	262
1. 質 疑 -----	263
前屋敷恵美議員（請願の取り扱いについて） -----	263
1. 討 論 -----	264
前屋敷恵美議員（議案第22号に反対、継続請願第26号、第30号の継続審査、 第27号の不採択、新規請願第39号、第42号から第44号の不 採択に反対） -----	264
1. 議案第22号採決 -----	266
1. 議案第1号から第21号まで及び第23号から第25号まで採決 -----	266
1. 請願第44号採決 -----	266
1. 請願第27号及び第39号採決 -----	266
1. 請願第42号及び第43号採決 -----	267
1. 請願第40号採決 -----	267
1. 請願第36号、第37号及び第41-2号採決 -----	267
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決 -----	267
1. 議員発議案送付の通知 -----	268
1. 議員発議案第1号から第9号まで追加上程 -----	269

1. 質 疑 -----	269
高橋 透議員（議員発議案第9号について） -----	269
前屋敷恵美議員（ " ） -----	270
鳥飼謙二議員（ " ） -----	272
1. 討 論 -----	274
前屋敷恵美議員（議員発議案第1号に反対） -----	274
1. 議員発議案第1号採決 -----	275
1. 議員発議案第9号採決 -----	275
1. 議員発議案第2号から第8号まで採決 -----	275
1. 閉 会 -----	275
<hr style="width: 50%; margin: 10px auto;"/>	
1. 資 料 -----	277
平成25年11月定例県議会日程 -----	279
議案送付文書 -----	280
一般質問時間割 -----	281
議案・請願委員会審査結果表 -----	283
閉会中の継続審査・調査申出一覧 -----	285
1. 議案議決件名一覧表 -----	287
1. 意見書、決議 -----	291
消費税率の引上げに関する意見書 -----	293
環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉に関する意見書 -----	294
大気環境保全対策の推進を求める意見書 -----	295
ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書 -----	296
障がいのある学生の修学支援の促進等を求める意見書 -----	297
地域の特性を活かした生産性の高い水田農業経営の確立に向けた支援の充実 を求める意見書 -----	298
地域の実情を踏まえた実効性のある農地中間管理事業の制度設計に関する意 見書 -----	299
地域の実情を踏まえた日本型直接支払制度の確立を求める意見書 -----	300
中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議 -----	301
1. 請願一覧表 -----	303
1. 議事経過 -----	335

11月22日（金）

平成 25 年 11 月 22 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開会

出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	黒 木 正 一	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	渡 辺 創	(民主党宮崎県議団)
15 番	田 口 雄 二	(同)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	太 田 清 海	(社会民主党宮崎県議団)
18 番	高 橋 透	(同)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	中 野 一 則	(同)
23 番	中 野 廣 明	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	十 屋 幸 平	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
28 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
29 番	井 上 紀 代 子	(民主党宮崎県議団)
30 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
31 番	鳥 飼 謙 二	(社会民主党宮崎県議団)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	松 村 悟 郎	(同)
34 番	押 川 修 一 郎	(同)
35 番	宮 原 義 久	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	丸 山 裕 次 郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	土 持 正 弘
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	梅 原 誠 史
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	齊 藤 和 子
教 育 長	飛 田 洋 子
公 安 委 員 長	藤 田 紀 子
警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 長	村 社 秀 継

事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事務局次長兼総務課長	山 内 武 一 則
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 開 会

○福田作弥議長 これより平成25年11月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員38名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○福田作弥議長 会議録署名議員に、星原透議員、西村賢議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○福田作弥議長 まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、中野廣明委員長。

○中野廣明議員〔登壇〕 御報告いたします。

閉会中の去る11月15日の議会運営委員会において、本日招集されました平成25年11月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計29件、その内訳は、補正予算2件、条例12件、予算・条例以外15件であります。このほか2件の報告があります。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、会期については、本日から12月10日までの19日間とすることに決定いたしました。

なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、11月27日から5日間の日程で一般質問を行います。質問人数は合計17名以内とし、質問順序は、25日が締め切りとなっております通告書の提出を待って決定いたします。質問時間は、1人30分以内といたします。

一般質問終了の後、人事案件の採決を行った上で、その他の議案・請願について所管常任委員会への付託を行います。12月4日、5日の2日間で常任委員会を開催していただき、12月10日の最終日に、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますよう、お願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○福田作弥議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○福田作弥議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より12月10日までの19日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第29号まで上程

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号から第29号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○福田作弥議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。平成25年11月定例県議会の開会に当たりまして、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、県政に関しまして1点御報告をさせていただきます。

先日、11月10日から12日までの日程で実施いたしました台湾及び韓国におけるトップセールス等についてであります。

まず、最初に訪問した台湾では、台湾中部の彰化県にありますスーパーにおいて開催された「みやざきフェア」におきまして、県産品のトップセールスを行ってまいりました。

このフェアでは、県内企業も11社出展し、カンショ、シイタケ、乳製品、漬物などの展示販売を通じ、安全・安心な県産品の魅力をPRしたところであります。

また、トップセールスの後は、地元彰化県の卓知事と会談し、今後の両県の経済交流などについて前向きな意見交換を行ったところであります。

次に訪問した韓国におきましては、私を団長とする官民一体となった訪問団を組織し、2日間にわたり、国際定期航空路線の維持についての要望や木材輸出に関するトップセールス等を行ってまいりました。

県議会からは、福田議長を初め、関係常任委員会や森林・林業活性化促進議員連盟からも御参加をいただき、まことにありがとうございました。

現地では、アジアナ航空に対して定期便維持の要望等を行うとともに、県産杉を使用したモ

デルハウスが建設されている分譲住宅地の訪問や、韓国の木材関係者等との意見交換などを行ったところであります。

韓国では、戸建て住宅や伝統的家屋である「韓屋(はんおく)」での木材利用の拡大が見込まれておりますことから、さらなる県産材の韓国への輸出促進を図ってまいりたいと考えております。

今回の台湾・韓国訪問は、8月に行いました香港・シンガポールでのトップセールスに続くものでありましたが、海外の市場開拓につきましては、現地でのプロモーション活動が大変効果的でありますので、今後とも、機会あるごとに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計9,429万円、公営企業会計4億5,182万1,000円であります。このうち、一般会計の歳入財源は、国庫支出金916万6,000円、繰入金8,512万4,000円であります。

以下、その主なものについて御説明いたします。

まず、「乾しいたけ消費拡大緊急対策事業」につきましては、県産乾シイタケの消費拡大を図るため、関係団体による県外消費地に向けた販売促進活動に対し、支援を行うものであります。

次に、「「チャレンジ!新商品開発」フード・オープンラボ整備事業」につきましては、フードビジネスの振興を図るため、食品開発センター内に整備することとしておりますフード・オープンラボを、より高いレベルの衛生管理基準に対応可能な施設とするものであります。

最後に、「農場監視プログラム影響緩和特別対策事業」につきましては、本年6月から9月までにかけて鳥インフルエンザに係る農場監視プログラムが適用された農場の経営安定化を図るため、売り上げ減少等の影響額を負担するものであります。

次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第5号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、「大規模災害からの復興に関する法律」の制定に伴い、災害派遣手当の支給対象職員について、所要の改正を行うものであります。

議案第6号「知事等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」は、宮崎県特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、特別職等の退職手当について、所要の改正を行うものであります。

議案第7号「宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例」は、復興関連予算で造成された緊急雇用創出事業臨時特例基金の残額を国からの要請により返還するため、所要の改正を行うものであります。

議案第8号から第11号までは、地方税法の改正により延滞金の利率が引き下げられることに伴い、関連する条例につきまして所要の改正を行うものであります。

議案第12号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、知事の権限に属する事務のうち、市町村が取り扱いを希望する事務について、新たに権限移譲を行うなど、所要の改正を行うものであります。

議案第14号「宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、優先入居対象者の範囲を拡大するため、所要の改正を

行うものであります。

議案第15号及び第16号は、工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

議案第23号から第25号までは、宮崎県青島青少年自然の家など8施設の指定管理者の指定について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

議案第26号は、教育委員会委員谷口美恵子氏が平成25年12月23日をもって任期満了となりますので、その後任委員として東秀一氏を任命いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第27号から第29号までは、収用委員会委員及び予備委員の任命についてであります。

議案第27号は、収用委員会委員田中寛氏が平成25年12月28日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同じく田中寛氏を、議案第28号は、収用委員会委員島内清成氏が平成25年12月28日をもって任期満了となりますので、その後任委員として山本圭吾氏を、議案第29号は、収用委員会予備委員山本圭吾氏が平成25年12月28日をもって任期満了となりますので、その後任予備委員として河野喜和氏を、それぞれ任命いたしたく、土地収用法第52条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

このほか、議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」外8件であります。説明は省略させていただきます。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

平成25年11月22日(金)

○福田作弥議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす23日から26日までは、議案調査等のため
本会議を休会いたします。

次の本会議は、27日午前10時開会、一般質問
であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時13分散会

11月27日（水）

平成 25 年 11 月 27 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	黒 木 正 一	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	渡 辺 創	(民主党宮崎県議団)
15 番	田 口 雄 二	(同)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	太 田 清 海	(社会民主党宮崎県議団)
18 番	高 橋 透	(同)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	中 野 一 則	(同)
23 番	中 野 廣 明	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	十 屋 幸 平	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
28 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
29 番	井 上 紀 代 子	(民主党宮崎県議団)
30 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
31 番	鳥 飼 謙 二	(社会民主党宮崎県議団)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	松 村 悟 郎	(同)
34 番	押 川 修 一 郎	(同)
35 番	宮 原 義 久	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	丸 山 裕 次 郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	土 持 正 弘
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治 史
会 計 管 理 者	梅 原 誠 史
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	齊 藤 和 子
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊 秋
人 事 委 員 会 事 務 局 長	内 栞 保 博

事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長	山 内 武 則
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
総 務 課 主 任 主 事	橋 本 季 士 郎
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 一般質問

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。通告に従いまして一般質問を行います。

「しかるべき時期に判断をしたい」、言いかえるなら、「今は表明をするには適當の時にあらず」との意であろうかと存じます。知事は、過ぐる定例県議会において、我が会派を代表した宮原幹事長が行った9月10日の質問に対して、次期知事選に出馬する考え方をそのように示されました。与えられた任期の3分の1を残した時点での現職知事の見解となれば、「今はただ、残された任期の一日一日に全身全霊を傾けるのみ」との思いを加えてなされたこの答弁には、一定の理解を示すべきであろうと考えつつ拝聴したところであります。なぜならば、その時点では、新人1名が当該選挙への出馬意欲を示してはいたものの、次期知事選挙に関する県民の関心たるや、ほとんどないに等しい状況であったからであります。

しかしながら、次期知事選をめぐる一連の動きを経て、今では状況が大きく変化したと思われる。その理由であります。それは、その後の10月12日に宮崎日日新聞が、「我が理念を

果たすには限界を感じた」との理由で国政へと転じた東国原前知事が、次期知事選挙へ出馬を検討していると報じ、続いて今月5日には、県経済団体協議会が河野知事への出馬を要請、それを受けて御自身の後援会も役員会を開いたとの報道がなされたことに起因します。

そして、これらの動きは、県民の知事選への関心を大きく高めるところとなり、今なお、ただただ県政に汗するのみとして黙するあなたの姿勢は、もしや前知事との密約等があったのではとの疑念を抱く者すら出てくるに至っているのであります。これ以上の沈黙は、それを一層増幅させるところともなりかねず、今こそ、まさに知事の言われる「しかるべき時」であると考えます。2選目出馬についての考え方を知事にお伺いし、壇上の質問といたします。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕おはようございます。お答えいたします。

次の知事選挙についてであります。私にとりまして、県民の皆様から負託をいただきましたこの大切な4年間の任期、一日一日を県勢発展のために全力を尽くすことが自分に課せられた責務であると考えており、これまで県議会を初め、県民の皆様のお理解と御協力をいただきながら、誠心誠意県政のかじ取りを担わせていただいているところであります。改めて心から感謝を申し上げます。

私は、知事として、「宮崎新生」の旗を掲げ、この3年間、本県が大変厳しい状況の中から立ち上がり、将来に向けた希望の光を取り戻す、また、この愛する宮崎の豊かな未来を、県民の皆様とともにその力を結集して築き上げていくという強い決意を持って、一所懸命の精神で県政運営に邁進をしております。

任期の前半は、口蹄疫からの再生・復興に取り組む中、鳥インフルエンザや新燃岳の噴火、さらには東日本大震災など、本県が、また我が国が、かつて経験したことのないような災害に相次いで襲われたところでもあります。その対応に全力を注ぐとともに、こうした災害等に伴い、疲弊をした県内経済・雇用の回復に精力を傾けた2年間でありました。

また、この1年は、本県の再生・復興の象徴であります宮崎牛の日本一連覇や東九州自動車道の一部前倒しでの開通など、まさに天岩戸が開き、まばゆい希望の光が差し込んできたかのような明るい話題が相次いだところでもあります。宮崎によい風が吹いてきた、そのような実感を抱いているところがございます。

こうしたよい流れにさらに弾みをつけるため、今年度に入り、「復興から新たな成長へ」を県政の基軸に据えまして、本格的な景気回復と揺るぎない産業基盤の構築への取り組みなど、県政は着実にかつ力強く前へ進んでいるものと考えているところであります。

そのような中、今般、経済界を初めとする各方面から次期知事選への出馬要請をいただき、さらには、多くの県民の皆様から私に対し、温かい応援の声をいただきましたことは、身に余る光栄であり、胸の熱くなる思いがいたしております。

私としましては、こうした県民の皆様の声を重ね受けとめ、熟慮を重ねました結果、この愛する宮崎のさらなる飛躍に向けて、次期県政におきましてもこの宮崎県知事という重責を担わせていただきたい、私が先頭に立って宮崎の希望に満ちた未来を切り開いてまいりたい、そのように決意し、次期知事選挙への出馬を決断いたしました。

今後とも、皆様には変わらない御支援、御協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

〔降壇〕

○坂口博美議員 次期知事選挙への出馬意向というものを今、初めて公式には表明されたわけでありまして、このことによってスッキリした気持ちになった県民というのは少なくないと思います。次の選挙で河野知事を支持するしないは別として、スッキリした方は少なくないと思います。それは、壇上で申しましたように、東国原前知事とのしがらみがあるのではないかと思っていた人たち、これで、ないんだなということですっきりしたんじゃないかと思っております。

それから、大変ほっとした人もおります。その一人は私であります。宮日新聞が「知事選出馬」といったような報道をやりました。誰もそれは公言していない。これは宮日も前回、宮崎市長選挙で坂さんの、間違えたよなど、予測を。今度あたりは五分五分でプラマイゼロかなと思って、ああ、よかったなど、宮日も。今度しくじったら大変だろうなと思ったんですけど、ほっとしたのが私であります。

知事は、「宮崎新生」をマニフェストに掲げて前回当選をなさいました。3年を迎えるわけなんですけれども、今、この宮崎が抱えておる課題といったものを、それから、こういった状況にあるといったことをどう分析されて、どう考えておられるのか。また、2期目を担われることになったとすれば、いかなる思いで、どういった宮崎をつくっていかうと考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 本県の課題につきましては、短期的なものから中長期的なものまでさまざまありますが、私としましては、大きく3

つに課題を整理して考えております。

まずは、地域経済・雇用全体の底上げであります。景気回復への期待、今、アベノミクス等によりその期待が高まる中で、地方におきましては、なかなか経済の浮揚を実感できる状況にはないと認識しております。このため、社会資本の整備をさらに進めつつ、成長産業の育成の加速化や、中小企業、農林水産業の振興を図り、地域に根差した足腰の強い産業基盤を構築していく必要があるというふうに考えております。

また、これと並び、喫緊の課題となっておりますのが、防災・減災への取り組みであります。東日本大震災の教訓等を踏まえ、本県の直面する南海トラフ巨大地震等もごぞいます。市町村や九州各県、国、関係機関と連携をして、県民の命を守ることを最優先にした対策に取り組まねばならないと決意をしておるところでございます。

さらには、本格的な人口減少社会に正面から向き合うこと、この3つ目の課題でございます。本県では、2030年には人口が100万人を割り込み、とりわけ生産年齢人口が減少するという厳しい見通しがあるわけであります。将来を担う人材をどう育て確保し、産業の生産性や地域の活力をどう維持・充実させていくのか、まさにこの宮崎の将来を担う人材づくりこそが、今、取り組むべき重要な課題であろうというふうに考えております。

これらに限らず、解決すべき多くの課題がございますが、残された任期におきまして、その対応に全力を傾けてまいりたい、そのように考えております。

次に、次期県政についての私の思いでございます。国レベルでは、経済再生を目指すアベノ

ミクスでありますとか、2020年東京オリンピックの開催の決定、また本県におきましては、待望の東九州自動車道の延岡への開通というの目前に控えております。細島港の整備も大きく前進をしております。また、宮崎牛日本一連覇達成など、本県を初め、この東九州地域が大きく飛躍する絶好のチャンスが到来していると考えておるところであります。したがって、これまで整備を進めてきた東九州自動車道を初め、ハード、ソフト両面にわたる県勢発展の基盤を生かしながら、活力にあふれ、国内外に開かれた、来たるべきいわば東九州の新時代を牽引する宮崎県を築いてまいりたい、そのように考えております。

そのためには、宮崎県が、活力ある産業、個性あふれる地域、将来を担う人材が育つ県でなければならないというふうに考えておりますし、海外への積極的な展開や、東京オリンピックを契機として世界へとつながる県であること、さらには、安全・安心で県民や来県者にとって幸福度の高い県となることを目指して、力強く前に進んでいく必要があると考えております。こうしたことが、本県の今、長期計画に掲げております新しいゆたかさ、右肩上がりの単なる数字、経済を追うばかりではない、新しいゆたかさの実現につながるものと確信をしておるところであります。県民の皆様は次期県政の御負託をいただければ、この方向性に沿った施策と、県民の力を結集し、私が先頭に立って取り組んでまいりたい、そのように考えておるところであります。

○坂口博美議員 次に、次の選挙に向けての議会の知事への評価ですけれども、少なくともこの県議会の中では、知事のリーダーシップに対しての不満というのはかなりなものがあるとい

うふうに認識をしております。そこで、県政の最高責任者である知事の立場として、こういったことをどう捉えておられるのか。今後、どうしてこれに答えていこうとされるのか、その決意のほども含めてお聞かせをいただきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 今まさに私どもを取り巻く国内外の環境、大きな変革の時代を迎えているというふうに考えております。また、本県は、新たな成長に向けて大きくかじを切ったところでありまして、極めて重要な時期を迎えておるといふふうに考えております。県政のリーダーとして、まずはみずから先頭に立ち、将来に向けてのしっかりしたビジョンを示していくこと、そして、県民の力を結集していくその核となるべきこと、そのような立場であるということをお認めしておるところでございます。

私自身、「対話と協働」を基軸としながら、必要な場面では、リーダーシップを持って最善の決断をしてまいったと考えておるところでございますが、私のそういう取り組みに対し、さまざまな御意見、さまざまな厳しい指摘も踏まえて御指摘をいただいたというのは、真摯に受けとめておるところでございます。私としましては、知事として、政治家として、その発信の仕方、また説明の仕方という力にも磨きをかけながら、県民の皆様に、より御理解をいただきながら、しっかりとリーダーシップをとってまいり、そのような精進を重ねてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 ぜひ、そうやってしっかり対応していただきたいと思っております。リーダーシップというのはやっぱり難しいと思うんです。リーダーシップだと思ってやっても、それは独断、ワンマンじゃないかということに

なる。対話と協働、このバランス、適宜な対応をやりながら、ぜひやっていただきたいと思っております。

では、次にお伺いしますが、これから平成26年度の予算編成作業が始まっていくわけなんですけれども、恐らく、当初予算としての本格的な予算を組まれるのは、26年度予算が任期中には最後になるのではないかと思います。27年度については骨格をやって、選挙を経て、知事となって、再選されたならば肉づけをやって、再来年度になりますね、27年度予算へと施策なりをつないでいかれることになると思うんです。知事は、26年度予算の編成方針の中で、重点施策として、「将来の発展と地域を支える人財づくり」というのを3本柱の筆頭に挙げられました。これは具体的にはどういうことをやろうとしておられるのか。そしてまた、26年度、27年度に向かってどういった施策なり事業というものをつないでいこうとされているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 私は、知事就任以来、県づくりは人づくりであろうと、人は財産という信念に基づきまして、「人財づくり」を基本政策の一つに掲げまして、県民一人一人が地域や将来のことを考えて、その力を結集して宮崎づくりに取り組めば、道は開ける、希望に満ちた明るい未来を築けるという信念のもとに県政を担ってまいったところでもあります。特に、私どもが経験をした口蹄疫や鳥インフルエンザ、そうした未曾有の難局に直面しながらも、県を挙げて闘い、県民の力を合わせてそれを克服し、宮崎牛の全共2連覇に代表されるようにさまざまな困難を乗り越えてきましたことは、まさに県民の底力であると考えておりまして、人づくりの大切さというものを改めて認識する契

機となったところであります。

以前、新潟の旧長岡藩が、救援のために届けられた米百俵を学校設立資金に充てまして、あすの千俵、万俵として生かす道を選択したことでもありますとか、本県出身の上杉鷹山公が、財政窮乏にあえぐ中、あえて藩校を再興し、人づくりに力を注いだ、そういう故事に思いをさせますと、人づくりというものは、一朝一夕に成るものではございませんが、百年の大計に立った未来への投資として進めていく必要があると、そのように考えておるところであります。

このような考え方にに基づき、来年度の重点施策の柱に人財づくりを掲げたところであります。次期県政におきましても、私どもの将来を託していく子供たち、また、活力あふれる産業・地域を牽引するリーダー、また、社会のあらゆる分野で活躍する女性や生涯現役で活躍する高齢者など、グローバルな視野と挑戦する気概を持ち、あすの宮崎を切り開いていく人づくりに全力を注いでまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 人材というのは、当然なことでしょうけど、「人は石垣、人は城」とか、人材の大切さというのは当たり前のことなんです。本県で今言われるような「人財」をこれから育成していこうとしたとき、「人財」を育成するための人材を育成する必要がある。ノウハウをまずちゃんと組み立てるといいますか、確保する必要がある。また、その拠点となるところもない。ソフト、ハードにわたってまだまだ整備しなければならぬ。ゼロからのスタートだと思うんです。だから、ここらについても——そして、これは教育委員会も全てかかることだと思うんです。私は、生涯学習センターの整備というものを、教育センターあるいは県営野球場跡地、ここらにやったらどうかとい

うのを——放送大学が日向に来る以前からですから——放送大学までそこにやって、全体的な教育をやっていく。生まれてから次の世に行くまでが全て教育だということで、委員会等で訴えてきたことはあるんですけども、ぜひ、そういったしっかりしたものを組み立てていって、将来を見据えた「人財づくり」を目指していただきたいと思います。

次は、歳出特別枠なんですけれども、いわゆる骨太の方針、これが6月に閣議で決定をされました。それを受けて8月には中期財政計画、これが閣議で了解をされました。その中の心配というのは、6月議会でも申し上げたんですけども、歳出特別枠、これはなくすことで、整理することで、1兆5,000億ありますから、国の財政健全化に資していこうというようなことが、この中で示唆されておりました。これがいよいよ実施となりますと、本県にとってはかなり深刻な問題だと思うんです。これに対しての知事の御所見というものを伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 今、御指摘がありました地方交付税に関する歳出特別枠につきましては、いわゆるリーマンショック後の低迷する地域経済の活性化や雇用対策のために設けられたものであり、いまだ本格的な景気回復が見られない地方にとりましては、必要不可欠なものと認識をしております。来年度の地方交付税につきましては、既に総務省の概算要求ベースで対前年度比3,000億円のマイナスとなっているところであり、仮にこの歳出特別枠1.5兆円が廃止された場合、あくまでも大まかな試算ではありますが、本県の交付税額が全国の100分の1程度であるということ踏まえると、100億円から200億円程度の大幅な減収が予想されることであ

りまして、来年度の予算編成そのものが大変困難な事態に陥るといふ懸念を持っておるところでございます。このため、これまでも地方交付税の総額確保につきまして、私も直接、国の担当部局や県選出の国会議員等に訴えてまいりましたし、6団体、先日の全国知事会でもそのような議論をしたところがございます。今後とも声を上げ続けていきたい、まさにこれからが正念場だといふふうに考えております。

○坂口博美議員 そうだと思ふんです。特別枠の設置どころか、基金を全て崩しても予算が組めないんじゃないかといふような、そういった心配すらそこにはうかがえると思ふんです。ぜひ、そこらはしっかり頑張ってくださいと思います。

それから、9月だったですか、日経新聞が、東京の一部上場の企業1,335社だったですか、その9月決算での純益というものがトータルで13兆3,000億、たくさんの会社が過去最高の決算を上げたというのが報じられました。このように、いわゆるアベノミクス効果といふんでしょうか、確かに数字の上では、どんどん経済状況というものは回復をしてきていると思ふんです。しかしながら、自分の周りを見てみますと、法人の形態が変わってきたと。分社化あるいはアウトソーシングの導入、こういったことによって、企業の生産活動の拠点といふのが分散化したり、形態が分散化してきているということで、企業の業績が上がってきている割には、その企業が立地している自治体が提供しているサービスに見合うだけの企業業績回復の効果というものが税収としてあらわれていないのではないかといふ話がたくさんあります。総務部長に、この配分のもとになる地方法人課税制度についてお伺いをしたいと思います。

○総務部長(四本 孝君) 複数の都道府県に事務所を有する企業の地方法人課税につきましては、企業の事業活動の規模を問わず従業員数などを指標とした分割基準によりまして、税収の案分が行われているところでありまして、分割基準につきましては、社会経済情勢の変化などを踏まえまして、一定規模以上の製造業における工場従業員数の1.5倍換算、あるいは非製造業における事務所数の導入など、随時見直しが行われてきたところでありまして、しかしながら、企業の経営形態が多様化してきておりまして、本県においては、議員御指摘の分社化あるいはアウトソーシングにより、現行制度においても税収が伸び悩む要因となっております。

○坂口博美議員 総務部長に、税に関してもう1つお尋ねなんですけれども、今度、消費税の増税が実施されますと、ますますもって都市部と地方との税収の格差といふのが大きくなっていくんじゃないかといふ懸念から、国のほうで今、法人住民税の一部を国税化して交付税として再配分していこうといふような議論がなされております。確かにこの手法といふのは、今の法人特別税の維持をしていただく上で、これがまた加わってくれば、格差是正には大きなメリットがあるのではないかと思ふんですけれども、これについての見解を再度お伺いいたします。

○総務部長(四本 孝君) 議員御指摘のとおり、本県のような地方と都市部との間には大きな税収格差が生じておりまして、来年4月の地方消費税率の引き上げにより、その格差がさらに拡大をするということが懸念されているわけでありまして、このため、都市部に税収が偏っている法人住民税の一部を国税に切りかえ、これを地方交付税として配分するということにつき

ましては、現在行われている法人事業税の一部を譲与税として配分する地方法人特別税制度の継続とあわせまして、本県を初めとする地方にとりましては歓迎すべきことだと考えております。これまで本県としても、財政力の弱い団体に配慮した地方法人課税のあり方の見直しについて要望してまいりましたが、今後とも、議論の動向を注視してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 ただ、そのことが実行されるようになって、交付税が減額されるようになったら、それは地方の分を国が召し上げたというだけで、得するのは国だけということで、税体系がどう変わろうとも、地方財政計画の中に、地方が負担している経費というのがしっかり組み込まれるということが一番肝心ではないかと思うんですけれども、知事にこのことについての御見解をお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 今、御議論がありました、法人住民税の一部を国税に切りかえて地方交付税の原資とするという措置、案であります。あくまでも、地方消費税の引き上げに伴い懸念される自治体間の財政力格差の拡大を防ぐ方策として検討されているものであり、国の財政負担の軽減のための方策ではありませんので、確保された財源は、当然ながら全て地方に配分されるべきであるというふうに考えております。そのためには、議員御指摘のとおり、地方が必要とする経費というものが地方財政計画の歳出に適切に計上されまして、地方交付税の算定に用いられる基準財政需要額に確実に反映されることが重要であるというふうに考えております。先ほど御質問のありました歳出特別枠の存続も含め、国に強く訴えているところであります。

○坂口博美議員 次に、総務部長に税についてなんですけど、消費税が10%になった時点で廃止することが今検討されているという自動車取得税、それから、もう一つには、民間の設備投資を促進しようということで、償却資産にかかる固定資産税の減免が今論じられているんですけれども、これが実行になると大変なしわ寄せが地方に来るのではないかと思うんですが、再度、総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長(四本 孝君) 都道府県税である自動車取得税につきましては、その税収の約7割が自動車取得税交付金として、市町村道の延長及び面積に応じて市町村に配分をされ、平成24年度は約9億円となっております。また、固定資産税につきましては、市町村において税収の約5割を占める基幹税目でありまして、そのうちの約2割が、国において廃止が議論をされております償却資産課税分であり、平成24年度は約140億円となっております。このように、自動車取得税及び固定資産税の償却資産課税、いずれの税目につきましても、もし廃止されるということになりますと、市町村の財政に極めて大きな影響が生じるものであると認識をしております。これまで全国知事会を初め、全国市長会、全国町村会など地方6団体を通じまして、自動車取得税の見直しに当たっては、都道府県及び市町村に減収が生じないよう安定的な代替の税財源を確保すべきであり、この措置が実施されない限りは、自動車取得税は廃止すべきではないこと、また、固定資産税は、市町村の税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、国の経済対策等の観点から、償却資産課税の見直しを行うべきではなく、現行制度を堅持することといった要望を強く行っているところであります。

○坂口博美議員 総務部長に引き続いてお伺いしますが、遊休地問題なんですが、会計検査院がせんだって、日本高速道路保有・債務返済機構に対して、これはしっかり生かさないという指示をやっております。本県において、こういった塩漬け土地あるいは遊休地というのはどういう状況にあるのか、お伺いをいたします。

○総務部長(四本 孝君) 県が所有する未利用地につきましては、一般への売却を予定しておりますものが、現在、31カ所、約4万5,000平方メートルとなっております。このうち現在売却中のものは、10カ所、約6,000平方メートル、今後売却予定のものは、21カ所、約3万9,000平方メートルとなっております。また、未利用地の処分につきましては、県での活用策について全庁的な検討・調整を行いまして、利活用の見込みがないものは、市町村へ利用希望を照会し、希望がない場合には、一般競争入札等による売却を行うこととしております。

○坂口博美議員 その処分の見通しについてはどのように持っておられるのか。

○総務部長(四本 孝君) 未利用地の処分につきましては、一般競争入札の実施増あるいは入札情報のPRの強化、宅建業者による媒介やインターネットを活用した入札の実施などに積極的に取り組み、昨年度までの3年間で約17億円の処分を行っております。また、長期間売却されない土地につきましては、今年度から新たに、不動産鑑定士に専門的な助言や提案を求める取り組みも行っております。今年度については、年内に15件、約5億8,000万円の処分を見込んでいるところであります。今後とも、このような取り組みをさらに積極的に行いまして、未利用地の処分を一層推進してまいりたいと考

えております。

○坂口博美議員 今度は、その未利用地について知事に伺いますけれども、中には10年以上処分ができていない土地、完全な袋小路になっている土地、どう考えたって処分しようにもできない土地というのも随分あります。こういった土地というのは、むやみやたらに経費を突っ込んでいくばかりではなくて、有効に活用する、無償でも譲与して活用していくという方法はとれないものなのかどうか。例えば、市町村が整備する防災・減災のための避難タワーの設置でありますとか、あるいは後方支援のための拠点でありますとか、そういったものに提供して、そういった整備をさせることによって、県の推進方策にも一致するわけでありまして、これが有効な活用と言えるのではないかと思うんですけれども、知事にその判断、見解をお伺いしたいと存じます。

○知事(河野俊嗣君) ただいまの防災の観点、大変重要な御指摘だというふうに受けとめておりまして、それをしっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。まず、地方自治体の財産管理の原則であります。財政運営の健全性や公平公正な運営を図る観点から、地方自治法によりまして、適正な対価で譲渡することが原則とされておるところであります。ただし、条例または議会の議決があれば、適正な対価によらず譲渡ができるとされておりました。本県においては、財産に関する条例によりまして、市町村が公共的な利用に供する場合などに限り、減額をして譲渡しているところでもあります。特に、御指摘の県有地の無償譲渡につきましては、権利関係が不明なまま長期にわたりまして市町村の道路に利用されている場合など、極めて限定的に行っているところであ

ります。県有地の処分につきましては、こういう法律の趣旨や条例の規定に照らしまして、個々の事情を十分考慮しながら、処分の方法や価格などを適切に決定する必要があると考えております。

○坂口博美議員 条例第4条第2項で減額はゼロまでできるようになっているんだから、ぜひ対応を考えていただきたいと思うんです。処分できないとわかっている土地に管理費を突っ込んでいく。このお金は県民のお金です。そこを売ってお金にかえて県民に利益を還元する、これはまず第一にとるべき方法だと思うんです。それができないところをむやみやたらに土地を寝かしていても何も生まない。経費だけ要っていく。こういうところを金で還元するんじゃないくて、そこを使えるという、利用という利益を県民に提供する。これは、比較したときは当然選択すべき方策であると思いますので、ぜひ、そういった方向で今後整理をしていただきたいと思います。

それから、病院局長にお伺いします。病院局としても、我が町新富町に広大な富養園跡地というのを持っておりますけれども、この土地に対しての現状、それから、この土地の変遷についてお聞かせをいただきたいと存じます。

○病院局長(渡邊亮一君) まず、県立富養園の経緯でございますけれども、昭和25年当時、精神衛生法により県に精神病院設置が義務づけられましたために、誘致のあった新富町からほとんどの用地の寄附を受けまして、昭和27年に開設しております。その後、50年間、県の精神医療に尽力してまいりましたが、精神医療を取り巻く環境の変化に伴い、全県レベルの中核精神病院としての機能のあり方の議論が必要となりまして、平成14年から16年にかけて、県精神

保健福祉審議会等の場で議論が重ねられました。その結果、中核精神病院が果たすべき機能として、難治性疾患治療、身体合併症治療など、民間病院では対応困難な高度医療、政策医療を担うべきとの答申がなされまして、とりわけ身体合併症を有する患者に対応するためには、総合病院機能をあわせ持つ必要があることから、平成21年4月の県立宮崎病院精神医療センターの開設に至ったものでございます。

これに伴う富養園の閉園に際し、同園を利用してきた患者や家族のためには、民間クリニック等による医療機能の確保が必要と判断しまして、平成20年度にその機能を担う医療機関の公募を行ったところでございます。しかしながら、応募者がなく、新富町などの地元機関や関係団体との意見交換結果を踏まえまして、改めて平成22年度に精神障害者福祉に取り組む事業者を公募しまして、平成23年度から土地・建物の一部を活用し、NPO法人が日常生活支援のための事業を行っているところでございます。

現在、病院局は、今年度から来年度にかけて旧病棟の解体作業に入ることにしております。いずれにしても、この土地の今後の活用は病院局としては考えておりませんので、新富町の意向が確認され次第、今答弁しました過去の経緯や知事部局との調整を図りながら、適切な対応を図っていくという考えでございます。

○坂口博美議員 最後に公募をやったけど、いなかったと。だから、今のNPOに至ったんだと言うけど、これは、5つの機能を宮崎病院に持っていくが、残りの中間施設的な機能というのはそのまま責任持ってやるという約束だったんです。官民の役割分担ということで公募をやった。いない。ここまでは医療行政なんです。NPO、これは福祉行政。医療行政の放棄

ですよ。そこのところを一つ頭に入れておくべきだと思うんです。

そして、知事にお伺いしますが、今お聞きになったとおりになんです。例えば、これが民間の行為だった。私がどなたかのところに行って、こういった大層な事業をやりたい、だから、あなたの土地を俺にくれんか。それは大したもんだ、あげるよ。年数が過ぎた。僕は内緒で自分の兄弟に3分の1ぐらいを譲った。登記がえをした。残り3分の2ぐらいを、私がいただいたところに行って、今、相場はこれぐらいなんだよ。競売に出さずに、あんた、随契で2億で買ってくれよ、2億であげるよと言ったら、どやされますよ、僕は。早速訴訟ですよ、約束不履行だということ。兄弟に譲ったものも、これは詐欺じゃないかということになります。学校ですよ、使っているのは。こういった実態がそこにあるということです。だから、先ほど言われた財産に関する条例の第4条第2項、ここは無償ということは解釈上できるわけですから、運用の中で。過去やっていないというだけのこと。それがある。

もう一つ、今の病院局長の答弁の中では、これは下手すれば負担つき寄附行為です。そうなってくると行政の責任は重いですよ。ですから、そういったものも念頭に置きながら、この無償譲渡、譲与について決断できないものなのか、あるいは今後検討していただけないものなのか、再度、知事にお伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) これまでの経緯を踏まえた今の御指摘、受けとめておるところでございます。病院局の所管ということで、今、公営企業会計で、知事部局などのように一般会計に準じた取り扱いということになりますと、先ほど申しましたような、寄附を受けた土地につき

ましては、市町村が公共的な利用に供する場合と同様に、財産に関する条例により減額して譲渡ということになるかというふうに考えておるところでございます。今の御指摘を踏まえながら、どのような対応が可能なのか、これまでの事例等も勘案しながら、また、自治法の規定というのをしっかりと考えて、県有地の処分というものを、こうした個々の事情というものを十分考慮しながら、処分の方法や価格等も適切に今後考えていく必要があるというふうに受けとめております。

○坂口博美議員 ぜひ、道義にかなった最適な結論を出していただきたいということを求めておきます。

次に、県土整備部長に入札不調についてお伺いしたいんですけれども、ことし10月末の時点で56の入札不調案件がありました。これは全契約成立件数の5.2%に当たります。昨年同期のパーセントを4.2ポイントも上回っている。これは異常な数字だと思うんです。なぜこういうことが起こっているのか。そういった中の共通点というものはどういった共通点があるのか。また、その原因はどういったことがあるのか、どういう対応をされようとしているのかについてお伺いをいたします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 入札不調は、小規模な工事や機材等の搬入が困難な工事などで発生しておりますが、工事発注量の増加に伴いまして、技術者や作業員が不足し、資機材の調達が困難となる中、受注者も採算性等を考慮し、応札する工事を選択しているためではないかと考えております。入札不調となった工事につきましては、発注規模や施工条件等を見直した上で、改めて入札を行っておりますが、入札不調を少しでも減らしていくため、関係団

体等と十分な意見交換を行いまして、技術者や資機材の状況など、地域の実情を把握するとともに、現場条件を十分に考慮したきめ細かな積算の徹底などに努めているところであります。

○坂口博美議員 次に、農政水産部長なんですけれども、同様に入札不調。23・24年、これはゼロだったんです。ところが、25年10月末で今度は25件。契約成立件数に比較しますと13.1%と異常に高い数字なんです。だから、同様に、現場特徴、それから原因、対策、これはどう考えておられるのか、お伺いをいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 農政水産部におきましては、10月末現在で、工事の発注件数が、昨年度の同時期と比べて約2倍にふえていることもありまして、議員御指摘のとおり、25件の入札不調が発生いたしております。入札不調の特徴といたしましては、一般的に、小規模な工事や現場条件の厳しい工事などで見られる傾向にありますが、今年度は、特に農業用パイプライン工事において多く発生しております。その理由といたしましては、施工延長の長い地下埋設の工事であるため、施工管理等の手間が繁雑になることなどが考えられます。対策といたしましては、先ほど県土整備部長がお答えしたことと同様でありますけれども、農政水産部では、特に、農業用パイプライン工事における施工管理書類等の簡素化等を行うなど、入札不調の減少に努めているところでございます。

○坂口博美議員 次に、同様に環境森林部長に伺いますけど、23年から25年10月末、同じような比較で、3.6%、2.5%、今回は7.4%なんです。これは毎年あるんですよ。何としても仕事が欲しいと血眼になって業者が仕事を探しているときにも、やっぱり出てきている。これは理解できないんです

けれども、同様にこの3点についてお伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 環境森林部における不調の原因としては、平成23年度と24年度はいずれも小規模工事で、工種が多いことや、現場までの移動に徒歩で30分程度かかるなど、条件が悪かったことが考えられます。また、25年度は10月末現在で7件と、前年度に比べふえていますが、これは公共工事の発注件数が大幅に増加する中、環境森林部の場合は多くの現場が山間部であることに加えまして、標高が高かったり、急傾斜であるなど、施工条件が厳しかったことが考えられます。入札不調となった工事につきましては、発注規模や施工条件等を見直した上で、改めて入札を行っておりますが、少しでも入札不調を減らしていくため、関係団体等との意見交換を行いながら、現場条件等に対応したきめ細かな積算を徹底するとともに、11月からは施工管理書類等の簡素化を行ったところであります。

○坂口博美議員 工事件数がふえたからといって、不調というのは不落じゃないんです。手を出さないんですよ、誰も。具体的には、例えば、きょう、幾つかの入札があったとする。この工事には集中するんですよ、業者は。ここは手も出さない。今いろんなことを言われたけど、業者は自分のところで積算をやる。積算というのはその価格を当てるための計算であって、一方では見積もりをやる。自分のところの会社はこれを何ぼならやれるかという、2つやるんですよ。見積もりをしてここに入ったって、宮崎県の出すこういった工事というのは、はなから大赤字だと、あほくさいという選択の余地が出てきたというだけのことなんです。工事件数がふえたのとの因果関係は、選択の余地が出

たか出ないか。そんな中でも毎年、環境森林部はあるというのが不思議だという問いをやったわけです。だから、答弁になっていないけど、これはこれでいいですよ。

今、知事、聞かれましたように、幾つかの共通点がありました。山間部だとか、進入路がないとか、規模が小さいとか、いろいろ言われたんですけれども、仕組みは、見積もりというのでやってみて初めてだめだったというのがわかるわけで、やる前に避けるというのは、この共通点と、そういった起こり得ないこと、仕事が欲しいという人がさわりもしない。さわったらやけどするからです。そこに何かを見出そうとしたときに、頭から積算に積まれていないものがあるんじゃないか。特に考えられるのは、狭いと言われました、作業のための仮設工事分。こんなもの1,000万の工事で300万もかけられるかと、残らない施設に。こんなもの抜いとけ、抜いとけ。業者さんは仕方がないかなとずっとやってきたけど、もうこんなことをやっていたら倒産だということで避け始めたということです。だから、来年から仕事がなくなったとき、またそういったものをとらざるを得なくなったとき、いろんなことを言われていますよ、今、総合評価だ何だで、満遍なく業者を残す。消えていきますよ。消えていくというか消していますよ、今の県のやり方というのは。これはぜひ3部長とも、そういった積み上げるものはルールどおり積み上げる、これは法律が担保しているわけです。これは絶対やるということを、内田副知事も含めて、国とも協議しながらやっていただきたいということをお願いします。こういったことに対して、今後真摯に、真剣に取り組むということを再度、県土整備部長にお聞かせいただきたいと思います。

○県土整備部長（大田原宣治君） 入札不調の対策としましては、技術者や資機材の状況など、地域の実情を把握しますとともに、現場条件を十分に考慮したきめ細かな積算の徹底や、発注時期の調整等に努めているところです。しかしながら、発注量の増加に伴いまして入札不調となる工事も増加しており、関係団体等から、「小規模な工事や現場条件の厳しい工事については、応札を見合わせる傾向がある」との声も聞かれますので、その内容について検証しながら、国や都道府県等で構成する発注者協議会などさまざまな機会を捉え、積算に関する課題について国と協議してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 くどくなりますけど、入札不調というのは不落じゃないんです。だから、きめ細かな積算と言うけど、そんなものじゃないんです。きめ細かな積算の違いなら、一旦業者は入札するんです。あれっ、うちは違っていたな、失格したな、オーバーしたなということ。手を出さないところを不思議に感じてほしいということをお申し上げしました。これについてはぜひ真剣に検討していただきたい。

そしてまた、そういった類いで設計変更というのがありますね。金額が変わったときには的確にこれに対応しなさいという、法的根拠をもとに行われる設計変更なんですけれども、施工条件の相違等によってこれに対応することになっているんですが、その対応について、これは3部を代表して県土整備部長に、その状況、対応等についてお聞かせをいただきたいと思えます。

○県土整備部長（大田原宣治君） 工事を発注する際の施工条件につきましては、事前に現地測量やボーリング調査を実施するなど、土質や

現場状況などの把握に努めているところです。しかしながら、工事の実施過程におきましては、岩盤線の深さなど、設計図書で示した施工条件と一致しない場合があります。その際には、宮崎県工事請負契約約款に基づき、受発注者間の協議を十分に行い、工事請負代金の変更も含めまして設計変更を行っているところがあります。今後とも、発注後の条件変更などが生じた場合の設計変更につきましては、迅速かつ的確に対応してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 設計変更については、せんだったの議会でトンネル工事の設計変更というのが随分議論されました。トンネル工事の設計変更についての見解を再度お伺いいたします。

○県土整備部長(大田原宣治君) トンネル工事の設計に当たりましては、国の基準等に基づき、事前にボーリングや弾性波探査などの地質調査を行っておりますが、地質や地下水脈などが複雑に変化していることから、事前の調査だけで地質等を完全に把握することは困難な状況にあります。このようなことから、部分的に地質等が想定と異なる場合も多く、ほとんどの工事で、地質等の変化に対応するための設計変更が必要な状況にあります。設計変更に当たりましては、安全性や経済性、工事の品質などを確保するため、発注者、設計コンサルタント、請負業者により構成します岩判定委員会を開催し、対策工法を検討するなど、適切な執行に努めているところです。

○坂口博美議員 ボーリングとか弾性波探査をやるということでしたけど、例えば弾性波というのは、発破をぽんとやって、その振動の伝搬速度の変化によって中を推定していく。弾性波というのは、例えば岩密度、水、空気、こういったもの、それから層理、節理、一番肝心な

のは節理ですね、ここらですぐ影響を受けますよね。それを専門的に分析していくわけなんですけれども、それだけじゃわからない。だからボーリングを通す。でも、1キロのトンネルでは、精いっぱい通して100メートルぐらいだと思うんですよ、技術的にも。そこから、より精度の高いものをしていく。そのほか、踏査をやる、あるいは水文調査をやる。こういったことを総じてやっていく。でも、その調査費だけで3,000万ぐらいかかっています。じゃ、ボーリングを見してみる。66ミリですよ、直径が。大体トンネルで2車線で正規の設計がなされていれば、小さくとも50平方ぐらいになるんでしょうか。66ミリの径のボーリングをやったって、全体の1万5,000から3万分の1ぐらいにしか当たらないです。なかなか当たらないですよ。

だから、言われるように、設計変更はまかりならぬと言っているんじゃないんです。これは宿命だなど。しかも、そういった調査をもとに設計をやっていくときは、まず、トンネル設計の基本として安いほうからいきましよう。発破をかけてやろう。全断面を一遍に掘っていこう。これじゃ問題がありますよとなったときに、次の安い工法をとっていこう。安いほうから安いほう。だから増額が多いんですね。ほとんど増額になっていくと思うんです。

だから、宿命的にトンネルというものは設計変更はつきものだなど。設計変更をやるときは増額は避けられない、もともと宿命にあるということになるのだと思うんです。そういったものを見ながら工法なりを変えることによって、まずは切り羽の安全を確保する、安定を確保するというようになっていく。支保パターンが変わるということになっていくと思うんですけれども、私の感覚では、設計変更はつきものと思

うんですけど、近年のトンネルの設計変更の状況についてお伺いをいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 県土整備部のトンネル工事につきましては、平成20年から平成24年の過去5年間で7件の工事を発注しております。7件すべての工事において請負金額の変更を行っている状況にあります。

○坂口博美議員 それはなかなか避けがたいと思うんです。議会で問題になったというのは、財政法との絡みだと思うんです。5億以上のものは議会の議決が要りますよということで金額が変わったから上がってくる。まず、申し上げましたように、切り羽的に天端あたりがどうもおかしいよといったとき、議会を招集して議会で議決を経てやるというふうにはなかなかまいらないと思うんです。昔は、私の記憶では、10数年以上前は、明かり部分と一緒に出していました。そして、やりくりができるようになって、とにかく危険を早く避けて抜くだけ抜こうと。後は来年度考えればいいじゃないか、明かりの部分でということ。でも、それは今、許されないのかなと思うんです。だから、議会の議決と契約約款にあるもの、それから、請けた工事というものは発注者も受注者も責任持って完成させなきゃならぬという、これらの整理というものを、うまく、議会、発注者側、受注者側、お互いがもう少し理解をし合う必要があるんじゃないかというのを、せんだっての議会で感じたところでもあります。これは問題を提起しておきます。

それから、次は設計単価についてなんですけれども、まず、設計の単価はどのようにして決定されていくのかということをお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 建設資材等

の単価につきましては、需給の状況や取引の実態等の調査をもとに、毎年4月に設定しております。その中で、コンクリートやアスファルトなどの主要な資材につきましては、四半期ごとに改定を行うこととしており、特に、価格変動が大きい鉄筋などの鋼材類や燃料油につきましては、毎月調査を行い、5%以上の変動がある場合について改定を行っているところです。

○坂口博美議員 ただ、そうやって改定されても、工事については、設計された時点でそこに入れられた単価というのは12カ月間は変えられませんよね。このところを何で対応するのと、高くなったとき。見直しはされてもそれを使うことはできない。絵に描いた餅。それに対応するのが、一つには全体スライド制度、単品スライド制度とあって、特に単品は拡大されてきたんです。ところが、単品については手続が煩わし過ぎると。それから、1%引かれてしまう。だから、災害等価で手戻りと一緒です。ある意味、業者にも発注者にも責任があったやもしれないけど、不可抗力と解しよう。だから、1%引いた残りはちゃんと見てあげましょうと。それに準拠して今の単品スライド条項になっていますよね。ここは理にかなわないと思うんです。だから、手続の煩雑さ、それと、かかるこの1%に対しては、やっぱり改善されるべきじゃないのかな。でなけりゃ、業者からの申請主義でもありますし、煩わしい割には実入りが無いということで、実際はこれは余り機能していないんじゃないか、物価が上がっても。これについて再度お伺いをいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 建設工事における単品スライドにつきましては、主要な工事材料の価格が工期内に著しい変動を生じた際に、受注者が請負代金の変更を請求できる制度

でありまして、お話にありましたように、変動額が請負代金の1%を超える場合に適用することとしております。近年では、平成23年度に、トンネル工事における生コンクリートや橋梁下部工事における鉄筋を対象として適用しております。請求の手續につきましては、提出書類の中には、議員御指摘のとおり、煩雑なものもありますので、今後、簡素化に向けて検討してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 ぜひ、これは的確に応えなきゃ、最低制限価格をとっているというところから総合的に考えたときに、全てに整合性がとれたような運用をしていかなきゃだめだと思います。ぜひ、これも善処していただきたいと思えます。

それから、知事にお伺いしますけど、今、3部長、そして県土整備部長からお話がありました。入札不調56件ということなんです。それに幾つかの共通点もありましたが、答弁の中で出てこなかったんですけども、56件の中の34件は年度末補正なんです。それを含めた38件が24年度予算なんです。年度末の補正に対しても不調。なぜか、それは工期の問題です。万が一のときは事故、これも避けたいと。それが一つあるんです。それから、今、物価調査と単品スライドのお話をしましたけれども、去年つくられた設計書とことしの設計書、同じ工事があったとしますよ。物価上昇のときは、ことしのほうが予定価格は高いんです。そうしたら、やっぱりこれは放棄しますよ。事故繰り越しを避けられないという宿命にある。工期はない、金額は安い。どうしたってこれは不調になります。だから、まずは単価の設定の仕方について、これは国土交通省、副知事をお願いするしかないんですけれども、少なくともこういった繰り越し

分というか補正分、年度末補正の分については、事故繰り越しが柔軟に認められるようなあり方というのが必要じゃないかなと思うんです。

繰り越しについては、ルール上は42条、43条になるんですか、そこで、原則だめだよと。その年度に予算は消化しないと次に持ち越すことは、明許をとった以外はだめだよと。しかし、その後にはただし書きがあります。避けられない事故、避けがたい事故によって繰り越さざるを得ないときは、これは事故繰り越しとして認めましょうと。ただ、そのハードルが高過ぎるし、書類は煩雑だし、頭は何度も財務省に下げんならん。このところが問題だと思うんですけども、この避けがたい事故という——だって、24カ月で執行するのが当たり前の予算を15カ月で使いなさいという15カ月予算なんです。9カ月足りないというのは致命的だと思うんですよ、工事をやるのには。だから、これは避けがたい事故と解すべきだと思うんですけども、ここらを知事会の中あるいは上京するたびに、財務省あたり、それから国交省にも力をかりて、繰り越しに柔軟に対応できるような運用に改善させるということが必要ではなかろうかと思うんですけども、知事に御決意のほどを含めてお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 一連の御質問、発注者側である県と受注者側である建設業なり事業者、その協働のあり方、国の制度的な問題、それから、きめ細かな対応というものが求められているというふうな受けとめで伺っておったところでございますが、今の事故繰り越し、繰り越し制度の運用について、社会資本整備がくれ、自主財源の乏しい本県におきましては、国の補助事業、財源というものをしっかり有効活

用するということは大変重要な課題でございます。年度末に補正予算が成立した場合、公共事業予算の執行は、ほとんどの予算を翌年度に繰り越さざるを得ない状況にあるわけでございます。また、年度内での執行に全力を尽くしておりますが、技術者、資機材の状況などにより、工事期間の確保が難しくなる場合もございます。また、当面、現在、我々の置かれている状況というものが、東日本大震災の復興需要などがあるものに加えて、公共事業予算の大幅な積み増しがあると、そういう状況もあり、これは本県のみならず国全体の共通する状況でもございますので、こうした繰り越し制度の柔軟な運用につきまして、国に対し、要望してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 ぜひよろしく願いをしまして、質問を終わります。(拍手)

○福田作弥議長 次は、田口雄二議員。

○田口雄二議員(拍手)〔登壇〕おはようございます。民主党県議団の田口雄二でございます。平成25年の締めくくりとなる11月議会、しかも、地元新聞が本日の知事の発言をクローズアップしていたその初日に質問の機会をいただきました。既に坂口議員から質問が出され、知事より回答があったばかりです。色あせた質問になってしまいましたが、既に通告をいたしておりましたので、答弁は当然変わらないでしょうが、次期知事選について質問いたします。

河野知事が宮崎県に総務省からお越しになったときは、3年だけ我慢すればとの思いで来たのかもしれませんが、宮崎県政を大きく揺るがした現職知事の官製談合事件が発覚し、御自身の考えていた将来設計とは違う方向に動き始めたことと思います。タレントだった東国原知事の誕生で紆余曲折はありましたが、思いも寄ら

ず総務部長から副知事に就任いたしました。信じられないようなすごい宮崎ブームが到来し、県庁が観光地になるなど誰が考えたでしょう。その上、中央では政権が交代し、大きな変化がありました。早く総務省に戻らないと浦島太郎になってしまうという焦りがあったかもしれません。また、宮崎県最大の危機であった口蹄疫が発生し、本県の基幹産業である畜産が壊滅的な被害を受け、本県は大きく疲弊をいたしました。

こんな大きなダメージを受けた本県の建て直し、再生・復興を東国原さんは当然やらねばならないと私たちは思っていました。進退をいつまでも明らかにせず、任期末ぎりぎりになってようやく、「知事に限界を感じた」と1期限りで宮崎に見切りをつけ、本県から去っていきました。

その実質後継者として知事選に出馬し、本県出身ではないなどと言われながらも、圧勝で第18代宮崎県知事に就任されました。その知事選が3年前の12月26日でしたので、選挙から間もなく3年を迎えます。これまでの議会で、次期知事選出馬に関しては各議員から質問されましたが、うまくはぐらかしてきました。道半ばの口蹄疫からの再生・復興、東九州自動車道の新たな開通に伴う力強い宮崎づくり、東アジア戦略やフードビジネスの推進、防災対策等々、県政の課題が山積する中、河野知事は次期知事選出馬についてどうお考えになっているのか、お伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終了いたします。

(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えいたします。

次の知事選挙についてであります。先ほど、

3年間我慢をすればというような御指摘があったところですが、私、公務員として勤めておりましたときも、以前勤めておりました総務省では、「三ぼれ主義」ということが言われておりました、仕事にほれよ、土地にほれよ、女房にほれよという、この三ぼれ主義でございます。その全てにほれて私は取り組んできたところがございます。公務員として、また、今、立場は変わって政治家といたしましても、その志、そこの心がけは変わらないところがございます。県民の皆様から負託をいただきましたこの4年間の任期、一日一日を県勢発展のために全力を尽くすことが、私に課せられた重要な責務であると考えまして、これまで県議会を初め、県民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、県政のかじ取りを担わせていただきましたことに、改めて感謝を申し上げたいと考えております。

私は、知事として、「宮崎新生」の旗を掲げ、この3年間、本県が大変厳しい状況から立ち上がり、将来に向けた希望の光を取り戻す、また、この愛する宮崎の豊かな未来を、県民の皆様とともに力を結集して築き上げていくという決意を持って、一所懸命に県政運営を行ってまいりました。

任期前半は、口蹄疫からの再生・復興と、鳥インフルエンザを初め、さまざまな災害への対応や、疲弊した県内経済・雇用の回復に全力を尽くしてまいりました。この一年は、宮崎牛の日本一連覇や東九州自動車道の一部前倒しでの開通など、まさに天岩戸が開き、まばゆい希望の光が差し込んでくるような明るい話題が相次いだところでもあります。宮崎にはよい風が吹いているということを実感しておるところでございます。

こうした流れにさらに弾みをつけるため、今年度は「復興から新たな成長へ」を県政の基軸に据えまして、本格的な景気回復と揺るぎない産業基盤の構築に取り組むなど、県政は着実に前進をしていると考えておるところであります。

そのような中、今般、経済界を初めとする各方面から、次期知事選への出馬要請をいただき、県民の皆様からも温かい応援をいただいたところがございます。大変ありがたい思いで受けとめ、県民の皆様のこの声を重く受けとめ、熟慮を重ねました結果、宮崎のさらなる発展に向けて、次期県政におきましても、この宮崎県知事という重責を担わせていただきたい、私が先頭に立って宮崎の希望に満ちた未来を力強く切り開いていきたい、そのように決意をし、次期知事選挙への出馬を決断したところがございます。今後とも、皆様方の変わらぬ御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

○田口雄二議員 ありがとうございます。三ぼれだったですか、私も女房以外のところは同じ気持ちでございますので、よろしく願いいたします。

県政の安定した推進を希望する声もあり、県内の主要10団体でつくる県経済団体協議会の出馬要請もありました。もちろん、若いですし、失政があるわけじゃありません。スキャンダルもありません。また、多選でもなく、出馬するのは誰もが当然だと思っております。突然、知事に限界を感じたと任期満了とともに本県を後にした前知事が、9月議会後に、知事選出馬の意向があるような記事が地元紙に掲載されました。念願の衆議院議員になったにもかかわらず、これまでの発言と矛盾している行動

に、なぜ、今さらそれはないだろうと思った県民が大半だと思います。地元紙の投稿欄に元県庁幹部の投書が掲載されていましたが、じかに接していた人間から見た実態を簡潔に、そして如実にあらわしていたと思います。

さて、出馬の意向が示されましたので、さらにお伺いします。これまで3年間の県政運営を知事御自身はどのように評価しているのか、また、任期残り1年、大きな政策テーマは何なのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 私が知事選のとき、政策提案に掲げました4つの基本政策のうち、まず、「口蹄疫からの再生・復興」につきましては、畜産経営再開などのさまざまな課題は残されておりますものの、全国のモデルとなる畜産の再構築に向けて、全共の2連覇など一定の道筋をつけることができつつあるのではないかと考えております。次に、「産業・雇用づくり」につきましては、成長産業の育成・加速化の体制の強化や中小企業の振興、さらには、それを支える社会資本の整備に努めてまいったところでありました。次に、「人財づくり」と「くらしづくり」につきましては、出生率の維持や学力の向上を図りますとともに、防災・危機管理体制の強化やドクターヘリの導入などに取り組んできたところでありました。南海トラフの巨大地震に備えた防災・減災対策を初め、課題は山積をしておりますものの、今後の県勢浮揚につながる明るい成果というものもあらわれつつあり、県政は力強く前に歩を進めているものと受けとめておるところでございます。

一方、来年度は、アクションプランの総仕上げとしまして、しっかりと成果を出していかなければならないという認識のもとに、1つには、将来の発展と地域を支える人財づくり、そ

して、1つには、競争力と成長性のある産業づくり、そして、3つ目には、安全・安心で魅力ある地域づくり、この3つの柱に沿いまして、重点的な措置を講ずることにしておるところでございます。また、7年後の東京五輪の開催、オリンピック・パラリンピックの開催というものをご機と捉えた「東京五輪おもてなしプロジェクト」、仮称ではありますが、そういったものも視野に入れながら、引き続き、成長産業の育成とともに、人材育成や地域づくりにも取り組ましまして、本県が将来にわたって持続的に発展できる基盤づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 先月、宮崎県議会防衛議員連盟の役員研修で、知事のふるさと呉市に行ってみました。広島県知事選直前で、公営掲示板がそこここに立っていました。駅から乗りましたタクシーの運転手さんに、「河野家具店はこの近くですか」と伺うと、「通りが違うけどすぐ近くですよ」とのこと。残念ながら時間がなく、知事の御実家に御挨拶することはできませんでした。そこで、運転手さんに、「河野家具店の息子さんが宮崎県の知事なんですよ」と言うと、運転手さんはびっくりしまして、「それは知らなかった。ぜひ来て広島の知事になってほしいと言っておいてください」と言われたので、申し上げておきます。別のタクシーに乗った中野一則防衛議連の会長も同様に運転手さんと会話をしたようですが、河野知事のごことは全く御存じなかったようです。

これまで、この議場で各議員から、リーダーシップを問う声が投げかけられました。まず、この残された1年間をしっかりと取り組み、宮崎県を力強く前進させることが、4年間を託された知事の仕事だと思います。その評価によっ

て次が決まるのではないかと私は思います。今、本県は、これまでなかった、宮崎市から北九州までの東九州自動車道の全線開通が目の前まで来ています。まさに宮崎新時代の到来です。このチャンスを確実に捉えて宮崎県の発展につながれば、知事のふるさとにも活躍が伝わるかもしれません。

ここで、もう一点、知事にお伺いをいたします。前回の知事選においては、各政党との距離を置いて知事選を戦い抜きましたが、2期目につきましてはどうお考えか、お聞きいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今、距離を置いてという御指摘がございました。あのときは、選挙に臨む姿勢という、本当にわからないことばかりでありましたが、しがらみのない県政というものをつくっていきたい、そういうような思いでの前回の対応であったわけではありますが、「対話と協働」を掲げておりますように、県民、市町村、経済団体、いろんな形で連携を図るといっては大変重要なことだというふうに考えておりますし、政党の皆様方ともさまざまな形での連携により、オールみやざきという体制での県勢の発展に、そのように心がけて努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 一党一派に偏ることなく県政運営をお願いしたいと思います。これで知事選の質問は終了いたします。

次に、特定秘密保護法案についてお伺いします。衆議院の国家安全保障特別委員会で特定秘密保護法案が審議され、与党は昨日、強行採決により可決、衆議院を通過させました。これからは参議院での審議に入ります。もちろん私も、外交や防衛等の秘密保護が必要なことは十分承知いたしております。しかし、この法案

は、だれがどのような情報をどのように管理するのか実に曖昧で、国民の知る権利、報道の自由が制限される可能性が高く、国民によりやく不安が広がっています。

大きな問題点は、特定秘密の範囲に余りにもグレーゾーンが多過ぎ、限りなく拡大解釈が可能であること、現在の国家公務員法、自衛隊法など、秘密保護法制ではどこが問題なのか、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれのあるような情報とはどのような範囲なのか、また、特定秘密の基準が政府の恣意で、つまり政府の勝手な判断で策定されるのではないかと、特定秘密が情報公開を阻害しないか、永久に秘密になるのではないかと、国会への情報提供が、行政機関のトップの判断で国会議員への秘密の開示・不開示が決められ、国会審議が事実上、行政府にコントロールされるおそれがある等々、この法案は将来において大きな禍根を残すのではないかと、心配でなりません。アメリカのニューヨーク・タイムズは、社説で、「何を秘密とするのか定義が曖昧」と指摘しており、「市民の自由に害を与えるだけでなく、東アジアからの不信感をさらに高めることになる」と批判しています。このわずかに約2週間の審議で済ませるには余りにも拙速です。国民にこの法案の恐ろしさを十分に認識させる前に成立させようとしているとしか思えません。指定できる対象は徹底して絞り込み、明確にしていかなければなりません。法律は、成立する時の政権に都合よく拡大解釈され得るものです。秘密の対象は必要最小限にとどめるべきです。ここで、現在審議中の特定秘密保護法案について知事はどのような所見をお持ちか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 我が国の外交、防衛などを通じた安全保障というものは、大きな、重

要な課題である。一方で、国民の知る権利、これも重要な価値観であるわけであります。この2つの大きな価値なり課題というものにいかにか折り合いをつけるか、いかに整合性を図っていくか、また結びつけていくか、そういう重要な議論が進んでいるものというふうにございます。まさに国会で審議中の特定秘密保護法案であります。防衛、外交など我が国の安全保障に関する事項のうち、特に漏えい対策が必要な情報を特定秘密に指定して保護するものであります。安全保障を取り巻く環境というものは厳しさを増しております。情報漏えいのリスクも懸念される状況の中で、我が国及び国民の安全確保のためには、機密漏えいを防止する法案の必要性はあるものというふうにございます。

しかしながら、議員御指摘のように、一方で国民の知る権利を制限することにもなりますので、その兼ね合いが大変重要な議論となっております。公開すべき情報まで秘密にすることがないのか、恣意的に運用されることがないのか、報道の自由を阻害しないかなどのさまざまな課題が指摘されているところにございます。こうした課題も踏まえて、情報公開をすべきもの、国民に知らせるべきものを秘密にしてしまうことがないような仕組みづくり、その議論についてしっかりと丁寧に議論を進めていくことが重要であろうというふうにございます。

○田口雄二議員 私たちは、この法案は余りにも危険で、国民の知る権利、報道の自由や表現の自由が制限される可能性が高く、到底認めるわけにはまいりません。昨日の早朝は、社民党、共産党、民主党の県議会3党派合同で、山形屋前で街頭演説を実施いたしました。ビラを

受け取る市民は思った以上にだんだんふえてきております。ようやく関心が高まってきているようです。この成り行きを黙って見ているだけではなく、行動で反対を今後も続けてまいります。

元自民党幹事長の野中広務さんは、「今、戦争の足音が聞こえてくると言っても過言ではありません。こそくな政治が行われている。秘密保護法案を与党と野党の一部との修正協議で衆議院を通過させようとしている。我々が恐れた昔の大政翼賛会のようなことです」と、ある講演会で、この法案の恐ろしさ、そして今回の成り行きを批判しています。

次に、IR、複合型リゾート施設について伺います。カジノだけではなく、ホテルや有名ブランドショップ、エンターテインメント、レジャー施設等を備えた複合型リゾート施設がIRで、法整備に合わせて誘致しようということで、宮崎県議会に国際観光産業振興議員連盟が先日発足し、私もその一員として参加いたしました。強かに推進するというよりも、まず、IRとはどのようなものなのか、また、それが本県にふさわしいのかを検証したいということが本音のところであります。

そのような中、先日、我が会派で、開設したばかりの宮崎県香港事務所、昨年開設したJA香港事務所に伺い、取り組み状況と実態の把握、そして、マカオのIRの視察に行っていました。ここではマカオのことだけに触れませんが、面積は、県内で一番小さい高鍋町よりさらに3割ほど狭いところに60万人近い人口で、1年間に観光客などの旅客数が約2,800万人、カジノの売り上げは、ラスベガスを2008年に追い抜き、現在は断トツの世界一です。この小さな地域の圧倒的なパワーにはただただ驚かされま

した。世界遺産の集中しているところには、陸続きの中国から大量の観光客でしたが、それでも平日で少ないほうで、しかも中国政府が悪徳業者の格安海外ツアーを締め出すため、旅行法が10月から改正され、4割も中国からの観光客が減ったようです。ラスベガス資本でつくられたベネチアン・マカオは、その名のとおり、イタリアのベネチアを模した運河をつくり、ゴンドラが観光客を乗せていました。その運河の周りには、約300店舗の有名ブランドショップ、スイートのみの客室数3,000室のホテル、そして世界最大の豪華絢爛なカジノは、東京ドームがすっぽり入る大きさで、余りに広過ぎて、一体どれほどの中国の観光客がカジノを楽しんでいるのかわからないほどでした。それ以外の施設として、幕張メッセの1.2倍の展示会場、1万5,000人収容できるアリーナ、5,000人が着席ディナーが可能な宴会場などなど、とにかくすべてがあきれるほどの規模でありました。ここまでとは言わなくても、巨大なIRがマカオには幾つもあるということにどぎもを抜かれてしまいました。現在、2016年完成予定で、香港からマカオ間に海上約30キロにわたって橋が建設されており、完成後はさらに大きな変化に見舞われることでしょう。

この視察で痛感したのは、今、IR、カジノを宮崎でやろうとしたらどれぐらいの規模が適切なのか、だれを相手に考えてつくるのか、中国からであれば、国際線の直行便一本ない中、どうやって来てもらうのか、有名ブランドショップをどれだけそろえられるのか、残念ながら、満身に誘客可能なIRは東京ぐらいしかつukれないのではないかと、つくづく思った次第であります。もちろんこのIRを県がつくるわけではありませんが、知事は先日、ベネチア

ン同様の施設をシンガポールで視察したようですが、それを踏まえて、知事の本県におけるIRのイメージをお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のマカオの施設、私も多分同じところを拝見したように思います。大変驚きを持って受けとめたところでありまして、8月の香港、シンガポールのトップセールスにおきましては、シンガポールの統合型リゾート施設であるリゾート・ワールド・セントーサを視察したところでありまして。そこは5,000億を超える投資のもとで、広大な敷地にさまざまなアミューズメントパークだとか、博物館、エンターテインメント施設が整備されておりまして、大人も子供も楽しめる素晴らしいリゾート施設だなというふうに考えたところでありまして。

また、投資のみならず、雇用、税収、観光誘客などさまざまな面に、地域経済に大きなプラスの効果을及ぼしているというふうに受けとめたところでありまして、マカオやシンガポールのような大規模な施設を宮崎でどのように展開できるのだろうかというところは、必ずしもすぐにはその絵柄が思い浮かばないところでありまして。

現在、国内における統合リゾートの実現につきましては、超党派の国会議員で構成する議連において、法案などの検討が進められているところでありまして、カジノの課題として指摘をされておりますギャンブル依存症などへの問題の対策とともに、各地域の実情や意向に配慮した整備区域の指定なども検討されると伺っております。国内に何か所程度をイメージされるのか、そういうところによって、東京、大都市部というような話がありましたが、大都市のあり方、それから地方都市にもそ

ということが展開が可能なのか、それも今後の検討に大きく影響するものというふうに考えておりました。県としましては、そういう動向も含めて、引き続き情報収集を行いながら、今後の展開も含めた検討を進めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 本県の現状を冷静に見ると、シーガイアを保有していますセガサミーは、本県をカジノ、IRとしての対象と考えているのか、大いに疑問を感じるところであります。県民も実態がよくわからずに妙な期待だけが高まっています。冷静に身のほどをわきまえたIRの誘致を考えてまいりたいと思っております。

次に、福祉保健行政についてお伺いいたします。

県立延岡病院の状況がかなり改善されてまいりました。看護師の地域枠採用も新たに取得いただき、7名の予定に対して、応募が集中し、採用予定の3倍近い20名も延岡病院での採用が決まりました。厚くお礼申し上げます。しかし、県立病院は充実してきましたが、延岡地区の医師会は高齢化が進み、延岡市夜間救命救急センターは体制維持にきゅうきゅうとしており、綱渡りの状況であります。引き続き医療環境の向上に御尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

そのような中、来年度の臨床研修マッチングの状況の報道を拝見しました。昨年に続いての2年連続の減少となりそうです。特に県立延岡病院は6年連続で一人もいません。臨床研修医は、全国でまた各病院間で奪い合いの状況で、確保に御苦労いただいていることは理解いたしますが、今回の臨床研修マッチングの結果をどう分析しているのか、福祉保健部長にお伺い

いたします。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 去る10月24日ではありますが、発表されました医師臨床研修マッチング数は45人となりました。昨年の53人、一昨年の61人と比較すると、少し減少いたしております。これは、例年100人程度いる宮崎大学医学部の卒業見込み学生、一昨年は105名、昨年は99名でございましたが、来年3月は90人であることや、また、その90人のうち本県出身者数も25人と、例年の30人程度に比べて少ない状況にあることが影響しているのではないかと考えております。なお、マッチング後の2次募集において現在までに3人の内定があり、実質的なマッチング数は48人とふえております。

○田口雄二議員 2次募集で3名ふえたというのは大変ありがたいことだと思っております。医師の卵である臨床研修医が少ないと、医師不足の解消につながりませんので、引き続き確保に向けて御尽力をよろしくお伺いいたします。

さらに、臨床研修マッチングの結果についてですが、マッチングの本県出身者及び宮崎大学の医学生は何人か、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 10月時点の研修マッチング数45人のうち、本県出身者は28人で、昨年と比べ4人の減となっております。また、45人のうち、宮崎大学生は31人で、昨年から8人の減となっております。

○田口雄二議員 本県出身者も宮崎大学の医学生も減っているのは少し気になります。

次に、県立3病院で臨床研修を行うフェニックスプログラムについて、病院局長にお伺いします。宮崎、日南、延岡の3病院の特徴を生かしたプログラムで、経験を多く積ませるという内容ですが、マッチングの結果と評価をお伺い

します。

○病院局長（渡邊亮一君） フェニックスプログラムでございますけど、このプログラムは、3つの県立病院を一つのフィールドとして臨床研修を行うものでございまして、平成23年度に設置した新しいプログラムでございます。今年度は、定員4名に対し1名のマッチングとなっております。初年度は応募者なしでありましたが、昨年度と今年度は各1名のマッチング者を確保したところでございまして、徐々にではあります、周知が図られ、成果があらわれてきているものと考えております。

フェニックスプログラムは、全県レベルあるいは地域の中核病院でございます宮崎・延岡・日南の各県立病院で、豊富な指導医のもと、研修を受けることによりまして、それぞれの病院の特徴を生かした高度で多様な症例を経験できることが大きな魅力の一つでございます。病院局といたしましては、今後とも、こうしたプログラムの魅力を、病院説明会等を通じて県内外の医学生に向け発信することによりまして、マッチング者の増加、ひいては県立病院全体での研修医の確保に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 定員4名に対して2年でわずか1名です。このプログラムが、医学生から見れば、病院局長が言われたように大きな魅力になっているのか、検証してみることも必要かもしれません。医学生の声にしっかりと耳を傾けていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ずっとマッチングがゼロであった日南病院が、昨年から2年連続で今回も研修医を確保できそうです。延岡病院は、平成17年度、研修医制度が決まって以降、これまでで1名のみで

す。同様の状況であった日南病院が変わったのは、地域総合医育成サテライトセンターが設置されたことが要因にほかならないと思います。昨年、私が委員長をしていました地域医療対策特別委員会の報告書でも提言させていただきましたが、延岡病院にも同様のセンターの設置を御検討願えないか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 地域医療を担う総合医の育成を目指しました地域総合医育成サテライトセンターにつきましては、宮崎大学からの距離が比較的近く、1次から2次にわたる幅広い診療を行っている県立日南病院が適していることから、宮崎大学地域医療学講座の臨床の場として設置されたところであります。県といたしましては、まずは、県立日南病院でスタートしたサテライトセンターが、今後しっかりと実績を上げていくことが重要であると考えておりますので、お尋ねの県立延岡病院への設置につきましては、その成果も十分踏まえた上で、宮崎大学等と検討していくことになろうかと考えております。医師確保は、県政の最重要課題の一つでありますので、今後とも、県内各地域の状況を十分踏まえながら、実効が上がるように努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 日南病院は宮崎大学から比較的近く、幅広い研修に適しているということですが、来年、東九州道の延岡―宮崎間が全線開通し、時間的にはかなり短縮されますので、ぜひ前向きに御検討をお願いいたします。

あとは、マッチングしていただいた医学生が、今後しっかりと勉強していただき、医師国家試験に全員が合格することを願ってやみません。

次に、宮崎市郡医師会病院で運行している心臓病専門救急車（M—CCU）についてお伺いします。心臓病専用救急車（M—CCU）とは、急性心筋梗塞などの重篤な患者の救命率を向上させるため、高度な診療機能を備えており、医師や看護師が同乗する心臓病専門のいわゆるドクターカーです。県の地域医療再生計画にも盛り込まれ、4,725万円の事業費は国の臨時特別交付金を活用しており、365日24時間体制で県内全域を対象としております。専門治療を行いながら搬送するもので、県内では初めて導入されています。医療機器を通常の救急車より多く搭載するためマイクロバスを改装した車両で、県内の病院や診療所の医師が、より高度な医療が必要と判断したときに要請されます。搬送の時間短縮のため、高速道のインターチェンジや公共施設などのランデブーポイントで、患者の受け渡しを行います。このM—CCU（心臓病専用救急車）は、ドクターヘリが飛べない夜間や悪天候のときなどをカバーすることとなり、県民の救命率向上に大きく寄与しているものと思います。ドクターヘリは県民に大きく認識されていますが、余り知られていないM—CCUは、昨年10月に運行スタートいたしておりますので、1年が経過いたしました。そこで、この心臓病専用救急車（M—CCU）のこの1年間の出動状況について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） お尋ねの宮崎市郡医師会病院の心臓病専用のドクターカーの導入に当たりましては、議員のお話のように、県の再生基金を活用して導入経費約5,000万の支援を行っておりますが、昨年10月の運行開始からことしの10月まで、63件の出動がっております。医療圏別の出動先の内訳につきまして

は、延岡西臼杵が7件、日向入郷が1件、西都児湯が8件、宮崎東諸県が13件、西諸が22件、都城北諸県が1件、日南串間が10件、県外が1件となっております。

○田口雄二議員 今後のさらなる活用を期待したいものです。

以上で福祉保健行政に関する質問は終了いたしますが、来春に東九州道の宮崎—延岡間がつながることは、県北からの重篤な患者の夜間搬送が容易でスピーディーになります。また、これまで遠いと敬遠されてきた医師の派遣等が、これまでより増加してくれることを期待しています。御答弁ありがとうございました。

次に、東九州メディカルバレー構想についてお伺いします。

国も成長産業として推進している医療産業の一つ、東九州メディカルバレー構想ですが、東九州地域における集積している医療機器産業の一層の振興と地域経済への波及が期待されています。関連する県内の医療機器の会社が研究会を立ち上げるなど、また、関連するニュース等をマスコミで拝見する機会が多くなっています。現在までの東九州メディカルバレー構想の取り組み状況について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（茂雄二君） 東九州メディカルバレー構想につきましては、宮崎、大分両県の産学官が連携をしまして、医療機器の研究開発や産業集積、人材育成などの拠点づくりに取り組んでいるところであります。取り組みの一つといたしまして、取引拡大や新規参入を促すため、宮崎県医療機器産業研究会を立ち上げ、医療現場見学会やセミナー、展示会開催などを行っており、参加企業数も発足当時の28企業から60企業にふえ、新たに医療機器産業に

参入する動きも加速しつつあります。また、研究開発につきましては、延岡市と共同で宮崎大学医学部に寄附講座として「血液・血管先端医療学講座」を設置いたしまして、地場企業の医療機器開発や新規参入の支援を行っておりますほか、今年度から、医療機器に特化した県の補助制度による支援も行っており、これにより企業の医療機器の開発が促進されるものと考えております。さらに、今年度は、アジア等から医療関係者を招聘し、1週間程度の視察研修や3カ月にわたる技術研修を実施するなど、透析技術、医療機器の海外展開を目指した新たな取り組みを進めているところであります。今後とも、構想のなお一層の推進に向け、取り組みを加速させてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 今年度から、医療機器に特化した県の補助制度も新たにつくっていただき、感謝申し上げます。地域活性化総合特区の指定も受けておりまして、財政支援、そして規制緩和されるなど、研究開発が進めやすくなりました。東九州メディカルバレー構想の総合特区指定により、どのような成果が出ているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長(茂 雄二君) 東九州メディカルバレー構想につきましては、平成23年12月22日付で、地域活性化総合特区に指定されたところであります。特区として提案しております規制緩和につきましては、一部が認められたところでありまして、例えば医療用針など一部の医療機器の開発につきましては、国との協議の中で、企業の薬事手続前の試験が可能となり、経済的・時間的負担が軽減され、開発がスムーズに進むなどの成果があらわれております。また、財政支援につきましては、総合特区推進調整費を活用した大型の研究開発資金を

獲得し、現在、九州保健福祉大学が県内企業と共同で医療機器の開発を進めているところであります。さらに、特区に指定されたことによりまして、東九州メディカルバレー構想推進への機運が高まるとともに、注目度も増してきており、JICAやジェトロなど、関係機関の協力を得る機会もふえてまいりました。特区指定後、医療機器の中核企業3社が工場を増設し、また、県外から関連企業が立地するなど、医療機器産業の集積が着実に進みつつあると感じております。今後とも、特区のメリットを生かしながら、構想の推進を図ってまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。昨年2月には、県と延岡市の共同寄附によって、宮崎大学医学部血液・血管先端医療学講座が開設され、県北地域における医療機器の研究開発の動きが活性化してまいりました。この寄附講座、血液・血管先端医療学講座について県はどのように評価しているのか、お伺いいたします。

○商工観光労働部長(茂 雄二君) 寄附講座につきましては、東九州メディカルバレー構想の取り組みの一環として、新たな医療機器の研究開発、地場企業の医療機器産業への参入支援や、県民の健康・福祉の向上などに寄与することを目的としまして、県と延岡市との共同寄附により、宮崎大学医学部に設置をされたものであります。これまで、企業と共同で医療機器の研究開発や臨床研究の実施、また、アジア等からの医療関係者を対象とした招聘事業での受け入れなどに取り組みますとともに、特に県立延岡病院内に開設された県北拠点においては、企業が気軽に相談できる談話サロンの設置や、痛みを軽減する注射針の開発への協力など、活発

に取り組まれているところであり、本寄附講座は、構想推進の中核的存在として大きく貢献していると認識いたしております。

○田口雄二議員 構想推進の中心的存在として大きく貢献していると、高い評価だと思っております。こうした動きを後押しし、県北地域における医療機器産業の一層の振興を加速させるため、研究開発の拠点である講座を中心としたさらなる産学官の連携が必要不可欠になってまいります。研究開発はそう簡単に結果が出るものではありませんし、どうしても時間が必要となります。この寄附講座の継続は今後どのようにお考えになっているのか、お伺いいたします。

○商工観光労働部長(茂 雄二君) 寄附講座につきましては、構想推進の中核的存在として極めて大きな役割を担っているものと考えておりますので、県といたしましては、延岡市や宮崎大学などの関係機関と連携を図りながら、継続に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 全国的には、寄附講座というのは、地域医療に関することがほとんどのようございまして、このような先端医療の講座は極めて珍しいようです。医療機器産業の一層の振興を加速させるためにも、研究開発の拠点であるこの講座の継続はもとより、人員体制や研究内容の充実を図るため、総合特区の制度を活用した資金の獲得にも御尽力賜りますように、よろしく願いいたします。

次に、県土整備行政について質問をいたします。

まず初めに、建設工事の指名競争入札制度についてお伺いいたします。ことしの2月に、地域の建設業者が担う災害復旧工事への対応を強

化したいなどとして、試験的に3,000万円以下の土木一式を7月から取り入れ、10月からは、舗装、とび、土工、コンクリート、そして建築一式が試行として入札が実施されております。これまでの建設工事の指名競争入札制度の実施状況と現時点での評価について、公共三部を代表して、一番多い県土整備部長に一括してお願いいたします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 建設工事の指名競争入札につきましては、災害対応力の強化の観点から、災害時の応急復旧等に迅速に対応する必要がある工種を選定し、7月から土木一式工事を、10月からは舗装工事等の4種類の工事を試行しているところであります。11月25日までに97件の指名通知を行いまして、うち72件で落札者を決定しており、現時点におきましては、大きなトラブルもなく順調に実施できているものと認識しております。なお、試行開始後5カ月となる土木一式工事につきましては、価格競争方式の条件つき一般競争入札と比較しますと、平均応札者数や平均落札率についてはほぼ同じ水準となっておりますが、工事現場に近い建設業者が落札する割合が高くなっているところであります。

○田口雄二議員 先日、私ども延岡市選出の県議会議員5人は、延岡市建設関連団体協議会の皆さんと意見交換をいたしました。その際、指名競争入札の試行対象業種の拡大や対象金額の拡大を要望する各団体の声をたくさんいただきました。まだ始まったばかりの入札制度ですので、一定の結論が出てということになるとは思いますが、対象業種あるいは対象金額の拡大はどのように考えているのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 建設工事に

おける指名競争入札の試行につきましては、今後、建設業者へのアンケートや関係団体等との意見交換も踏まえまして、総合的に検証を行うこととしております。お尋ねの対象業種や金額などといった来年度以降の方針につきましては、県議会や第三者委員会であります入札・契約監視委員会の意見も伺いながら、試行の継続も含め決定してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 対象業種に入っていない団体から、いろいろと御不満の要望が多数ありましたので、質問させていただきました。検証をしっかりと行い、御検討をよろしく願いいたします。

次に、宮崎市の小戸之橋のかけかえ工事に伴う交通渋滞の対策についてお伺いします。これにつきましては、これまでこの議場で何度か質問されていますが、11月1日から通行どめが現実になり、予想されたとおり、周辺の交通渋滞が悪化いたしました。宮崎市民や我が党の宮崎市議団からの渋滞対策を求める声がたくさん届いていますので、あえてお聞きいたします。

通行どめにより他の橋に車が流れ、渋滞が顕著になり、通勤や通学などの市民に大きな支障が出ています。新規に橋をつくるのではなく、1日当たり約1万8,000台の通行量のあった橋がなくなったわけですので、支障が出るのは当然です。これは事前に予測されたわけで、県当局においても、宮崎市を初め関係各位と、これまでいろいろ検討され、渋滞対策を打ってきたとは存じますが、これまでの小戸之橋かけかえ工事に伴う渋滞対策の取り組みについて、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 小戸之橋の通行どめに伴う渋滞対策につきましては、宮崎市の要請を受けまして、平成22年度から協議を

重ね、小戸之橋周辺の主要な交差点7カ所におきまして、市や警察本部と連携して、右折レーンの設置などの渋滞緩和対策を実施いたしました。このうち、県では、県道宮崎島之内線の昭和町交差点と大王町交差点の2カ所におきまして、中央分離帯を撤去し、それぞれ約100メートルと約70メートルに右折レーンを延伸する工事を実施したところでございます。

○田口雄二議員 現実に橋がなくなった今、市民は戸惑い、最短時間のルートを連日試行錯誤しながら、焦る気持ちを抑えつつ、ハンドルを握っていることと思います。この県庁に通う職員も相当数がこの橋を利用していたと思いますが、これまでよりかなり早く自宅を出ているのではないかと想像されます。そのうちだんだんなれてくると車が分散し、少しは渋滞が解消されるかもしれませんが、先ほども申しましたように、1日当たり約1万8,000台が他のルートに回ったわけですので、そう簡単にはまいりません。また、この橋が完成するまで約7年かかると聞いております。迂回ルートになった地区においては、慢性的な朝晩の渋滞や交通事故の危険が増しており、御迷惑をおかけしております。今後の渋滞対策として県当局はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 通行どめ後の渋滞状況を把握するため、宮崎市におきまして11月14日に実施した交通量調査によりますと、上流の大淀大橋や下流の赤江大橋などの交通量が増加しており、周辺交差点の渋滞状況につきましては、現在、分析中であると伺っております。また、しばらくの間は交通量の変動が続くと見られるため、定期的な調査を継続すると聞いております。今後の渋滞対策につきましては、このような調査結果等を踏まえた上で、

引き続き、市や警察本部と連携して対応してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 この渋滞対策として多くの方々から要請されているのが、一ツ葉有料道路の南線を通勤・通学时だけでも無料化できないか、ラッシュ時だけでも無料化できないかというものです。日向市の小倉ヶ浜有料道路は、東九州自動車道の開通を見込んで、細島港への利便性を高めるため、未償還金の解消を待たずに、県当局の英断で5月10日から無料化をしていただきました。そこで、小戸之橋のかけかえ工事に伴う渋滞対策として、一ツ葉有料道路南線のラッシュ時間帯の無料化はできないのか、また値下げは難しいのか、再度お伺いをいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 一ツ葉有料道路につきましては、現在、平成32年2月の無料化に向けまして、通行回数券の購入PRに努めるなど、道路公社と連携を図りながら、利用促進に取り組んでいるところでございます。時間帯を区切った無料化及び料金値下げにつきましては、現在、約29億円余の未償還金もあり、今後の償還計画や、さらに道路管理上の問題、及び通行料金改定の国の許可が困難なことなどから、現時点での対応は難しいと考えております。県としましては、宮崎市の調査結果などを踏まえながら、引き続き、宮崎市や警察本部と連携して、必要な渋滞対策に取り組んでまいりたいと存じます。

○田口雄二議員 平成32年の2月から無料化になるということは、まさに小戸之橋が完成するころです。何というタイミングの悪さかと思えます。これを聞くと、関係者や市民はやり切れない思いがするのではないかと思います。もう少し融通をきかすことができないのか、知恵を

働かせて何とかならないものか。今、1年間に平均約4億円が償還されているようです。未償還金が29億円ということは、7年ちょっとで完済します。新小戸之橋の完成時期と、これもまたほぼ同じというのは皮肉なものです。逆に、みんなで集中的に乗る運動をして、償還の完済時期を早めるという手もありますが、そう簡単には事は進まないと思います。そこで、仮定の話ではありますが、早朝のラッシュ時間帯の無料化を実施した場合、その減収分を宮崎市が補填するというのであれば検討の余地があるのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 現在、宮崎市におきまして、周辺道路の交通量調査を実施し、渋滞状況を分析中であり、その調査結果を踏まえた上で、今後の渋滞対策について検討する予定と伺っております。お尋ねの有料道路の減収補填の提案につきましては、制度上の問題や道路管理上の技術的問題、さらには新たな渋滞の発生も予想されるなど、さまざまな解決すべき課題もございますが、仮にこのような提案がありましたら、国や宮崎市並びに関係機関と、その可能性について検討してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 宮崎市さんにその気があるかどうかはわかりませんが、仮に減収分の補填を考えてくれるというのであれば、無料化を検討する余地はあるということでした。少し光が見えてまいったというような気がいたします。

時間がなくなりましたので、次の問題は飛ばさせていただきます。

まず初めに、教育行政についてお伺いをいたします。

今議会から、近藤好子前教育委員長から齊藤和子新教育委員長にかわられました。2代続い

での女性委員長となります。私は、現在、文教警察企業常任委員会の委員長をしている関係で、教育委員会主催の行事に出席いたしましたので、その際、何度か同席させていただきまして名刺交換をいたしております。ただ、親しくお話をすることもまだありません。ここで、初めての議会でもありますので、ぜひ、宮崎の子供たちの教育に関して、齊藤教育委員長のお考えや思いをお聞かせいただきたいと存じます。

○教育委員長（齊藤和子君） お答えさせていただきます。

私は、3人の子供の母親として、子供たちのために一生懸命指導されている先生や学校の応援をしなければならないと考え、PTA活動に参加するようになりました。これまでおよそ3年間は、教育委員として、学校教育はもとより、社会教育やスポーツ活動の充実を願い、本県教育行政に携わってまいりました。自分の将来の夢や目標の実現のために真剣に学んだり、悩んだりする子供たちを、学校での学びはもちろんのことですが、保護者や地域の皆様がそれぞれの生きる姿で導き、意識的に教育にかかわっていただくことが、宮崎の教育の風土づくりに進む力となると考えております。

教育を取り巻く環境にはさまざまな課題がありますが、これらの課題に真剣に取り組み、宮崎の子供たちには、宮崎で育ったことを誇りに思ってもらえるよう、県議会、県民の皆様と一体となって、子供たちを真ん中にした学校教育の充実を初め、県民総ぐるみの教育の推進に邁進してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 御答弁ありがとうございます。教育を取り巻く環境はまだまだ改善していかなければならないところが多数ありますので、今後の御活躍を御期待申し上げます。

なお、近藤前教育委員長は、教育問題に関しては、答弁書だけではなく、御自分の意見を熱く語られることがありました。齊藤委員長もぜひ御自身の思いを今後御披露いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

改めて、教育委員長並びに教育長にお伺いいたします。地方の教育委員会を見直しする議論が、中央教育審議会で検討されています。実際の教育行政の責任を、これまでの教育委員会から、自治体の長である知事や市町村長が任命する教育長に移しかえるという内容です。滋賀県大津市のいじめ自殺事件を念頭に置いており、現在の教育委員会制度では、教育行政の権限と責任の所在が不明確で、地域住民や保護者の意向を十分反映させていない、よって、その責任体制を確立したいというものです。この教育委員会の見直しについてどうお考えか、教育委員長と教育長にお伺いをいたします。

○教育委員長（齊藤和子君） 本県の教育委員会におきましては、各委員が定例の委員会等におきまして、それぞれの立場から活発に意見を出しております。また、そのような中、十分な議論を行うとともに、知事、副知事や公安委員との意見交換や、学校現場の訪問等に積極的に取り組むなどし、職務の遂行に努めているところでございます。

一方、国では、これまで発生したいじめや体罰の問題から、教育委員会制度について中央教育審議会での審議がなされているところであり、真摯に受けとめなければならないと思っております。私といたしましては、どのような制度であっても、その制度を生かし、子供たちのために、よりよい教育行政を進めていくことが大切であると考えておりますので、与えられた

役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

○教育長（飛田 洋君） 現在、中央教育審議会の教育制度分科会におきまして、教育長を知事など首長の補助機関とする案と、教育長を教育委員会の補助機関とする案の2つの案が示されておりますが、2つの案について、さまざまな角度から議論をいただいていると伺っております。いずれにいたしましても、このような制度の見直しに当たっては、教育の継続性、安定性の確保、さらには政治的中立性などが求められておりますので、そのようなことにも十分留意いただきながら、それぞれの案のメリット、デメリットも踏まえ、慎重な検討をお願いしたいと考えております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。

先ほど飛ばしました道路の問題について戻らせていただきます。この議場でも毎回のよう延岡の各議員が質問していますが、今回も延岡市、また、県北県民の強い要望であります延岡南道路の無料化について伺います。以前より、ほかの高速道路の料金体系と比較すると、延岡南道路は割高ではないかと疑問視する声が多くあります。延岡南道路の料金設定はどのように決められているのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 延岡南道路の料金設定につきましては、一般有料道路として整備された経緯から、高速自動車国道のような全国で共通化された料金体系と異なりまして、道路の建設や維持管理などに要する費用を路線単独の料金収入で返済するものとする個別採算制での料金設定が、平成2年の供用当時になされたと同っております。平成17年に管理者の日本道路公団が民営化されましたが、その後

も当初の料金設定が引き継がれているところでもあります。

○田口雄二議員 つまり、延岡南道路と高速道路は同一の基準で決まっているのではなく、延岡南道路だけで料金設定がなされているということなんですね。比較すること自体に無理があったということです。納得はできませんが、仕方ありません。

ここで、最近顕著になってきたのが、無料の国道10号延岡道路を利用する大型トラック等の特大車が、有料の延岡南道路だけを回避して住宅街の市道に流れ込み、沿線住民の生活にも大きな支障が出ています。延岡南道路の無料化ができないか、また、特大車の料金だけでも値下げできないか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 西日本高速道路株式会社の見解によりますと、現行の料金を前提として民営化後45年以内に債務返済を行うよう、平成62年8月まで料金を徴収することとなっているとのことですので、現時点での無料化や特大車の料金値下げは、かなり厳しい状況にあるものと考えております。

○田口雄二議員 平成62年8月まで料金徴収といえば、あと37年も有料です。そのころ私は92歳になっております。ふしだらな生活をしていきますので、間違いなく生きていないと思います。道路というものは利用されて何ぼ、所期の目的どおりにつくられたのに、有料であるがために目的どおりにならないというのは、何のためにつくったのか、無念さでいっぱいです。

そこで知事にお伺いします。延岡の皆さんは、現在、買い物を楽しもうとするときは大分市まで足を延ばす方がたくさんいます。宮崎市よりはちょっと遠いんですが、時間的には、道路状況がいいものですから、宮崎市に来るより

も短時間で行けるんです。あと2年以内には、宮崎—大分—北九州まで東九州道がつながります。延岡から宮崎市方面の道路は全て有料区間です。大分方面は佐伯市まで直轄道路のため、買い物や観光をいざなうかのように無料です。県内方面に人が流れ込むようにするためにも、延岡南道路の無料化や値下げが必要だと思いますが、知事のお考えをお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘がありましたように、国道10号の渋滞、また大型車両の通行により、沿線住民の経済活動、日常生活に大きな影響を及ぼしておるところでありまして、何とか南道路の無料化または料金値下げができないか、これまでも要望いただいております。現在、国におきまして、社会資本整備審議会の国土幹線道路部会から出された中間答申を踏まえまして、高速道路の料金制度のあり方について具体的な措置の検討が進められております。混在する有料区間と無料区間の整理を検討すべきだと、そのような答申がなされておるところであります。今後とも、こうした国の議論や施策の動向につきまして、積極的に情報収集を行ってまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 高速道路の無料化実験のときには、劇的に車の流れが変わりまして、今要望していることがまさに間違っていなかったということが十分証明されております。今後の県北のいろんな活性化のためにもこの道路は絶対無料化が必要ですので、ぜひともよろしく願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午後0時6分休憩

午後1時1分開議

○福田作弥議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) それでは、通告に従いまして、順次お伺いをしてまいります。

安倍政権が発足して、はや2年、もうすぐ2回目の当初予算編成時期を迎えます。総理は昨年の就任演説の中で、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢を軸とする「アベノミクス政策」を大きく打ち出されました。これまでの失われた20年を取り戻し、未来に向かって発展の礎を築こうというものであります。その後、15カ月予算や公共事業の拡大など、さまざまな対策が打たれてきた結果、経済全体に明るい兆しが見えてまいりました。

先日、7～9月期のGDP(国内総生産)速報値が公表され、「日本経済はたくましく回復軌道に入っていく」という甘利経済再生担当大臣の談話とともに、来春に向け、景気が再加速するとの内閣府幹部のコメントが出されております。

今回は、2020年東京オリンピックの開催決定や、大都市圏の地価の5年ぶりの上昇など、明るい兆しに見える経済をさらに後押しする力強い光が見えてきているように思います。アベノミクス効果が、これから地方にも恩恵をもたらすものと大きな期待をいたしております。

一方、農政面におきましては、TPP合意に向けた取り組みや米政策の大きな方向転換、さ

らには農地の中間管理機構や多面的機能直接支払い制度など、将来に向かって安定的な農業経営の展開を目指した制度の改革も検討されております。

私ども宮崎県にとりましても、国のさまざまな動きを的確に把握し、制度をフルに活用して地域経済を豊かに活性化させていくことが一番重要であると考えております。また、そのためには、一貫した財政運営、経済対策が重要でありまして、一期一期で異なる考えでは十分な財政発動効果が期待できないものであります。ぜひ、知事には引き続き県勢浮揚に全力で取り組んでいただきたいと思います。このような思いを御理解いただき、質問に入らせていただきます。

先日、私は、知事を初め県内の政財界でつくる訪問団とともに韓国を訪問し、県産木材の輸出拡大や国際定期航空路線の維持を求めて、政府機関や企業に要請を行う機会をいただきました。今回の訪問では、韓国国内で戸建て住宅の建設意欲が旺盛にもかかわらず、国内木材の生産が極めて少ないことが判明いたしますとともに、観光客誘致の課題が明らかになってきたところでもあります。今回の訪問で得られた課題を解決して、着実に交流を促進することが大変重要であると考えました。

知事は今回の韓国訪問以前にも、香港やシンガポール、台湾などを訪問され、県産品のトップセールスや定期路線の拡大、観光客の誘致など、積極的に働きかけを行われておりますが、これまで訪問された国や地域における働きかけの成果についてどのように考えておられるのか、知事にお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問を終わり、この後、質問者席にて行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

東アジアにおけるトップセールスということで、今年度、香港、シンガポール、台湾、韓国を訪問しまして、県産品や木材のトップセールスを初め、定期航空路線の維持充実や本県へのさらなる送客の要望など、積極的に取り組んできたところであります。

その成果につきましては、まず県産品の輸出は、香港、シンガポールで宮崎牛の新たな取引が始まり、宮崎牛取扱指定店の認証交付をしたところでございます。香港でのカンショや卵、また台湾でのみそなどの調味料、乳製品などの定番化につながったところであります。また、議員、今御指摘がありましたように、韓国では木材の輸出に向けて、さらなる人的なつながりというものも深めることができたように思っております。

また、香港では、現地政財界のキーパーソンの方との意見交換によりまして、本県の取り組みにアドバイスをいただくなど、今後の販路開拓に当たっての貴重なパイプもできたものと考えております。

また、観光面では、香港の大手旅行会社を訪問いたしまして——この社長さんとは私、何回もお会いをしておるところであります——宮崎空港を発着するチャーター便の利用も含めて、さらなる送客をお願いしましたところ、その実現に向けて前向きに検討していただけたという趣旨のお言葉をいただきましたし、また、さらなる観光誘客に向けた具体的なアドバイスもいただいたところであります。

また、人的交流という面では、先日参りました台湾、「みやざきフェア」が開催された台中市、彰化県があったわけでございますが、彰化

県の県知事との会談を行いました。人口130万人の農業が盛んな県でございますが、今後の両県の経済交流の促進などに向けて、前向きな関係構築ができたものというふうに考えておるところでございます。

東アジアの市場開拓は、まだ本格的な取り組みを始めたばかりではありますが、一部では着実に成果が出てきているのではないかとというふうに考えております。知事としてトップセールスを行うことにより、注目度が高まり、また相手のキーパーソンとも会える。さらにはさまざまな形でのパイプづくり、注目度も高まるというような状況を利用しながら、今後とも、機会あるごとに積極的に宮崎の魅力を情報発信しまして、海外との交流促進に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○山下博三議員 ありがとうございます。

引き続き、知事にお伺いをいたしますが、知事や政財界の関係者のみの交流だけでなく、次代を担う青少年レベルの草の根交流も大変重要であります。御案内のことと存じますが、本県の青少年と海外の青少年の交流事業は、今をさかのぼること40年前、黒木元知事の時代から松形元知事まで、日比友好植樹の翼や日韓友好植樹の翼として実施されてきております。いずれも当時の知事が団長で、120名から150名のチャーター便での参加でありました。私も4回ほど参加をさせていただいております。

また、次の時代を担う青少年の代表として、九州青年の船、宮崎県少年の船という、さまざまな青少年と海外等の交流事業が実施されてまいりました。そのいずれもが、地理的、歴史的にも深く結ばれている東南アジア各国と、友好植樹を通じてスポーツ交流や文化交流、交歓により相互理解と信頼を深め合う友好親善と国際

性を涵養することが目的とされておりました。諸般の事情から、いずれの事業も中止される中で、県におかれましては、青少年育成を行う上で、友好の翼などに代表される国際交流の推進の役割、必要性についてどのように考えておられるのか、知事にお伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘がございました宮崎県日韓友好植樹の翼事業などの青少年国際交流事業につきましては、当時、本県など地方レベルの国際化が急速に進展する中で、国際感覚豊かな人づくりの推進という観点から大変効果的であったというふうに考えておりますし、昨今の政治・外交状況を考えますと、民間ベースのこういう交流のきずな、その礎ができたというのは大変重要なことであつたろうというふうに考えております。

私もかつてアメリカに2年ほど留学した経験がございますが、異なる文化の中で外国の若者と一緒にサッカーやテニスをやって遊んだり、またグループ討議を行ったり、ともに学んだことがございます。そこで学んだ内容だけではなく、視野が広がること、また経験を深めること、そして新たな視点で日本を見詰め直すことができること、さまざまな効用があつたわけでございます。自分の人生にとりましても大きな糧であつたように考えております。

本県におきましても、国際化が進み、県民の海外渡航もふえまして、グローバル化がますます進展している状況でございます。このような中で、県としましては、観光や経済、文化、スポーツなど幅広い分野において、県民や経済団体の主体的な交流が促進されるよう支援していくことが重要であると考えておまして、現在、韓国との児童生徒の相互交流事業などに取り組んでおるところでございます。また、先

日、民間ベースで現在も続いておりますシंगाポールの交流団、その子供たちともお会いしたような状況でございます。青少年の国際交流事業につきましては、グローバル人材の育成確保を図るという観点からも、国、市町村、民間とも連携を図りながら、そのあり方につきまして検討してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。

私は留学の経験はないんですけれども、40年ほど前、全国の農業青年17名でヨーロッパを1か月間訪問させていただきました。そのとき、オランダで、世界に広がった花市場というのを見せていただきました。それから、ドイツでも機械銀行という、世界に先駆けた機械化文明の中で取り組みがなされておりまして、その後、日本でも農村における機械銀行というのが推進されてまいりました。若いときに知識を得ることがいかに大事かということを感じておるものですから、ぜひとも若者にも夢を与えられる、そういう青少年の交流事業を再開していただくとありがたいと思っています。

次に、フードビジネスの推進についてお伺いをしてまいります。

私の地元であります都城市は、北に高千穂峰を、西には桜島を望む、耕地面積1万3,000ヘクタールを有する、宮崎県内でも有数の農業地帯であります。この地域から産出される農産物等を活用した食品製造業者についても、日本一の出荷額を誇る霧島酒造や、牛乳・乳製品等の飲料メーカーである南日本デリー牛乳、みそ・しょうゆのヤマエや早川醤油、ミヤチク高崎工場や、今日まで先駆的に取り組みをされている民間資本の野菜加工工場や製造加工される食品の出荷額は優に1,000億円を超えており、本県の食品製造業出荷額の大きなウエートを占めてお

ります。

このような中、都城地域におきましては、去る8月9日に農水省の皆川事務次官をお招きして6次産業化推進大会を開催され、官民挙げて地域資源を活用した6次産業化や農商工連携の取り組みを進めていくことを決議いたしたところであります。

このように、既に県内の食品製造業出荷額の重要な位置を担っており、今後も、地域資源を活用した6次産業化、農商工連携など付加価値向上を図っていこうとしている都城・北諸地域を核として、隣県鹿児島県の曾於・有明地域とも連携を深めるためにも、例えば、都城・北諸地区フードバレー構想といったフードビジネスを実践するための新たな構想を策定するべきではないかと考えますが、稲用副知事にお伺いをいたします。

○副知事(稲用博美君) フードビジネス振興構想は、県下全域を対象に、地域の特性を踏まえながら、食関連産業の成長産業化を図ろうというものであります。

中でも、都城・北諸県地域では、全国トップクラスの生産量を誇ります豊富な農畜産物と、これを生かしました多彩な食品加工・製造が行われております。私も10月に現地の視察、各企業の皆さんとの意見交換を行ってまいりました。皆さんには、将来を展望しまして、ともに考えて行動していこうというような姿勢を感じまして、非常に積極的なそういう部分がございました。この地域におきます生産・加工というのが、本県の食関連産業のまさに屋台骨であるという認識を新たにしたところでございます。

また、今後、都城志布志道路の開通によります物流の効率化・高速化、さらには農地の集約化に向けた動きなどを見据えますと、鹿児島県

の曾於・有明地域を含めた圏域というのは、さらに大きく発展する、飛躍するポテンシャルを有しているというふうに思っております。

現在、県では、食肉や焼酎、加工・業務用農林水産物など、都城・北諸県地域に密接に関連するテーマを設定しまして、関係団体・企業等と連携しましてプロジェクトを推進しているところでありまして、本地域の食関連産業につきましては、御提案のような広域的な視点も持ちながら、本県フードビジネスの中核として、一層の振興を図ってまいりたいというふうに考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。

私は去る8月16日から、香港、マカオを訪問し、香港事務所の開所式の前でありましたが、香港事務所の活動状況や香港のワンチャイにある香港コンベンションセンターで開催された「フードエキスポ2013」を調査いたしました。

今回で24回目となるフードエキスポは、出展団体1,520社、初出展のカンボジア、グアムを初め、世界26カ国の団体が各国の魅力を紹介しておりました。日本関連の団体は231団体となっております、加工食品のみならず、牛乳やフルーツ、酒類など、数多くの出展がなされておりましたが、宮崎県からも昨年に続いて食料品などの分野で5業者が出展されており、熱気を帯びた商談が行われておりました。

また、このエキスポと前後して、ジャパンプレミアムストアやYATA百貨店など量販店を調査するとともに、取引業者との意見交換を行いながら、どのような農産物がどのように販売されているのか、また、どのような方が購入されているのか、調査に回りました。

日本産の農畜産物が販売されているのは、やはり一定の所得以上の方々を利用されている量

販店であります。販売されている農畜産物については、例えば牛肉であれば、近江牛のヒレが100グラム当たり210香港ドル、1ドル13円ありますので、2,730円になります。佐賀牛は4,940円、A5の神戸牛に至っては6,760円ありますが、宮崎牛はA4等級で1,950円で販売されておりました。

国内では、全国和牛能力共進会2連覇の宮崎牛や完熟マンゴー「太陽のタマゴ」、これからシーズンを迎える完熟きんかん「たまたま」など、全国トップクラスのブランド農畜産物を抱えている本県であります。海外においての宮崎ブランド確立はまだこれからという状況であると痛感いたしましたところでもあります。

今後、東アジアにおける宮崎ブランドの農畜産物の確立に向けた取り組みについてどのように進めていこうとしておられるのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 本県産農畜産物の輸出拡大を図るためには、官民が一体となったオールみやざきの体制で認知度向上によるブランド化を進めることが大変重要であると認識いたしております。

このため、県といたしましては、東アジアへの輸出の鍵となる香港に事務所を設置いたしまして、事務所内に併設したフロンティアオフィスに入居している民間企業と連携した販路拡大や、フェイスブックを活用した情報発信等に取り組んでいるところであります。さらに今月からは、輸出手続や香港・マカオの食品業界に精通した商社OBの方を輸出支援アドバイザーとしてお願いし、高級日本料理店等への販路開拓に取り組んでいるところでございます。

今後とも、県香港事務所を効果的に活用し、民間企業や関係団体と連携を図りながら、東ア

ジアへの輸出拡大に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 去る9月7日、我が国で実に56年ぶりとなる東京でのオリンピック開催が決定をいたしました。前回のロンドンオリンピックでは、世界204の国や地域から、選手、関係者として1万1,000人が参加し、総チケット枚数は880万枚に上ったそうであります。オリンピック期間中、20日足らずの中で実に多くの人々が応援や観光に訪れております。7年後の東京オリンピックにおいても、ロンドン大会以上の国や地域から多数の選手や応援団が来日し、東京を中心に開催期間を通じて盛り上げてくれるものと確信をいたしております。

今日、日本の各県がまさしく産地間競争を繰り広げていると言われる東アジアに対して農畜産物等を売り込んでいくことは大切であります。オリンピックは、世界各国からトップアスリートや日本に応援に来ることのできる所得層が多数参加をされます。これから2020年までの7年間に、東京において宮崎の農畜産物のブランドを確立して、宮崎の農畜産物を使った料理を常に食べられる店や食材として常に販売している店などをつくることで、オリンピックに訪れる皆様が気軽に宮崎の農畜産物に接し、その魅力を理解し、それぞれの国に帰った後に祖国での口コミセールスが期待できるのではないかと考えております。そこで、7年後にオリンピック・パラリンピック東京大会が開催されますが、この流れをどう本県の活性化に生かしていこうとされるのか、知事にお伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 7年後、2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会につきましては、関連産業の振興や雇用の創出、インフラ

整備など、大きな経済効果をもたらすことが期待されているわけではありますが、それを東京一極集中に終わらせてはいけないということを強く考えておりますし、それを全国に波及させていくことと、一過性のイベントにしてはならない、我が国の再生・復興の大きなうねりにしていくことが大事だというふうに考えております。そして、地方の側も、もちろん宮崎としても、そのうねり、波に乗って、これをさらなる発展、アピールのチャンスと捉えることが大事であろうかというふうに考えております。

全世界の注目が集まるこの好機を逃さずに、本県が誇る日本一連覇を果たした宮崎牛や、先日ようやく発売が始まりましたキャビア、そうしたすぐれた農林水産物を初め、自然、歴史、文化、スポーツキャンプのメッカとしての魅力などを磨き上げて国内外に積極的に発信することによりまして、食のブランド化や観光誘客、直前合宿の誘致などに取り組んでいくこと、これが大変重要であるというふうに考えております。

フードビジネスの文脈で最近あった具体的な例としましては、ダンロップフェニックストーナメントでルーク・ドナルドという選手が2大会連続で優勝したのですが、賞品の宮崎牛を大変評価してくださいました。ずっとツイッターで情報発信されているのですが、宮崎に来たときに「タイトルを守るために来た。宮崎牛も守るのだ」というふうにツイートして、試合の途中も「宮崎ビーフを守るぞ」というような書き込みをしていただいて、タイトルをとった後は「宮崎牛を守った」という評価をしていただいた。そして、ルーク・ドナルド選手に、イアン・ポールターというかつて優勝した選手が、「宮崎牛のパーティーはいつやるんだ。僕も参

加するよ」というふうなやりとりをされたというようにもなっておりまして、本県の誇る農産物は、確かに味わっていただければ、賞味いただければ評価いただけるものだという手応えを非常に感じたところでございます。

このため、東京オリンピックの機会を生かして、仮称ではあるんですが、「みやぎき東京五輪おもてなしプロジェクト」をスタートするよう指示したところでありまして、今後、市町村、民間団体と一体となって、内容を具体化しまして、全県的にこの好機を生かすということに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

全国各地でも同様の動きが出てきて、もちろん地域間競争になるというふうに考えておるわけですが、「復興から新たな成長」を目指す本県としましては、未来の県づくりに向けたチャンスというふうに捉えまして、県内経済の浮揚や地域の活性化につながるように取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。ぜひ、日本全国、ほかの県に負けないように、先見性を持って取り組んでいただくとありがたいと思っています。

今月7日の東京出張の折、東京千代田区の市ヶ谷にあります本県の東京ビルを訪問してみました。私も20数年前に宿泊したことがありまして、当時、共同トイレに共同風呂という非常に使い勝手の悪い印象がありました。今日では宿泊施設も廃止され、職員宿舎、学生寮として利用されておりますが、利用状況、収支状況について総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長(四本 孝君) 東京ビルにつきましては、敷地面積が432坪、建物の延べ床面積が1,919坪の施設でありまして、現在、今お話の

ありましたように、職員宿舎、学生寮あるいはフロンティアオフィスなどとして利用されております。

このうち、職員宿舎には東京事務所の職員やその家族など32世帯が入居しております。また、学生寮には東京周辺の大学などに通う男子学生が入寮してありまして、定員100名であります。早期退寮もあり、現在64名が入寮しております。さらに、フロンティアオフィスには首都圏での営業活動を行う県内中小企業10社が入居しております。

なお、東京ビルの平成24年度の収支状況であります。歳入は職員宿舎貸付料が594万円、フロンティアオフィス貸付料が522万円、会議室利用料が132万円など、合計で1,261万円となっております。一方、歳出は、学生寮の指定管理料が865万円、その他の管理委託料が2,120万円など、合計で3,385万円となっております。歳入と歳出の差額は2,124万円となっております。

○山下博三議員 ただいま答弁をいただきましたけれども、私も今回行きました、この建物は非常に無駄があるような気がしてなりません。平成10年までは知事車と議長車が置いてあって、その当時のあれだけの駐車スペースや広いスペースがそのまま残っておるんです。そのことで新たな取り組みはできないのか、お伺いしたいと思うんですが……。今後、フードビジネスの振興、宮崎のアピールを進めようとしている中で、東京において一つのビルの中に宮崎の食、例えば宮崎牛や豚肉、地頭鶏などを堪能できるレストランを備えた宮崎の総合特産品センター的な施設を早急に整備し、オリンピックの特需に備えるべきだと考えますが、東京ビルの再開発は考えられないか、再度、総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長（四本 孝君） 東京ビルは都心の千代田区にございますけれども、第一種住居地域に隣接しておりまして、いわば落ちついた環境にあるものであります。そのような立地環境のもとで、職員宿舎、学生寮、フロンティアオフィスとして現在活用されているわけでありまして。また、平成12年度以降、順次、耐震補強あるいは改修工事を行っております、耐用年数も現在残っているところであります。

御提案の東京ビルの再開発につきましては、このような状況から、当面は現在の利用形態を継続することが望ましいと考えておりますけれども、今後、さらに学生寮の利用率向上に努めるとともに、スペースの有効な活用を関係部局と協議するなど、東京ビルの一層の活用を図ってまいりたいと考えております。

○山下博三議員 私は本当にいい建物だなと。学生寮はいいと思うんですが、果たして今の時代に合うんでしょうか。男の学生2名の相部屋ですね。100名収容できるんですけども、利用されている方が今、64名です。都心のあのいい場所に432坪のすごい土地なんです。そして、坪単価の評価を調べてみたら、坪当たり評価額で259万円ということなんです。都心にあれだけのいいものがあるのであれば、今後、最も望まれるような利用をしていただければありがたい、ぜひ検討していただくとありがたいと思っています。

次に入りますが、引き続き、宮崎牛についてお伺いしてまいります。これまでの宮崎牛の販売は、枝肉や部分肉での出荷が中心でしたが、本年度から本格的に東京芝浦市場に向けて生体出荷を始め、関東地域での宮崎牛ブランドの認知度向上の取り組みを始めておられます。

去る10月29日に、東京都芝浦にあります中央卸売食肉市場に生体出荷された宮崎牛の競りの状況を調査し、あわせて重要な購買者の皆さんとも意見交換をすることができました。当日は全国から490頭が出荷されておりまして、そのうち本県からはJ A都城管内の12頭が出荷されておりました。

私は今までに、本県での競り状況や、名古屋の南部市場、大阪市場等は視察しておりましたが、さすが大都会の市場、215社のバイヤーが集う牛肉需要の高さを感じたところでありました。12頭の平均単価は2,043円ということで、おおむね同市場の平均を上回る価格で取引されております。

宮崎牛をよく取引していただくバイヤーの話をお聞きすると、当日は、相場はやや弱いものの、宮崎牛については引き合いが強く、相場は良好であるということでありました。また、全体的に肉のバランスがよく、歩どまりの高い牛が多く、もっと出荷量をふやしてほしいという強い要望があった一方、産地別の課題についても、さまざまな示唆をいただいたところでありました。そこで、ことしから取り組まれている宮崎牛の生体出荷についてどのように評価されているのか、また取り組みを進める上での課題は何であるのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 宮崎牛の東京都中央卸売市場への生体出荷は、本年4月から本格的に実施しております。当初はJ A宮崎中央から月に1～2回、1回12頭の出荷でしたが、J A都城等も加わりながら、9月からは毎週1回、合計48頭を出荷しているところでございます。

出荷に当たりましては、産地の技術員や農家

みずからが事前に牛を厳選しておりまして、11月中旬までに出荷した228頭の中で、宮崎牛となる枝肉等級、4等級と5等級の割合は84.2%、出荷牛の平均枝肉単価が1,975円となっており、市場からは肉のバランスや歩どまり、肉質について高い評価をいただいているところでございます。

また、課題といたしましては、ブランド確立のためには定時定量出荷と継続的な取り組みが重要でありますことから、出荷時の月齢や体重の基準作成など、産地を越えた出荷体制を整備することが必要と考えております。

○山下博三議員 次に、宮崎牛の生体出荷に係る支援策について、同じく農政水産部長にお伺いをいたしますが、東京市場での宮崎牛としての認知度を増すには、一定した出荷であります。まず、本県は毎週12頭、トラック1台を目標とされております。年間580頭程度になると思いますが、東京市場においては全国から銘柄牛が出荷される中で、特に松阪牛は毎週月曜日に3～5台分、36～60頭になると思うんですが、出荷をされております。来年度に向けて安定した出荷体制を整えていくためには、さらに肥育農家の協力を得なければなりません。

しかしながら、肥育農家は大きなリスクを背負うことにもなります。東京まで24時間以上かかる陸上輸送でのストレスから、肉質や体重の減少、また県内出荷と東京出荷は市場手数料や輸送費の負担の違いもあり、1頭当たり7万円以上の経費の違いがあります。多少の経費の補助はあるものの、それでも差額は4万2,000円ほどあります。今日、肥育農家において、子牛の価格も高騰する中、安定した東京市場出荷を目指すためにも、リスクに対してさらなる支援はできないのか、お伺いをいたします。

○農政水産部長(緒方文彦君) 議員御指摘のとおり、宮崎牛の生体出荷に際しては、地元屠畜に比べまして、東京までの長時間輸送のストレスによる体重減少等のリスクがありますことから、県といたしましては、東京出荷により販売価格に損失が生じた場合に、その経費の一部を助成しているところでございます。

また、競り市当日は毎回、東京事務所職員が立ち会いまして、市場や仲卸との意見交換を行うとともに、経済連やJAと一体となって仲卸との関係構築に努めております。

今後は、仲卸と一体となった販売プロモーション等も実施しながら、東京でのさらなる宮崎牛ブランド確立に努めてまいりたいと存じます。

○山下博三議員 よろしくお願ひいたします。

次に、和牛子牛の取引価格の上昇が全国レベルで続いております。本県の5つの市場で行われた11月期の平均価格が53万7,467円で、前年同月を約10万円も上回る高値であります。このことは、全国的な和牛繁殖農家の高齢化や担い手不足、2010年の我が県における口蹄疫の発生、2011年の東日本大震災による東北地方での農家の廃業等も相まって、全体的な子牛の供給が落ち込んでいることがあると思います。中小家畜の生産は、例えばブロイラーは約50日、豚は180日で出荷をされます。それに比べ、大家畜の場合は子牛を産むまで2年以上かかり、分娩できるのは年に1頭だけであります。

本県は、宮崎牛2連覇の勢いもあり、県外からの購買意欲も高まっているものの、地元肥育農家の皆さん方は、子牛の値上がりや配合飼料の高どまりの状況で全く利益も出ず、牛の導入をしたくても余力がなく、牛舎があいたままの農家も多いという状況であります。肥育農家と

繁殖農家は車の両輪の世界であります。肥育農家の廃業が続けば、いずれは繁殖農家にも影響が出てまいります。このことを踏まえて、短期間での生産体制の拡大が望めない中、地域JAや経済連等の参入による新たな生産基盤の確立に向けた取り組みはできないのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 御指摘のとおり、県内の子取り用繁殖雌牛の飼養頭数は年々減少しておりまして、子牛競り出荷頭数も平成20年度の7万8,391頭をピークに、昨年度は6万5,855頭と減少いたしております。このような状況の中、JAや経済連等によるキャトルステーションや繁殖センター等の新たな生産基盤整備への取り組みは、地域の素牛生産の維持拡大に非常に有効な手段であると認識いたしております。

県といたしましては、市町村やJA、経済連等関係機関と連携しながら、国庫事業等を活用し、規模拡大を図る農家や新規就農者への支援とともに、これらの取り組みについても積極的に推進してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 繁殖農家の平均年齢は68歳以上です。やめていく農家の分の生産の拡大というのを担い手が賄い切れないんです。私は、このことを考えますときに、早急な対策を講じていただきますようお願いを申し上げておきたいと思っております。

次に、食品偽装についてお伺いをいたします。今日、一流ホテル・旅館等、またレストラン等での食品偽装が相次いでおります。農家は、牛肉のサシをつくるのに30カ月以上の月日を費やして、一つの芸術品とも言えるものをつくり上げます。手間暇かけ、しかもそこにはわずかな利益、時には赤字になりながらも、最高

のものをつくり上げようと努力しておられます。今日の食品偽装表示の認識と対策についてお伺いをいたします。

○総合政策部長（土持正弘君） このたび県内におきましても、メニュー表示に関して、実際に使われていた食材と異なる表示を行った事案が相次いで発生いたしましたことは、食品表示に対する県民の信頼を大きく失墜させるものでありまして、大変遺憾に思っております。

県におきましては、不当景品類及び不当表示防止法、いわゆる景品表示法に基づきまして、該当事業者に対し、直ちに事実確認のための調査を実施いたしまして、不当な表示の禁止と再発防止に向けた指導を行うとともに、現在、景品表示法に関するチラシを関係全事業者に配布し、周知を図るべく準備を行っているところでございます。

また、今回の一連の事案は、農水産物のブランド化やフードビジネスを推進する本県の食の安全・安心を揺るがしかねないものであることから、庁内組織ではありますが、内田副知事を会長とする「県食の安全・安心対策会議」といたしまして、食品衛生協会やホテル旅館生活衛生同業組合など関係7団体に対しまして、景品表示法を初め、食品表示関連法令の理解と適正表示の徹底を文書で要請したところであります。

今後とも、国や関係団体等と連携を図りながら、適正表示の周知徹底に努めてまいりたいというふうに考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。農家は、トレーサビリティシステム——生産履歴、そしてポジティブリスト制度、さまざまな規制をクリアしながら、安全・安心なものをつくっているんです。この前もテレビで出ており

ましたけれども、経産牛の肉に、3分の1、4分の1の価格しかしない赤身の肉に、ものの1分、2分で針を刺して脂肪を注入していく。それがあたかもサシの入ったいい肉みたいに偽装してくる。加工肉として表示しなければならないのがステーキ牛肉としての表示をしている。これが大きな問題なんですね。このことは生産者を裏切ること、そして消費者も裏切ることありますから、ぜひとも我が宮崎県、食の宝庫としての宮崎をしっかりと守っていただきますように、お願いを申し上げておきたいと思いません。

それから、再度、知事にお伺いをいたしますが、宮崎牛は全国共進会においても2連覇をいたしました。まだ価格でのブランド力がありません。高い取引ができて本当のブランドだと思っております。東京オリンピックを利用した宮崎牛などの海外へのアピールを進めるためにも、東京に生体で出荷し、首都圏でしっかりとブランド力をつけてオリンピックを迎えることが大事であると考え、東京への道は世界に通じると信じています。

ここまで各分野にわたってお伺いしてまいりましたが、その全てがフードビジネスの確立につながるの思いから議論させていただいたのであります。そこで、フードビジネスの確立に向けた知事の決意について、再度お伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 東京を制するものは世界を制するという話がございましたが、それもありますし、例えば世界を制すればまた日本も制することができる。大変重要なポイントではないかというふうに思っております。

これまで、宮崎牛を初め、ブランド力の強化、生体の出荷をしてまいりました。それで高い

評価を得た。また、海外のゴルフ選手の評価は先ほど紹介をしたとおりでございます。一定の手応えもでございます。

また、先日の東アジアへのプロモーションのときも、安全・安心でおいしい日本の食材・食料品に対する信頼性、評価というのは大変高いものがあるというふうに考えております。フードビジネスの展開は、大きくチャンスも広がっているものというふうに考えておるところでございます。

最近の県内の状況を見てみますと、県産キャビアの販売を開始し、ほかにはない魅力的な食材ということでアピールをしてまいりたいというふうに考えておりますし、本県出身のシェフなどの外部専門家を活用しました食の魅力の発信の取り組みが進んでおります。また、地元金融機関によります6次産業化を支援するファンドの設立、さらには宮崎大学の「食と健康」を基軸とした人材育成の展開など、各分野で新たな取り組みが始まっておりまして、県全体としてフードビジネスを進めていく歯車というものが回り始めたのではないかなという、これも手応えを感じておるところでございます。

食に関連する産業は、1次から3次に至るまで裾野が広く、本県の強みであります豊富でしかも安全・安心で良質な農林水産物を核に、地域を牽引する基幹産業として総合的に発展していく大きな可能性を秘めておりますので、今後とも、私が先頭に立って県内の産学官金の連携を一層深めて、一つ一つ成果を積み上げていき、フードビジネスの成長産業化に結びつけてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 よろしくお伺いいたします。

次に、農政問題についてお伺いをしてまいります。

都城盆地では、畑地面積6,570ヘクタールのうち約4,000ヘクタールを対象に、24年の月日をかけて整備されてきた都城盆地畑地かんがい事業の国営事業が平成22年に完了いたしており、現在は国営幹線水路から支線水路の県営事業を鋭意進めていただいております。県営事業の進捗率は現在、整備済み面積が1,198ヘクタールで全体面積の約30.2%であります。最終完了年次は平成40年度の予定であります。

地域の農業者の皆さん方は、水の利用に大きな期待を持っておられる方もいる反面、高齢化や担い手不足から、今から水を使う人がいるだろうか、何をつくればいいのかのだろうかなど、今でも水を使った有利な農業展開が見えない状況でもあります。

このような中で、県では一昨年、畑かん営農推進室を設置され、畑地かんがいを活用した営農の展開を強力に支援する体制を整備されたところでありますが、水を有効利用することによって、より所得向上を目指そうという農家が新たな営農体系への転換を図るためには、施設園芸の展開が必要であると考えます。そのためには、必要な支援、例えばハウスの整備などを畑地かんがい関連事業の中で行うことはできないのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 現在、都城盆地地区で進めております畑地かんがい施設の整備により、雨水に頼らない計画的な作付による輪作体系の確立や、新規作物の導入、施設園芸の展開など、水を利用したさまざまな営農の展開が可能になるものと考えております。

その中でも、安定した水が必要となる施設園芸につきましては、収益性も高く、畑地かんがいの効果が高い営農形態の一つでありますことから、積極的に取り組んでまいりたいと考えて

おります。しかしながら、御質問の畑地かんがい関連事業でのハウス施設の整備につきましては、国において、水を供給する農地までのパイプライン及びハウス内の散水施設が事業対象と定められており、対応できないこととなっております。

○山下博三議員 次にお伺いしますが、畑かんの施設整備が進む中、地域においては、新たなハウス園芸への取り組みや大型法人農業への展開が進み、高能率機械の導入に対する需要も大変期待されるものがあると思います。

そこで、私は、現在における都城盆地土地改良区の課題等も調べてみました。10アール当たり畑作2,500円、ハウス6,000～2万1,000円、お茶6,000～1万1,000円の水利用料金が設定をされております。

工事の進捗が進むにつれて農家の水利用がふえ、新たな作目の導入や高品質な作目を得ることによって農家の収入もふえ、豊かになること、そして運営管理を行う土地改良区も健全な運営ができること、これが本来の姿であると思っています。しかしながら、平成25年度経常賦課面積847ヘクタールのうち、現在、水利用による賦課面積はわずか65.48ヘクタールの7.7%で、組合費を入れても474万5,740円でありませぬ。

一方、経常経費は6,100万円で、不足分については、国からの施設管理費の補助や、都城市、三股町の負担金であります。地方において大変な財政運営の中、3,800万円が負担をされております。6年後の平成31年度においては、このような水利用で推移していくと、都城市、三股町で5,000万円近い負担となるようであります。先ほども述べましたが、水利用によって豊かな農業農村、儲かる農業を目指すためにも、新たな

農業展開は急務であります。そこで、農政水産部長にお伺いをいたしますが、新規就農者や既存ハウスの所有者などに向けて、ハウスを団地化してリース事業を行うなど、生産関連施設等を整備していく取り組みはできないのか、お伺いをいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 畑地かんがい地域はもとよりですが、県内の園芸産地におきまして、木質バイオマス暖房機や高度な環境制御システムなど、先進技術を導入したハウス団地を整備し、生産基盤の強化を図り、力強い施設園芸産地を確立することが大変重要だと考えております。

中でも、畑地かんがい地域におきまして、例えば施設園芸など、水を積極的に活用して所得向上を図る新たな営農を展開することは、畑作営農を進める上で極めて重要な取り組みであると考えます。

県といたしましては、近年、資材価格等の高騰に伴い、施設整備経費が増大していることから、ハウス整備に係る農家負担の軽減を図るため、国の事業等を活用しながら、畑地かんがい地域におきましても、農業協同組合によるリース方式等の積極的な活用を推進してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 同じく農政水産部長にお伺いしますが、都城盆地畑かん事業は、国費856億円、県費419億円、合計1,275億円もの巨費が投入されております。受益面積で10アール当たりの経費を出してみましたら、320万円もかかっておるわけです。これだけの投資を行っている中で、もっと付加価値農業を高めること、今後、土地改良区の運営については水利用の比率が上がっていくことが大事であると思っております。水利用を高めるための具体的な取り組みに

ついてお伺いをいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 畑かん地域における営農の安定を実現していくためには、畑地かんがい施設を適切に維持管理し、かんがい用水の安定供給を行う土地改良区の役割は極めて重要でございます。

このため、土地改良区の円滑な運営という視点からも、賦課面積の拡大を図り、水利用収入を確保していくことが必要でありまして、県、関係市町、改良区、JAで構成する「都城盆地畑地かんがい営農推進協議会」を中心に、水を利用した輪作体系などの栽培技術の実証や圃場での散水実演会などを実施し、水利用の普及啓発に積極的に取り組んでいるところでございます。

県といたしましては、今後とも、畑地かんがい施設の整備を進めるとともに、関係機関と一体となって、水利用の拡大に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。

次に、前回の6月議会でもお伺いいたしましたが、加工米の確保についてであります。焼酎業界は、本県産の農産物を活用した加工産業として大変重要な産業であります。御案内のとおり、地場企業が中心で、製造出荷額が1,000億円、県税収入100億円でありまして、本県の中でも特出する産業だと思います。その焼酎業界での県産カンショ、県産米の需要が高まっている中で、例年、原料の確保が大きな課題となっております。

本年度のカンショは、天候にも恵まれ、近年まれに見る豊作となりましたことから、大手焼酎メーカーにおいても必要量は確保したと聞いております。地元のカンショ農家と話をしてみますと、当初、10アール当たり2.8トン程度の収

量で粗収入15万円程度と見ておりましたが、3.5トン近く収穫でき、全量買い上げのもと、10アール当たり20万円以上になったと喜んでおられました。

原料カンショの確保については一安心ということですが、一方では加工用米への期待が大きく高まっております。来年度の国の米政策の方針が大きく変わろうとする中で、業界から大いに期待される加工用米の確保について、県はどのような取り組みをされるのか、お伺いをいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 県内の酒造メーカーで使用される加工用米は年間2万3,000トン程度と聞いておりますが、平成23年に「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」、いわゆる米トレーサビリティ法が全面施行されて以降、メーカーの県内産の加工用米に対する需要は年々大きくなっております。

県といたしましては、加工用米は、県内で確実な需要が見込まれることに加えまして、主食用米の栽培体系や機械・施設が活用できること、乾燥・調製などの工程で県内への経済波及効果も期待されることから、フードビジネスを推進する観点からも重要な品目と考えております。

加工用米の推進に当たりましては、農業団体とも連携しながら、国に対しまして支援の拡充を要望するとともに、収量の多い品種の選抜や低コスト生産技術の確立に取り組み、需要に応えられるような生産拡大に努めてまいりたいと存じます。

○山下博三議員 時間がありませんので、エコフィードは飛ばさせていただきますが、次に、冷凍加工野菜の取り組みについてお伺いをいた

します。冷凍加工野菜は、近年、土地利用型農業の重要な販売形態の一つとして大きく注目を浴びてきております。これまで都城盆地においても、30年以上前から先駆的に、地元の法人や農協系統の加工施設が冷凍加工野菜の生産に取り組みされてきておりますが、特に注目されるようになったのは、西都・児湯地域を中心に、口蹄疫からの再生・復興を早期に果たすことを目的に、国や県の事業を活用し、県経済連が平成22年度から整備したジェイエイフーズみやざきの本格的稼働を始めたこととあります。この事業費は21億3,000万円で、国、県で約10億円の補助を受けております。この地域農業貢献がどれほど評価されておられるのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） ジェイエイフーズみやざきにつきましては、平成22年度から、国及び県の事業を活用して、西都・児湯地域における口蹄疫からの再生・復興の拠点施設として整備し、ハウレンソウ等冷凍野菜の製造を行っております。

平成24年度の実績といたしましては、西都・児湯地域で68経営体が167ヘクタールの加工用ハウレンソウを生産しておきまして、このうち3分の1に当たる56ヘクタールが、口蹄疫の影響を受けた畜産農家によって栽培されております。

また、ジェイエイフーズみやざきにおきましては、契約農家の天候リスクなどを緩和するため、県単事業を活用するとともに、独自の支援制度を設けるなど、地域の農家の経営安定に努めていると聞いております。

このように、西都・児湯地域において新たな加工・業務用野菜の産地が形成され、また130人の雇用が図られるなど、地域雇用の面でも一定

お尋ねいたします。

次に、前回、函師議員からも国体開催について質問がありましたが、2回目の宮崎国体の開催の意義について、知事の見解をお尋ねいたします。

以下は質問者席にて質問いたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、水素エネルギーについてであります。水素エネルギーは、化石燃料やバイオマスなどさまざまな原料から製造できる、利用段階では温暖化ガスの排出がなく、クリーンなエネルギーである、また大規模かつ長期の貯蔵や運搬が可能であるなどのすぐれた特性を有しております。大きな可能性が期待されているところであります。

このため、政府の日本再興戦略において、戦略市場分野に位置づけられまして、家庭用燃料電池や燃料電池自動車、水素ステーションなどの普及拡大を図ることとされておりますが、製造・運搬・貯蔵・供給・利用に係る技術開発やコスト低減などをいかに克服するかが目下の課題とされております。

本県におきましては、宮崎大学が新潟大学や民間企業と共同して設置をしておりますビームダウン式太陽集光装置について、その設置経費の一部を県として助成するなどの支援を行っておるところであります。水素製造もその研究目的の一つとされているところであります。

今後とも、その技術の確立、実用化に向けて産学官の連携を促進するとともに、国の再生可能エネルギー政策や水素エネルギー関連産業をめぐる動向を注視しながら、水素エネルギーを有効活用する地域社会の実現につきましても、

研究を重ねてまいりたいと考えております。

次に、本県での国体開催の意義についてであります。昭和54年の国民体育大会の開催を契機としまして、本県では全国で活躍できる多くのアスリートが輩出されますとともに、県民の皆様のスポーツへの関心が高まり、各地域でスポーツに親しんでいく機会がふえたところであります。また、そのときに整備されました県総合運動公園などは、スポーツランドみやぎきを支える重要な施設として、県民の皆様を初め、県外からも多くの方々に御利用いただいております。

このように、国体の開催には、トップアスリートの育成はもちろんのこと、生涯スポーツの普及と発展、県民一人一人の健康増進などの意義、効果がありまして、地域のきずなづくりにも寄与するものであると考えております。

さらには、宮崎の魅力、例えば、本県の恵まれた自然や文化、温かい県民性、もちろんすぐれた食材などを全国に発信する絶好の機会になるものでありまして、スポーツランドみやぎきの取り組みのなお一層の推進に結びつくものと考えているところであります。以上であります。〔降壇〕

○有岡浩一議員 ただいま知事のほうから、低炭素社会に対する国の再生可能エネルギー政策や水素エネルギーという視点から答弁をいただきました。皆さん御存じのように、燃料電池自動車に代表されますように、燃料電池は、水素と酸素から水と電気エネルギー、熱エネルギーを取り出していく装置であります。特に効率よくエネルギーを使うことができ、クリーンでコンパクト化が可能です。また、水素の製造の一つとして、国内でも木質バイオマスをガス化し、水素を製造するプラントが取り組まれてお

ります。低炭素社会の実現として、水素エネルギーへの取り組みを、次の世代の子供や100年後の県民に感謝される取り組みとして提案しておきたいと思います。

次に、2回目の国民体育大会の開催について私の所見を申し上げます。2020年の東京オリンピックを機に、スポーツがさらに推進されると思いますし、その流れの中で本県のスポーツ振興をどのように取り組むか、大きな課題だと思っています。私自身も昭和54年の国体当時は学生でしたので、県内の合宿、そういったものに参加する機会がございました。そのときの私の印象は、指導される先生方が目標を大変しっかり持って、ほかの学校の先生方とタイアップして、いかに強くするか、いかにこの大会を乗り切るか、そういう思いを子供ながらに感じながら、頑張ろうという思いで過ごしたことを覚えております。

そういった意味では、ことし東京で第68回国体、第13回全国障害者スポーツ大会が行われたことを顧みましても、県民の心を一つにできる国体を誘致することは、本県発展の原動力になる、さらには子供たちの誇りとなる、そういう大会であると私は感じております。そういった意味では、これから13年以上先の話ではありますが、今からこういった目標設定をし、みんなに呼びかけること、そのためには市町村と相談し、知恵を絞っていただかなければなりません。そのような13年後の目標に向かって、みんなが盛り上がっていく、こういう仕掛けを知事を初め教育委員会、さらには体育協会、市町村、一緒になって取り組むことが宮崎県の力になる、そう信じておりますので、ぜひとも国体の開催を一つの宮崎県の力にかえていただくような施策を早急に検討していただき、提案して

いただければありがたいと思っております。

そこで、もう一点、関連しまして要望いたしますが、特に施設の整備というものが必要になってまいります。例えば県総合運動公園であれば、外所地震で大きな被害を受けた地域であります。この地域の人たちの避難場所というのが今後の課題ですし、木花に集合した観衆の人たちをどう誘導するか、これもいざというときの大きな課題であります。そういった意味から、施設をつくる、その視点の中に防災施設として活用できる整備の計画、総合的な検討を今から取り組んで、50年先も必要とされる、地元の方にも愛される、そういう施設を検討していただくことを要望して、国体に対しましては、前向きに進めていただけるということを感じて終わりたいと思います。

次に、質問事項の3に入ります。農地の有効利用の観点から、市民農園についてお尋ねいたします。

レジャー農園、ふれあい農園などいろいろな愛称で呼ばれ、福祉関係者や高齢者の生きがいづくり、児童の体験学習など、ニーズに合わせた取り組みが期待されます。そこで、市民農園の現状と今後の取り組みについて、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 市民農園整備促進法や特定農地貸付法に基づき、自治体やNPO法人等が開設している市民農園につきましては、平成25年3月末現在で県内に12カ所、3.7ヘクタールございますが、このほか、農園利用方式として農業経営者みずからが開設している市民農園も見受けられるところでございます。

市民農園は、その多くが宮崎市など市街地に近い場所に開設されておりまして、都市部ほどニーズが高くなる傾向にありますが、地域を問

わず、食や農業に関心を持ち、豊かな宮崎の自然を体験できる有効な手段の一つでございます。県といたしましては、市町村や地域の農業者とも連携しながら、市民農園についての普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ありがとうございます。市民農園整備促進法というものがありますが、3つのパターンがありまして、特に農地利用方式というのは大変活用しやすい制度だと思いますので、PRをしていただきたいと思っておりますし、宮崎県は食料基地ということを行っているわけですが、本県農業や農地に対して関心を持ってもらう、食の大切さ、農業の楽しさを実感していただくという思いで、市民農園が県内全域に定着することを一つの提案として申し上げたいと思っております。

農林水産省は、ホームページでも市民農園の整備が可能な補助事業等を紹介されております。宮崎のイメージづくりとして、宮崎のアイデンティティーとして、宮崎に住んで、近くの畑で野菜をつくる、そういう豊かな宮崎のPRとしてぜひ期待をしております。このことはぜひとも取り組んでいただきたい要望としておきたいと思っております。

次に、質問事項の4、里山の保全についてお尋ねいたします。

近年、里山において伐採後の放置森林が増加しています。植栽未済地対策としてパトロール等を行っているそうですが、里山においては地域住民の監視も有効な対策となると考えております。

そこで、森林法第10条の8の伐採及び伐採後の造林の届け出後に、伐採現場において他県で取り組んでいる例がありますが、伐採届け出をしていることがわかる表示を行うなど、今でき

る対策を講じるべきではないかと考えますが、環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長(堀野 誠君) 本県の林業を将来にわたって振興させていくためには、切ったら植えるという循環型林業の推進が重要であります。このため県では、国の補助事業を活用し、伐採後の速やかな再生林を推進するとともに、市町村や森林組合等と合同で伐採現場パトロールを実施し、現地で再生林等の指導を行っているところでありますが、一部地域においては、伐採後の再生林が行われていない森林も確認されています。

御質問にありました伐採及び伐採後の造林の届け出につきましては、伐採後の造林が適切に行われることなどを目的としており、大分県など3道県におきましては、伐採現場に届け出済みを示す旗を設置するなどの取り組みが行われ、効果を上げているとのことでもあります。

県といたしましては、このような他県の状況を参考にしながら、届け出の提出先である市町村とともに、伐採現場での表示の導入について検討してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 今、部長のほうからお話がありました。里山の保全は、今、生きている我々が取り組まなければならない課題であります。いつか誰かがやるということでは間に合わない、そう思っております。そういった意味では、今、気づいた我々が早急に対策をとるということを強く要望しておきたいと思っております。

次に、質問事項の5、若者の雇用についてであります。

先月、ベルギー大使館に伺い、ベルギーモデルと言われる若者の雇用対策について意見を交換してまいりました。ベルギーでは、失業率7.6

%に対し、29歳以下の若年層は14.7%と、若者の失業率が高くなっています。このことは、ヨーロッパにとどまらず、世界的な傾向となっており、若者の雇用対策は大きな課題です。「石の上にも三年」と言われますが、スキルを高める前に早期離職してしまう若者がふえており、その後も履歴書の職業欄がふえ続けていくことは、就職活動のプラスにはなりません。そこで、若者の早期離職防止にどのように取り組んでいるのか、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 若者の早期離職防止につきましては、雇用の安定を図る上で大変重要であると認識しているところであります。

国の調査によりますと、若者の離職理由といたしまして、「仕事が自分に合わない」という企業と求職者のミスマッチが最も多い要因として挙げられておりますことから、県といたしましては、ヤングJOBサポートみやざきにおきまして、若年求職者一人一人に対し、適性診断や企業研究を含めたキャリアコンサルティングを行っているところであります。

また、就職活動に入る前の大学3年生等を対象としてインターンシップや企業見学会を実施し、就職前の段階でその企業で働くということを具体的にイメージしてもらい、ミスマッチを未然に防ぐよう努めているところであります。

このほか、離職理由として挙げられている職場の人間関係や福利厚生面など職場環境の問題につきましては、県内4カ所に設置する労働相談窓口を通じて、職場環境の整備に努めているところであります。

○有岡浩一議員 次に、ベルギーの取り組みを紹介いたしますが、来年の1月1日から国策と

して、25歳未満の若者が正規の雇用を得るか、またはそうでない場合、4カ月間の研修を保証しなければならないとし、国を挙げて対策に取り組んでおります。

そこで、宮崎というこの地の中で考えたときに——私の経験ではありますが、初任者研修を受けたことがございます。仲間との交流を通して安心して職場に入ることができたこと、その後も遠方の仲間と連絡をし合ったり、飲み会をし、職場の不満を言い合いながら乗り切ってきた20代を経験しました。

そこで、今考えられる防止策として、中小企業の多い本県の中で、企業が入社直後の社員に対し研修を行う制度を広めることが早期離職の防止策として有効と考えますが、部長の見解を再度お尋ねいたします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 初めて社会人となった若者が、入社間もない時期に社会人としての心構えや基本的なマナー等の研修を受けることは、職業人としての基本を育むとともに、受講者同士の連帯意識を醸成し、職場への定着が図られるという効果も期待できるものと考えております。

一方、特に中小企業においては、1社単独での研修は費用や体制等から困難な面もあると考えております。このような中、本県では、職業能力開発協会や商工団体等において、複数の企業の新入社員を対象に集合研修を実施しております。

県といたしましては、これらの研修は、離職の防止を含め、新人育成に大変有効であると認識しておりまして、さらに多くの中小企業が新入社員研修を活用していただけるよう、研修制度の周知に取り組むなど、今後とも、若者の離職防止に積極的に努めてまいりたいと考えてお

ります。

○有岡浩一議員 答弁ありがとうございます。集合研修制度の周知、これはぜひやっていただきたいと思えますし、先ほどミスマッチ対策としてヤングJOBサポートみやぎきの利用というお話がありました。ぜひ若い人たちにPRをしていただきまして、今の若い人たちの雇用を守ること、雇用が安定することが将来の県政安定につながると考えますので、ぜひとも長い目で若い人たちを育てるという視点からも汗をかいていただきたい、そのように感じております。

次に、質問事項の6に参ります。防災対策についてお尋ねいたします。

南海トラフ巨大地震など大規模災害を想定した対策が進められる中で、県内44万3,800戸の住宅の耐震化率の目標と現在の取り組みについて、県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 本県の住宅の耐震化率は、平成20年度で72%となっており、平成27年度末までの目標を90%としておるところです。

特に、住宅の耐震化を図るには、木造住宅の耐震化を促進することが重要でありますことから、県では、市町村と一体となりまして、耐震診断及び耐震改修の補助事業を行っているところです。

耐震診断につきましては、診断費用の9割を補助しており、今年度からは民間機関の協力を得まして、6万円までは無料としております。また、耐震改修につきましては、補助率3分の1、補助上限額50万円を原則としておりますが、特に今年度から、地震による倒壊の危険性が高い住宅につきましては、補助率を2分の1に、補助上限額を75万円に引き上げたところで

す。

○有岡浩一議員 ただいま倒壊の危険性が高いという、これは恐らく木造住宅がそういった視点では大変危険ではないかと思うんですが、このような木造住宅の耐震化促進事業の実績と今後の取り組みについて、再度、部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 木造住宅の耐震化促進事業のうち、耐震診断補助は平成17年度から実施しており、平成24年度末までの実績は590戸でありまして、耐震改修が必要と判定されたものは532戸、その比率は約9割となっております。

このため県では、平成24年度に耐震改修の補助制度を創設したところでありまして、平成24年度の利用実績は13戸で、今年度は10月末現在で31戸の申し込み予約が来ております。

県としましては、耐震改修を必要とする木造住宅が多い中で耐震改修が進まないことから、県、市町村の広報紙を活用するとともに、関係団体、自治会等と連携しまして、耐震化の重要性についての意識啓発や事業の周知を行い、さらなる耐震改修の促進に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 今、部長のほうから現在の取り組みについてお話がございましたが、耐震診断は、民間機関の協力もあり、受けやすくなっているというお話でしたし、今年度から耐震改修の補助率も2分の1まで引き上げたとあり、今後は意識啓発や事業の周知が課題になると思われます。

そこで、耐震化を進めるために、防災意識の高い、知識を持った県内防災士の皆さんの力をかりて、県民の防災意識の向上など、マンパワーで取り組むときと思われませんが、危機管理統

括監の所見をお尋ねいたします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 議員から御指摘がございましたように、建物の耐震化を進めるためには、県民一人一人がその重要性を認識し、理解を深めることが必要不可欠だと考えております。

10月末に公表いたしました南海トラフ巨大地震に伴う被害想定におきましても、建物の耐震化を進め、すぐに避難する割合を高めることで、大幅に被害を軽減できるということをお示したところでございまして、建物の耐震化は、今後の減災対策の重要な柱になるものと考えております。

一方、本県におきましては、自助・共助を進める観点から、防災士の養成にも積極的に取り組んできておりまして、これまでに1,200名余の防災士が誕生するとともに、自主的な宮崎県防災士ネットワークも組織されまして、各地で活発に活動を展開されているところでございます。

今後、防災士やそのネットワークとも連携しながら、県民並びに地域全体の防災意識の向上に取り組む、建物の耐震化を初めとする諸対策の推進に努めてまいります。

○有岡浩一議員 先日、大規模災害のセミナーを開催いたしました。呼びかけた数に対して約1割の参加でありました。中には、まだ大丈夫だ、来やしないんだという意識があるようですが、必ず来ると考えること、何か対策をすべきという心の準備をすること、そのことが最大の防災であると考えております。すぐに行動する、そのパーセントを70%と掲げております。そのためには、必ず来るということ、そして毎年その確率は上がっているという危機感を持って、防災意識の向上に今後とも努めていただく

ことを切に要望いたします。

次に、質問事項の7に入りたいと思いますが、設計違算についてお尋ねいたします。

6月の一般質問に続きお尋ねいたしますが、昨年度は60件の設計違算に対し、現在の県土整備部における設計違算による入札中止の現状について、県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 建設工事等の発注における違算等による入札中止につきましては、入札参加者に多大な負担をかけますとともに、公共事業の執行におくれが生じ、県民生活に影響を及ぼしかねないことから、徹底した精査体制の確保と職員の指導を行うなど、違算防止対策に向けまして総力を挙げ、取り組んできているところであります。

その結果、今年度10月末までの違算等による入札中止の件数は、昨年度同時期に比べ34件から21件に減少し、発注件数に対する割合につきましても、3.1%から1.3%に減少したところであります。

○有岡浩一議員 今、発注件数の割合等を報告していただきましたが、入札中止の割合が3.1%から1.3%に減少したということで、違算防止対策によるものが大きいのではないかと思います。しかし、まだまだ減らすことができる分野だと思っておりますので、さらなる対策として担当職員のスキルアップが求められるわけですが、今後どのように取り組んでいかれるのか、再度、部長の見解をお尋ねいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 公共事業の適正な執行を図るためには、設計積算能力の向上など、職員のスキルアップは重要な取り組みであると認識しております。

このため、新規職員や中堅職員に対する積算研修並びに各発注機関の担当リーダーで構成さ

れますワーキンググループの充実強化を図るなど、実践的なスキルアップに取り組んでいるところでもあります。

今後とも、これらの取り組みを充実させるとともに、所属長会議等におきまして情報の共有を図るなど、あらゆる機会を捉えて、より一層の違算防止の徹底に向けて、県土整備部一丸となって取り組んでまいりたいと存じます。

○有岡浩一議員 ありがとうございます。ワーキンググループの取り組みなどを充実することによって、設計違算の減少が実績として上がってくる。そのことが職員の皆さんの自信となり、円滑な事業推進につながることを期待しております。

次に、質問事項の8について教育委員長にお尋ねいたします。

私も保護者の一人として、PTAの役員として、幾度となく子供のいじめに直面しました。多くの子供、先生方、保護者が悩むいじめについて、教育委員長の所見をお尋ねいたします。

○教育委員長（齊藤和子君） いじめは、人として絶対に許されない行為であると思っております。いじめは、子供たちの健全な成長を阻害するだけでなく、将来にわたって大きな影響を与える深刻な問題であります。それを根絶しなければならぬと考えております。

私は、長年のPTA役員経験の中で、常に子供を真ん中というスタンスで活動をする中、学校を応援させていただいておりました。いじめの未然防止や早期発見のためには、真ん中にいる子供たちを学校と家庭、地域がそれぞれの立場で支え、見守り続けるとともに、子供たちが何でも相談できる環境を整えていくことが必要だと考えております。

いじめられた子供には、守り通す姿勢を示し

ながら、十分に寄り添う。いじめた子供には、恥ずべき行為であることを認識させ、心の成長を促す。見て見ぬふりをしている子供には、「いじめをやめよう」と言える勇気を持たせる。そんな指導の充実を図っていくことが大切であると思っております。

さらに、子供同士が支え合ったり、いじめについて深く考えたりしながら、いじめを許さない土壌づくりを進めていくことも必要であると考えております。

○有岡浩一議員 今の教育委員長の子供を真ん中というスタンス、同感でございます。さらに、子供たちが何でも相談できる環境を整える、こういった環境整備もこれからの大きな課題だと思っております。その中で、道徳教育というのがございますが、いじめを防止するための道徳教育のあり方について、教育委員長の見解を再度お尋ねいたします。

○教育委員長（齊藤和子君） いじめを未然に防止していくには、自分も周りの人々も、それぞれがかけがえのない存在だと思える生命尊重の心や、人の痛みがわかる思いやりの心など、豊かな心を全ての子供たちに育てていくことが重要であるとと考えております。

そのために、地域の医師や助産師等による講話や自分の親などから誕生の話聞くことによつて、命のとうとさについて考えさせたり、家庭や地域の方々との触れ合いやさまざまな社会体験を通して、誰かの役に立っていることや周囲の人に支えられていることを子供たち自身に実感させたりするなど、発達の段階に応じながら道徳教育を充実していくことが非常に大切であると思っております。

○有岡浩一議員 お話を伺いながら、命のとうとさや食育の観点から、一つの例でございます

が、みやざき中央新聞の「心を込めて『いただきます』『ごちそうさま』を」など、子供たちに伝わりやすい話を思い出しました。あらゆる教材が、家庭、学校など、子供の成長の糧になることを希望しております。

続きまして、教育長にお尋ねいたします。文部科学省の調査では、道徳の授業は学年が上がるにつれて「楽しい」「ためになる」と感じる児童生徒数が減少するという傾向がありまして、その対策として、人物で興味を持たせる工夫が求められております。そこで、郷土の先賢の生き方に学ぶような道徳教育が大切と思われませんが、教育長の見解をお尋ねいたします。

○教育長（飛田 洋君） 郷土の先賢に学ぶということですが、本県におきましては、小村寿太郎や高木兼寛、石井十次や安井息軒など、郷土や我が国の発展に貢献した多くの先賢を取り上げた道徳教育用の教育資料を作成いたしておりますが、その資料を全公立小中学校に配付し、道徳の時間などに先達の生き方について学ぶことができるよう取り組みを進めているところであります。

その指導に当たりましては、例えば先賢の生きる勇氣や知恵、自分を犠牲にしてまでも社会に役立つとする無私の心——私欲を捨てた心などを感じさせるとともに、一方では、そのような先賢でも人間としての弱さを吐露するような姿があったことにも触れながら、児童生徒が自分の生き方と対比し、みずからの人生をよりよくしていくことができるように、取り組みを進めております。

今後とも、郷土の先賢の生き方を児童生徒にしっかりと学ばせ、心に響く道徳教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 郷土の先賢の生き方について

既に子供たちも取り組んでいらっしゃるということで、身近な郷土の偉人を紹介することで自信をつけていただけたらと思っておりますし、来年度から副教材の「心のノート」の改訂で、二宮金次郎など人物のエピソードも取り上げられると聞いております。また、広く読まれている月刊誌の「致知」でも、二宮金次郎の7代目の子孫が語る金治郎のとおきの教えが紹介されています。子供は大人の鏡といえます。大人ももう一度、先人に生き方を学ばなければならない、私はそういう思いがしております。しっかり私自身も生き方を勉強してまいりたいと思っております。

次に、質問事項の9、人材育成についてお尋ねいたします。

私は、県庁の皆さんは紛れもない宮崎県のシンクタンクであると考えております。県民のニーズが多様化する中で、「人材づくり」を掲げる本県の取り組みの本丸として、職員の人材育成にどのような取り組みをしておられるのか、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（四本 孝君） 本県を取り巻く社会経済情勢が大きく変化いたします中で、幅広く質の高い行政サービスを提供していくためには、公務員としての高い能力はもとより、柔軟性や積極性、あるいはすぐれた感性を持った職員を育成していくことが大変重要であると考えております。

このため、今後目指すべき職員像を明らかにするとともに、人材育成の方向性を示すなど、職員がみずからのキャリアデザインを形成していく指針とするために、平成13年5月に策定いたしました「宮崎県人材育成基本方針」を本年2月に改定したところであります。

現在、この方針に基づきまして、計画的な

ジョブローテーションやキャリアデザイン研修の充実、目標管理制度や庁内公募制の実施、国や民間企業等への長期派遣研修など、人材の育成に積極的に取り組んでいるところでありませう。

○有岡浩一議員 今お話がありましたけれども、私自身の経験を少しお話しさせていただきたいと思いますが、公務員時代に社会教育課に5年ほど在籍しました。その5年間の中で何をしたかといいますと、本来なら3年で異動する予定でしたが、郷土史の編さんという作業がおくれている、どうしても仕上げなければいけないということで、後、2年間かけて発行することができました。

個人の目標達成という一つの仕事を終えて、反省もたくさんあるんですが、達成するという経験、そのことが人物を育てるというんでしょうか、仕事をすることで仕事力がつくんだと。ですから、3年で異動する、そういう固定観念は私はいかかなものかと思っておりますし、個人の目標達成という視点からも、まだまだ職員のスキルを高めるための方策があるのではないかと考えております。

住民の声としても、担当者が来たけれども、3年目で異動するんだと、そういった3年目の約束みたいな、そんなイメージで住民サイドも見ている。そうではなくて、一つの仕事を達成するために住民と一緒に悩みながら進める、そういう取り組みも必要ではないか、これからのニーズとしてはふえてくるのではないかなと、思っております。

そこで、再度、総務部長にお尋ねいたしますが、職員のスキルや専門性を高めるという観点から、人事異動のサイクルについて柔軟に考えていく必要があるのではないかと、思われます

が、総務部長の所見をお尋ねいたします。

○総務部長(四本 孝君) 人事異動につきましては、業務の必要性はもとより、職員の希望や能力、さらには幅広い経験を積むことによる人材の育成等にも配慮しながら行っているところでもあります。

特に、人事ローテーションにつきましては、従来から農業普及や研究部門など、より専門的で知識や経験が必要な職務については、在課期間を通常よりも長くするとともに、担当する業務の進捗状況等を十分把握して、異動による支障がないよう、柔軟に対応してきているところでもあります。

また、議員御指摘のとおり、職員のスキルアップあるいは専門性を有する人材の育成、さらには県民、関係団体等との信頼関係の構築が必要な分野についても、引き続き、業務の必要性や、本人の希望、適性も踏まえながら、人事ローテーションの多様化に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 宮崎県の「人財づくり」という大きな柱の中に、県の職員の人材育成、これは大きな柱でありますので、ぜひとも職員を大切に、そして職員のスキルアップを今後とも高めていただくことを切にお願いしておきたいと思っております。

それでは、最後の質問項目になりますが、本県のポテンシャルについてお尋ねいたします。

よく知事がおっしゃる言葉ではございますが、よそに出かけてみると宮崎のよさがわかります。そして、住んでいる住民が、当たり前過ぎて気づかない素材がたくさんあると思っております。そこで、いいものに着目し、地域力をアップする、そういう取り組みが求められております。

本年度、えびの市田代自治会が、農林水産祭のむらづくり部門で、日本一の天皇杯を受賞しております。これも一つの力だと思えますし、我々が県内にいながら知らなかった素材であります。そこで、地域の素材を生かした市町村の地域づくりに対する支援の現状を、総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（土持正弘君） 地域の活性化を図るためには、地域の資源を生かし、個性豊かな魅力ある地域づくりを行っていくことが重要であるというふうに考えております。現在、各部局において、そうした地域づくりに資するさまざまな事業を実施しているところでございます。総合政策部では、こうした地域づくりに取り組む市町村を、大学等と連携して地域の宝を探る共同研究事業や、地域力磨き上げ応援事業などによりまして支援を行っているところであります。

このうち地域力磨き上げ応援事業では、今年度、16市町村による17事業を採択しておりますが、例えば、木城町の廃校を活用した農家風レストランにおいて、地元の農産物の提供等を通じた交流人口の拡大を図る事業や、日向市におけるハマグリなど、食の素材を生かしたおもてなしにより誘客を図る事業など、県内各地で進められている地域特有の自然環境や特産品、伝統文化などの資源を生かした取り組みについて支援を行っているところであります。

○有岡浩一議員 このような市町村に対する事業の取り組み、こういったものが成熟していくのでしょうか。そういうことが求められておりますし、本年度、8月21日に開催されました地域づくり表彰で国土交通大臣賞を受けた西米良村の小川作小屋村運営協議会、こういった団体もきっかけを持って成長して、こういった形に

伸びてきたということでもありますので、単年度事業ではありませんが、やはり意欲ある人たちを育てていく、そして喜びを持った取り組みをすることが、これからの地域の素材を伸ばす。また、やっていることを全国が評価するという成果を一つの自信にかえていただきながら、宮崎県内の各自治体、自治公民館、そういったところまで掘り下げて取り組みを広げていただくことを要望しておきたいと思えます。

次に、高速道路関係がございしますが、商工観光労働部長に再度お尋ねいたします。私どもがよく聞く話は、高速道路が開通すると同時に、市町村は素通りになってしまうのではないかという消極的な意見を聞いております。しかし、逆に、観光資源を生かして遠方からでも来てもらおうではないか、そういう前向きな声も聞いているということ、いろいろな意見が交錯しているというのが現状であります。そこで、地域素材を生かした市町村の観光地づくりの取り組みと支援の現状を、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 近年、その土地ならではの食や祭り、農業などを地元の方々と触れ合いながら体験する観光、こういったものに対するニーズが高まってきておりまして、本県への観光客の増加を図るためには、このような観点から観光地の魅力向上に取り組むことが非常に重要であると考えております。

そのため、商工観光労働部におきましては、魅力ある観光地づくり総合支援事業やチャレンジ観光応援事業などの事業におきまして、地域の素材を観光資源として磨き上げることにより、地域外からの誘客を目指す市町村等を支援してきたところであります。

本年度におきましては、椎葉村における住民

参加による観光振興プランの策定やワークショップの開催、高鍋町における高鍋大師を活用したユニークな土産品開発や催し物の企画など、地域における14の取り組みに対し支援を行っているところであります。

○有岡浩一議員 幾つかのお話をさせていただきましたが、先日の観光議員連盟の場でもお話がございました。幾つか紹介したいと思いますが、観光ボランティアのお話を伺って大変有意義だったという声がありました。さらに、民間では、宮崎の野菜を帰られたときに届けるというサービスをしたら大変喜ばれたと。やはり宮崎の持っているいいもの、おもてなしという言葉で例えるならば、そういう精神が他県の方たちには大変喜ばれるということが、この前の話の中で幾つか提案されました。

そこで、おもてなしという言葉に特化してイメージをつくっていきますと、おもてなしを受け入れる人は確かにこうやって喜ばれます。逆に、おもてなしを企画したり行う人たちがきつい、これでは続かない。おもてなしをする、受け入れる側も、楽しく企画し、かかわっていくことが継続できる力になると思っております。

そういった意味で、私自身の経験を少し時間がありますのでお話ししますが、園児の農業体験を受け入れまして、子供たちが来て、大変楽しい、おいしい、そういったことを言うてくれる。それが受け入れる側の我々の力になるし、受け入れてよかったという気持ちで接しております。そのような農業体験を受け入れることで、子供たちに野菜なり農産物を好きになってもらえる。宮崎はいいところだということを実感してもらえるような、そういうおもてなしを私自身も15年ほど、子供たちと接しながらやっております。二十前の子供が「おじちゃん」

と声をかけてくれるんです。僕たちからすると、みんなを覚えてはいませんが、子供たちはそういった形で大人を見て、覚えてくれる。そういう地域の大人と子供たちの関係というのがずっと続いていくんだなということを強く感じて、こういうつながりを大事にしたいと思えますし、無理をするんじゃないかと、お互いが楽しくやっていけるようなおもてなしというものを視点に置きながら、取り組む必要があるんじゃないかと思っております。

きょうの最後の質問になりますが、これは知事にお尋ねする項目でございまして、11月9日の知事のフェイスブックを拝見しますと、友人の感想が紹介されており、「ワシントンニアパームや神話にちなんだ観光スポットがおもしろい。魚がおいしい。かんきつ類がいいと褒めていただいた反面、いいものがあるのに県外に伝わっていない。もったいない」とストレートな御意見がありました。

そこで、本県のポテンシャルに気づくためにも、外からの感想をいただきながら、本県の魅力を最大限に活用するとともに、113万人の取り組みに発展することが待たれますが、知事の見解をお尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) 今御紹介いただきましたフェイスブックの書き込みというのは、家内の大学時代の同級生、友人3人、東京に住んでいる者ですが、初めて宮崎を訪れた、そのときの感慨、感動というものを、また指摘というものを紹介したところでありますが、今紹介していただきましたように、宮崎は本当にすばらしいものがある、びっくりした、驚いた、でもそれがちゃんと使われていない、伝わっていない、一言で言うと「もったいない」というところの感想でありました。まさに、議員からも御

指摘がありました。我々がふだん接して余り気づいていないような宮崎の魅力はたくさんあるのだろうと考えておるところでございます。

また、食なり、自然なり、文化なり、いろいろなものがあるわけでございます。先ほど紹介していただきましたが、えびの市田代自治会の取り組み、さらには西米良村小川作小屋の取り組みというものが、天皇杯であり大臣賞というものをとられたというのは、やはりそれぞれの地域の資源というものをしっかりと地域の住民が一体となって磨き上げていく、それを伝えていく取り組みというものが、全国的に見てもすばらしい取り組みだということで評価をされたのではないかなというふうに思っておるところでございます。

要は、我々としては、そういう取り組みを全県的に広げていくこと。宮崎におけるさまざまな意味での宝というものを県民一人一人がちゃんと認識をしていく。そして、それを外に向けて語ることができる。今、神話でいうと神話の総語り部事業などに取り組んでおるところであります。その価値を我々自身が認識することによって、より強くアピールすることができるのではないかな。それが観光誘客にもつながっていくというふうに、また県民の地元、地域に対する誇りや愛着、自信にもつながるものであろうというふうに考えておるところでございます。

現在、「知ろう・使おう・広げよう」を合い言葉に、ディスカバー宮崎なり、100万泊県民運動なり、地産地消の県民運動、また記紀編さん1300年記念事業、さまざまな県民運動を展開しておるところでございますが、今後とも、県民の皆様にとしっかりとそういう面をアピールしながら、参加意識を募って盛り上げていきたい

と考えております。

○有岡浩一議員 今回の質問の中で幾つかの、もったいないという言葉もございましたし、おもてなしというキーワードもございました。きょうは教育委員長のほうにも、いじめの話、道徳のあり方をお尋ねいたしました。ふるさとを誇りに思うというお言葉もありました。本当にふるさとに誇りを持っている子供たちは卑劣なことはできない。我々大人もそうですが、誇りを持って接すれば卑劣なことはできない、こういう言葉がありまして、子供たちに誇りを持った環境をどうつくればいいたろうかということで、私なりに考えておりますが、子育て日本一の宮崎県を磨き上げるということで、日本一住みやすい宮崎をみんなで作っていかう、これは共通の課題です。子供たちの立場で考えてみますと、大切な友達との関係づくり、これは大変大きな課題ですし、さらに身近な大人が信頼できるかどうか、こういう環境があるのかどうか、これが大きな課題だと思っております。

お父さん、お母さん、先生、身近な大人が尊敬できる、そういう宮崎県を目指すこと、これが、これからの子供たちを育てていく大きな糧になると思いますし、誇りを持って、大変住みやすい宮崎県であるということ、子供たちも、そして我々も、この地域に住むみんなが声を出して言っていたらいいような宮崎県をこれからつくってまいりたいと思います。有吉知事のように、100年後の宮崎に対して夢を語っていただけるような、そういう県政運営をこれからも知事に期待いたしまして、私の一般質問を全て終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 以上で本日の質問は終わりました。

平成25年11月27日(水)

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時51分散会

11月28日（木）

平成 25 年 11 月 28 日 (木 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	黒 木 正 一	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	渡 辺 創	(民主党宮崎県議団)
15 番	田 口 雄 二	(同)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	太 田 清 海	(社会民主党宮崎県議団)
18 番	高 橋 透	(同)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	中 野 一 則	(同)
23 番	中 野 廣 明	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	十 屋 幸 平	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
28 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
29 番	井 上 紀 代 子	(民主党宮崎県議団)
30 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
31 番	鳥 飼 謙 二	(社会民主党宮崎県議団)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	松 村 悟 郎	(同)
34 番	押 川 修 一 郎	(同)
35 番	宮 原 義 久	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	丸 山 裕 次 郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	土 持 正 弘
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治 史
会 計 管 理 者	梅 原 誠 史
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	齊 藤 和 子
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊 秋
人 事 委 員 会 事 務 局 長	内 栞 保 博

事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
総 務 課 主 任 主 事	橋 本 季 士 郎
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 一般質問

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、内村仁子議員。

○内村仁子議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。自由民主党宮崎県議団の内村仁子でございます。

今日は、寒い中、私の地元から、そして宮崎の友達、また多くの関係者の方が傍聴においでいただきました。ありがとうございます。皆様方の力をいただきながら、通告に従い質問してまいります。

東日本大震災から2年8カ月がたちました。私は11月5日から、大規模災害・防災対策特別委員会で南海トラフ巨大地震対策の調査に岩手県釜石市、高知県黒潮町などに行きました。なかなか復興の見えない中、被災地では、今までに経験したことのない区画整理、高台への集団移転、これからのまちづくりについて、行政、関係者の葛藤、御苦労が続いております。

伊豆大島での災害、フィリピンでの台風30号による災害、工事現場での崩落事故が起きるなど、心配は絶えることがありません。被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

しかし、暗いニュースが続く中、県内では、官民一体となって30年間かけてチョウザメを養殖し、今回、キャビアの販売を開始されました。そして、11月13日からは九州赤十字の大会に秋篠宮妃殿下紀子様がお来県され、地元の子供や日赤会員と交流されるなど、温かいニュー

スにも浴することができました。そこで、今議会でも、私の定番である女性の立場から小さな声も届けるために質問してまいります。

私は総務政策常任委員長として7月と11月、台湾、韓国へ、宮崎空港直行便の存続、県内航路への船便存続と増便、県内物産の状況調査、取引のお願い、そして数多くの関係機関との協議に、知事と一緒に参加することができました。それぞれの航空局、航空会社、旅行公社、ジェットロ等との協議も重ねてまいりました。

そこでまず、知事にお尋ねします。宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」の中で海外展開戦略が掲げられています。海外戦略、東アジアへの県産品販売に対して、知事はどのような思いで「みやざき東アジア経済交流戦略」を策定されたか、お尋ねします。昨日、次の2期目に挑戦ということで知事の答弁をいただきました。これからもぜひ頑張っていたきたいと思っております。

以上で壇上からの質問を終わり、後は自席から質問してまいります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようございます。お答えいたします。

我が国は、本格的な人口減少・高齢化社会を迎えておりまして、国内市場の拡大を見込むことが難しいわけでありまして。海外、とりわけ経済成長が著しく、地理的に近い東アジアの活力を取り込んでいくこと、これは内村議員も実際に実感をされたことというふうに考えておりますが、この活力を取り込んでいくことは、本県の未来を築く上では極めて重要であり、力強く推進していかなければならないと認識しております。

これまでは、我が国の政治経済の中心である東京からの距離、東京から遠い九州というイメ

ージもございました。東京の重要性は変わるわけではございませんが、発展するアジアへの最前線であるという思いで、我々九州、そして宮崎としては今後のあり方というのを考えていく必要があるかというふうに考えております。

そのため、オールみやざきの観点に立ちまして、横断的、多面的な取り組みが必要であろうということで、従来の取り組みや、こういった情勢の変化を踏まえまして、県産品の販路拡大はもとより、観光誘客やインフラなどの基盤整備にも取り組むこととして、「みやざき東アジア経済交流戦略」を策定したところであります。

今後とも、「東アジアに開かれ、東アジアとともに成長するみやざき」を目指しまして、官民一体となったオールみやざきの体制で、「みやざき東アジア経済交流戦略」の推進に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○内村仁子議員 今、答弁をいただきましたが、私も台湾の市場調査をしたときに、都城JAからのサツマイモ、小さいものでしたけれども、3個で590円、それに比べてマンゴーは1個が290円、倍の値段で販売されておりました。富裕層の方が買われるという話を伺いましたが、これから先もぜひ宮崎県の物産をオールみやざきという観点で捉えて、戦略のほうに入れていただきたいと思います。そういうところで、東アジアへの県産品の販路開拓について、これまでの成果と今後の見通しについてお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） まず、これまでの成果につきましては、海外見本市への出展や、バイヤーを本県に招聘したり、さらにはトップセールスを行うことなどによりまして、これまで、

宮崎牛やカンショなどの農産物のほか、焼酎や漬物、乳製品、調味料などの定番化が図られており、一部では着実に成果が出てきているところであります。

次に、今後の見通しについてであります。対象国や地域によりまして、関税、検疫などの制度や商慣習など、輸出に係る環境が異なりますので、国別に戦略を持って取り組むことが必要であろうというふうに考えております。

例えば香港におきましては、日本食品への関心が大変高く、日本食品を扱う量販店など多いことから、今後も、安全・安心な農産物の販路を拡大していくことが有望であろうというふうに考えております。また、韓国では、戸建て住宅や伝統的な家屋であります韓屋での木材利用の拡大が見込まれておりますことから、さらなる県産材の輸出促進を図ってまいりたいと考えております。

今後とも、これまでのプロモーション活動で築きました人的ネットワーク、こうしたパイプというのはアジアに展開する上で大変重要であろうというふうに考えております。こういったネットワークを活用しながら、マーケットイン——向こうが求めているものは何であるかというところに重点を置きながら、効率的、効果的な県産品の販路開拓に努めてまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 3問目に入ります。私は以前新聞で、「行政のトップがセールスに行くべきではない。バイヤーに任せるべきだ」という記事を読みました。そのときに、ああ、なるほどなと思っておりました。しかし、今回、知事に同行して台湾、韓国に行きましたが、そのどちらの国でも知事は、台湾では中国語、韓国では韓国語で挨拶をされ、現地の方は大変喜んで拍

手をされました。この現地の言葉での挨拶により、ぐっと親近感が深まり、航空局、航空会社、海運会社の社長との協議がスムーズに運んだと私は感じました。

韓国では、宮崎県産木材で一戸建ての住宅をつくる商談が進んでおり、モデル住宅が既に来ていました。これから宮崎県産木材の取引が拡大していく中で、すばらしい宮崎県産材の住宅を建設するために、両国間の伝統と文化を理解し合いながら、日本のたくみ、建築の技術者を派遣することを民間を交えて推進していくことで、さらに木材輸出が拡大するのではないかと考えますが、知事のお考えをお聞きします。

○知事（河野俊嗣君） 韓国でございます。政治、外交面では非常に厳しい状況にあるものの、やはり経済・文化交流は積極的に進めてまいりたいというのが基本的な考え方としてある中で、韓国における住宅用の建築物は、マンション等の鉄筋コンクリート建築が大半を占めておりますことから、大工など木造の技術者が少ないような状況もございます。

このようなことから、韓国への製材品の輸出につきましても、現地で組み立てられる形に加工しましたプレカット材が中心となっており、今後、木材輸出の拡大を図っていくためには、プレカットされていない材の輸出もふやしていくことが必要であろうというふうに考えております。

このためには、これらを使った住宅を適切に施工できる技術者の確保が必要となりますので、木材関係団体などが行う建築建材関係者の本県への招聘でありますとか、韓国の施工現場における実地研修による技術者の養成等を支援してまいりたいというふうに考えております。

先般、議員の皆様や関係団体とともに韓国を

訪問してトップセールスを行ったところでありますが、韓屋を初めとしました木造軸組工法への熱い思いが感じられるなど、また本県の杉材を初めとする木材輸出に対する、量に対する評価もあるんですが、一方で質——本県が長年培いました集成材、乾燥材、プレカット、そういった技術に対する評価というものを大変強く感じたところであります。

特に、木材利用技術センターはすばらしい施設だと評価をいただき、韓国で住宅を求めのお客様を宮崎に連れてきて、ああいう技術センターを見せたい、そして宮崎でさまざまな木材が利用されている実態を見せたいんだというようなことを向こうの社長がおっしゃっていたのが非常に印象に残っておるところでございます。

こうした手応えが得られたところであります、技術面の支援も含めて、韓国側のニーズを踏まえながら、木材輸出の拡大を図ってまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 今、知事が言われましたように、今回の韓国への宮崎県木材の輸出については、都城にあります木材利用技術センターの飯村所長さん初め、両国の多くの方々が地道に10年近くかかって詰めてこられた偉業だと私は感じました。感謝せずにはおられません。これが今までずっと話題になっておりました産学官の重要性かなと思っております。これからも宮崎県の木材のよさを引き出すために、ぜひ協力をお願いしたいと思います。

次に、福祉行政について福祉保健部長にお尋ねいたします。

まず、児童虐待について。私は、自民党女性局の調査研修で、女性国会議員、そして全国の自民党女性議員、女性局代表と、アメリカに児童虐待の調査に行かせてもらいました。今、

県内でも児童に対する悲しい事件が起こっております。県内の児童相談所における児童虐待相談件数は以前と比べどのような状況か、お伺いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 県内3カ所の児童相談所における児童虐待相談対応件数でございますが、平成24年度は443件で、20年度の287件と比べまして、約1.5倍となっております。

この要因としては2つの側面があるというふうに言われております。1つは、昔は大家族の中で親戚や隣近所の皆さんに助けをもらいながら子育てができていた時代でございますが、近年は子育て家庭が孤立化しやすい。そういう意味で、家族、地域の養育力の低下というのが言われております。

もう1つは、悲惨な事件の報道、あるいは平成12年に児童虐待防止法が制定されて以降、社会全体での児童虐待への認識の広まりというものが、全体の相談件数がふえている要因というふうに言われております。以上でございます。

○内村仁子議員 続いて、児童虐待相談についてお尋ねします。受け付け体制はどうなっているのか、また児童相談所の児童福祉司の配置状況についてお尋ねいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 平成16年の児童福祉法改正によりまして、市町村が児童虐待の通告先として加えられましたことから、児童虐待相談につきましては、市町村と児童相談所が役割分担をし、連携しながら対応いたしております。

具体的には、市町村は見守りや養育支援など軽微なケースに対応しており、児童相談所では一時保護や専門的な判定を要するケースなどについて対応いたしております。

児童相談所の児童福祉司につきましては、専門性の強化を図る必要があることから、平成20年度の18名から毎年増員し、25年度は県内3カ所の児童相談所において26名の児童福祉司を配置いたしております。

○内村仁子議員 今、児童福祉司の増員を図っているということでしたが、みんなが誰もが安心して相談に行ける、その場所を確実に確保していただきたいと思っております。

アメリカでは、同じ建物の中に相談所、ケースワーカー、警察等、全ての機関が設置されており、同時に協議して虐待に対処し、子供の命に対してスピーディーに安全が守られておりました。相談に対する支援体制はもっと簡略化できないものか。相談支援を行う関係機関が1カ所に集まり、連携が図られる体制づくりが必要だと思えます。それぞれの機関と協議するうちに虐待で幼い命が奪われては、取り返しがつかないのです。せめて宮崎県でも全国に先んじて独自の児童虐待の備えはできないか、お尋ねします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 児童虐待等の相談対応につきましては、市町村、児童相談所が中心となり、警察、学校等の関係機関と一体的に連携を密にして取り組むことが大切であると考えております。

このため、各市町村ごとに設置されました要保護児童対策地域協議会におきまして、関係機関相互の情報の共有と役割分担を行い、見守りなどの家庭における支援等に連携して取り組んでいるところであります。

また、緊急性がある場合には、児童相談所において職権による一時保護を行うほか、必要に応じて警察等と共同して対応いたしております。

なお、児童相談所では、福祉や心理、教員等

の専門職員を配置するほか、警察官OBや保育士を非常勤職員として任用するなど、体制強化を図っているところでございます。

今後とも、関係機関のより一層の連携強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

○内村仁子議員 では、引き続いて福祉保健部長にお尋ねします。本県の人工妊娠中絶率は全国的に高いと聞いています。数々の要因はあると思いますが、近年の人工妊娠中絶、人工死産の年代別の状況についてお尋ねします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 平成24年度の人工妊娠中絶実施率は、女子人口1,000人当たり全国が7.4、本県は7.9で、実施件数は1,685件となっております。年代別では特に30代が高く、30～34歳では全国9.9に対し本県は12.0で、385件となっております。なお、若い年代では全国よりも低く、20歳未満では全国7.0に対し本県は6.2で、173件となっております。

次に、人工死産は、人工妊娠中絶のうち、妊娠満12週以降に実施されたものでございますが、平成24年の人工死産率は、出産1,000件に対し、全国が12.6、本県は19.6で、実数は200件となっております。年代別では特に30代が高く、30～34歳では全国6.2に対し11.4で、実数は40件となっております。

○内村仁子議員 今の答弁で20代以下の子供の実施率が全国よりも低いということですが、173件ということでは全国的には低くても、20代未満が173件というのはやはり高いんじゃないかと思っております。これは前のときも出しましたけれども、教育にも問題があると思っております。このことについてはまた別にお尋ねしたいと思っております。

続きまして、人工死産についてであります。

さまざまな要因があると思いますが、人工死産に至った方の中絶の時期が妊娠12週以降になった理由を把握しておられれば伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） データは若干古うございますが、平成17年度から18年度に県が実施いたしました人工死産に関するアンケート調査によりますと、人工妊娠中絶が12週以降になった理由として、「話し合いに時間がかかった」が約40%、「妊娠に気づくのがおくれた」が約28%、「手術費用の工面に時間がかかった」が約10%となっております。

○内村仁子議員 次に、生命尊重に入りたいと思っております。生命の尊重と出産ケアについて行政機関が設置している相談所はあります。しかし、そこに行くことのできない人たちもおられるということで、それを支援している「ワン&オンリー宮崎いのちの会」というグループがあります。このことについて、今、出産費用が工面できなかったということで、人工死産のほうで10%という数字がありましたけれども、このような方たちの支援をしているグループがありますが、この「ワン&オンリー宮崎いのちの会」の活動についてどのように把握しておられるか、伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 本県の人工妊娠中絶実施率あるいは人工死産率が高い状況におきまして、とうとい命を守るために、「ワン&オンリー宮崎いのちの会」の皆様方が、草の根的に募金活動や研修会の開催、電話相談などに熱心に取り組んでいただいていることは、大変ありがたく、心強く思っております。

県といたしましては、今後とも、民間団体や市町村と、感謝と人のきずなの大切さを共有しながら、母子保健の向上に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。「ワン&オンリー宮崎いのちの会」は、授かった命の喜び、育てる喜び、命をつなぐ喜びを基本に、ボランティアで活動しております。ぜんだったっても、講演会をするときに後援依頼に行きましたけれども、これがどうしてもかなわず、県の後援がなかったらほかのところでもなかなか対応ができなくて、私どもも大変苦慮した事実がありました。このように理解していただいておりますので、これからは、もうちょっと内容を詰め、担当者と話し合いをしながら、後援についても協議していただければありがたいなと思っております。「悩まないで」というチラシを配るのにも大変苦勞しております。今、部長の答弁では理解をいただいているように伺いました。ありがとうございます。

そのほかに、児童虐待防止の取り組みとして愛知方式というのがあります。医療機関での体制、特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託などについて、県がどのように把握しておられるか伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 私も愛知県の状況は資料等で把握いたしておりますが、本県の対応といたしましては、やはり児童虐待の未然防止あるいは早期発見を図るという観点から、医療機関とのネットワークの構築というのが大変重要であると考えておまして、今後、県医師会や市町村と協議を重ねながら、リスクを抱えた妊婦や援助を要する子供に対する効果的な支援の体制づくりを検討してまいりたいというふうに考えております。

また、特別養子縁組制度につきましては、生まれてくる新生児を保護する仕組みとして近年注目をされておまして、本年9月には、全国20の医療機関が中心となった縁組の支援が開

始されているところでございます。

県といたしましては、こうした動きを見守りながら、本県における取り組みの可能性について研究してまいりたいというふうに考えております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。これから先、授かった命、そして産む喜び、育てる喜び、ここまですと連携をとれたら、素晴らしい宮崎県になると思いますので、よろしくお願いたします。

次は、障がい者団体に対してお尋ねいたします。障害者自立支援法から障害者総合支援法へと移行され、これまでの身体、知的、精神の3障がいに加え、難病が障がいの範囲に加わりました。目まぐるしく変わる制度に、福祉サービスのあり方、団体によっては会員数の減少など、家族にとっても大変厳しい悩みを持っておられます。いろんな障がいの中には、施設の課題、職員の対応に大変苦勞しておられる部分もあります。障がい者団体に対して県としてどのようなかわりを持っておられるか、お尋ねいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 県では日ごろから、障がい者団体が抱えておられる悩みや課題につきまして、団体の会合に積極的に参加するなど、さまざまな機会を捉えて意見交換を行うとともに、障がい者に関する施策を審議する障害者施策推進協議会などに団体の代表者を委嘱し、実情を踏まえたさまざまな意見をいただいているところでございます。

また、障がい者団体に対する支援として、福祉の向上や社会参加の促進に関する事業を委託して実施しているほか、団体の主催事業に対する名義後援や助成金の交付などを行っているところでございます。

今後とも、障がい者団体と緊密に連携を図りながら、障がいのある方々が住みなれた地域で安心して暮らせますように、各種施策を推進してまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。これからどうぞ福祉行政については御理解を賜りたいと思います。

続きまして、志布志道路について県土整備部長にお願いいたします。

以前の議会では内田副知事に、国土交通省からお見えになりまして、お言葉をいただきました。今回は、県土整備部長にお尋ねいたします。私は、議会の一般質問のたびに口にしていますが、県も国土交通省でも異動がありまして、私が感じるところ、ぴんぴんぴんと来ないところがあったものですから、確認の意味で再度お尋ねいたします。

私は、先般も九州整備局に行つてまいりました。女は度胸と行って行きました。道路部長と話もさせていただいたところですが、都城志布志道路の宮崎県施工区間の現状と今後の見通しについてお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 県の施工区間につきましては、全体延長約8キロメートルのうち、これまでに五十町インターチェンジから梅北インターチェンジ間の約3.2キロメートルを供用しているところです。梅北インターチェンジから、仮称でございますが、諏訪山インターチェンジ間につきましては、地元の皆様の御協力により、ほぼ用地取得が完了し、現在、梅北橋の下部工事などを進めておりまして、平成29年度の供用を目標に、着実に整備を進めているところでございます。

さらに、本年度事業着手した県境までの区間につきましては、7月末から8月初旬にかけて

地元説明会を開催し、現在、測量や設計を行っているところでありまして、来年度から用地取得に着手する予定としております。

○内村仁子議員 農畜産物の飼料運搬に現在1日7,000台の大型トラックが国道10号を走っております。都城志布志道路は、国道10号のバイパスとして、また南海トラフ巨大地震対策の後方支援物資輸送路にもなる重要な道路であります。命の道、そして鹿児島県との文化の道でもあります。計画から既に17年が経過しております。国の直轄部分についても、早期整備に向けて頑張ってもらっているところですが、今後どのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 都城志布志道路は、渋滞緩和や物流効率化など、全線供用による本県への事業効果は極めて大きいことから、国、県、都城市などが一体となりまして早期整備に向け取り組むことが大変重要と考えております。このため、今月には知事を先頭に、宮崎、鹿児島両県の合同による国への要望活動を実施しまして、都城志布志道路の必要性を強く訴えてきたところであります。

また、県としましては、早期に未着工区間の工事に着手できるよう、埋蔵文化財調査などを早急に進めますとともに、国の施工区間につきましても、事業進捗が図られるよう、積極的に事業調整などの協力を行っているところでございます。

今後とも、国に対しまして、予算の確保を積極的に働きかけるとともに、県議会を初め、沿線自治体、商工関係団体、道づくりを考える宮崎中央女性の会などの御支援もいただきながら、国や鹿児島県とも十分連携し、全線の早期完成に向け、全力で取り組んでまいりたいと考

えております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。この前も共進会がありましたけれども、西諸地方は和牛生産、畜産が大変盛んなところでありますが、都城志布志道路は、畜産関係の飼料輸送にも大事な道路でありますので、ぜひこれからも頑張っていたきたいと思えます。私たち道づくりを考える宮崎中央女性の会でも、今回一緒に3名の女性が陳情に参りました。私たちはあくまでも私費——自分で旅費から何から出して一緒に同行させてもらっているわけですが、民意ということでお酌み取りいただいて、一緒に頑張っていきたいと思えます。

そして、都城志布志道路の照明により、稲作被害が出たところがありました。私は、「仁子さん、あたいげん稲は穂が出らんとよな」という電話をいただきました。私は最初、何のことかわかりませんでしたけれども、一緒にその方の田んぼに行ってみましたが、梅北インターのところの照明の関係だと思えます。私のところの稲には穂が出ている時期でしたが、その照明が当たるところはほとんど穂が出ていませんでした。ずっと田んぼを一緒に回ったんですが、その方が、「去年も出なかった。去年もお願いに行ったけれども、何のこともなかった」と言われたものですから。行かれた先が違ったみたいですね。

今回は私が都城の土木事務所に行って、その相談をいたしました。1反の田んぼに約2割、2畝分、稲の穂が全然出ていませんでした。その人の田んぼ、次の田んぼ、こちらの田んぼ、その部分、穂が全然出ておりませんでした。これはいかんですねということで行きましたら、土木事務所の職員の方がすぐ対応していただきました。そして、照明の高さを下げると

か、覆いをかぶせてくださって、早い時期でしたので、今回は稲の被害が出ませんでしたけれども、去年の分は泣き寝入りだったみたいです。このようにして、すごく早く土木事務所の方が対応していただいたんですが、この被害がほかに出ていないか、そしてまた、これから先、こういう被害があったときにどう対応されるかをお伺いいたします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 都城志布志道路におきましては、夜間などの道路利用者の安全を確保するため、インターチェンジ付近に道路照明を設置しております。昨年、梅北インターチェンジ付近におきまして、稲作へ影響を及ぼした事例があったと聞いておりますが、現在までに類似の事例は確認していないところでございます。今後施工する区間につきましては、設置箇所周辺の状況を把握しまして、周辺の農作物へ影響を及ぼさないよう、必要に応じて、遮蔽板やLED照明の設置などを検討してまいりたいと存じます。

○内村仁子議員 都城志布志道路については、ぜひともよろしくお願ひいたします。

次に、防災行政について危機管理統括監にお尋ねいたします。

宮崎県が行いました南海トラフ巨大地震のシミュレーションは、少しずつ変わってきましたが、どの程度古い地震・津波の記録を踏まえられたものか、お尋ねいたします。

○危機管理統括監(橋本憲次郎君) 南海トラフ巨大地震のシミュレーションにつきましては、特に津波浸水想定を策定する中で、法令に基づきまして、過去の記録を踏まえた検討を行ったところでございます。

具体的には、本県内での津波高の記録が残るものとしましては、1662年の日向灘を震源と

し、5メートル程度の津波の記録がある外所地震、また1707年、宝永4年になりますが、東南海・南海を震源とし、4.5メートル程度の津波であったという記録がある宝永地震などを参考としたところでございます。

このほか、内閣府が、他県を含む過去の記録や最新の科学的知見に基づいて行った南海トラフ巨大地震の検討結果も踏まえ、県としてのシミュレーションを行ったところでもあります。

その結果、最大の津波高17メートル、平均津波高12メートルと、過去の記録を大きく上回る最大クラスの地震・津波の想定を策定したところでもあります。

○内村仁子議員 ありがとうございます。私たちがこの前、釜石に行ったときに、「釜石の奇跡」という言葉がよく言われますが、その担当の方は、釜石の奇跡という言葉は使わずにあってほしいということを言われました。これはやはり現地で被災された方の言葉だと重く受けとめたところなんです。というのは、釜石で小中学生がずっと叫びながら、避難しながら、周りの人を巻き込んで高台へ避難した。それがずっと報じられておりますが、助かった子供の中には家族が亡くなった方もいるということで、そのショックはまだ抜けていないということ伺いました。

このような大規模な地震・津波に関する周知——釜石ではしょっちゅう訓練をしておられたみたいなんです。この啓発にどのように取り組んでおられるか。「まだ今、地震は来やせんとやが。1000年先やが」という言葉を聞くんですけども、それが私は一番危ないんじゃないかと思えます。そのことについてどのように啓発されていくのか、お尋ねいたします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 南海トラ

フ巨大地震のようなマグニチュード9クラスの大規模地震は、内閣府の検討会において、発生頻度が極めて低く、正しく恐れることが大切というふうにされております。

このため、県民の皆様に対しましては、まずは、これまでに発生した地震・津波のレベルに的確に対応できるよう、自助・共助に努めること、一方で、巨大地震の発生も想定しながら、迅速かつ安全に避難できる体制を構築しておくことなどを中心に啓発を行っているところでございます。

具体的には、防災フェアや講演会などの防災イベントの開催、また地域や団体等に出向いて行う出前防災講座などを行っているほか、学校における防災教育や企業に対する研修会の開催、また防災訓練への積極的な参加呼びかけなど、さまざまな機会を通じて、災害に対する知識や心構え等の啓発に取り組んでいるところでございます。

今後とも、市町村はもとより、各地で自助・共助の推進に取り組んでいってまいります防災士ネットワークなどと連携しながら、大規模災害への備えについて、しっかりと周知啓発してまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 津波に対しては、やっぱり、より早く、より高く、より遠くへというのが一番の原則だと思います。これを常々ずっと頭に置きながら、自助・共助、これもまた頭に置きながら皆さん生活されるように、ぜひこれからの周知をお願いしたいと思います。

以前、国土交通省九州整備局の話で、東日本大震災時の後方支援をされた遠野市と都城の地形が似ているということでの講演をいただきました。南海トラフ巨大地震発生時には後方支援となると言われた都城なんですけど、後方支援に

対して、市町村を含めてどのような協議をなされているのか。

昨年、南三陸町に行ったとき、そこから車で約50分かかるところに登米市というのがありました。都城から行っている支援の職員は、登米市から毎日50分かけて南三陸町に、もう2年目を迎えておりますが、通っております。登米市では、市長がバスを8台連ねて迎えに行かれたそうです。そして、被災された方を登米市に連れて行って、ホテルやいろんなところでのお風呂の支援とかをされたということを伺いました。

そしてまた、遠野市の市長は、各家庭を回って、米のあるところはおにぎりをつくってほしいということで、おにぎりをつくって釜石のほうへ届けられたそうです。

このようにして、これから先は後方支援ということが大事になると思いますが、それについて市町村を含めてどのように対処しておられるか、協議しておられるか、伺いたいと思います。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） ただいま御紹介いただきました後方支援につきましては、東日本大震災において、内陸部にある岩手県遠野市が非常に大きな役割を果たしたという事例がございまして、私自身も複数回、現地に行って、その状況を勉強させていただいたところでございます。

これを踏まえまして、本県でも南海トラフ巨大地震など同様の大規模災害が想定される中、人命救助に当たる自衛隊や警察の広域緊急援助隊、また緊急消防援助隊、DMATなどの広域支援部隊が迅速に集結する拠点が必要というふうに考えております。このため、交通アクセスがよく、一定規模の面積が確保できることを条

件といたしまして、後方支援拠点を指定し、今年度は、非常用発電機や投光器の段階的配備や、実際に後方支援拠点を活用した実践的な防災訓練にも取り組むことといたしております。

一方、御案内がありましたように、遠野市の例では、物資やボランティアなどの後方支援の役割も果たされたところとございまして、本県においても、このような被災者支援のあり方について、その活動内容や準備すべき事項等を具体的に定めておく必要があると考えております。そこで、現在、都城市を中心としたモデル計画の策定作業に入っているところであります。

今後、実際に大規模災害が発生した際の後方支援が円滑に進められるよう、市町村とも十分連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

では、続きまして、2020年に東京オリンピックの開催が決まりました。このことで知事にお尋ねいたします。

先日、オリンピックと宮崎の食について山下議員より質問がありました。オリンピック・パラリンピック東京大会を生かした本県への誘客が重要であり、国内外からの来訪者に満足してもらえる受け入れ体制や環境整備をどのように取り組まれるか、伺います。これがまた観光振興にもつながっていくんじゃないかと思っております。よろしく願いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会、全世界の注目が東京に、そして日本に集まるわけでありまして。これをチャンスと考えまして、本県が誇る自然や安全・安心な農林水産物、またスポーツキャン

プのメッカとしての魅力などを発信してまいりたい、そして観光誘客や直前合宿の誘致などに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。その際は、本県ならではの穏やかで人情味豊かな県民性やおもてなしの心というものを生かしまして、世界に通用するおもてなし環境を築き上げることが重要であろうと考えております。

具体的には、多言語表記の充実——さまざまな言語での表記、掲示板などを充実させること——さらに国際コミュニケーション能力の向上——先ほど中国語とハングルの挨拶を褒めていただいて恐縮ではありますが、多くの県民が片言の英語なり、ほかの言葉でもいいんですが、しゃべっておもてなしの心を伝えることができるようにすること——さらには県民おもてなしボランティア活動の推進のほか、宿泊施設などの受け入れ機能の充実、さらには交通アクセスや通信手段の整備、Wi-Fi環境の整備なども非常に重要であろうと考えております。外国人や障がいのある方々も含めて、全ての人々に優しいまちづくりというものをこの機に進めていく必要があるかというふうに考えております。

このため、「みやざき東京五輪おもてなしプロジェクト」というようなコンセプトで、早急に検討を行うように指示したところであります。今後、市町村、また民間団体と一体となった推進体制を構築しますとともに、こうした取り組みを未来の県づくりに向けた契機と捉えまして、全県的な受け入れ体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 東京オリンピック・パラリンピックの開催に当たってですが、海外チームの直前合宿、日本に入られてからの合宿、その誘致をされる考えはないか。宮崎は合宿に最も適

した自然環境のすばらしいところだと思っております。知事に伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催は、今申し上げましたように、さまざまな観点から、チャンスと捉えて盛り上げていきたいというふうに考えておりますが、特にスポーツランドみやざきを掲げる本県としましては、今御指摘がありましたような直前合宿などの積極的な誘致、これは非常に重要な課題、重要な柱として取り組んでまいりたいと考えております。

このため、来月、官民で構成いたしますスポーツランドみやざき推進協議会内に東京五輪おもてなし部会を設置しまして、本県への合宿誘致の機運の醸成と推進体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

本県は、スポーツキャンプ、また合宿のメッカでありまして、これまでもワールドカップサッカーのベースキャンプや、男子柔道、ラグビーなど、日本代表クラスなどのキャンプ受け入れ実績もございます。オリンピック代表候補の男子ゴルフの合宿なども行われておるところであります。今後、2016年のリオデジャネイロ大会を挟みまして、パラリンピックも含めた各競技団体の日本代表合宿でありますとか、2020年を目指したジュニア代表の強化合宿の誘致などに取り組みまして、これまでの実績を含め、海外にアピールすることで、海外チームの直前合宿誘致にもつなげてまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。今、知事の答弁にありましたスポーツランドみやざき推進協議会の中に東京五輪おもてなし部会を入れるということで、早速動いていただいていることを、ありがたいなと思っております。皆

さん、テレビで見られた「お・も・て・な・し」、あれは強烈な印象だったと思いますけれども。そういうことで、ぜひ宮崎県をオリンピックのときに売り込んでいけたらと思っております。このことについてもよろしく願いいたします。

次は、スポーツ振興について教育長にお尋ねいたします。

私は、都城市のレクリエーション協会会長として、学校のレクリエーション指導や地域でのレクリエーションについて講習会をしたり、会員と一緒にいるんなレクリエーションを続けております。この組織は、県レクリエーション協会の指導のもとに成り立っております。県レクリエーション協会は、日本レクリエーション協会とずっとつながりを持っておりますが、生涯スポーツ推進について、県レクリエーション協会の重要性をどのように認識しておられるか伺います。

○教育長(飛田 洋君) 今、議員からも御説明がありました。県レクリエーション協会は、スポーツ、文化、芸術などのレクリエーションの普及振興などを目的として活動され、明るく豊かな地域社会づくりに貢献していただいているものと考えております。協会の皆様方には、誰もが気軽に参加でき、スポーツの楽しさをより身近に感じることのできるスポーツ・レクリエーション活動を通してスポーツの裾野を広げていただくなど、生涯スポーツの推進役として重要な役割を果たしていただいていると考えております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。重要と言っていた言葉に感謝いたします。

その中で、県のレクリエーション協会には素晴らしい人材がいらっしゃるんですが、きのう

より、人材づくり、人を育てるという言葉がこの議会でも出ておりますけれども、このある人材を生かし切っていない。私は、レクリエーション協会の職員の方のすばらしさをやっぱり評価していただきたい。そして、レクリエーション協会を、これから先どのようにして、また皆さんと一緒に進めていかれるのか、そこを伺いたいと思います。

○教育長(飛田 洋君) 県レクリエーション協会の皆様方には、スポーツ・レクリエーションの普及やその指導者の育成に御尽力をいただくとともに、県内生涯スポーツの最大の祭典である県民総合スポーツ祭にも積極的に御協力をいただいております。県では現在、県民の皆様へのスポーツの普及や健康づくりのために、1週間に1回以上、30分以上、運動・スポーツをしようという「1130県民運動」を推進しているのでありますが、この取り組みの中でも貢献をいただいております。これからも一層の御支援を賜るものと期待いたしております。県教育委員会といたしましては、今後とも、県レクリエーション協会との連携を深め、多くの県民の皆様が運動に親しむためのスポーツ・レクリエーションの機会提供に努めてまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。最初の答弁で教育長が、「明るく豊かな」という言葉を使っていただきました。私は、まさにレクリエーションというのは豊かで明るいということが原則だと思っております。今、「貢献いただいている」というお言葉もいただきました。これで、私たちレクリエーション協会も、また精いっぱいやっていける力の源となりましたので、これからもぜひ県レクリエーション協会の活用をお願いしたいと思っております。

続きまして、私立学校の耐震強化制度についてお尋ねいたします。

南海トラフ巨大地震が想定される中、公立学校の耐震化は平成27年度までに完了するということが予定されておりますが、私立学校の耐震補強制度について、改築に対する補助制度はどのようなになっているのか。これは総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（土持正弘君） 私立高等学校等の校舎の耐震化につきましては、耐震診断を含む施設の耐震補強や非構造部材——つり天井等でございますが、そうした耐震対策等の工事などに対しまして、原則として補助率3分の1の国の補助事業がございます。

本県におきましても、平成21年度から24年度まで、中学校1校、高等学校3校がこの補助金を用いて校舎等の耐震補強工事を行ってございまして、平成25年度においても1校が申請中でございます。

なお、平成26年度文部科学省予算、これは概算要求ではございますが、耐震改築も盛り込まれておるところでございます。

また、耐震改築につきましては、日本私立学校振興・共済事業団の長期低利融資制度がありまして、本県の中学校、高等学校もこの融資を利用して校舎の建てかえを行っているところでございます。

○内村仁子議員 今、部長の答弁にありましたように、平成26年度からは改築の事業も認められたということでもあります。これまで私立学校では、さまざま特色ある教育に取り組まれております。県立高校といい関係を保ってこられたと私は感じております。独自の教育、スポーツの推進等、特に甲子園での準優勝、サッカーの優勝、そして文化面での活躍など、県民は夢と

感動、元気をもらいました。県立も私立も同じ宮崎県の学生であります。生命の安全を守るとは平等であるべきではないかと考えます。命を守る私立学校の耐震化に対する県の補助は考えられないか、伺います。

○総合政策部長（土持正弘君） 本県の私立学校の校舎等の耐震化につきましては、小中学校は既に耐震化率が100%となっております。それから、高等学校の耐震化率も、本年4月1日現在で約80%となっているところでございます。

私立学校に対しましては、現在、県では、経常費に対する私立学校振興費補助金、本年度約38億円ほどでございますけれども、そうしたものを初め、さまざまな助成を行いまして、私学振興及び経営の安定を図っているところでございます。

このような中で、国におきましては、先ほど申し上げたような耐震化に対する補助制度や融資制度を充実する方向にございまして、各学校においては、それらを総合的に勘案していただきまして、活用すべき制度は活用しながら、計画的に耐震補強や改築を進めていただいているところでございます。

今後とも、各学校の実情を詳細にお聞きいたしまして、経営計画など学校の将来の方向性を踏まえた上で耐震化を進めるよう働きかけてまいりたいというふうに考えております。

○内村仁子議員 それでは、私立高校についてのどのような思いを持っておられるのか、それぞれ立場上あると思いますが、まず最初に教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 各私立高校では、建学の精神や独自の教育理念に基づいて、特色があつて質の高い教育を行っていただいております。その結果として、生徒たちの進路保障だとか、

スポーツ、文化で高い成果を上げておられると
考えております。本県の子供たちの成長のため
には、公私立の各学校が、お互い切磋琢磨する
とともに、また一方では補い合って、それぞれ
が高きを目指しながら、本県の教育をともに支
え合っていくことが大切であると思っております。

そのような思いから、県教育委員会が主催す
る高校2年生、3年生を対象とした進学のため
の合同学習会にも私立高校の生徒さんに参加い
ただいておりますし、教職員向けには、県教育
研修センターで行う研修の御案内を差し上げ、
研修を受講いただくというようなことを行っ
ているところでございます。

私は、本県で学ぶ全ての子供たちが、それぞ
れの能力を高校時代に存分に伸ばし、宮崎で学
んでよかった、宮崎の高等学校を卒業してよ
かった、そう思われるような教育を公立、私立
を問わず提供することが大切であると考えてお
ります。

○内村仁子議員 時計を見ながら早口になりま
したけれども、11月16日、私学振興大会が開催
され、私は、河野知事、福田議長、飛田教育長
と一緒に総務政策常任委員長として参加させて
いただきました。この素晴らしい大会に臨み、
私学への思いを新たにいたしました。宮崎県の
子供はみんな同じであるという観点から、その
とき知事も挨拶されましたけれども、私学に
対する知事の思いをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 先ほど議員も紹介され
たところでありますが、最近、私学は目覚まし
い活躍がございます。スポーツでいえばウィン
ターカップ2連覇を達成したバスケットであり
ますとか、初の全国制覇を達成したサッカー、
そして春夏を通じて初めて準優勝をなし遂げた

野球を初め、私立学校の活躍というものが、多
くの県民に、宮崎に対する誇りや感動、また元
気、勇気を与えるものであったというふうに通
じておられます。

スポーツのみならず、もちろん学業において
も、そして合唱とか民謡、さまざまな文化活動
などにおいても素晴らしい成果を上げられてお
りますし、また卒業生が、いろんな分野で本県
出身の方々が活躍しておられるというふうに通
じておられます。

先日、九州8県赤十字大会で秋篠宮妃殿下紀
子様がおいでになったときも、その大会で意見
発表、大会宣言をしてもらった子供たち、そし
てアトラクションとして民謡を披露してもらっ
た子供たちの中にも私学の子供たちがおられま
して、本当に妃殿下は感心をしておられました。
「素晴らしいですね、宮崎の子供たちは」
とおっしゃっていただき、私も大変誇らしい思
いがし、感激もしたわけであります。

こうした私立学校に対する県民の期待という
ものがますます高まっているという状況にあろ
うかと思えます。公教育の一翼を担う私学教育
の果たす役割を踏まえまして、独自の建学の精
神のもとに、時代のニーズを捉えて、先を先を
行っておられる、そういう私学に対する教育と
いうものがますます発展していくこと、そして
本県の教育、また人づくりにおいて重要な役割
を果たしていただくことを、私も強く願ってい
るところであります。

○内村仁子議員 ありがとうございます。私の
質問はいつもこうして多くなるんですが、これ
から先も、私たちにいろんな相談がありますの
で、それに的確に応える議員の仕事として、相
談があったことはやっぱり皆さんにお伝えしな
がら、そして県の職員の方々と一緒にいろいろ

と研修しながら、その解決へ向かっていきたいと思っております。

先ほども申しましたが、都城の土木事務所の方々は本当にスピーディーに運んでくださいました。これがなかったら、またいつかしてからでもいいが、後からでもいいがということになりましたら、稲の穂は時期を逸して出なかったと思っております。同じ方に同じ思いを2年させるということではなく、「去年は米がとれなかったけど、ことしはとれた。よかった。仁子さん、よかった」と私は言葉をいただきました。このようにして皆さんにスピーディーに物事を運んでいただける。虐待防止についても、スピーディーさがなかったら、そのうちに命がなくなるということもありますので、これから先も県民のニーズを把握しながら、そして的確な対応をしていただくとありがたいと思いません。

時間を気にして早口になりましたけれども、これで今議会での私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 次は、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団、重松幸次郎でございます。通告に従いまして順次質問させていただきますので、知事を初め関係部長の皆様の明快な御答弁をお願い申し上げます。

宮崎市の橋通商店街を中心に、今月22日より、1丁目橋橋北詰からデパート前まで一斉に50万個のイルミネーションが点灯し始めました。店のショーウィンドーもクリスマスの飾りなどで年末商戦のにぎわいを演出しております。この事業は、「愛と光のプロムナード in

Miyazaki」と名づけて、宮崎市と市商店街と大型店の共同で来年の2月15日まで点灯されま

すが、このほかにも、いろいろな願い事をリボンに書いて結びつける「恋の叶うピンクツリー」や「願いの叶うブルーツリー」が設置され、また、保育園のお子さんたちが一生懸命つくったイルミボードコンテストも行われるようになります。電球のLED化で、輝きや点滅ぐあい、そして分量も一段とふえてゴージャスな雰囲気醸し出してありますので、皆様方もぜひごらんになっていただきたいと思えます。

さて、このように各商店企業も年末年始商戦の準備に余念がありませんが、一方で来年4月から消費税引き上げ後の対策にも真剣であります。街の商店主からも、「4月からは財布のひもがかたくなる」「経費が上がるから景気が下がる」とかいう心配の声は確かに現実だと思います。元商店経営の私も、このことは痛いほど感じております。であるからこそ、政府・与党は消費税アップの目的を丁寧に説明し、また対応策を国民に示し、理解をいただかなくてはなりません。今回の消費税率の引き上げの目的は、社会保障と税の一体改革で、少子高齢化社会にしっかりと対応できる社会保障制度に改革し、維持・安定を図ることにあります。しかし、消費税の引き上げは、国民の暮らし、特に中堅、低所得者層の生活に大きく影響を与えることから、8%引き上げ段階では「簡素な給付措置」が実施されます。ですが、あくまで一時的な対策です。抜本的かつ恒久的な対応を求めるには、10%引き上げ時には食料品など生活必需品に軽減税率の導入を図り、逆進性対策で国民の理解を得るため、公明党は年内の税制改正作業で方向性を示すことを提案いたしております。一方で、消費税増税による経済への悪影響を緩和し、景気回復の道筋を確かなものにするため経済対策も重要です。「家計・子育て支

援」や、競争力強化策として「中小企業・商店街への経営応援」など6項目にわたり経済対策の申し入れを、先日、政府に対して行っております。我が県においても、力強い地域経済の振興策を切れ目なく打ち出していきたいです。そこで知事に、来年4月の消費税率8%導入に向けて、県内経済の影響と対応策についてどのようにお考えなのか、その御所見をお伺いいたします。

以上を壇上からの質問として、以下は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

いわゆるアベノミクスによりまして、日本経済全体としては緩やかな回復基調にあります。地方ではその実感を享受するに至っておらず、日銀宮崎事務所によりまして、本県も、「明るい動きに広がりが見られるものの、持ち直しの動きに弱さが残る状況にある」ということであります。このような中、消費増税によりまして、駆け込み需要の反動や家計の負担増などが発生することで、個人消費の落ち込みや産業活動の停滞など、本県経済にもさまざまな影響が懸念される場所があります。こうした状況を踏まえ、国におきましては、景気を腰折れさせることなく経済を成長軌道に復帰させるための新たな経済対策を12月上旬に策定するとされておりますので、本県を初めとする地方の経済状況を十分考慮した、きめ細かな措置が講じられることを期待し、先日も要望活動を行った場所があります。

また、国と地方が連携・協力して、地域における内需の振興や投資、消費、雇用の拡大に向けて積極的に取り組んでいくことが大変重要だと考えております。本県におきましても、国

の25年度補正予算や26年度当初予算の動向等を注視しながら必要な対策を検討しますとともに、フードビジネスや新エネルギー、メディカル産業の集積といった雇用と産業の核となる成長産業の育成加速化や、中小企業、農林水産業の振興にも引き続き全力を傾けてまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。御答弁いただきましたように、フードビジネス、新エネルギーなど、これから施策を進めていただくことを大いに期待をいたしております。

国においても、「成長戦略実行国会」と位置づけて臨時国会が開かれておりますが、実感できる経済回復のために、公明党は中小企業支援策等の実現に向けて議論を展開しております。政策実現が地方経済の推進につながるよう願う場所であります。

我が県では今年度も数々の事業を展開しておりますが、地域における新産業の創出支援が大事だと考えます。そこで、今年度実施している地域新産業・雇用創出推進拡充事業の取り組み状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(茂雄二君) 地域新産業・雇用創出推進拡充事業は、県内各地域における多様な資源を活用し、地域経済の活性化を図るとともに、新たな産業や雇用を創出しようとする取り組みを募集し、採択した提案を、提案した団体に委託して実施しております。採択した6事業につきましては、都農町のトマトや綾町の日向夏といった地元の農産物を活用した新商品の開発や、延岡市の島野浦で離島体験プログラムを提供する「えんぱく」などに取り組んでいる場所があります。また、先月、県庁前庭で2日間にわたって開催をいた

しました「神楽の祭典」もこの事業で実施したものでありまして、1,800人ももの来場があり、県庁エリアのにぎわい創出が図られたところであります。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。

この県庁本館前は、楠並木朝市とも連動してさまざまなイベントが定着をしております。園児から小中高の和太鼓、吹奏楽、また社会人のバンドやダンスパフォーマンスなど、県内各地からの出演があり、毎回大変にぎわっておりますので、土日、祭日の観光名所となり、かつ県民の憩いの場となってもらいたいなというふうに思っております。

楠並木朝市でいつも感心して見ていますが、宮崎農業高校生徒さんの活躍であります。ふれあいマートで自分の学校で育った季節の野菜や果物を販売し、また出展者のお手伝いをするなど、朝市にとっては一役買う以上の活躍をされております。また11月3日は、延岡商業高校の生徒さんが、大手コンビニエンスストアとのタイアップ商品で、「チキン南蛮ドン」「へびパン」などユニークなオリジナル商品を5種類、元気よく販売されておりました。もちろん他の公立・私立高校の皆さん方も、いろいろと出演や協力をされております。このほかにも、宮崎商業高校さんが10月に市内商店街空き店舗などを活用してマーケット実習を行ったりして、街のにぎわいづくりに貢献しておられます。県としましても、このような県庁エリアや街なかでの催しを引き続き支援していただきたいと思っておりますし、空き店舗を利用して、例えば学校生徒さんによる作品展示や学校紹介などをタッチパネルディスプレイなどで企画して、ウィークリーで活用していただけたらいかかなと思っておりました。そうすれば、学校紹介の県内交

流もできると思っておりました。商工観光労働部長、また教育委員会両サイドから御検討をお願いしたいと思います。

次に、資格試験等の誘致についてであります。

AKB48のメンバーが資格試験に合格するテレビコマーシャルがよく流れていますが、資格だけでなく、実務、趣味なども含めて、まさにチャレンジすることは自分のスキルアップのために重要だと思っております。ちなみに、どのくらいの資格があるのでしょうか。ネットでの情報では、国家試験が1,200種類以上、民間資格まで含めると3,000種類以上あると言われております。基礎講座やテキスト学習などは自宅で受けられる便利な機材がふえていますが、いざ試験会場へとなると、地元では受けられない苦勞が出てまいります。国家試験実施会場となると、その多くは県外に出かけていかななくてはなりません。では、どのくらいの方が受験されているのか、残念ながら受験者数で正確な記録が残っていなかったので推測になりますけれども、例えば建設土木に関して、県内における土木施工管理技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士の合格者数はこれまで何名いらっしゃるか、県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長(大田原宣治君) お尋ねの資格につきましては、建設工事に従事される方の施工技術の向上を目的としまして、建設業法に基づき、国の指定する試験機関が行う技術検定の合格者に交付されるものであります。これまでの県内の合格者数は、試験によって開始年度は異なりますが、平成24年度末までの延べ人数で、土木施工管理技士が3万3,077人、管工事施工管理技士が6,644人、造園施工管理技士が2,568人となっております。

○重松幸次郎議員 これまでの3業種の累計の合格者数、有資格者数でこれだけいらっしゃるということです。これらは2級から1級に合格された方も含まれておりますので、あくまでも参考でありますけれども、かなりの方が毎年受験をされていると思います。その他の国家試験、行政関係や医療・福祉など各省庁を含めると、かなりの方が受験をされておりますが、その受験会場の多くは県外だと聞いております。そこで、例えば先ほど御答弁いただいた資格について、九州では福岡県、鹿児島県でしか行われていないということでもありますけれども、宮崎で開催できないものか、県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 技術検定の開催地につきましては、受験者数や受験者の利便性、採算性等を総合的に勘案しまして、指定試験機関により決定されている状況にあります。仮に本県で開催していただけるようであれば、県内受験者の増加が期待できるなど、建設技術者の確保の観点からも大変ありがたいと思っております。

○重松幸次郎議員 受験者数、交通アクセス、運営等を勘案して、各団体、協会が御判断されるということがございます。宮崎から鹿児島へ向かうだけでも費用もかかり、初めて行く会場への移動に不安も出てまいります。それも訓練なのかもしれませんけれども、このままでは、ますます受験することへの格差が生じるのではないかと危惧しております。少しでも可能性があれば受験会場を誘致することにより、高校生や若者の受験機会をふやすことでチャレンジ力を高め、また有資格者がふえることで就職率アップや技術者不足の解消、職場での責任感が高められるのではないのでしょうか。さらには、

数日間講習を受け確認試験で取得できる資格も多くありますので、それらも積極的に誘致することにより、来県・宿泊にも寄与されるものと思っておりますので、各課が関係団体と連携し、試験誘致への御検討をよろしくお願いいたします。

続いて、防災・減災対策についてであります。

初めに、今月8日にフィリピン中部を直撃した台風30号の被災地の皆様へ、改めて心からお見舞いを申し上げます。今なお救援活動が行われておりますが、深刻な被害状況が伝えられております。できるだけ支援を引き続き呼びかけていきたいものであります。

また、日本国内においても甚大な台風・豪雨災害が続きました。特に10月15日から16日にかけて、日本の南から東海上を台風26号が通過しました。伊豆大島では猛烈な雨が数時間降り続き、24時間で800ミリを超える大雨となり、大規模な土砂災害が発生し、不幸にも多数の方が命を落とされる大災害となりました。伊豆大島を初めその他の地域でも、被災されお亡くなりになられた方々の御冥福、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

新聞によりますと、伊豆大島の建物被害は300棟を超えて、土砂や流木、瓦れきの総量は推計約11万トン、農業被害は18億1,000万円、商業被害は20億4,000万円に上るとありました。また、その次の台風27号が日本に上陸しなかったことは、本当に大型だっただけに救われました。今後もますます気象災害には警戒が必要だと思います。

さて、今月初めに、全国災害ボランティア議員連盟の研修会に、私と河野議員も参加してまいりました。講演では、ひょうごボランティアプラザの高橋所長代理から、「阪神・淡路の教

訓が東日本大震災や日本各地の災害の支援活動にいかにかかされているのか」と題し、数々の事例を紹介され、同グループでは東北へのボランティア活動を継続されており、10月末にも宮城県名取市の仮設住宅への慰問に第22回のボランティアバスを派遣されています。東北だけでなく、昨年は九州北部豪雨災害で熊本県阿蘇市へ、ことしは山口県萩市、京都府福知山市、そして地元、県北部の新温泉町の除雪、雪おろしまで広範囲に活動されておりました。どの地域も復興はこれからであり、被災地への活動はまだ多くのニーズを抱えているということを訴えられました。まとめとして特に、1つ、地震・津波ではなく、風水害地区では翌日から応援を必要とするため、支援のスピード化をとということです。2点目は、行政のところにボランティアの窓口を。3点目に、公共交通機関にボランティア割引制度の導入を、国に超党派で呼びかけてほしいと語っておられました。参考にしたいと思います。

昨年11月の議会において、我が会派の河野議員が、福井県災害ボランティア支援センターの取り組み事例を通して、県主体の災害ボランティアの環境整備、コーディネーター等の育成、活動基金のあり方など詳しく質問しておりましたが、改めて、災害ボランティアに関する県の取り組みを総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（土持正弘君） 災害時のボランティア活動は、新燃岳の噴火災害や東日本大震災により改めて認識されたところでございますが、被災者支援の大きな力となるものであり、その活動が円滑に行われる体制づくりが重要となっております。このため本県におきましては、災害が発生した場合、被災地の市町村社

会福祉協議会が設置・運営いたします災害ボランティアセンターにおいてボランティアの受け入れ調整を行い、近隣市町村や県の社会福祉協議会がその支援に当たりますとともに、県の災害対策本部に設置するボランティア窓口において、県社会福祉協議会との連絡調整のもと、災害ボランティア関連情報の収集や広報などに当たる体制をとることといたしております。また、平常時から、県と社会福祉協議会との円滑な連携を図りますために、災害ボランティアセンター設置運営訓練への参加や意見交換などを通じまして、顔の見える関係づくりに努めているところでございます。

○重松幸次郎議員 ちなみに、常設の災害ボランティアセンターがあるところは、京都府、滋賀県、和歌山県、佐賀県で、県社会福祉協議会が事務局となって運営されております。そのほか他県でも、福井県のように、民間で事務局を置き、常時連携・協働しておられる団体もございます。そして、みえ災害ボランティア支援センターのように、官民協働で運営体制づくりを平常時から行い、ホームページ等で常に災害に特化したボランティア活動情報を知らせて、啓発や支援を行っているところも多くあるようです。年々被害が拡大し危機意識が高まる中、今後ますます災害発生時には多数のボランティアが参集することが予想されます。災害発生時に、ボランティアに関する問い合わせに即時に対応できる体制になっているのか、再度、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（土持正弘君） 災害発生時には、速やかに災害対策本部を設置いたしまして、その指揮のもと、対策本部内の被災者支援班に属するボランティア調整グループが、災害ボランティアに関する県の窓口として問い合

せ対応に当たる体制となっております。また、平常時から、災害対策本部の運営につきまして、情報の収集・処理や関係機関との相互連携等について実践的に対応する図上訓練を行うことによりまして、ボランティア希望者からの問い合わせに対し、被災状況や災害ボランティアセンター開設に関する情報などを速やかに提供できるよう備えているところであります。

○重松幸次郎議員 先日、県社会福祉協議会でお話を伺ってまいりました。平時から、行政と各市町村の社会福祉協議会、そしてボランティア団体と連携を深め、またボランティアコーディネーターやリーダー育成に熱心に取り組んでいること、常設の災害ボランティアセンターが理想ではありますが、今の体制でしっかり取り組んでまいりたいとのお話でございました。あわせて、ボランティア基金の状況も伺ってまいりました。ボランティア参加の原則は、移動、飲食、宿泊などは自前で工面することとなっておりますが、バールやスコップ、土のう袋などの資機材や備品、また団体で移動する際のボランティアバスなど計画準備が必要であります。発生時に支援本部が開設され、災害救助法の適用時や大規模災害時には、より円滑な運営のために、静岡県、愛媛県など他県では、災害ボランティアに特化したファンド、基金が創設されているところもあるようです。本県でも災害ボランティア基金に特化して創設はできないか、総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（土持正弘君） 本県におきましては、県の出捐により県社会福祉協議会に設置をいたしました宮崎県ボランティア基金を活用いたしまして、災害ボランティアセンターの設置運営訓練やボランティアコーディネーター研修会などを実施しているところであります。

また、平成23年度に東日本大震災の被災者支援のため県民ボランティアを派遣いたしました。その際にもこの基金を活用するなど、災害時のボランティア活動にも柔軟に対応できる基金となっております。このため、災害ボランティアに特化した基金の創設については考えていないところでございます。

○重松幸次郎議員 何とか特化した基金の創設、柔軟に対応できるということは理解いたしますけれども、検討をまたお願いしたいと思います。

私たちも来月1日に、フィリピン台風災害の街頭募金に参加をいたします。復興支援のために少しでも行動を起こし、人と人とのつながりを広げてまいりたいと思います。また、災害発生時に、災害ボランティアによる活動が速やかに、円滑に開始されますよう、今後も積極的な連携をお願いいたします。

ボランティア議員連盟でのもう一つのテーマである兵庫県総合治水条例について概要説明をいただきました。宮崎県ではこれまでに、台風や集中豪雨による大きな浸水や土砂災害が起こり、近年では、平成5年、平成9年、そして平成16年、平成17年と立て続けに発生し、県内各地に大きな爪跡を残しました。兵庫県でも河川流域で浸水被害がたび重なり、河川、下水道の整備を基本としたこれまでの治水では対応できず、頻発する異常な雨の降り方に対し河川整備が追いつかない現状を、農地や森林など流域の持つ保水・遊水機能の確保や農業水利施設との連携など、県と市町村、県民が協働して総合治水に取り組むためのよりどころとなる条例を制定したものであります。つまり、河川下水道対策の「流す」と、調整池の義務化や雨水を一時的に貯留、地下に浸透させる「ためる」、そし

て耐水機能強化や情報把握の減災対策「備える」であります。新たなスキームによる総合的な浸水被害対策を講じておられます。そこで、我が県での治水対策、兵庫県総合治水条例における3つの施策「流す」「ためる」「備える」について、本県ではどのような取り組みをしているのか、県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 本県におきましては、地形や気象特性などを踏まえながら、さまざまな治水対策に取り組んでいるところでございます。まず、洪水を安全に流す対策といたしましては、上流域におけるダム整備を初め、河道の拡幅や堤防の設置により、治水安全度の向上に努めているところでございます。また、降った雨を一時的にためる対策といたしましては、例えば、連続した堤防整備ではなく、一部の地域に遊水機能を持たせることを前提に、霞堤や輪中堤、宅地かさ上げによる整備を行っておりまして、民間事業者等が開発行為を行う場合、周辺地域に浸水被害が発生することのないよう、河川管理者として、調整池などの設置についても指導しているところでございます。さらに、浸水被害の軽減に備える対策といたしましては、浸水想定区域の公表を初めとします防災情報の提供に努めているところでございます。

○重松幸次郎議員 兵庫県では、平成24年4月からこの条例が施行され、流域対策である雨水貯留施設——ため池の事前放流、また学校の校庭やグラウンドにため込む——の検証がなされ、河川に流入するまでの地先において、浸水被害軽減の効果が期待できることが示されており、現在も水系流域ごとの治水推進計画に沿って、先ほどの3つの対策を行っているとの説明でございました。あわせて、防災・減災対策の観点で、浸水が想定される区域の指定、浸水に

よる被害の発生にかかわる情報の伝達、被害軽減にかかわる学習と訓練等も条例にうたわれております。県は、大雨による浸水想定、河川・下水道の水位や警戒情報、円滑・迅速な避難など情報伝達をし、県民は情報の把握に努め周知に協力することも重要であります。再度、県土整備部長にお尋ねいたします。浸水被害を軽減するためには、河川水位や雨量等の情報提供が大切であると考えますが、本県における取り組みをお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 本県では、河川水位や雨量などの防災情報は、県庁ホームページにより、平成15年から情報提供を開始し、現在、県内190カ所の雨量情報と148カ所の河川水位情報を配信しております。平成22年からは、NHKデジタル放送におきましても、県内の主な河川水位及び雨量の情報の配信を開始したところでございます。さらに、河川の情報を安全かつ的確に把握できるよう、河川監視カメラの画像を、平成18年から県庁ホームページにおきまして情報提供しているところでございます。東日本大震災による津波災害を踏まえまして、河口部における津波監視カメラの設置につきましても、現在7カ所において着手しているところでございます。今後とも、住民の避難活動が的確かつ迅速に行えるよう、必要な防災情報の提供に努めてまいります。

○重松幸次郎議員 兵庫県がこの条例を推進していく上での課題として、1つ、実効性のある推進計画、2つ目が、市町・県民へのインセンティブ、これは技術支援や先進的取り組み者への表彰、それから県民に対する幅広い広報・周知を挙げられて、ハード、ソフト両面から治水対策を御説明されておりました。本県でも総合治水条例にぜひ取り組んでいただきたいと思います。

ております。

防災・減災の最後になりますが、冒頭、知事から答弁のあったフードビジネスの推進にあるように、農業を基幹産業とする本県であります。南海トラフ巨大地震・津波による沿岸部の農業被害対策についてであります。本県は、沿岸約200キロが日向灘に面し、地震・津波により想定される地盤沈下や液状化等に加え、海水や瓦れきの流入により、県内沿岸部に展開する水田のほか、施設園芸などのハウスや水利施設等は壊滅的な被害を受けることが予想されます。東日本大震災で大津波に見舞われた岩手、宮城、福島各県の沿岸部では、多くの農地が瓦れきに覆われるとともに、流入した海水による塩害発生の影響で耕作できない状況が続いているため、土壌改良のほか、塩害に強い菜の花を栽培しながら、復旧に向けた取り組みが行われております。東日本大震災の際に、津波により農地にどのような被害が出たのか。また、復旧・復興に向けてどのように取り組んでいるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 東日本大震災では、宮城県を例に挙げますと、約13万8,000ヘクタールの農用地のうち、約10%に当たる約1万4,000ヘクタールが浸水しております。浸水地域の農地では、津波により瓦れきや泥などが堆積するとともに、広範囲で地盤が沈下し、海水の流入が農地の塩分濃度の上昇を招くなど、早期の営農再開に大きな支障を来しております。このため、営農再開に向けては、災害復旧事業による瓦れき等の撤去や除塩対策、用排水路等の復旧、復興交付金を活用した圃場整備等に取り組まれていると伺っております。

○重松幸次郎議員 先ほど述べたとおり、本県も十分な警戒が必要であります。そこで、徳島

県の取り組みを紹介いたします。徳島県では、近い将来の発生が懸念される南海トラフ巨大地震に備え、津波発生から営農再開までに県や関係団体が取り組むべき業務内容や、その優先度を示した農業版業務継続計画（農業版BCP）を、本年6月にまとめました。県内4つの農業支援センターを中心に、市町村、JA、土地改良区などの農業団体などと連携し、対策検討会を設け、農業版BCPを全国に先駆けて策定されました。その概要は、策定及び運営体制を整備、また農地の浸水被害と農業用施設（排水機場や排水樋門、ため池など）の被害想定、応急業務等の優先順位、そして早期の営農再開への計画などを策定してあります。東日本大震災の教訓を生かすために、徳島県で作成されている農業版BCPを本県でも作成すべきと考えますが、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 本県におきましても、南海トラフ巨大地震に伴う津波により、沿岸地域では広範囲において農地や農業用施設が甚大な被害を受けることが予想されます。本県の基幹産業であります農業において、早期の営農再開を図るには、被災した農地や農業用施設の速やかな復旧への取り組みが必要不可欠であります。このため県としましては、御質問にありました徳島県の取り組みや東日本大震災の被災県での対応なども参考に、農業用施設を管理する関係市町村や土地改良区等と連携を図りながら、想定される浸水区域内の農地や農業用施設の把握など、速やかな復旧に必要な備えについて検討してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 ぜひ農業版BCPにも取り組んでいただきたいと思います。以上、災害ボランティア、また総合治水、農業版BCPにつ

いて質問させていただきましたが、いずれも市町村、団体、また県民との連携、防災・減災に備え策定を県が進めていただくことを強く要望いたします。

次に、空き家対策についてであります。これまでも何度も議会で取り上げられておりますが、また防災・防犯上からも質問させていただきます。

平成20年の総務省統計局の調査によりますと、全国の空き家は757万戸で、空き家率は13.1%と過去最高の割合となりました。空き家が増加すると、倒壊の危険性や景観の悪化、火災発生の誘発、防災や防犯機能の低下が危惧されます。また、ごみの不法投棄、悪臭の発生など環境・衛生面でも懸念されます。具体的には、暴風雨時に壁板や瓦の飛散、またシロアリやスズメバチの巣元になり、野良犬、野良猫の繁殖など、地域住民にとっては大変厄介な問題だと思います。こうした状況の中で、本県における空き家対策に関する市町村との連携について、どのように取り組んでおられるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 本県の空き家につきましては、平成20年時点で6万2,900戸で、平成15年に比べると5年間で約9,000戸増加しております。特に放置された空き家において、防災、防犯、衛生面などの問題が懸念されております。このため県では、本年6月に市町村空き家連絡調整会議を開催しまして、空き家対策に関する全国の条例等の事例のほか、実態調査や除却・活用等に対する国の補助制度について説明を行うなど、市町村への情報提供を行ったところであります。

○重松幸次郎議員 空き家がふえ続ける背景として、核家族化が進み、子供と親が同居せず、

親が亡くなった後に居住者がいなくなるケースや、相続人が遠方に住んでいるため管理意識が低いことが指摘されております。適正管理に従わない場合、氏名の公表や解体の代執行など強権的な条例も必要ですが、建物撤去に費用がかかる上、更地になると固定資産税の負担もかかってきます。この支援策を国から求める法整備が必要です。また一方で、何とか活用を促す新しい動きを町の活性化につなげる取り組みも始まっておりますが、本県市町村における空き家の活用事例について、県土整備部長に現況をお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 空き家の活用事例としましては、綾町と諸塚村において、空き家を改修した再生利用が行われております。綾町では、これまで19戸の空き家を借り受けて、移住希望者等に一定期間、賃貸住宅として貸し付けを行っており、諸塚村では、2戸の空き家を取得して、移住希望者等を対象に短期間の宿泊施設として活用されております。

○重松幸次郎議員 対策の現場となるのは、どうしても市町村だと思います。先ほどのような連絡会議や各自治体の取り組みをお伝えし、法整備に関して強く国へ要望していかなくてはなりません。公明党も、空き家対策プロジェクトチームを置き、先月から空き家問題の改善を目指し本格的な議論を開始いたしました。法整備を急ぐ方針でございます。県としての現状も含め、空き家対策を効果的に進めるため、県は今後どのように取り組んでいかれるのか、県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 空き家対策の推進に当たりましては、空き家が個人の財産であることから、行政による立入調査が難しいことや、空き家を撤去する場合に、所有者の負

担が大きく、さらに税制面の優遇措置も受けられなくなるなど、今後解決しなければならないさまざまな課題があります。このような中、国においては、空き家対策に関する新たな法律の制定に向けた動きがありますので、県としましては、今後とも国の動きを注視するとともに、市町村に対して、研修会の開催や情報提供などを積極的に行ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 まだ諸課題がたくさん残っております。実効性のある有効活用を効果的に進めるために、知恵を出し合いながら、空き家対策を進めていただきたいと、これまた要望いたします。

交通対策について、2点お伺いいたします。

東京から30年ぶりにUターンしてこられた女性の方から、意見・要望をいただきました。

「宮崎県内の交通標識の標示が希薄で不安になる。目的地まで残りあと何キロという表示や、観光スポットの標示が少ない、わかりにくいように思います」とのことでした。高速道路開通とあわせて観光客誘致をさらに目指す本県も、わかりやすい案内標識が必要と考えますが、本県の道路案内標識の現状と今後のあり方について、再びですが、県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 道路案内標識には、地名やその方向を標示する青い経路案内標識と、駅や空港など著名な施設などの位置を示す白い地点案内標識があります。これらの案内標識は、道路法などにより、全国的に整合性のとれたものとするため、設置場所や色彩、地名等の表記する内容が統一的に定められております。本県の経路案内標識につきましては、主要な交差点に設置し、また地点案内標識に示

す施設名等につきましては、主な公共施設等の中から選定しまして、その付近に設置しているところがございます。道路案内標識につきましては、これまでも、シンボルマークを入れるなど親しみやすい標識となるよう工夫しているところではありますが、今後、東九州自動車道などの幹線道路の整備が進み、道路利用者の増加も見込まれますことから、英語表記など、よりわかりやすい標示方法について検討してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 地元に住んでおりますと、さほど気にならなくなるんです。またカーナビを最近頼りにすることも多いので、私も標識看板への評価ができませんが、この件を承りましたので、インターネットで交通標識について調べてみますと、静岡県が「わかりやすい公共サインを目指して」という事業に取り組んでおりました。この概要は、道路案内標識や歩行者用案内サイン、観光案内看板など公共サインの連続性・統一性を確保すること。利用者の円滑な移動を支援し、外国人観光客にわかりやすい、また景観に配慮した公共サインを目指すとして、カーナビや観光地図との連携やユニバーサルデザイン、多言語表記、ピクトグラム（絵文字）の活用など、ガイドラインの趣旨に沿った整備を進めております。もって、「おもてなし日本一」のしずおかづくりを目指すということでありましたが、先ほどの知事の御答弁のように、「東京五輪おもてなしプロジェクト」の一つとして、宮崎県もこれから全庁的な取り組みとして、県内統一した、わかりやすい案内標識看板を進めていただきたい、このように思います。よろしくお伺いいたします。

先ほどの公共サインの調べをしておりましたら、埼玉県交通対策で、「カーナビ活用によ

る危険箇所の解消」という事例がございましたので、紹介いたします。埼玉県とHondaは、それぞれ保有する道路交通に関するデータを相互に交換し、有効活用するための協定を結びました。Hondaのインターナビ情報を活用した地域安全について、埼玉県での急ブレーキ多発箇所地点を点検し、安全対策——見通しの悪い街路樹の剪定や、速度抑制の注意喚起などの標識等——を実施した16カ所で検証したところ、急ブレーキ回数が7割減少したという結果が確認されております。新たな形での危険箇所対策でしたので、御紹介をさせていただきます。

さて、本県での交通事故対策であります。初めに、現在までの交通事故の発生状況について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（白川靖浩君） 本年の県内における交通事故の発生状況は、昨日現在、発生件数は9,353件、負傷者数は1万1,286人であり、昨年同期と比べてやや減少しております。しかしながら、死者数につきましては49人と、昨年同期と比べ7人の増加となっており、厳しい状況であります。交通事故の特徴といたしましては、依然として発生原因の7割以上が、脇見や安全不確認など、運転者の緊張感の欠如による、いわゆる「てげてげ運転」であります。また、死亡事故につきましては、亡くなられた49人のうち半数以上の28人が高齢者の方で、ことしも死者に占める高齢者の割合が高い状況にあります。以上です。

○重松幸次郎議員 件数、負傷者数は若干減っておりますけれども、死者数がふえておりました。その年齢別では65歳以上の高齢者が半数以上となっているようでございます。高齢者の交通事故防止対策についてどうなっているのか、警察本部長にお尋ねいたします。

○警察本部長（白川靖浩君） 先ほど答弁いたしました高齢者の死者数28人のうち、7割の方は道路横断中の歩行者と自動車の運転者で占められます。このため、高齢者の交通事故防止対策につきましては、歩行者の立場と運転者の立場の両面から取り組んでいるところであります。歩行者対策といたしましては、警察官等が高齢者宅を直接訪問しましてアドバイスカードを配布したり、反射材の利用を促したりして個別に交通安全の指導を行っているほか、地域の方々にお集まりいただき、道路の安全な横断方法を体験していただく交通教室を開催するなどしております。運転者対策としましては、運転シミュレーターを活用して、身体機能の低下を体験していただく交通教室を開催しております。このほか、運転に不安を感じる高齢者の方々が免許証を返納しやすい環境づくりなどを推進しているところであります。今後も、高齢者対策を重要課題の一つとして、交通安全教育を一層推進いたしますとともに、自治体を初め関係機関・団体との連携を強化するなど、高齢者の交通事故防止に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 よくわかりました。みんなで声かけ合って、高齢者の事故を防ぎたいと思います。

また、日没が早くなってまいりました。通勤通学の帰宅時間、夕方5時を過ぎますと、もう真っ暗でございます。街灯のないところはなおさらでございますが、日没が早くなるこの時期の交通事故防止策について、警察本部長にお尋ねいたします。

○警察本部長（白川靖浩君） 日没が早まる時期の交通事故防止対策としましては、本年9月21日から来年1月31日までの間、宮崎県交通

安全対策推進本部主唱のもと、「夕暮れ時の「早めの点灯」・「ピカピカ」運動」を県民運動として展開しております。本運動では、車の運転者は、夕方は早目にライトを点灯し、夜間走行時は、対向車などがある場合を除いてライトを上向きにさせていただくこと、また歩行者は、明るい服装や反射材を着用することを呼びかけております。県警察におきましては、マスメディアや大型情報板等の広報媒体を活用して本運動の周知を図るとともに、薄暮時に白バイやパトカー、制服警察官による街頭活動を強化しまして、交通事故防止に努めております。以上です。

○重松幸次郎議員 よろしくお願いいたします。

一昨日の宮日新聞の「歩廊」に、都城出身のやまさき十三さん、「釣りバカ日誌」の原作者の初監督作品、宮崎県を舞台にしたコメディ映画「あさひるばん」が上映されていて、制作委員会と県警本部とのタイアップポスターに「朝・昼・晚いつでもどこでも安全運転！」と書かれたポスターが今、交番とか各所に掲載されていることが紹介されておりました。県警とのタイアップは初めてということでありました。記事の終わりに、「映画もライト点灯もお早めに」とありました。早目の点灯で絶対無事故を心がけていきたいと思えます。

以上で質問の全てを終了いたします。ありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後1時0分開議

○丸山裕次郎副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、黒木正一議員。

○黒木正一議員〔登壇〕(拍手) 大相撲九州場所は、日馬富士と白鵬との千秋楽での横綱による優勝決定戦となり、日馬富士が優勝しました。ことしの全ての場所でも、モンゴル出身の力士が優勝したことになります。

さて、10月18日から20日にかけて、椎葉村において、昨年が続いて2回目となるプロアマ相撲合宿が行われました。貴乃花部屋を中心に大相撲5部屋、高校3校で行われ、ここでもモンゴル出身の鳥取城北高校のコーチ、イチンノロブという選手が個人戦優勝、団体戦も鳥取城北高校が優勝しました。イチンノロブさんは、モンゴル相撲で優勝し、鳥取城北高校に留学して高校5冠、外国人枠の問題で高校卒業後すぐに大相撲に入門できず、高校のコーチとして9月に行われた全日本実業団選手権個人戦で優勝し、幕下付け出しの資格を得て、新弟子検査にも合格し、来年の初場所に大相撲初土俵に上がる予定です。既に大物の風格漂う二十の青年で、将来が楽しみです。

このプロアマ交流戦は、貴乃花親方夫人の恩師が椎葉村に住んでいることから交流が始まり、貴乃花親方の全国に相撲文化を広げたいという思いに、椎葉村の有志の方々が応え、立派な土俵をつくり上げ、前例のないプロとアマとの交流合宿が始まったもので、交流戦では、プロとアマの意地と意地がぶつかって、迫力のある白熱した取り組みがたくさんあって、観客を大いににぎわせました。来年は10の大相撲部屋と10の高校を集めたいということで、さらに充実した行事になるのではないかと思います。

知事は、このプロアマ相撲合宿に出席し、貴

乃花親方と花田景子さんに「みやざき大使」を委嘱されましたが、宮崎県のために親方とおかみさんにどういう期待をされて委嘱されたのかお伺いします。また、みやざき大使の認知度は余り高くないと思いますが、何人いるのか、どのような活用をしているのかなど、その概要についてもお伺いします。また、知事がプロアマ交流合宿に行かれて、感想があればお聞かせください。

さて、国技である相撲ですが、今や大相撲は国際化し、今、モンゴル人力士だけでも、幕内に8人、十両に6人もいます。モンゴル場所と見間違いそうなこともあります。私が子供のころには、小学校の校庭の隅に土俵があり、番付札もかかっていた。昭和11年に相撲が尋常小学校の正課授業となったそうですから、その名残だったのかもしれませんが。今でも祭りの際に奉納相撲を行っている神社もありますが、相撲文化は次第に消えつつあると思います。中学校において武道が必修科目となり、本県では1校だけが相撲を取り入れているようですが、少ない理由をどう考えますか、また、全国の状況はどうなっていますか、教育長にお伺いします。

以下の質問は、質問者席より行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

みやざき大使についてであります。貴乃花親方と花田景子さんにつきましては、本年10月18日に「みやざき大使」を委嘱させていただいたところであり、これは、今お話がありましたプロアマ合宿が椎葉村で行われて、その前夜祭に私が出席させていただいて、その場でということでございます。このプロアマ合宿、今回

が2回目ということですが、地元の皆さんがいろんな形で受け入れ体制を整えておられて、大相撲の力士との交流があって、大変温かい雰囲気で行われておりました。特に今回初めて前夜祭では、力士の方、親方と村民の方との交流をしたいということで、これは特に親方、また花田景子さんからの申し出があったということで、同じ場でそういう前夜祭、交流が行われておったということで、大変ありがたいことでもありますし、子供たちが力士にサインをねだっているというような様子もあったところですし、力士のほうでちゃんこ鍋をつくって村民の方に振る舞う、そんな温かい風景も見られたところでもあります。みやざき大使を委嘱しまして、今お話がございましたように、来年もまた大きく拡大して、宮崎で合宿などを行ってきたいということもおっしゃっていただいておりますし、お二人が持つ情報発信力を生かして、本県の多彩な魅力を県外にPRしていただく、それから本県におけるそういう相撲文化、スポーツの振興にも大変大きな力になっていただけるものではないかと期待したところでございます。

この「みやざき大使」につきましては、現在166名の方に委嘱しております。委嘱に当たっては、本県を国内外に広くアピールしていただくことなどをお願いしております。最近では、このお二人以外では、午前中、話が出ましたが、映画「あさひるばん」を撮られました映画監督やまさき十三さんに委嘱し、あれはまさに宮崎を幅広くPRしていただける映画を今回撮っていただいたものとおっしゃっていただいておりますが、いろんなそういう方々に委嘱させていただいております。そういったみやざき大

使の方は、テレビ番組などで本県の魅力をPRするなど、それぞれの御自身のできる方法でアピールしていただいておりますし、私ども県のほうからお願いして、「みやざきweeeek!!」など県外でのプロモーションイベントに出演していただいたりして、お力添えをいただいております。今後とも、この制度を活用し、多くの関係の皆様のお力をいただきながら、広く国内外に本県をアピールする、そのような取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○教育長(飛田 洋君)〔登壇〕 お答えいたします。

相撲を取り入れている学校が少ない理由についてであります。議員がおっしゃるとおり、椎葉村とか新富町、延岡市などにおいては、プロの合宿やプロアマの交流会が開催されるなど、相撲を通じた地域ぐるみのイベントが行われております。これらの取り組みは、日本固有の伝統文化である相撲のよさを県民の皆様にご存知いただくよき機会にもなりますし、地域の活性化にもつながっていくものと考えております。このような中ですが、武道の授業において相撲を取り入れている中学校は、全国でも本県でも少ない状況でございます。その理由といたしましては、相撲の施設や用具が整っていないことや、相撲を専門とする教員が少ないことなどが考えられます。平成23年度の公益財団法人日本武道館の調査によりますと、全国で相撲を取り入れている中学校の割合は、4.5%となっております。以上であります。〔降壇〕

○黒木正一議員 みやざき大使は166人ということですが、「実践!田舎力」という本の著者の金丸弘美さんは、高知県の――360名ぐらいいるそうですけれども――観光特使の一人だそう

で、県から提供される名刺は、県内の22の美術館、博物館、水族館の無料入場券を兼ねており、その名刺を配ってもらうことがそのまま県のPRにつながると、ついあちこちで配りたくなるというふうに本に書いてあります。本県もみやざき大使に名刺を配付しているというふうに聞いております。すばらしい名刺を送っているのかもしれませんが、ぜひ「みやざき大使ですよ」と人に配りたくなるような名刺をつくらせたりして取り組んでいただければありがたいなというふうに思っております。

それから、武道教育は、全国でも4.5%しか相撲を取り入れていないということですが、やはり指導者が少ないということがその一番大きい原因ではないかというふうに思います。本県では、相撲を取り入れている中学校は、宮崎県相撲連盟会長、押川議員の地元の穂北中だけだそうです。押川議員は椎葉村にも行かれましたが、お話を聞きますと、体操着の上に柔道着の帯を巻いて、グラウンドでも体育館でも円を描いて行っているという話をお聞きしました。相撲協会では、武道の授業で相撲を選択した中学校に、力士や親方を派遣して指導に当たることを検討しているようで、そういう機会が、このプロアマ交流などのイベントのときにでもできればいいなというふうに思っております。

次に、廃校の利活用についてお伺いします。

美郷町において9月と10月、廃校になった小学校の跡地、校舎を利活用する事案がありました。1つは、2年前に廃校となった水清谷小学校での太陽光パネル発電で、パネルが設置されるのは校庭だけでなく、残された校舎の屋上やプールにも敷き詰められるもので、廃校となった学校の跡地を使った例はあっても、屋上やプールなど学校の施設を丸ごと使った太陽光発電

所は全国でも大変珍しいケースで、およそ110世帯の電力を賄うことができる計算で、電力を購入した事業者は、地元的美郷町の施設に通常の10%近く安い電力料金で販売することになっており、また、施設のメンテナンスは、地元の自治会と契約を結び、地域で行うというものです。もう1つは、同じく2年前に廃校になった渡川小学校に、ウナギの研究・展示施設「国際うなぎLABO」を開設するもので、開所式には知事、教育長も出席されていましたが、ニホンウナギの絶滅が危ぶまれている中、親ウナギの育成と放流後の追跡に取り組む世界初の施設で、ウナギ研究の第一人者で、世界で初めてウナギの産卵地を特定した塚本先生が所長に就任されました。学術機関と産学官で連携して研究・運営していくもので、その日は東京大学が持っている貴重な標本などを展示する移動型博物館「東大モバイルミュージアムinみやざき」も同時オープンしました。こんな山の中に、しかも廃校となった校舎に世界に発信するような施設ができたのは驚きでもありますし、地域にとって誇りとなる施設となることを願うものです。そこで、教育長に、県内の廃校の利活用の状況、それと旧渡川小学校にできたモバイルミュージアムの感想をお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） まず、廃校となった学校の利活用の状況ですが、平成14年度以降に廃校となった市町村立小中学校は55校ございますが、平成25年5月1日現在で、建物が現存しておりますのは49校でございます。そのうち、利活用されておりますのは、約7割に当たる35校であります。活用事例といたしましては、地域の集会施設、食品加工施設、老人福祉施設などがございます。県教育委員会といたしましては、引き続き、市町村教育委員会に対しまし

て、有効活用の事例の紹介あるいは補助制度の紹介など、情報提供とか助言に努めてまいりたいと考えております。

次に、「国際うなぎLABO」「東京大学モバイルミュージアムinみやざき」の感想ですが、短い時間ですが視察させていただきました、非常に感激いたしました。旧渡川小学校の校舎を使って開設された研究・展示施設というのは、最先端の技術を駆使した展示があるかと思えば、もう一つはたくさんの珍しい標本がいっぱい置いてある、そして、さらにおもしろいというか興味深いと思ったのは、廃校でありますので黒板が残っていましたが、黒板を生かして説明がずっときれいに丁寧に板書してあるんですね。言うならば、学校の教室であったことと最新の科学技術あるいは研究というのをうまくミックスさせまして、山合いの自然豊かな地域で、かつての学びやがまた違った形でリニューアルされ、新たな輝きを放っているかなと、そう感じたところでした。それから、もう一つ言うならば、日本というか世界、もっと言うなら人類初の研究に取り組まれるということでもありますので、ここできつといい成果を出していただいて、世界に発信していただけるものだ、そういうふうにご確信いたして帰ってまいりました。

○黒木正一議員 次に、このウナギ研究施設についてお伺いします。本県は養殖ウナギの生産量が全国3位ですけれども、シラスウナギが激減したということで、県は3カ月間、25センチを超える親ウナギの捕獲を禁止することになっております。また、政府も密漁されたシラスウナギの罰則強化に乗り出すなど、ニホンウナギの生態は危機的状況にあるというふうに思います。このような中、このウナギ研究施設は、将

来的には研究者が滞在できる施設なども設けて、ウナギの保護や増産につなげていく考えと聞きます。そこで、この研究施設へ県はどのような支援を今後考えていくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今御指摘ありましたように、全国第3位の養鰻業、そういう状況の中で、シラスウナギが世界的な不漁となっておって、本県が全国に先駆けまして、産卵のために川を下る親ウナギの採捕禁止などの措置を実施するなど積極的な対策を講じている。そういう中で、最先端のウナギ研究がこの宮崎の地で始まるということを非常に意義深く感じておりまして、こうした研究成果がウナギ資源の回復に資することを大いに期待しておるところでございます。現在は、まだ展示施設ができた段階ではありますが、親ウナギの研究、それからモバイルミュージアムの展示施設の整備に当たりましては、美郷町に対し、本県の地域力磨き上げ応援事業ということで、その設備支援をしておるところでございますが、今後、研究施設というのが具体的に稼働しましたら、県と、より成果を上げることが出来ますよう、研究における連携なども通じて、情報の提供や共同調査の実施などの支援というものを行ってまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 このウナギ研究所は、「国際うなぎLABO」とあるように、世界に発信するという壮大な計画のようです。成果が上がるように連携して取り組んでもらいたいと思います。また、行って見たけれども看板もなかった、西都から行ったけれども道路も悪かったという声を聞きました。アクセス道の整備などの支援も今後必要ではないかというふうに思います。

次に、26年度予算編成方針では、重点施策に「将来の発展と地域を支える人財づくり」とありますが、その人材育成について考え方を聞きます。

まず、農林漁業者の6次産業化対策についてお伺いします。

フードビジネスを推進するに当たって重要なことは、人づくりではないかと思います。フードビジネスの一つの手段としての6次産業化について、雑誌「農業と生活」に県庁の職員が、なるほどそうだと思うことを書いています。

「6次産業化というと、1次産業である農林水産業が2次産業の加工から3次産業の流通まで全部自己完結で取り組むというイメージを真っ先に思い浮かべると思いますが、それは単に一つの事例でしかありません。現実的には、1次を中心に連携していき、1次の農林漁業者が価格形成できるようにするために、農林漁業者のための農林漁業者による取り組みが6次産業化です。例えば、農商工連携も1次側の視点で1次側が主導権を担って取り組めば立派な6次化です」というふうにあります。

食品産業の国内生産額に比べて、農業総生産額の割合が余りに少ないこともあり、農家が加工製造、流通販売にかかわるのは新しい話ではありません。しかし、例えば農商工連携では、事業主体は商工業者で、農家はこれまでどおり農産物を商工業者に販売するだけで、農家の収入増につながらなかった事例が多かったし、今後、企業などと連携するにしても、地域の農林水産業者と対等な関係で連携せずに進むと、既存の農林水産業者は置いていかれるばかりで、1次産業側が6次産業化のプロデュース力をつける必要があると思います。そのためにも、農林水産業に携わる者の人材育成が必要と

と思いますが、どのように進めていくのか。

また、国が指定している総合化事業計画の県内分布地図を見ますと、宮崎市を中心とする沿岸部と都城市周辺に偏っていますが、遠隔地でも取り組みやすい体制づくりが必要と思います。その対策について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 6次産業化を進める上では、農林漁業者の資質向上と効果的なアドバイスができる指導者等の育成が大変重要であると認識いたしております。このため県では、6次産業化を目指す農林漁業者や指導者となる人材の育成を目的に、昨年度から、農業振興公社におきまして「みやざき農林水産業経営多角化チャレンジ塾」を開催しております。今年度は、8月27日から11月1日までの全34講座で46名が受講し、国の総合化事業計画の認定や受講者同士のネットワーク活動につながるなどの効果も出てきているところです。また、人材育成に向けた機運を県内全域に広げるために、県内各普及センターで6次産業化の相談日を設けるとともに、入郷地域などの中山間地域を対象にしたミニチャレンジ塾の開催等を計画するなど、各地域の特徴を生かして、きめ細やかに人材育成を進めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 県下全域に機運が広がるような取り組みをお願いしたいというふうに思います。

続きまして、高校におけるフードビジネス推進のための教育についてお伺いします。

現役の1次産業従事者、社会人のための人材養成プログラムも大切ですが、若いうちから人材育成に取り組む必要があると思います。本県の高校における状況はどうなっていますか。ま

た、高鍋農業高校に来年4月、フードビジネス科が新設されると聞きますが、どのような人材を育成しようとしているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） フードビジネスを担う人材を育成するためには、生産から加工・流通・販売までの一貫した経営や、農商工連携のあり方について、高校生に実際に体験させる、実体験をさせるというような学びをさせることが大切であると、感じさせるような学びをすることが大事だと考えております。そのため、例えば、宮崎農業高等学校では、キンカンなどの農場生産物を活用した加工品を首都圏にあるアンテナショップなどで販売させたり、都城市内の農業・工業・商業の3校が合同で、都城市や関連の企業等と連携して、地域の特産品となる商品開発を手がけさせたりするなど、実体験を通じた学びに取り組んでいるところであります。また、来年度から高鍋農業高等学校に設置するフードビジネス科は、本県のフードビジネスを推し進める人材育成のリーディングスクールとして、従来の農業に関する知識・技術の習得に加え、攻めの農業について体系的に学ばせ、経営感覚にすぐれた農業の担い手を育成することを目的として設置するものでございます。

○黒木正一議員 それでは次に、林業大学校についてお伺いします。

森林・林業活性化議員連盟のもとに設置された研究委員会では、23年度から24年度にかけて「森林・林業の活性化と人材育成について」というテーマで調査・研究を行ってまいりました。その中で、林業の専門学校の必要性に対する意見が複数の委員より出されました。森林・林業再生プランが策定され、これに基づき、効率的な

森林経営に必要な能力を持った人材を戦略的・体系的に育成するための基本的な考え方となる人材育成マスタープランを策定しています。これに記載されているさまざまな専門的な知識・技能を備えた人材を育成することが求められている一方で、チェーンソーも握ったこともない、杉とヒノキの違いもわからないような人たちが新しく入ってきており、教育体制のあり方を考える必要があります。

2月議会で十屋議員がその必要性について質問し、「なかなか難しい質問をいただいたと思っている。今後いろんな角度から研究させていただきたい」と答えられております。中国木材の進出、木質バイオマス発電プラント計画も相次ぐ中、伐採後の将来に向けた森づくりなど、専門性を持った人材の育成が重要であると考えます。林業大学校を中山間地域に設置することについて、環境森林部長の考えをお伺いします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 林業大学校につきましては、農業との併設を含め、全国に6カ所設置されておりますので、学科の構成や卒業生の状況等について調査を行いました。その内容を申し上げますと、設置年は、5校が前身の学校を含めると昭和40年代から50年代で、1校が平成24年となっております。学科は、6校とも2学年制で、1学年当たり定員は10人または20人となっております。また、平成24年度の卒業生につきましては、約6割が林業・木材産業関連の仕事に就職したとのことであります。経費につきましては、昨年設置された京都府立林業大学校の例では、設置経費は、既存施設を活用したことから約1億円で、運営費は、専任職員9人を配置し、年間約1億5,000万円とのことであります。県といたしましては、林業大学

校の設置について、林業関係者の御意見をお聞きしながら、県内でのニーズ等について、引き続き研究してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 いろんな角度から研究していただきたいというふうに思います。

続きまして、中山間農業の研究機関についてお伺いします。

本県は、来年度予算編成方針で、地域づくりとして中山間地域活性化に取り組むことになっております。TPP交渉進展を受けての農業強化策の議論、また、産業競争力会議の農業分科会での議論が報道されていますが、どうも中山間地の零細農家は切り捨てられるのではないかという思いが地域の人々にあります。私が学生のころは、「稲のことは稲に聞け。農業のことは農民に聞け」と教わったものですが、今は「農業のことは経済界に聞け」と言っているように思えてなりません。中山間地域を研究する学者が指摘しているように、中山間地域では、人の空洞化、土地の空洞化、村の空洞化が進み、最も根底にあるのが誇りの空洞化であり、この誇りの空洞化がさらに進むのではないかと考えられます。

私は2年前、中山間農業の研究機関の設置について質問しました。それは、「宮崎平野、霧島周辺などの平たん地は黒ぼく土であり、中山間地域は主として褐色森林土であるように、土質、地形、気象などが大きく異なることや、中山間地域では農家が林家や兼業である場合が多いなど、労働力配分の面でも、平たん地の農業（専業）とは異なっており、特段の配慮が必要であること。中山間地域の農業の課題解決には、これらの違いに即した研究開発、技術の実証・普及を現地で行うことが極めて重要であるが、現在実施されている現地試験方式で十分な

のか。しかし、今般の県、市町村の財政状況などを考えれば、新たな施設の設置は実現困難である。そこで、既存施設を活用した中山間農業の研究機関設置を検討する必要はないか。一つの案として、県林業技術センターは、農業技術や鳥獣害対策の研究・実証、6次産業化への支援など、中山間地域の農林業を総合的に支援する組織を併設させる施設として最適ではないか」といった内容でありましたが、答弁は前向きなものではありませんでした。減反政策も廃止されようとしている今、研究機関を設置し、最低限の所得対策に取り組むべきと思いますが、農政水産部長の考えをお伺いします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 中山間地域の農業の振興を図る上で、地形や気候の特性に適した新技術や新品目の開発は、大変重要と考えております。このような課題に対しまして、現在、総合農業試験場では、現地に約20の試験圃場を設置して、調査・研究等を行っており、近年では、例えば花卉のラナンキュラスの品種育成や栽培方法の確立といった成果を上げているところでございます。県内におきましても、地域ごとの特性はバラエティーに富んでおりますので、今後とも、中山間地域における多様な試験研究ニーズにきめ細かく対応していくためには、課題に応じて、その都度、試験圃場や研究体制を選定・確保するなど、柔軟な対応が必要であると考えております。御質問にありました林業技術センターにおきましては、山菜やキノコなどの特用林産物の生産技術に関する研究も行われておりますので、今後、薬草や山菜などの優良系統の選抜や栽培技術の確立等の研究分野において、より一層の連携を進めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 その後、平成24年4月に、林

業技術センターに鳥獣被害対策支援センターを設置していただきました。本当にありがたいことでありました。このセンターでは、新たな視点に立った対策に取り組んでいると聞きます。鳥獣害対策について質問をいたします。平成24年の鳥獣被害額は、前年度より大きく増加しております。これは「地域で守る鳥獣被害みえる化事業」で、これまでより、きめ細かな実態調査を行った結果ということですが、本事業の取り組みとその評価について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 県では昨年度、野生鳥獣被害のより正確な把握を行うため、御質問にありました「地域で守る鳥獣被害みえる化事業」により、調査員による詳細な現地調査を実施いたしますとともに、把握した被害の状況を地図上に表示できるシステムの開発を行ったところでございます。本事業によりまして、地域の被害実態を詳細に把握した結果、今年度は、昨年度の2.8倍となる約10億円の農作物被害の報告を受けております。今後、被害の実態や開発した地図情報等を活用することにより、市町村と連携しながら、地域ぐるみでの確かな被害防止対策を進めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 本県における鹿の生息数は、平成20年の7万7,000頭から平成23年には4万5,000頭に、3万頭以上減少したことになっていますが、生息域が広がったのか、減ったという実感は全くありません。県内の森林組合長との意見交換会では、3,200本植林したが、3年で1本もなくなったとか、4,000本植えたものが全部だめになったとか、林業に熱心な人が意欲を失っているという話を聞きました。

鳥獣被害の問題は、高度経済成長期に人が山

村から都会に出て行ったり、造林面積がふえて野生動物が餌を求めて里山周辺にあらわれるようになった、ここ40年から50年の問題かと思っ
ていましたが、実は昔からあったようです。江戸時代から明治時代にかけて、住民が獣害対策として考え出した——大げさかもしれませんが——日本版万里の長城とも言えるシシ垣が全国各地にあったそうです。シシ垣は、主に石を積み上げてつくったもので、山と畑の間を隔てるようにつくられていて、高さはおよそ150センチから180センチで、高いところは2メートルもあり、長いものは10数キロもあったそうです。1年に2回、地域住民総出で補修を行っていた。まさに、地域ぐるみで野生の鹿やイノシシによる被害から地域を守っていたようです。今のうちに急激に被害が拡大するようなことはなかったのかもしれませんが、歴史を振り返って、補助金のなかった時代に、人は野生鳥獣とどう向き合い、対策をとってきたのか、原点から考える必要があるのではないかと思います。

本県では、モデル集落による取り組みで被害を軽減している事例もあるようですが、今後、地域ぐるみでの対策にどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 県では、平成22年度から、鳥獣被害対策緊急プロジェクトによりまして、鳥獣被害対策地域リーダーの育成や効果的な防護柵の設置、モデル集落での成功事例の創出等、地域ぐるみでの被害防止対策に取り組んでまいりました。その結果、昨年度末までに1,021人が地域リーダーとして認定され、24のモデル集落のうち、被害がゼロとなる集落も出てくるなど、一定の効果が得られております。今後とも、新たなモデル集落の設置によりまして、対策の普及・拡大を図りつつ、鳥

獣被害の克服から地域活性化につながる新たな営農の姿をつくり出すことが重要と考えておりますので、関係機関が一丸となって支援を行ってまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 シシ垣は日本各地にあったけれども、空白地もあった。それは、寒冷地域と西日本では、高知県、山口県、熊本県、鹿児島県、ここにシシ垣がない。そこには、郷士と呼ばれる鉄砲を持った農村に居住する武士がいたと本には書かれています。当時は、野生鳥獣は貴重な食料でもあったのですが、鉄砲を持った狩猟者がいることが地域を獣害から守ったようです。

環境省によると、ニホンジカの全国の個体数は約261万頭で、この20年で9倍も増加、このままの捕獲率で推移すると、2025年には500万頭にまで増加すると予想されております。このため、捕獲プロ集団の育成や捕獲事業の委託制度の創設を検討し、鳥獣保護法の改正も視野に入れているようですが、現場においては、一度個体数を減らさなければ、もうどうにもならないという切実な声を聞きます。

椎葉村出身の県議会議員が質問で、鹿が少なくなっており、保護しなければツキノワグマのように絶滅してしまうと訴えていたのは、今から42年前です。当時、宮崎県の狩猟人口は1万2,300人で、毎年5～10%も増加していた。年間3万3,000頭の獣が捕獲されており、多過ぎるから、狩猟税を倍にして狩猟人口を減らせと当時言っています。現在の宮崎県の狩猟登録者数が約5,000人、42年前の半分以上ですが、捕獲数は3万4,000頭でほとんど同じ、当時は捕獲圧が強く、山も豊かで、野生獣も少なく、被害も少なかったのでしょうか。今は全く逆のことを言わなければなりません。捕獲の規制緩和、狩猟者

の確保にどのように取り組んでいるのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 狩猟者の減少・高齢化が進む中、野生鳥獣による被害を減少させるためには、新たな狩猟者を確保することが重要な課題となっております。このため県では、狩猟免許試験の受験希望者を対象に無料の事前講習会を開催するとともに、受験者の利便性に配慮し、試験会場を1カ所追加し4カ所としたところであります。さらに、免許取得希望者の多い「わな」について、試験を休日に追加実施するなど、受験しやすい環境の整備に努めてきたところであります。また、捕獲の規制緩和につきましては、有害鳥獣捕獲の許可基準日数の原則30日以内から90日以内への延長や、鹿・イノシシの捕獲許可頭数の制限の撤廃を行っております。さらに、狩猟期間については、本年度から、鹿とイノシシの狩猟の開始日を、一部の地域を除き、11月15日から11月1日に変更いたしました。今後とも、有害鳥獣による被害の軽減を図るため、市町村など関係機関と連携して、捕獲の強化に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 今から264年前の1749年、当時、東北地方は、たびたび冷夏による凶作が発生し、飢饉に襲われていたようで、青森県八戸地方では、飢饉の回避のために大規模な焼き畑による大豆栽培をしたところ、これがイノシシの急増を招き、作物全般が食い荒らされる事態となり、このため、当時の八戸の人口のおよそ1割に当たる3,000人が餓死した出来事があったようで、人と野生動物とのつき合い方は、これからも大きな課題だというふうに思います。

次に、僻地医療についてお伺いします。

僻地医療の問題については、これまで何度も

質問してきましたが、これは歴史的な課題とも言えます。過去に、医師確保のために何とか宮崎県にも医科大学をつくってもらいたい、椎葉の山奥の県有林に見事な杉林がある、それを財源にすればよいのではないかと、切実な思いを県議会で述べた僻地出身の議員もいます。そのころと比べますと、道路事情はよくなり、ドクターヘリも運航するなど改善されたものの、期待していた医科大学が40年近く前にできても、本質的な問題は変わっていません。僻地においては、民間による医療提供が難しく、自治体が設置する公立病院などに県が医師を派遣していますが、現状はどうなっているのかを福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 医師の地域偏在の中で、僻地医療機関が大変厳しい状況にあることは、十分認識いたしております。諸塚村では、ことし83歳になられる医師が今も現役で頑張っていることも承知いたしております。こうしたことから、僻地医療機関へは、県から自治医科大学卒業医師を派遣しておりますが、今年度は、9市町村から15名の派遣要望に対し、5市町村に10名を派遣したところであります。また、来年度でございますが、現在、10市町村から17名の派遣要望が来ておりますが、派遣数につきましては、10名程度となる見込みでございます。毎年度、派遣可能な医師は限られておりますことから、市町村からの要望には十分に対応できていない状況にありますが、今後とも、僻地の医療事情等を十分に踏まえながら、計画的な派遣に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 全国には、無医地区と呼ばれるところが705カ所あります。本県でも、次第に減少しているものの数多くあり、医療提供に最

も恵まれない地域とも言えます。無医地区では、巡回診療、出張診療などが実施されていますが、その状況について福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 本県の無医地区は、8市町村17地区となっております。無医地区を初め、僻地におきましては、住民の高齢化等により、通院のための交通手段の確保が課題でありますことから、市町村において、最寄りの公立病院等までのコミュニティバスや乗り合いタクシーの運行を行っておりますほか、公立病院等からの訪問診療等を実施しているところでもあります。県におきましては、これらの公立病院等の医師確保や運営費支援を行うとともに、日本赤十字社宮崎県支部の協力をいただきながら、巡回診療等を行っているところであります。

○黒木正一議員 私の地元では、朝と夜、村の行事などを知らせる放送が流れるんですけども、先週、地元に戻ったときに、診療所からのお知らせということで、「来週は内科は何曜と何曜が休診です。外科は予約制になっておりますので、必ず電話をして来るように」というお知らせが流れておりました。先ほど部長が言いましたように、高齢の医師が診療所に勤務しておりまして、その負担を少しでも軽くしようということで、かわりの医師が見つかるまで何とか頑張ってもらいたいということで、地域の人は、医師の健康を気遣いながら、予約制にするなどして診療所を守ろうとしております。医師も自宅療養が必要な体であるのに、当直を行っているような状況にあります。このような放送が流れますと、本当に身の縮む思いがいたします。中央と僻地の命の格差をなくすということは、物理的にも困難と思われれます。ただ、人口

の少ないところに住む人も命の重さには変わりはなく、格差を縮める努力はしなければなりません。僻地医療を担う医師の育成確保に県は取り組んでおりますけれども、その状況、見直しについてお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 県では、僻地の医師確保対策といたしまして、先ほど申し上げましたが、これまで自治医科大学卒業医師の計画的な配置等に取り組んでおりますが、平成16年度の新医師臨床研修制度導入後、僻地はもとより県全体で若手医師の減少や医師の偏在が深刻化してきたことから、地域医療を担う医師の育成確保を図るため、さまざまな取り組みを行ってきているところでございます。

具体的には、平成18年度に医師修学資金貸与制度を創設し、19年度からは、関係市町村と医師確保対策推進協議会を設置し、県外から公立病院等への医師招聘の取り組みを強化したところでもあります。また、平成22年度からは、宮崎大学地域医療学講座の設置・運営を支援するとともに、23年度には、宮崎大学や県医師会などと地域医療支援機構を設置し、臨床研修医の確保や医師のキャリアアップ支援などの取り組みを行ってきたところでもあります。さらに、ことし4月には、県立日南病院に宮崎大学の地域総合医育成サテライトセンターが設置され、今後、さらに求められる総合医の育成が開始されたところでもあります。

医師の育成確保は、地域社会の維持にもかかわる重要な課題でありますので、今後とも、県医師会や宮崎大学、市町村など関係者と連携し、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 地域医療を守ることは、医療体制の確保はもちろんですけれども、地域を信

じて住み続けることに必要でありますし、住民が定住を諦めないための地域づくりの原点でもあります。どうか、僻地の医療施設に医師が継続して定着できる仕組みづくりをお願いしたいと思います。

次に、森林・林業対策について数点お伺いをいたします。

最初に、乾シイタケの消費拡大についてお伺いします。10月の議会における決算特別委員長報告の個別意見として、中山間地域の貴重な収入源である乾シイタケ産業の振興が図られるよう、関係者と協議しながら、全力を尽くして対策を講じるとともに、シイタケの消費拡大を目指し、有効な対策を検討するように求めました。補正予算が計上されていますが、その内容について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 乾シイタケにつきましては、消費の低迷や原発事故に伴う風評被害の影響等により価格の下落が続き、ことし11月までの県経済連の入札平均価格は、1キロ当たり約2,100円と、大変厳しい状況となっております。このため県では、しいたけ振興会と連携し、しいたけ料理コンクールや県内ホテルでの料理フェアの開催、県政番組での消費拡大のPR等を行うとともに、国に対して価格下落対策を要望してきたところであります。今回、補正予算でお願いしておりますが、「乾しいたけ消費拡大緊急対策事業」におきましては、県外での消費拡大に取り組むため、JA等が行う県外の大型スーパー等での乾シイタケの試食やサンプル、レシピ集の配布等によるPR活動のほか、デパートや外食チェーン店などへの直販による新たな販売ルートを開拓する取り組みに対して支援を行うこととしております。これらの取り組みによりまして、県産乾シイタケの消

費の拡大を図ってまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 乾シイタケというのは、本県で生産される農林水産物の中では、生産額も小さい数多くの作物の中の一つではあります。しかし、これまで中山間地域を支えてきた数少ない現金収入源となる貴重な作物であります。乾シイタケは、水で戻す手間もかかり、これまでさまざまな加工への取り組みはされてきたものの、核家族化、簡便化など食生活の変化に対応できず、消費も減少しています。生産者サイドの努力不足もあったと、私は生産者の一人として思います。

今ちょうど、シイタケ生産のためのクヌギやナラを倒す時期で、例年ですと、山がチェーンソーの音でにぎやかな時期ですけれども、ことしはチェーンソーの音がいつもほどではありません。今のように生産原価を大きく下回る事態が続けば、生産者がいなくなるのではないかと思います。価格下落の原因の一つが、福島原発事故による放射線風評被害と言われております。原発事故による風評被害が生産を諦めるきっかけになるようなことになるとすれば、シイタケで学校に行かせてもらった私にとっては、余りにも悲しいことです。

原発事故で東北のシイタケから放射性物質が検出されて以降、本県のシイタケ関係業界にも放射線測定の公表を求める声があり、安全性を確認、アピールするために、放射線量の測定を県の食品開発センターに業者が委託しています。センターにおいて測定している主な品目はどのようなものがあり、そのうちシイタケ関係はどれぐらいですか。また、検査料を免除していますが、免除額はどれぐらいですか。また、規制値を超える例があったのかも伺いしま

す。商工観光労働部長にお願いします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 東日本大震災による原発事故以降、本県企業におきまして、取引先等から製品に係る放射線量の測定結果を求められる状況が生じたため、平成23年12月から、工業技術センター及び食品開発センターにおいて、放射線量の測定を開始したところでもあります。これまでに測定依頼のあった主な品目としましては、水などの飲料、加工食品や肉類などの食料品のほか、肥料・飼料、木材などとなっております。測定開始以来、ことし10月までで合計で620件の依頼があり、免除した額が約750万円、そのうち、シイタケやその原木など、シイタケ関係は69件で約84万円となっております。なお、これまで測定した中には、法律等で規定されている規制値を超えるものはございませんでした。

○黒木正一議員 東日本大震災の後に放射線の測定を求める声が多くなって、食品開発センターに食品用の測定器を設置して以降、無料であったものを、利用者に来年からの有料化を通知しています。当センターに測定を委託しているシイタケ関係者は、なぜこの厳しくなったときに有料化するのか、風評被害が終わるまで待つてほしい、県は冷たいという声がありますが、手数料の免除措置を継続する考えはないかお聞かせください。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 工業技術センター等が行う検査・測定につきましては、その費用を手数料として企業等に負担していただくのが原則であります。放射線量の測定につきましては、平成23年12月に開始する際に、当時の状況を総合的に判断し、1年間免除することとし、さらに1年に限り延長したところでもあります。一方、最近の状況を見ますと、

測定の依頼件数自体が減少傾向にある中で、一部の企業が占める割合が高くなっていると同時に、依頼理由も、取引先からの要望レベルのものや自主管理を目的としたものが大多数であり、実態として、取引上、証明書の添付が必要なものは少なくなってきたと聞いております。このような状況を踏まえまして、免除措置につきましては、本来の受益者負担の原則に立ち返り、ことし12月末をもって終了したいと考えておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

○黒木正一議員 少なくなったとはいえ、安全を証明することを求められる事実はあるわけです。先日も、給食関係のシイタケ使用のお願いに行ったけれども、話し合ってもらえないということもあったようでありまして、なお安全性に対する信頼感は今のところないというような状況にあります。県当局にすれば、小さなことかもしれません。乾シイタケ消費拡大のための補正予算を今回の議会には提案されています。その一方で、一番基本となる安全性を証明する検査手数料を無料から有料にするということは、対策に一貫性がない、ちぐはぐと言わざるを得ません。部局横断的につながった対策を、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

次に、木材利用ポイント事業についてお伺いします。この事業が始まって数カ月がたちます。この事業には、次の3点で大いに期待をしています。まず1点目は、外国産材にも門戸を開きながら、実質的には、国産木材の利用を後押しして、国内林業と山村地域の振興が図られること。2点目は、地域材を生かした住宅を建てている中小の工務店の活性化が図られる可能性があること。3点目は、来年4月の消費税増

税対策にもつながり、制度の延長も考えられること。しかしながら、国は410億という予算を組んだものの、期待どおりポイント申請数が伸びていないと聞きます。実情はどうなっていますか。また、伸びていないとすれば、制度が十分に理解されていないことも考えられます。今後の周知について考えをお伺いします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 木材利用ポイントの発行状況は、10月末現在で、全国が3,428件、約9億3,900万ポイント、本県が120件、約3,800万ポイントとなっております。この事業では、住宅完成後にポイントが発行される仕組みであることなどから、ポイントの発行がまだ少ない状況にあります。本事業の導入などにより、本年8月以降、住宅着工戸数が急速に増加しておりますので、今後、伸びていくものと考えております。県といたしましては、本事業が県産材の利用促進に大きく寄与するものと期待されることから、事業の継続について国に要望を行ってきたところですが、より多くの方々に利用していただけるよう、本事業の県協議会である「みやざき木づかい県民会議」と連携しながら、ホームページやテレビ等により、県民や工務店等へ事業の利用を働きかけるなど、一層の周知に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 ポイント数はまだ少ないものの、これから伸びていくということですが、聞くところによりますと、木材輸出国のカナダが、WTOの内外無差別のルールが守られていないとして日本に質問書を提出し、これにEUとTPP交渉参加国のアメリカ、ニュージーランド、マレーシアが同調しているようです。事業の継続ができるよう対策をしていただくようお願いを申し上げまして、私の質問を

終わります。（拍手）

○丸山裕次郎副議長 次は、函師博規議員。

○函師博規議員〔登壇〕（拍手） 先般、通告しておりました項目につきまして、順次質問をまいります。

まず、肝炎対策について伺います。

先日、鳥飼議員、前屋敷議員、重松議員とともに、「すべての肝炎患者の救済を求める宮崎の会」総会に参加させていただきました。その中で、今もなおB型・C型肝炎で苦しんでいる被害者の方々の訴えを聞いてまいりました。

B型・C型肝炎感染者は、全国に350万人もいると推定されており、感染経路は注射器の使い回しや輸血、血液製剤使用など医原性、つまり医療が原因です。国が、WHOなどの勧告を受け入れ、注射器の使い回しをやめさせ、危険な薬剤中止とカルテの保全措置などをとってれば、350万人もの爆発的な感染は防止できたのです。

国は、平成20年に「特定血液製剤によるC型肝炎感染者に給付金を支給する特別措置法」を、平成23年には「B型肝炎感染者への給付金支給に関する特別措置法」を成立させていますが、カルテや医師の証言などによって、運よく救済される方はほんの一握りで、ほとんどの方々は補償の対象外とされています。これらの特措法は、救済に重きが置かれているのではなく、肝炎対策の幕引きをするためのもので、大多数の被害者を切り捨てる悪法と言わざるを得ません。生活に支障を来すほどの症状で治療を余儀なくされている方々は、長期間、身体的、精神的、そして金銭的苦痛の中におられます。また、現在350万人いる被害者のうち、毎日120人もの方々が亡くなっています。

救済を求める宮崎の会の方からも、「私たち

はじわじわと殺されているんです」と悲痛な声がありました。また、地元の70歳を超える女性からは、こんな相談を受けたことがあります。

「出産のときに止血剤を使って肝炎になったとよ。ずっと治療してきたけん、悪くなる一方じゃが。力になってほしい」。その相談を受け、即座、出産をされた県外の病院に問い合わせしてみたところ、カルテもなければ既に当時のドクターもいないために協力はできないということでした。それなら、せめて地域の保健所が対応してくれればと思い、問い合わせしてみると、国の規定以上の救済はできないとのことで、打つ手がなくなりました。肝炎患者の会を紹介はしてみましたが、もうこれから活動していく気力はないとのことで、申し込みまでには至りませんでした。そのおばあちゃんが先日、亡くられました。肝炎患者の救済を求める宮崎の会の登録者数はわずか200名ほどで、年々総会に参加される方が減っているということでした。

その総会に、県内のドクターからメッセージが寄せられていました。少し内容を紹介します。「ウイルス肝炎に対する国の施策として、肝炎対策基本法が平成20年に公布されました。その骨子は、血液凝固製剤により多くのC型肝炎の感染被害者を出し、また、集団予防接種の際、注射器の連続使用によりB型肝炎感染被害者を出したことなど、国の責任を認めた上で、肝炎対策を推進するというものですが、我々医師も医療行為を通して、知らずに感染被害を拡大してしまったという道義的責任を感じざるを得ません。いまだ感染に気づいていない方が多いので、行政には感染の有無の検査にもっと力を入れていただきたい」という内容でした。

国のお粗末な救済内容をこの議場で幾ら議論

しても答えは出ません。しかし、行政に携わる者は、このドクターのように、感染を拡大させてしまった道義的責任を真摯に受けとめ、でき得る最善の救済策をつくらなければなりません。県の救済策として何ができるのか、何をすべきなのかを掘り下げて質問してまいります。まず初めに、国のこれまでのB型・C型肝炎患者への救済内容を踏まえ、県内3万5,000人にも上るであろう肝炎被害者に対して、知事がどのような思いを抱いていらっしゃるのかお聞きします。傍聴席には、救済を求める宮崎の会の代表者の方々も来られています。多くの被害者の方々の心と生活に光が差すような御答弁を期待します。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

ウイルス性肝炎は、国内最大級の感染症とも言われておるわけでありまして、B型肝炎につきましては、集団予防接種における注射器等の連続使用が、また、C型肝炎につきましては、特定フィブリノゲン製剤等の使用が感染原因の一つとされており、国におきましては、これらによる感染被害者の救済に向けて、国を相手とする集団訴訟に関する和解や特別措置法の制定がなされているところであります。県内においても、これらの原因によるB型及びC型肝炎患者の方々が、これまで長年にわたり、心身ともに多大な御苦勞があったことに対しまして、心からお見舞い申し上げます。今後、これらの問題が国の責任のもとに一日も早く解決し、被害者の方々の心身の負担が軽減されることを願っておるところであります。以上であります。〔降壇〕

○**図師博規議員** 知事の答弁にもありましたが、医原性による肝炎患者の方々には被害者なんです。では、加害者は国だけなのか。集団予防接種の現場を管轄していたのは県です。県には責任はないのでしょうか。私は、先ほどメッセージを寄せられたドクターのように、道義的な責任を認め、国の救済内容以外にも、一歩でも二歩でも踏み込んだ救済内容が県独自で必要と考えます。

それでは、具体的な取り組みについて聞いていきます。国の推計値から、県内には3万5,000人にも上る肝炎感染者がいると推測できるわけですが、それらの方々から、身体的、精神的、経済的、それらの相談を受ける体制がどうなっているのか。そして、検査を受けられる体制が整っているのか。相談件数と検査件数の推移を含めて、福祉保健部長にお伺いします。

○**福祉保健部長（佐藤健司君）** B型・C型肝炎に関する相談につきましては、保健所が窓口となっております。その相談件数は、平成23年度がB型・C型合わせて1,037件、24年度が1,899件、今年度は10月末現在で935件となっております。検査の体制につきましては、県保健所で無料で実施している肝炎ウイルス検査の件数は、23年度はB型・C型合わせて715件、24年度は638件、今年度は10月末現在で345件となっております。また、希望者が医療機関を直接受診して検査を受けることができる緊急肝炎ウイルス検査事業による検査件数は、平成23年度がB型・C型合わせて156件、24年度は77件、今年度は10月末現在で22件となっております。なお、市町村が実施主体となって実施しております肝炎ウイルス検診事業による検査件数は、平成23年度が1万6,790件、24年度が1万7,413件となっております。

○**図師博規議員** それでは、検査にちょっとスポットを当てていきます。保健所、病院、そして市町村が行う肝炎ウイルス検査を受けている方は、今御答弁がありました数を足してみましても、2万人弱です。この数字が多いのか少ないのか、以下の質問で明らかにしますが、まず、検査を受けられた方のうち、陽性反応が出た方はどれくらいいらっしゃるのでしょうか。福祉保健部長、お願いします。

○**福祉保健部長（佐藤健司君）** 平成24年度の方でございまして、県保健所の検査による陽性件数は、B型・C型合わせまして7件、医療機関での緊急肝炎ウイルス検査事業による検査での陽性件数は、2件となっております。また、市町村が実施主体となって実施しております肝炎ウイルス検診事業の検査による陽性件数は、107件となっております。

○**図師博規議員** 陽性件数が、県、市町村、そして医療機関までも合計した数で116件になりますね。推定感染者が3万5,000人いるとされる中で、この116件というのは1%にも満たない数字です。つまり、それだけまだまだ陽性かもしれない方々が潜在的にたくさんいらっしゃるということです。では、陽性とわかった後、その方々が治療までたどり着いていない、受診されていない割合も大きいと聞きますが、その受診率を高くするための取り組みとしては、どのようなものにとられているのでしょうか。福祉保健部長。

○**福祉保健部長（佐藤健司君）** 検査で陽性であるとわかった方には、確実に医療機関を受診していただくことが大切であると考えております。このため、感染が判明された方を適切な医療につなぐことや、継続治療の支援を行うために、行政保健師や検診にかかわる産業保健師、

医療機関の看護師等を対象に、平成24年度、昨年度から県内3地区で研修会を行い、肝炎治療コーディネーターとして137名を養成しているところであります。また、検査を受けられた方に対しては、検査結果が陽性の場合の受診の必要性や、医療費助成等を啓発するリーフレットを配布いたしまして、受診行動を喚起いたしているところであります。

○図師博規議員 この肝炎の被害者の方々は、地域や年代によって発症率が大きく変わります。聞き取り調査などによって、県も地域的に感染者が多い地域は把握されているとも聞きますが、把握されているのであれば、その地域へ出張相談所を開設されるなり、今言われました肝炎治療コーディネーターを派遣されるなりして、地域に県が足を運ぶという姿勢が必要と考えますが、実践されているのでしょうか。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 肝炎対策におきましては、御意見にありましたように、啓発が大変重要であると認識しております。県ではこれまでに、一度も肝炎ウイルス検査を受けたことがない方に検査を促すために、啓発用のリーフレットを作成したり、ホームページやテレビ等を活用した広報など、さまざまな啓発を行っております。さらに今後、県民の皆様が肝炎に対する関心を持っていただくために、例えば、地域において行われる健康イベントあるいは研修会等の場に出向きまして、肝炎ウイルス検査の受診を促す取り組みを行うなど、一層の啓発に努めてまいりたいと考えております。

○図師博規議員 この肝炎の対策は、自治体によっても取り組みはさまざまなんです。例えば、新潟県では、通院費の助成制度が既にあります。北海道、長野県、富山県、愛知県では、

B型・C型肝炎を特定疾患に指定するなどして、独自の医療費助成制度をつくられていますし、栃木県宇都宮市では、肝炎ウイルスでおおむね6カ月以上継続して治療されている方を難治性肝炎に指定して、毎月5,000円、年6万円の福祉手当を支給されています。以前にも、この肝炎患者の生活支援に関する質問につきましては、平成20年には田口議員が、23年には渡辺議員が、検査体制の内容充実や交通費の助成について質問をされ、県の対応を求められています。そのときの答弁は、いずれも肝炎対策を積極的に推進していく旨の内容でありました。被害者の方々の心身の苦しみからすれば、わずかな救済だと思いますが、行政の誠意を示すためにも、生活支援策は大切な取り組みだと思います。本県独自の支援策の創出について、福祉保健部長の見解をお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 県では、肝炎患者の経済的負担を軽減するために、B型及びC型肝炎ウイルスによる慢性肝疾患に対して、国の助成制度に基づき医療費の助成を行っております。これは、助成によって月の負担が1万円、あるいは最大、高額所得の方で2万円、そういう制度でございますが、この助成を行っております。平成24年度末の受給者は832人となっております。お話しのように、他の道県、5つでございますが、治療費の助成、通院費の助成を独自に行われているところもあるようでございますが、他の疾患との公平性の観点などから、県独自の事業化は難しいと考えております。今後とも、各種事業や啓発活動を通じて、肝炎に関する対策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○図師博規議員 今の答弁だと、先進県、他県が、ほかの疾患との公平性を欠いた判断で肝炎

対策を講じているとも受けとめられるような答弁だと思っんですよね。他県の救済策は、行政の責任を国だけに押しつけるのではなく、県も自治体の誠意を示す貴重な取り組みだと私は思います。肝炎は、程度に応じて身体障害者手帳の支給対象ともなります。福祉サービスを利用し、生活のしづらさを軽減するため、身体障害者手帳の取得をしやすくする環境整備も必要です。そこで、現在、肝機能障害でどれほどの方が身体障害者手帳を取得されているのか伺います。さらに、県として、国が示す障害認定基準以外の等級を設け、福祉サービスを利用しやすくするとともに、指定医や肝硬変の方、肝臓がんの方から意見聴取などを行い、裏づけを持って政府に認定基準の見直しを訴えていくべきと考えますが、福祉保健部長の見解はいかがでしょうか。

○福祉保健部長（佐藤健司君） B型肝炎及びC型肝炎を含む肝臓機能障害につきましては、平成22年度から、一定の基準に該当する方が身体障害者手帳の交付対象となっております。県内では、平成25年8月1日現在で79の方が取得しております。議員御提案の県独自の認定基準による福祉サービスの提供や、国に対する認定基準の見直し要望につきましては、他の障がいや疾患との公平性、あるいは、まだ22年度に制度が始まって日が浅い、そういったことなどから難しいと考えております。県としましては、引き続き、関係医療機関や肝炎治療コーディネーターにも、身体障害者手帳の取得について周知徹底してまいりたいと考えております。

○図師博規議員 今お聞きしたとおり、手帳の取得者は、わずか79人しかいらっしゃらないということなんです。これは現行の障害者手帳の

認定基準が高過ぎる以外の何物でもありません。

そして、手帳取得ができるのは、肝硬変や肝臓がんの末期患者の方しか取得できない。たとえ取得できたとしても、余命が半年程度の方がほとんどであるというのが現状です。これではクオリティー・オブ・ライフにつながることはありません。ゆえに、国に基準の見直しを求めていくことは不可欠なんです。

また、よりよい生活を送っていただくためには、生活費の獲得も必要です。先日は、B型肝炎訴訟宮崎弁護団の事務局をされている先生から話を聞かせていただきました。県内では、平成25年11月1日現在、102の方が提訴されており、わずか41名の方しか和解にたどり着いていらっしゃいません。41名です。国が示す提訴できる条件が、これも余りにも酷なことが明らかで、その条件とは、昭和16年以降に生まれた方が、満6歳までに輸血をしていないことと、母子感染ではない証明をとる必要があるわけで、昭和16年以降に生まれた方といえば、もう72歳です。その方が母子感染でないということを証明するとなると、母親に血液検査を受けてもらう必要がありますが、母親が御存命である可能性は高くないでしょう。何とか提訴ができ、和解にたどり着くことができれば、症状の重さに応じて、1人当たり最大3,600万円が支払われ、たとえ未発症のキャリアの方でも、50万円の和解金が支給されることとなります。

弁護団の先生いわく、県内にも提訴の条件を整えば和解に持ち込める方は多くおられるが、母親の年齢を考えると時間との勝負になってくるという御意見でした。また、県としても、今後、県民に肝炎被害者救済事業を実施する際には、訴訟につながるような包括的な情報提供の

ため、弁護士と連携してほしい、弁護士も使ってほしいというような御意向も承ってきました。そこで、県として、今後、さらなる支援、救済策をどのように講じられていくのか、再度、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 被害者の救済策につきましては、基本的には国の責任のもと行われるものと考えておりまして、県といたしましては、今後も救済に関する情報提供に努めてまいることが基本というふうに考えております。患者への支援策につきましては、重篤化しないためにも、適切な治療を受けていただくことが必要と考えますので、インターフェロン治療などの医療費助成や肝炎治療コーディネーターの養成、宮崎大学医学部附属病院を拠点病院とする肝疾患診療ネットワークの構築など、これまでの取り組みを引き続き着実に実施してまいりたいと考えております。県としましては、これまでに検査を受けたことがない方に検査を受けていただくことが大変重要であると考えますので、引き続き、粘り強く、繰り返し、より一層の啓発に努めてまいりたいと考えます。

○図師博規議員 今回、肝炎に関する質問をつくるに当たって、執行部の方ともかなり議論させていただきました。まだまだ情報が閉鎖的なんですよね。地域にいらっしゃる方にもっと情報を伝える、また、足を運んでそういう話をしていくという姿勢は、ぜひ県のほうで持っていただきたい。財政が厳しいのはよくわかります。がゆえに、国へ国へという答弁が続きましたけれども、きょう来ていらっしゃる方を含めて肝炎被害者の方々は、県からの血の通う、ぬくもりの伝わる政策をお待ちになっておりますので、ぜひ今後とも、私もまだまだこれから先、言及させていただきたいと思っております。

す。

それでは、続きまして、緊急雇用創出基金事業及び離職者の再就職促進に関する事業について伺ってまいります。

まず、平成20年度から20億円規模で始まった緊急雇用創出事業ですが、これはリーマンショック後の対応として、地域に雇用創出できる資金を注入し、景気回復を図ろうとする、いわゆるソフト公共事業的な効果も期待されています。本県では、今年度までどのような基金運用状況になっているのか。また、その運用により、新規雇用者は何人創出され、どのような効果があったのかを商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（茂雄二君） 緊急雇用創出事業臨時特例基金につきましては、リーマンショックによる雇用情勢の悪化を受け、平成20年度の国の補正予算において、本県に19億7,000万円が措置されて以降、毎年積み増しが行われ、平成24年度までの累計で、160億6,000万円の配分がなされました。この基金を活用し、県や市町村において実施した雇用創出のための事業は、平成24年度までの実績で1,341事業、新規雇用者数は9,324人となっております。本基金は、離職を余儀なくされた失業者等の一時的な雇用・就業機会の創出を目的に創設されたものであり、失業者を直接雇用する事業であることに加え、商工観光労働部のみならず、環境、農政、福祉、教育など、さまざまな分野において活用しているものでありますことから、地域活性化の面でも大きな効果があったものと考えております。

○図師博規議員 事業によっては短期雇用のものもあり、答弁にありました雇用数はあくまでも延べ数ということですが、今年度を含

めれば1万人近い雇用があったということは、県内経済にプラスの効果があったとは言えるでしょう。そこで、同様に雇用創出につながる離職者の再就職のための訓練事業について伺います。現在、県立産業技術専門校を窓口として、民間教育訓練機関などに委託して職業訓練が行われております。その委託訓練の実施状況と実績について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 委託訓練につきましては、離職者等が早期に再就職できるよう、就職に必要な事務や販売、介護あるいはIT関連など、求人ニーズに対応した職業訓練を行うもので、国からの委託を受け、県で実施しております。訓練の実施状況等についてですが、国の行政改革により、委託先が都道府県に一元化された平成23年度及び24年度の2カ年の実績で申し上げますと、合計で127コースの訓練を実施し、修了者等は1,848人、就職者は1,393人、就職率は75.4%となっており、全国平均の68%を大きく上回るなど、厳しい雇用情勢のもと、一定の成果を上げているところであります。

○図師博規議員 本県はまだアベノミクス効果が感じられない、そういう声をたくさん聞きますが、今の答弁ですと、全国平均よりも高い就職率であるということは、効果的に事業展開されているものと評価できます。それでは、今お聞きした2つの事業は、国の10分の10の補助事業で、これは国の会計検査が入ることになるものです。また、民間事業所や教育訓練機関に委託する事業がほとんどであることから、国の基準に照らし合わせ、県は補助金が適切に運用されているか指導監督する責任が課せられています。御存じのとおり、他県では、職業訓練を支

援する緊急人材育成支援事業を悪用した関係者が詐欺で逮捕されるという事件が複数発生しています。本県でも事業規模が160億円を大きく超え、また、多岐にわたる雇用創出関連事業、その内容をいかに的確に把握していくかが大切だと考えられますので、県として、事業所なり市町村を指導監督していくための体制がどのようにとられているのか、再度、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 緊急雇用創出基金事業の実施につきましては、厚生労働省から、その手続や活用方法等に関して、適宜具体的な指示等がありますことから、事業に関する説明会の開催や通知等を行い、その周知徹底に努めているほか、直接事業現場に赴き、雇用の実態等の調査を行うなどして、本基金が適切に執行されるよう指導監督しているところであります。また、委託訓練につきましては、訓練開始から終了までの間、委託先からの月例報告等に基づき、随時、訓練状況を把握し、必要に応じて現場での直接指導を行うなど、訓練が適切に実施されるよう指導監督に努めているところであります。

○図師博規議員 今の御答弁では、市町村及び各事業所に直接足を運び、各事業が適切に運営・運用されているかの指導監督を行っているということでしたが、それでは、今まで県が指導監督していく中で、雇用形態や訓練内容など改善を求めたケースがあるのか、あるいは悪質と思われる運用などはなかったのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 当基金事業につきましては、実施事業者を直接訪問し、書類や帳簿等の確認を行った際、例えば、業務日報の記載が十分でなく、勤務の状況がわかり

にくかった例や、新規雇用者に対する雇用条件等の説明が十分でなかった例などがあり、その都度、書類の作成や業務の実施等について改善を指導しております。また、委託訓練につきましては、例えば、就職支援のためのキャリアコンサルティングの状況や訓練生の訓練状況報告の記載が十分でない事例があり、その都度、改善を指導しているところでもあります。なお、いずれの場合も、指導後の改善状況についても確認を行い、適切な執行管理に努めているところでもあります。

○図師博規議員 指導監督に基づいて適正な改善が図られているということで、悪質などという表現は部長の答弁の中にはなかったわけですが、今回、この雇用創出関連の質問をつくるに当たり、私も実際、この事業で就労された方や訓練を受けられている方から話を聞いてきました。その中で、求人内容と実際の労働条件が違っていたり、訓練内容が粗雑だったりするという声が複数ありました。緊急雇用創出は、補助金がある期間の就労や訓練を受けることが目的ではなく、その期間終了後の長期就労につなげることが必要であることは言うまでもありません。そのためにも、事業所や訓練機関において、適切な労働環境や訓練内容が確保されているのか、それを監督するのがまさに県です。今後、このような雇用創出関連事業を一過性の経済対策とするだけではなく、健全な労使関係と良質な訓練が実施されるよう、いかに取り組んでいかれるのか、再度、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長(茂 雄二君) この基金事業につきましては、離職を余儀なくされた失業者等の雇用・就業機会の創出を目的とし、直接、失業者を雇用する事業でありますことか

ら、就業規則や雇用契約の内容に基づいて、労働環境が保たれ、適切に事業が遂行されることが重要であります。また、委託訓練につきましては、離職者の早期の再就職を図ることを目的としておりますことから、求人・求職者のニーズに対応した適切な訓練メニューの設定やキャリアコンサルタントの充実など、就職につながる取り組みが重要であります。いずれの事業におきましても、所期の目的が達成されますよう、今後とも指導監督に努めてまいりたいと考えております。

○図師博規議員 これからも、事業所や市町村だけではなく、就労者や訓練生の声にも耳を傾けていただき、厳正な指導監督をしていただくことを求めまして、次の質問に移らせていただきます。

本県は——南九州一帯がなんですが——精神障がい者の療養環境において、精神病院の平均在院日数が突出して高かったり、社会復帰施設の整備も遅々として進んでいないなど、閉鎖的な状況が続いています。

その中で、先日、11月18日の宮崎日日新聞の一面に画期的な記事を見つけました。「精神障害者手帳の取得増 成人発達障害2年で2.4倍」というタイトルでした。内容は、「精神障害者手帳の取得者が本県で増加している。ストレス社会を反映して統合失調症やうつ病などの精神疾患患者数が増えていることやその認知が高まっていることが背景にある。中でも、成人の発達障がい認定を受け、手帳を取得される方が2年前の2.4倍になっている」というものでした。

発達障がいというのは、脳の機能不全が原因で、代表的なものには、学習障がいや他人とうまくコミュニケーションがとれないアスペルガ

一症候群、注意欠陥多動性障がいなどがあります。文部科学省の発表では、公立小中学校の通常学級に、発達障がいの生徒は6.5%の割合で在籍しているという推定値も出ています。このように、今まで発達障がいの対象は子供が中心でありましたが、成人の発達障がいを受け入れる環境がこの宮崎で整いつつあるのかと思い、大変喜ばしく思ったところです。そこで、県は、この成人の発達障がい者を含む精神障がい者の手帳取得が伸びていることに対して、どのような取り組みをされたのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 発達障がいの方の手帳取得につきましては、発達障害者支援法が平成17年4月に施行され、手帳制度や福祉サービスなどの周知に努めたこともありまして、増加しているところであります。お尋ねの発達障がい者への支援についてであります。県では、発達障がい児・者の各ライフステージに対応した支援を行いますために、発達障がい者支援体制整備計画を平成21年に策定いたしまして、発達障がいの早期発見・早期支援や支援ネットワークの充実などに努めているところであります。また、発達障がい児・者支援の中核的支援機関であります発達障害者支援センターを、宮崎市、都城市、延岡市の3カ所に設置し、障害者手帳の取得も含め、発達障がい児・者及びその家族に対する指導・助言や療育支援などを行いますとともに、医療や労働などの関係機関との調整を行っております。なお、発達障がい者支援体制整備計画につきましては、本年度で終了いたしますことから、現在、発達障がい児・者の実態やニーズなどを把握するため、アンケート調査などを実施し、計画の見直し作業を行っているところであります。

○図師博規議員 今の答弁にありましたが、発達障がい者支援体制整備計画や発達障害者支援センターの働きによって、手帳の取得も促進されたということなんですけれども、まず、県内3カ所に設置されている発達障害者支援センターの体制と、そこに寄せられている相談件数の推移について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 発達障害者支援センターの体制につきましては、ことし11月1日現在で、宮崎が7名、都城が2名、延岡が2名の職員で、相談等に対応しております。また、センターに寄せられました相談等の支援の延べ件数は、平成20年度が4,634件、23年度6,203件、24年度6,194件となっております。年々、発達障がいに関する支援のニーズは増加いたしております。約2カ月から3カ月の待機者が出ている状況であります。県では、こうした状況に対応するため、今年度の9月補正予算で予算措置をいたしまして、支援を行います臨床心理士を3名増員するなど、発達障害者支援センターの支援体制の強化に努めることとしたところでございます。

○図師博規議員 答弁がかみ合っていないといえますか、先ほどの答弁では、発達障がい者の早期発見・早期支援に努めているという答弁がありました。ただ、今お聞きしますと、相談を受け、支援が始まるまでに、2～3カ月の待機状況であるという答弁をいただいたところです。そのような状況で、果たして適切な援助が提供されると言えるのでしょうか。発達障がい者への介入は遅くなればなるほど、生活上のトラブルから慢性的なストレスになり、心の変調を来しやすく、アルコールやギャンブル依存、または統合失調症などの二次障がいにつながるケースが多いのです。支援計画を策定し、また

それを今度見直しするというのですが、その見直しに当たり、アンケートもとられているようです。そのアンケートで、相談者やまた家族の方からどんな相談が上がって、またその相談をどう把握され、分析され、ニーズとして捉えていらっしゃるのか、またそのニーズを次の計画にどのように反映していかれるお考えなのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 今回、7月、8月で実施いたしましたアンケート調査では、県民の発達障がい者への理解と認識が「以前より深まったがまだ不十分」「深まっていない」と回答された方が約7割を超えております。また、就労に必要な環境・条件整備について、「事業主や職場仲間の理解が必要」との回答が約7割となっております。また、利用したい福祉サービスについて、最も多かったものが「発達障害者支援センターでの相談支援」で約4割、次に「就労移行支援や就労継続支援」で約3割となっております。県では、こうした結果を踏まえまして、今後、県民や企業等への発達障がいに対する理解を深めるための啓発や福祉サービスの充実を図られますように、計画に反映してまいりたいと考えております。

○凶師博規議員 今のアンケート結果にも如実にあらわれていますね。発達障がい者が抱える課題というのは、県民にまず理解が不十分であるというのが7割、事業主や職場での理解がもっと必要だというものも7割、つまり地域や就労先での理解を求める声が多いんです。この方々へのアプローチをしていくには、部長、やはりマンパワーの不足というのが明らかだと思います。臨床心理士3名を増員されるという御答弁もいただきましたけれども、それを上回る相談件数、ニーズが今、支援センターに押し寄

せているという現状をぜひ再認識していただきたいと思います。

そこで、冒頭に申しました成人の発達障がい者を含む精神障がい者の手帳取得数がふえたということに戻りますけれども、これは実は、平成18年から精神障害者手帳取得者も就労の際の法定雇用率にカウントされるようになったということが最大の要因なんですね。それでは、法定雇用率の算定ができるようになった後、精神障がい者の雇用数はどんな伸びを示しているのでしょうか。数字を捉えていらっしゃれば、福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 宮崎労働局の調査結果でございますが、県内の法定雇用率対象企業に雇用されております精神障がい者の数は、平成18年度は7人でしたが、24年度は47人、25年度は80人と大きく伸びております。

○凶師博規議員 確かに伸びていますね。ところが、私の見方はちょっと違うのですが、県内の精神障がい者の方々を手帳を取得されている数は、5,700人を超えていらっしゃいます。これはますます大きくなっています。その5,700強の数を分母に持ってきたとしたら、就職者数が47から80に上がったと、確かに数字では伸びていますが、数的には小さい。雇用は小さい数字ですが、手帳は伸びている。これは何を意味しているか、要は何を言いたいかと申しますと、精神障がいがある方が、社会と会社に対して、自分の障がいを認めて、その上で受け入れてください、そういう勇気と期待を込められた手帳取得だと考えます。今まで頑張って頑張って仕事はしてきたけれども、周囲からは、身体的にも知的にも障がいがないために、障がい者としては見てもらえない、コミュニケーション

がうまくとれない、集中力が持続できないがゆえに、就労が長続きしない方々がたくさんいらっしゃるんです。そこで、みずからの障がいをも認めた上で、社会で生活していこう、暮らしていこうという決意のあらわれが、手帳の取得につながったと考えます。

そこで、部長、5年後には、精神障がい者の法定雇用率算定というのが、今は努力義務なんです。今後は完全義務化されます。そのことにより、精神障がい者を雇用する企業はふえていくと予想されますが、企業には、障がい者をサポートするだけの知識もなければ、その知識を有する専門家もいるわけではありません。継続就労を可能にしていくためには、民間と連携した行政サポートが不可欠です。具体的には、ジョブコーチなどの配置を拡充して就労継続支援を強化したり、タイムリーな援助が提供できるマンパワーの確保、先ほども言いましたが、そのような体制整備が必要なんです。再度、福祉保健部長、今後の精神障がい者の就労に関して、日が当たる御答弁をお願いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 発達障がい者を含む精神障がい者が、一人でも多く企業に就職し、職場定着するためには、企業の経営者や従業員の障がいに対する正しい理解を促進することが重要であると認識しております。このため、県としましては、宮崎労働局などの関係機関と連携しながら、企業向けセミナーや職場実習に取り組んでおります。また、障害者就業・生活支援センターを県内7つの障がい保健福祉圏域全てに設置いたしまして、就業や生活に関する相談対応や、国の障害者職業センターに配置されておりますジョブコーチとも連携いたしまして、職場定着支援を行っております。さらに、障がい者の就労支援を行う障害福祉サービ

ス事業所の質の向上を図るための支援員向け研修などにも取り組んでおります。今後とも、5年後に向けまして、関係機関と一層の連携を図り、発達障がい者を含む精神障がい者の就労支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○図師博規議員 その障がい者の方々に手が届く政策展開を期待いたします。

最後に、今回の質問、18問出させていただいたうち、13問に福祉保健部長の御答弁をいただき、丁寧な御答弁に敬意を表しまして、質問を終わらせていただきます。（拍手）

○丸山裕次郎副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時49分散会

11月29日（金）

平成 25 年 11 月 29 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	黒 木 正 一	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	渡 辺 創	(民主党宮崎県議団)
15 番	田 口 雄 二	(同)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	太 田 清 海	(社会民主党宮崎県議団)
18 番	高 橋 透	(同)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	中 野 一 則	(同)
23 番	中 野 廣 明	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	十 屋 幸 平	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
28 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
29 番	井 上 紀 代 子	(民主党宮崎県議団)
30 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
31 番	鳥 飼 謙 二	(社会民主党宮崎県議団)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	松 村 悟 郎	(同)
34 番	押 川 修 一 郎	(同)
35 番	宮 原 義 久	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	丸 山 裕 次 郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	土 持 正 弘
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治 史
会 計 管 理 者	梅 原 誠 史
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	齊 藤 和 子
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊 秋
人 事 委 員 会 事 務 局 長	内 栞 保 博

事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
総 務 課 主 任 主 事	橋 本 季 士 郎
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 一般質問

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。けさ、「イラク、井ノ上書記官襲撃から10年」という宮日の新聞記事を見ました。きょう11月29日は、イラク戦争後の復興支援に当たっていた都城出身の井ノ上正盛さんが、イラクで武装集団に殺害された命日であります。当時2歳だった長男は小学6年生、4年生になった長女は、まだ奥様のお腹の中でありました。同じく10年前もこの宮崎県議会開会中でありまして、私も質問に立ち、井ノ上正盛書記官への哀悼の意を表したことを覚えております。ここに改めて、世界平和への遺志を引き継ぐ決意をするところであります。ちなみに、3日前の11月26日は、同じく外交官だった小村寿太郎侯の命日であり、何か深いつながりを感じます。小村侯については後ほど教育のところでは質問いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず、道州制についてお尋ねをいたします。これまでの議会における質問に対し、知事は、有識者メンバーの国民会議に委ねられる制度設計が明らかにされていない時点では、具体的な道州制の論議はできないと答弁されてきました。また、どのような制度の設計をするのか、地域間格差が出ないような制度設計が大変重要とも答弁されております。そして、道

州制は、国民的な議論を経て決断なり判断すべきものと、答弁を結ばれてきました。果たして、制度設計後に本県の主張が受け入れられるのか疑問です。州都が宮崎に置かれる可能性はゼロに近く、分権本位の制度設計がつけられたとしても、社会資本整備で他県に大きくおこなわれている中での道州制は、本県がさらに取り残され、寂れていくのではないかと懸念を多くの議員が指摘されてきました。最低限の社会資本整備を確約するなどの条件が必須ではないか。宮崎としてこうあるべきだという制度設計を打ち出すことが必要と思われませんが、知事の見解を求めます。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えいたします。

現在、与党で検討されております道州制推進基本法案の骨子案では、制度設計に当たって検討すべき多くの事項が、内閣府に設置されます道州制国民会議での議論に委ねられることになっております。現時点では、道州制の必要性、理念、姿というものが具体的かつ明確に示されているわけではありません。私は、道州制を検討するのであれば、少なくとも中央集権というものを改め、中央府省を含めた国と地方双方のあり方を抜本的に見直すという真の地方分権を推進するもの、また、道州間や道州内の地域間格差を拡大させるようなものではなく、道州の一体的な発展に資するもの、また、何よりも国民、特に本県のようなインフラ整備のおこなわれている地域の県民にとって、幸せの向上につながるものでなければならぬと考えております。このため、基本法案において、これらの点を最低限明確に示すよう、全国知事会等を通じ

て、本県としての意見を主張しているところ
あります。以上であります。〔降壇〕

○高橋 透議員 現状の宮崎のまま本県が道州
制に移行するなら、道州制は県民の利益になら
ないと私は思います。道州制については、地方
の意見がしっかり反映されるような状況でなけ
れば、私は、反対という選択肢もあっていいと
思うんです。知事の答弁を求めたいと思いま
す。

○知事(河野俊嗣君) 今、道州制をめぐる状
況については答弁申したとおりであります。い
ずれにせよ、国の統治のあり方を抜本的に見直
す大変大きな改革になろうかというふうに思い
ますので、拙速に進めてはならないというふう
に考えておりますし、国民的な幅広い議論がな
されるべきものというふうに考えております。
私も、今後の議論の中で、インフラ整備がおく
れているなどの宮崎の実情を踏まえた主張を引
き続き行ってまいりたいというふうに考えてお
りますし、宮崎が廃れてしまうような道州制で
ありますとか、道州間や道州内の格差が広がる
ような道州制に対しては、賛成するわけにはい
かないと考えております。

○高橋 透議員 賛成するわけにはいかない、
それは反対ですね。しっかりした知事の決意が
うかがえたと思います。

10月24日付の宮日新聞でありましたけれど
も、「九州7県知事、平成の大合併全員評価」
とありました。知事は、市町村合併がよかった
と評価されているというふうに捉えられるわけ
ですが、具体的に説明をいただきたいと思いま
す。

○知事(河野俊嗣君) 大きな社会の変化、少
子高齢化の本格化、さらには人口減少時代の到
来というものの中で、行政サービスを充実させ

て、安定的に提供できる体制をつくるというの
が、市町村合併の大きな目的であったというふ
うに考えております。合併団体におきまして
は、救急出張所や消防分遣所、下水道といった
社会資本の整備が進んでいるという面もありま
すし、また、職員の適切な定員管理のもと、新
たな行政ニーズへの対応のため、危機管理や地
域医療対策といった専門組織の設置など、効率
的・効果的な執行体制の確立が図られている
と、そういう面が見られる部分もございます。

一方では、職員の異動が広域的に行われるよ
うになりましたので、職員とのつながりが希薄
になったのではないかと、地域の意見を施策
に反映できる仕組みというものが十分確立でき
ないという状況の中で、住民の声が届きにくく
なったという声もございます。地域に対する愛
着の希薄化など、コミュニティ機能の低下が
懸念されており、これは今後の課題というふう
に考えております。

したがって、合併したことによっていろ
いろ物事が進んだ部分もあり、でも、こういう
問題が顕在化している部分もあると。そのよう
に捉えられているところでございますが、これ
からの地域行政を進めるに当たっては、大きな
そういう市町村合併の理念というものをしっかり
今後に生かすという視点も大変重要であろう
というふうに考えております。行政と住民が十
分に意思疎通を図り、一体となって地域を運営
できる仕組みづくりが重要だというふうに考え
ておりますので、県としても、こうした市町村
の取り組みを、今後とも支援してまいりたいと
考えております。

○高橋 透議員 市町村合併の大きな危惧され
たことと申しますか、わかっているんですけど、
人の流れとか町の形態が大きく変わっ

てきたというところがあると思うんです。例えば、今、防災拠点ということで県庁をどうしようかという議論があります。県庁を動かしてもいいよという議論もある一方で、県庁が動いたことによって、宮崎市の中心部の町の形態ががらっと変わります。そこなんですね。そういったところを、私たちは、市町村合併の検証をしっかりとした上で道州制の論議はやっていくべきだと思います。いずれにしましても、地方の意見が反映される、そういう前提条件のもとで、時間をかけて国民的議論を深めていきたいと思っております。

宮崎県は112万の人口です。宮崎みたいな農業県とか、あるいは人口が150万人以下の県、ここで何か連合体をつくって、いろんな場でまわって意見を言う。150万以下といたら、山口県が142万で25位なんです。そうなる23県なものだから少数ですので、24位の鹿児島県を入れて、24県の多数派になりますから、そんなのも知恵を出して、連合体なんかをつくって大都市に負けない世論をつくる。知事の数では勝つわけですよ、数では。そういう意味で何か工夫されるといいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、農業県宮崎にとって大変重要な問題でありますT P P対策について、お尋ねをさせていただきます。最近の情勢では、政府が関税撤廃の対象外とすることを前提としていた重要5品目、ここの一部の品目を対象として検討しているということが報道されました。当初の方針と約束が違う、変更する動きがあるということで、そういうことに対する知事の見解を求めたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 今、小さな自治体の連合というお話がございました。これは、地域の

自立と分散を図る知事ネットワークということで、今、全国のいわゆる地方部の知事でのネットワーク、13の県の中でいろんな議論、また提言をしておるところでございます。

T P P交渉に関しましては、私はこれまで、的確な情報の提供や、地方との丁寧な対話を繰り返して国に訴えてきたところであります。このような中、報道によりますと、10月の首脳会合後に、自民党内で、農産品の重要5項目586品目を中心に、関税を撤廃・削減した場合の影響について検証することが決定されたとのことですが、その後、検証内容についての情報提供や説明はないところでありまして、一方では、年内の交渉妥結に向けて12月上旬にT P P関係閣僚会合の開催が決まるなど、一体どういう状況なのか、どういう方向に向かっていくのか、農業関係者を初め、県民に不安が一層広がっているのではないかと考えております。国におかれては、十分な情報提供のもとに、衆参両院の農林水産委員会の決議というものがございまして、これを遵守していただき、関税撤廃の例外品目の確保を初め、地方の懸念を十分に踏まえ、国益を損なうことのないよう、粘り強く交渉に当たっていただきたいと考えております。

○高橋 透議員 おっしゃいましたように、情報提供がしっかりなされていない、届いていないということは非常に問題点としてあるわけで、確かに、主食で米というのはパンに消費量で抜かれたということでもあります。ましてや人口減少ですから、食用米というのは、今後、作付面積では拡大は期待できないということは理解しないといけないと思うんですが、一方で、水田の多面的機能、こういったものを考えたときには、耕作放棄地を出さない、ふやさない、

そういった対策も求められるというふうに思います。

そこで、T P P交渉に加えて、国が減反政策の大きな見直しを始めました。本県稲作農家の経営安定に向けて、加工用米、飼料用稲などの新規需要米の生産振興を図るべきだと思いますが、特に加工用米は、本県の焼酎用米だけで2万3,000トンの需要があるそうです。そのうちたった3%しか提供できていないらしいですね。したがって、加工用米というのは需要が非常に見込めるわけで、伸び代が物すごくあるということでもあります。生産振興に向けて今後どのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお尋ねしたいと思います。

○農政水産部長（緒方文彦君） 加工用米につきましては、県内で確実な需要が見込まれることや、主食用米の栽培体系や機械施設が活用できることなど、本県水田を有効に活用する観点から、重要な品目と考えております。また、その推進に当たりましては、需要に対して安定的に供給するとともに、生産コストの低減を図ることが必要でございます。このため、県といたしましては、栽培しやすく収量の多い本県独自の品種の選抜を進めますとともに、栽培段階から収穫・乾燥段階までの生産コストの低減に向けた技術の開発に取り組むなど、需要に十分応えられるよう、加工用米の生産振興に努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ありがとうございます。今回の減反政策、正直言って情報が、T P Pの関係、正確に届いていないということです。しかし、何となくわかるんです。無傷ではこれは通らないなど。ある一定程度の覚悟を中枢部はお見通しで、そのために今、対策を練っているんじゃないかと、そう思えてならないんです。た

だ、先ほど言いました多面的機能というのがあり、今、説明いただきました加工用米については価格差というのがあるから、そこはどうしても補填で、何とか農家の耕作意欲を高めないとだめだということがあるわけですから、経営的に不利にならないように、その施策をしっかりとっていく必要があると思います。

そこで、先ほどから言います減反政策、新聞でも報道があったんですが、国は、新たな農地集約とか、農家への補助金を始める方針であります。小さい農地を集約して意欲的な農家や企業に貸し出す農地中間管理機構について、政府は、都道府県に運営費の負担を求める方針のようです。この農地中間管理機構は、T P P交渉の行方をにらんだ農業強化策であります。T P Pは国策なんですね。地方負担を求めるべきではないと私は思うんですが、知事のお考えをお聞きします。

○知事（河野俊嗣君） 今、話がありました農地中間管理機構による担い手への農地の集積がありますが、日本再興戦略において、農業を成長産業にすることを目的として打ち出された取り組み、新たな施策ということでもあります。本県のみならず、全国的に担い手の減少や高齢化が進んで、耕作放棄地が拡大する中で、農地の集積を通じた競争力の向上や担い手の育成強化というものは、国の責務において、強力な主導のもと状況を打開する必要があると、構造的な問題であろうというふうに考えておるところでございます。この問題について林農林水産大臣とも意見交換をする機会もございましたが、基盤整備がおくれている本県のような地方の実情を十分踏まえてほしいというようなこと、地形の問題等もあります。また、この負担の問題も同様であろうかというふうに考えております。

この政策の実施に関し、事業費の地方負担を求める動きがあるわけではありますが、地方の財政状況にかかわらず、国の責任において着実に推進すべき取り組みであろうというふうに考えておりますので、全国知事会とも協力をしながら、全額国庫により実施することを強く要望しているところであります。

○高橋 透議員 その運営費というのは330億円というふうに新聞に書かれてありましたが、農地面積で割り振られますと、本県は全国の割合で1.5%ですか。したがって、おおむね5億円ぐらいになるということです。それと、11月27日の新聞報道にもあったんですが、新たな交付金、いわゆる日本型直接支払い、従来の10アール当たり1万5,000円を今度7,500円にするらしいんですけども、この財源についても、農林水産省は地方負担を求める考えであるという記事を見ました。繰り返しますけれども、国策であるTPPであります。県・市町村へ負担を求めることは決して許されるものではありませんから、アンテナを高くして、今、知事から答弁がありました、地方負担をさせない取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。

次に移りたいと思います。カジノ誘致の問題であります。知事は、さきの9月議会で、IR、つまり総合型複合施設について前向きに取り組むと答弁をされました。カジノ誘致に積極的に取り組むと理解していいのか、再度確認のため、知事に答弁を求めます。

○知事（河野俊嗣君） この統合型リゾートであります。投資、雇用、税収、さらには観光誘客など、多方面において地域経済に大きな効果をもたらすものと考えておまして、大変興味・関心を持ってこの動向を見ておるところであります。こうした中、国内における統合型リ

ゾートの実現につきましては、現在、超党派の国会議員で構成をされます議連において、法案などの検討が進められているところでありますが、この中で、ギャンブル依存症などの課題への対応や、地方財政に配慮した制度設計なども検討されていると伺っておるところであります。県としましては、引き続き情報収集を行うとともに、今後の展開も含めてしっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 カジノ誘致については調査を始められていると思うんですが、今後、調査を進めていく中で、いろんな問題点、課題というのが見えてくると思うんです。どのような課題が想定されるのか、知事の認識を伺いたと思います。

○知事（河野俊嗣君） これまでも、このカジノをめぐる議論の中では指摘をされておりますが、ギャンブル依存症というものをますます助長し、また社会的にも大変影響を及ぼすのではないかと。治安の問題、教育の問題、いろいろ御指摘をされているところであります。それに対して、どのような方策、どのような対策が、この制度化に当たって検討され、実行されるのか、そこに注目しながら、現在動向を見、また情報収集に努めているところであります。

○高橋 透議員 今、知事が答弁なさったのは、できた後の心配を中心におっしゃったと思うんです。治安の問題とか教育の問題とか。このIR誘致を行う中で、私は、果たして要件を満たすことが本当にできるのか、クリアすることができるのか、非常に危惧しています。

この前、田口議員が質問で言われておりましたけれども、例えば交通インフラ、宮崎空港、ここが一つ入り口になると思うんですけども、今ある国際線を今以上にふやして充実でき

るかというところ、それが1つあると思うんです。私は、非常に厳しい課題ではないかと思っています。さらに、高級ブランド品、必需品らしいです。こんな品物を豊富にそろえた店舗がリゾート内に進出してくれるのかというのが2つ目にあります。3つ目に、ギャンブルになくはないのは巨大な歓楽街だと言われていきます。あんまり好ましいことではないんですが、ギャンブルと性風俗は切っても切れない関係らしいです。

私は、宮崎的には本当にハードルが高いんじゃないかというふうに思っているんです。誘致ですから支援ですよ。ということは、財政出動が伴う事業になってくると思うんです。条件整備を行ったが誘致がかなわなかった。これでは、形の違いはあるかもしれませんが、知事も9月議会でおっしゃいましたよ、リゾート法の苦い経験の二の舞になっちゃいけないと。私は、調査をされることは否定しませんが、宮崎的にハードルが高いと、高過ぎると判断されたときには、速やかにその判断、やめる決断もすべきということをお願いしたいのであります。だから、このカジノ誘致については慎重に取り組んでいただきたい、そこのお考えをいま一度、知事に答弁を求めたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) ハードルが高いというのがどういうことを意味しているのか、いろんな意味合いがあるかというふうに考えておるところでございますが、今、御指摘がありましたようなさまざまなエンターテインメントを必ずしもフルセットで備えていなければ成り立たないかというところは、また議論があるのではないかというふうに思います。大規模なもの、小規模なもの、いろんなものがすみ分けはできるのかどうなのか。今、できますということ

申し上げているわけではありませんが、そういうところも含めて、本県としてそれを受けとめ、考えていくのかというのを、今後しっかり情報収集する中で検討するというのが大変重要なことであろうかというふうに考えております。

また、交通インフラの話がありましたが、これは鶏が先か卵が先かという話になるかもしれません。そのような魅力ある環境を提供することにより、さらなる路線の充実ということも考えられるのではないかというふうに受けとめております。いずれにせよ、そういったことも総合的に勘案する中で、本県の今後の観光、経済ということを考えて上で、しっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 このカジノ誘致、カジノを持っていくという民間の方々からして、鶏、卵のレベルじゃないと思うんです。そこにしっかりと交通インフラがないのに、果たしてそこに——採算がとれないといけなわけですから、今の知事の答弁は少し疑問も持ちましたが、マカオがカジノの売り上げであるラスベガスを抜いたと、世界一ということで田口議員からも紹介がありましたけれども、私、調べてみましたら、2012年の売り上げ、マカオの世界一になった売り上げは3兆3,200億円であります。ちなみに、2012年における我が国のパチンコ・パチスロ業界の売り上げは19兆660億円です。マカオの約6倍です。世界一のカジノは、実は日本のパチンコ業界なんです。税込増を図りたいのであれば、そこに課税すれば済むことだなと思ったところであります。

いろいろ問題点をいっぱいはらんでおりますけれども、ギャンブルは、家庭崩壊あるいは自殺、ホームレス、犯罪増加など、さまざまな問

題を生み出しております。我が国のギャンブル依存症は100万人を超えているらしいです。ギャンブルは、基本的には敗者の犠牲の上に成り立っているもの、いわゆる圧倒的多数の負けた人の犠牲の上に成り立っているのがギャンブルなんです。ギャンブルというのは、人を幸せにするものじゃなくて、不幸に陥れるものであります。2期目への出馬を決意された知事に繰り返し申し上げます。調査は前向きに、積極的に、カジノ誘致については慎重に対応されることを申し上げておきたいと思っております。

それでは次に、福祉・医療対策について質問をしてまいります。

まず1点目に、宮崎県立こども療育センターがありますが、あそこにおける小児科医、看護師の不足が問題点としてあります。現在の配置状況について、福祉保健部長にお願いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） こども療育センターであります。まず、小児科医の配置状況につきましては、今年度から、非常勤医師1名の体制で、週3回から4回の勤務となっております。また、看護師の数は、育児などで休んでいる6名を除きまして、10月1日現在、正職員34名、臨時的任用職員10名の合計44名でありまして、配置先は、病棟勤務が37名、外来などの勤務が7名となっております。また、看護師の夜勤の状況は、ことし4月から10月の期間に、一人が一月に夜勤をした回数は、7回から10回となっております。

○高橋 透議員 夜勤が7回から10回ということで今、御答弁がありましたけれども、私が認識しているのは、夜勤は原則月8回というのがたしかあったというふうに思うんです。2人体制で8回というのが。10回というのはちょっと

問題だなということでお聞きしておりましたが、現場の勤務実態なんかいろいろ考慮しなくちゃいけない。この8回という基本の回数を上回ることで、職場に疲弊が生まれたり、あるいは起きてはならない事故とか、そういったことも考えられるわけですから、夜勤が可能な看護師確保をしっかりと進めるべきじゃないかと思っておりますが、その取り組みについて福祉保健部長にお願いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 看護師の確保につきましては、ハローワークや看護協会などを通じてその確保に努めておりまして、現在、日勤のできる看護師の人数は確保しております。しかしながら、夜勤のできない臨時的任用職員もおりますことから、本年4月から10月の間の看護師一月当たり平均夜勤回数は、8.1回となっております。お話のように、国が示している目安の月8回以内をやや超えておりますので、その確保に向けて、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○高橋 透議員 正職員で足らざるところを臨時職員でということに補っていらっしゃるわけですが、その臨時職員が夜勤をしてくださらないという実態ですよね。そこにはいろいろと問題をはらんでいるんでしょうけれども、今回は聞きませんが、病院局の管轄の県立病院でもそういう状況があるとお聞きしております。全国的に看護師不足、小児科医もそうなんですけれども、こども療育センターは以前よりも重度の重複の障がいの子がふえているというふうに聞きますから、非常に繁雑になっているのが現実です。しっかり努力していただいて、抜本的な対策も必要だと思うんです。何とか研究・検討していったほしいなというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

次に、最近、有料老人ホーム、非常に施設がふえつつありますが、介護施設で働く方の離職率は大変高うございます。そこで、人材が確保されているのか、あるいはサービスがしっかり提供されているのか、非常に危惧をされるところであります。新聞等でも、介護施設内での虐待とか、あるいは詐欺事件があったりとか、時折報道されております。そこでお尋ねするのは、有料老人ホームや特別養護老人ホーム等に対する本県の指導体制について伺いたいと思います。どこまで指導を徹底しているのか、福祉保健部長に答弁を求めます。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 県におきましては、有料老人ホームあるいは特別養護老人ホーム等の入所者の安全・安心、あるいはサービスの質の確保など、適正な運営を維持するために、各施設への指導監査を、おおむね2年に1回実施いたしますとともに、これとは別に、必要に応じて随時の立入検査等を行っております。また、新規開設が増加している有料老人ホームにつきましては、毎年、研修会を開催いたしまして、施設におけるコンプライアンスや防災、感染症対策など、適切な運営に向けての情報提供や、施設の持つ社会的責任について周知徹底を図っているところであります。

○高橋 透議員 警察本部長にお尋ねいたしますが、有料老人ホームや特別養護老人ホーム等における詐欺等の犯罪、最近の検挙事例を伺いたいと思います。

○警察本部長（白川靖浩君） 最近の介護施設における事件としましては、本年8月、都城市内の老人介護施設において、同施設介護職員、これは50代の女性でございますけれども、入所者3名の預金通帳等を不正に入手しまして、入所者の代理人を装って、金融機関から多数回に

わたって合計約4,000万円に上る現金を引き出した事案を、窃盗、詐欺等の事件で立件・検挙しております。

○高橋 透議員 今、答弁にありました、代理人を装って50代の女性が――施設入所ですから、自宅で生活できない方ですよ。これは想定ですが、例えば認知症があるとか、あるいは車椅子を必要とする方とか。どうも私、不可解なのは、被害者御本人の通帳と印鑑を持ち出して金融機関の窓口に行っているわけです。通常だったら、窓口で即アウトですよ。そこが私、どうも不可解なところもあるんですけれども、介護職場で働いている方々というのは、その志も高くて、福祉の心で一生懸命なんですよ。今、警察本部長のほうから御説明がありました、一部の心ない方の犯行でありますけれども、真面目に施設を運営されている方々からすれば迷惑な話で、そういう実態があるということを行行政側はしっかりと認識した上で、先ほど私がお尋ねしました――2年に1回ですね、通常の指導監査というのは、随時立ち入りとかをやるということですが、人員体制もあるんでしょうけれども、そここのところも強化していただきたい、そのように考えておりますので、今後、働く方々の職場環境ももちろん改善が必要ですが、指導体制を強化いただくようお願いしておきたいと思います。

次に、介護保険制度の見直しが今、始まっておりますが、当初は、要支援者に対する全てのサービスが保険給付の対象外ということでありましたけれども、最近、さらなる見直しがありまして、要支援の訪問介護と通所介護、ここを保険給付の対象外ということで見直しがあったようです。要支援者に対するサービスとか利用者負担はどうなるのか、福祉保健部長にお尋ね

いたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 現時点における介護保険制度改革案によりますと、平成27年度から29年度の間、要支援者に対する保険給付のうち、お話のありました訪問介護と通所介護、いわゆるホームヘルプとデイサービスでございますが、この2つが市町村事業に移行することとされており、全国統一のサービスから市町村裁量によるサービスに移ることとなっております。また、この改革案では、既存の介護事業所に加え、新たにNPOやボランティアなどの多様な主体によるサービスの提供が可能となります。なお、介護保険制度内でのサービスで、財源構成は変わりませんし、現在の訪問介護や通所介護と同様のサービスも提供できるとされており、また、移行後の利用者負担につきましても、市町村の裁量により定めることとなりますが、基本的には、現在の1割負担や、27年度からの開始が検討されており、一定所得以上の方の2割負担を勘案して決定されるものと考えております。

○高橋 透議員 現時点で、利用者負担は従来どおりですよということじゃないんですね。1割から2割負担になるときに負担がふえるかもしれないということを理解したところであります。いずれにしましても、介護が必要になってくる入り口の段階、要支援、ここを軽んじて見ているといけないと思うんです。よく民生委員の方とか福祉委員の方々が中心になってサロンとかをされるんですね、高齢者を公民館に集めて。これは大事なことなんです。ひきこもりになりがちの方に来てもらって、いろんな会話を。そこが認知症を防ぐ役割にもなっているわけです。あるいは、ちょっとけがをしてリハビリが必要なのに、要支援の段階でサービスが

受けられなくなると、それが悪化しちゃって後々重度の介護が必要になってくる。そうすると介護保険財政にかかってくるわけです。だから、要支援のところは余り軽く見ないほうがいいなと思って、介護保険制度の見直しについては、そこら辺を私たちは注目しているところがあります。今後ともいろいろと御指導をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、水産業振興対策についてお尋ねをしてみたいと思います。

皆さん御案内のように、水産業界においては、燃油価格が高どまりで、操業コストに占める燃油経費、多くを占めているわけです。漁業経営に大きな影響を与えております。そこで、漁業経営セーフティーネット構築事業によって、燃油経費の負担軽減はなされているようでもありますけれども、最近の円安等で燃油価格は高どまりであります。したがって、漁業者もまだ不満はあるわけです。そこで、燃油の高騰は今後もまだ続くよ、高どまりは続くよと、ここはしっかりと前提とした上で対策をとらなくちゃいけない。そのために儲かる漁業というのも県は打ち出しているわけですが、儲かる漁業の実現に向けた取り組みについて、どのような効果を見込まれているのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 漁業経営は、御質問の中にもございましたように、燃油価格の高どまり等により非常に厳しい状況にあることから、収支の改善に向けた経営モデルの提示が重要であると考えております。このため、県におきましては、現在、儲かる漁業を実現するための取り組みの一つとして、カツオ・マグロ漁業など主要漁業を対象に、国の支援制度を活用した経営モデルづくりを進めております。具

体的には、漁船の小型化による燃油等の経費削減と冷却方法の改善による魚価向上等により、収支の改善を図るものでありますが、モデルの実証を通じまして、地域漁業における操業方法の工夫や、老朽化した漁船にかわる新船の建造を促す効果が期待できるものと考えております。なお、モデルの実証に参加する漁業者に対しましては、実証による水揚げが低迷した場合のリスクを軽減するため、あらかじめ経営が保証される水準の実証経費が支払われておりまして、3年間の取り組みにより、例えば漁船建造費の約4割に相当する額が実質的な支援となるなど、実証に参加しやすい制度となっております。

○高橋 透議員 ありがとうございます。新船を建造する、莫大なお金が必要なわけで、今まで補助——今もないんですけれども、今、説明がありました国の事業によって、実質的に4割負担が軽くなるということですから、これは大変すばらしい事業で、効果は出ると思います。今、答弁いただいた儲かる漁業については、国の事業ですが、ここに県はどのように支援をしていくのか、いま一度、農政水産部長に答弁を求めます。

○農政水産部長（緒方文彦君） 県におきましては、現在、経営モデルづくりに向けて、関係団体、漁協及び漁業経営者との合意を促すとともに、国の支援制度の採択条件をクリアするための計画づくりの指導・助言を行っているところでございます。また、国の助成対象とならない事前検討段階の経費、例えば、漁船の設計に係る船の構造的な安全性を確認する復原性試験に要する経費などを支援いたしております。今後とも、さまざまな経営モデルの実証が円滑に進むよう、これらの支援を行ってまいりたいと

考えております。

○高橋 透議員 今後とも、やれることはぜひしっかりやっていただいて、今、本当に経営で大変な水産業の方々の支援を引き続きお願いしたいと思います。

次に、カツオフォーラムについてお尋ねしてまいります。12月7日、もう間近になりましたが、日南市でカツオフォーラムが開催されます。このイベントを契機に、県全体として、さらなるカツオの消費拡大を講じていくべきではないかと私はと思いますが、このカツオフォーラムを契機に、今後のカツオの消費拡大にどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 本県は、近海カツオ一本釣り漁業の漁獲量が18年連続日本一を誇るカツオ産地であり、地域資源としての活用も含め、県内でのカツオの消費拡大は重要な課題であると考えております。このため、8年前から、県内の料理店等と連携いたしまして、宮崎初かつおフェアを開催しているところでありまして、年々知名度も向上し、販売促進効果が期待できるとして、参加店も240店舗まで増加しております。また、ブランド化いたしました「宮崎かつおみっこ節」や、カツオ炙り重などの新たな料理を提供する漁業直営レストランの売り上げは、堅調に推移しておりまして、一定の消費拡大が図られているものと考えております。

県といたしましては、今般のカツオフォーラムを契機といたしまして、関係者のさらなる活動に期待するとともに、関係団体等と連携を図りながら、引き続き、これまでの取り組みを継続し、より消費者の視点を重視した商品づくりや情報発信を行い、一層の消費拡大を図ってま

いりたいと考えております。

○高橋 透議員 今、答弁いただきました初かつおフェア、一定の成果が出ているようであります。人口が集中するこの県都宮崎市、ここでどれだけ消費されるかが一つポイントになってくると思うんです。カツオ一本釣り日本一という我が宮崎県なんですけれども、高知県とは物すごく差が開いていますよね、消費量を見ると。高知県を追い越すにはまだ背中はずいぶん遠いんですが、さらに工夫していただいて、県都宮崎市に力を入れていただく、そのことが大事だと思うので、今後とも取り組みをよろしくお願ひします。

次に、土木行政について質問をしてみたいです。

国においては、発注する工事の施工単価積算の一部に、新たな積算方式であります施工パッケージ型積算方式を、ことし4月から導入されておるようです。その内容と本県発注工事への導入スケジュールについて、県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 土木工事費の積算は、現在、舗装工や擁壁工などの工種ごとに、必要な機械経費、労務費及び材料費をそれぞれ積み上げて行っております。これに対しまして施工パッケージ型積算方式は、工種ごとに公表される東京の標準単価を補正し、本県の単価として積算する方法でありまして、土質や施工機材などの現場条件の違いにも十分対応できるもので、受発注者双方の積算作業の効率化や透明性の確保が図られると考えております。国土交通省では、舗装や道路改良などにおける主要な工種につきまして、平成25年4月より施工パッケージ型積算方式を導入しておりますことから、本県におきましても、現在のところ、

平成26年4月の導入を予定しているところであります。

○高橋 透議員 今、来年の4月の導入予定と答弁がありましたけれども、今議会でも質問が出ていますよね。業者は、受注した工事に追われて大変な時期、年が明けるとますます忙しくなります。そういう意味では、周知が徹底できるのか、そういったところも心配をします。この変更に伴う県内関連業者の負担を軽減するために、変更時期をずらすとか、そういう対策はとれないものか、いま一度、県土整備部長に答弁を求めます。

○県土整備部長(大田原宣治君) 施工パッケージ型積算方式の導入に当たりましては、現在、宮崎県公共事業情報サービスによる情報提供を行うとともに、来年1月からは、県内各地において、入札参加者などを対象に説明会を開催しまして、関係者の皆様への周知を十分に図ることとしております。今後、導入の時期につきましては、議員御指摘のようなお話もいろいろ伺っておりますので、関係団体等の御意見や各県の導入状況などを総合的に判断した上で、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 大きいところはいいと思うんですよ、大手は。1月から説明会とおっしゃいましたけれども、忙しいときに社員を説明会に行かせるなんて、それはできませんよね。そういったところもいろいろと考慮いただいて、柔軟な対応をいま一度、お願いしておきたいと思ひます。

次に、日南市に二級河川・戸高川があるんですが、ここの改修工事について質問してみたいと思ひます。戸高川というのは、日南市の中心部を横断している川なんですけど、この改修工事については、用地買収に非常に時間を要し

ておりまして、このたび、その用地買収も相整ったようであります。肝心の改修工事の今後の進捗について、答弁を県土整備部長にお願いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 戸高川につきましては、河道が狭く、たびたび浸水被害が発生していますことから、酒谷川合流点から4キロメートル区間におきまして、河川改修事業を実施しているところです。これまで上流部では、下流への洪水の流下を軽減させるための660メートルの放水路を、平成7年度に完成させたところでありまして。また下流部では、合流点から600メートル区間の河道拡幅工事や、内水対策としましての排水ポンプ施設が完成しておりまして、一定の治水効果が見られているところです。来年度は、治水上支障となっております市道油津星倉線第2号橋のかけかえに着手しますほか、さらに上流側へ向けまして用地取得を進めながら、河道拡幅などの工事を進めていくこととしております。今後とも、必要な予算の確保に努めまして、地域の皆様の御協力をいただきながら、事業を推進してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 今、部長から説明がありましたように、これまでいろいろ被害とか出ていまして、早くしてほしいというのがあるんですが、これは聞きますと、完成が平成41年と私は伺ったんです。申し上げましたように、密集地、いわゆる市街地、日南市の中心地を横切っている戸高川ですから、防災上極めて重要な工事だと思うんです。平成41年、これは待てません。防災が非常に話題となっている今でありますから、早期完了が求められます。いま一度、県土整備部長の答弁を求めます。

○県土整備部長（大田原宣治君） 戸高川は、

家屋等が密集しております市街地を流れていることから、多大な事業費と期間が必要でありまして、事業の早期完了のためには、スムーズな用地の取得や、工夫を凝らしたコスト縮減を行うことが大変重要であると考えております。このため、既設護岸をできるだけ活用しますことで、用地買収範囲を縮小するとともに、工事費の低減を図るなど、一日も早い事業の完了を目指したいと考えております。厳しい財政状況ではありますが、今後とも、さまざまな機会におきまして予算確保に努め、地域の皆様の御協力をいただきながら、事業を推進してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 よろしく申し上げます。

最後になりました。教育問題であります。

8月27日でありました。小村寿太郎侯顕彰弁論大会が日南市で開催をされたところでありまして。これまで私は、行こう、行こうと思っていたんですが、日程的に折り合いがつかずに、今回やっと参加させていただきました。出場者の高校生全て、発表が堂々としていまして、その内容もすばらしく、小村寿太郎侯を顕彰するにふさわしい弁論大会でありました。その大会の趣旨が、国際連合や国際問題等について関心を高め、国際平和、国際親善に寄与するというものであります。したがって、多くの発表者が、武力に頼らない平和外交を論じ、戦争やテロ、紛争をなくすことの大切さを訴えていたことに感心させられました。今どきのということ、よく私たち大人が言いますけれども、まだまだ日本の将来は明るいと確信をしたところがあります。

ただ、残念だったのは、あんなすばらしい発表をする高校生が参加する大会だったのに、150人ですかね、参加者は。ただ、その大半を占め

るのは地元の中高生です。大人の人も見えていましたが、私は、地元でしたから、この方々は動員で来ているなという、そんな思いもしたところであります。平日の午後の開催です。もっと参加しやすい仕掛けとか工夫する必要があると思いますが、教育長の見解を求めたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） この弁論大会は、宮崎県奨学会と日南市の小村寿太郎侯奉賛会が主催者となってなされておるんですが、私もスタッフとして何度も参加しておりまして、議員のお話があったように、本当にすばらしい発表がなされると思っています。また、この大会は、外務省などが主催する国レベルの大会である「国際理解・国際協力のための高校生の主張コンクール」の県予選という役割も果たしておりまして、実は、本県代表は国でも例年上位入賞を重ねており、ことしも特賞を受賞し、来年3月にニューヨーク国連本部へ派遣されるということが決まっております。

県教育委員会は、共催という形で参加させていただいているんですが、1次の原稿審査、弁論大会の当日の審査員、大会運営などをさせていただいております。そのほか、PRをと今おっしゃったんですが、大会の模様を県の教育委員会のテレビ番組にて紹介するなど、そういう広報もしているところでもあります。日南市のほうでも、ことしから、中学生、高校生に幅広く来場を呼びかけておられます。今後、主催者とか日南市と連携しながら、さらにPR、情報発信に努めるなど、大会の充実に向け、取り組んでいきたいと考えております。

○高橋 透議員 優勝者は、宮崎県代表として全国大会に行くということですが、副賞が韓国訪問らしいですね。以前は、ポーツマス市など

のアメリカだったらいいんです。経費の問題もあるんでしょうけど、未来を担う高校生ですから、アメリカ行きの副賞を検討いただけないでしょうか。教育長、お願いいたします。

○教育長（飛田 洋君） この大会の経費というのは、実は、主催者である宮崎県奨学会と小村寿太郎侯奉賛会が負担されて実施されているという大会でありまして、以前はアメリカに行っていたというのは事実でございますが、実は、国レベルで実施される中央大会の副賞がニューヨークの国連本部への派遣。ここ5年で見ますと、4年間、宮崎県代表がニューヨークに行っております。そういうこととか、主催者側の収入の減少というようなこともありまして、韓国とされているものであります。ただ、今後とも、主催者や関係団体と連携して、大会に参加する高校生の意欲がどうしたら図られるとか、あるいは、より効果的な大会になるようにということで、共催という立場でありまして、運営に参画させていただこうと思っております。

○高橋 透議員 宮崎県予選の段階で副賞がアメリカ訪問ということになれば、もっと高校生の意欲も高まって、もっと参加者が多くなってもいいぐらいだと思うんですけど、検討いただきたいと思っています。

これまで私は、議場で何回か申し上げてきました。小村寿太郎侯は、本県が生んだ偉大な外交官でありますから、その偉業に思いをめぐらせて、国際問題等に関心を高める機会となるような顕彰行事を行うべきだがということを申し上げてきました。再度、ここでまた知事に考えを伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 小村寿太郎侯は、近代日本の歴史の転換期に、外務大臣として我が国

の外交を担って、数々の功績を残されておりまして、本県のみならず、我が国にとって偉大な先覚者の一人であるわけでありまして、その偉業を県民に広く知っていただき、後世に語り伝えていくことは大変重要であるというふうに考えておりますし、まさにグローバル人材を視野に人づくりに取り組んでいこうという本県にとりましては、本当に大きなモデルであるというふうに考えております。

先日、改めて本県出身の偉大な先覚者だなどということを実感したのは、東京に在京宮崎県人会というものがありますが、今、107年の歴史でありまして、その第1回目は、1906年の1月に、小村寿太郎侯がポーツマス講話条約を締結されて帰られた、その立役者である小村侯を囲んで慰労会を行ったというのが第1回目であるということであったようであります。

これまで、小村寿太郎侯の顕彰は、官民一体で組織をされました郷土先覚者銅像建設委員会が、7体の銅像を総合文化公園に建設し、県民の皆さんに広く知っていただくような取り組みを進めておりますし、全ての小学生を対象としまして、小村侯を含む郷土先覚者を紹介した社会科副読本を配布しまして、郷土についての学習に活用するとともに、置県130年記念事業でも広く周知するなど、その顕彰に努めているところであります。

今後とも、さまざまな機会、さまざまな工夫を凝らしまして、関係市町村や民間顕彰団体とも連携を図りながら、この功績というものを幅広く顕彰してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 いつからやられるのか、具体的にされるのか、余り伝わってこなかったんですが、さっきから言いますが、県都宮崎市でやるから意味が非常にあるんです。弁論大会は日

南でやっていますけど、これはこれでいいんですよ。ただ、新聞には日南・串間版に載るぐらいで、全国紙の宮崎版にはたしか載らないんですね、余り。若山牧水は宮崎でやりますね、だから全国紙も宮崎版に載せてくれます。その違いが結構あるんです。私は、何としてでも県都宮崎で県を挙げて小村寿太郎侯の顕彰をするということをぜひお願いしたいと思っています。

昨年の2月議会だったと思いますけれども、小村寿太郎侯の質問をしましたら、知事が、NHKの大河ドラマの題材として1番目に名前を挙げたということではありますが、これを知事の2期目の公約として、小村寿太郎侯をNHK大河ドラマに推奨する、実現するということを知事に答弁を求めます。

○知事(河野俊嗣君) 小村寿太郎侯、大変すばらしい功績であります。私は、日本でもアメリカでも大学の先輩ということもありますし、非常に尊敬をしておるところでございますし、幅広くこれを県内のみならず県外の皆様にもお伝えしたい、そういう思いは強く抱いておるところでございます。

先日も御答弁をしましてとおおり、NHKにも大河ドラマの題材としてということで提案申し上げたところではありますが、大河ドラマも、その時々 of いろんな社会的な課題の中で素材が選ばれているという状況でありまして、可能性がないわけではありませんが、引き続き要望し続けるという姿勢でやりたいというふうに考えておるところでございます。NHKでは過去に、小村寿太郎侯を中心に近代日本史を描いたスペシャルドラマ「ポーツマスの旗」も制作されているというような実績もあるわけでございます、引き続きそういう思いで、働きかけなりア

ピールをしてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 時間が参りました。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 次は、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕(拍手) 民主党県議団の井上紀代子です。通告に従い、一般質問をいたします。

民主党県議団は、今月、香港、マカオへ海外調査へ行きました。訪問先は盛りだくさんで、1日目、宮崎県香港事務所、現地旅行会社EGL訪問、北海道・東北アンテナショップ、JA香港事務所、2日目、高速フェリーでマカオへ行き、世界遺産旧ポルトガル領の街並みを見、JTBマカオ・オフィス、カジノリゾートのギャラクシー、ベネチアンを見ました。そして香港へ戻り、3日目、香港で43店舗を展開し、従業員3,500人雇用の香港イオンを訪問し、説明を受け、その後、売り場調査をいたしました。現地スーパーや、ヤギの頭などがぶら下がっている香港庶民の市場もめぐり、ジェットロ香港事務所を見、調査先では率直な意見交換をさせていただき、多くの情報を得ることができたことは大変な収穫でした。

また、全くゆとりのない日程の中でしたが、夕食の時間を利用し、かんかんがくがく、会派議員で、一日一日、調査先で得た情報を宮崎県の政策と精査し、議論ができたことは充実した時間でした。

今、国会において、簡単に言えばカジノ法案が話題になり、それに呼応してカジノを活用した地域再生・活性化を目指して、本県においても経済団体等の研究会が立ち上がったとの報道がありました。私は、過去の海外調査において、ラスベガス、韓国のカジノについても実際

勉強させていただきましたので、それなりに意見を持っているところです。

まず、知事へ基本を伺うとして、本県観光に対する知事のビジョンをお聞かせください。また、国内におけるIR実現の動きをどう捉えているのか、お伺いをいたします。

以上で壇上での質問を終わり、残りは質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

本県は、豊かで雄大な自然、日本発祥にまつわる神話や伝承、豊富な海の幸・山の幸、一年中さまざまなスポーツが楽しめる環境など、多彩な観光資源に恵まれており、それぞれが高いポテンシャルを有しているものと考えております。そのポテンシャルを十分観光誘客に結びつけているのかどうなのか、そこは非常に大きな課題だというふうな認識として受けとめております。このような本県観光の優位性をさらに観光誘客につなげるため、本県ならではの観光資源の開発・磨き上げや、東九州自動車道宮崎—北九州間の全線開通を見据えた新たな誘致宣伝活動の展開、こういった高速道路の開通に伴い、周遊性が増すわけでありまして。さらにこれに取り組んでまいりたいというふうに考えておりますし、スポーツランドみやざき——これはかなりの成功をおさめているわけでございますが——その一層の推進、さらには、東アジアをターゲットにした海外誘客の展開などに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会を本県でも盛り上げる、また、この機を、チャンスを活用するという観点から、外国人の誘客の強化、さらにはMICEやスポーツ合宿などの誘致にも取り組みながら、県、市

町村、民間の協働による、世界に誇れる「日本一のおもてなし」の構築を目指していきたくと考えております。

このような中、国内では、統合型リゾート（IR）の実現につきまして、超党派の国会議員で構成する議連において検討が進められているところではありますが、その目的は、統合型リゾートという新たな取り組みによって、観光地としての国際競争力を高めることにより、観光振興と地域経済の振興を図るものと受けとめております。さまざまな課題も指摘がなされているところがございますが、そういう課題を克服しながら、どのような制度化が可能なのか、また、それを本県としてどのように受けとめることができるのか、県としては、引き続き情報収集を行いながら、今後の展開も含めた検討を進めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○井上紀代子議員 報道によりますと、カジノ誘致へ研究会ということで、県内の経済・観光団体が設立をしたというふうに報道されています。知事は、9月議会では、本県経済の浮揚策として、研究会の立ち上げを御検討いただくことは非常にありがたいというふうに答弁をされております。そして、今後、研究会の立ち上げに向け、必要な協力を行ってまいりたいというふうにおっしゃっております。先ほどの高橋議員ではありませんが、非常に積極的な意見の表明なのかというふうに思わざるを得ない状況でもあります。その研究会には、セガサミーホールディングス、また、行政的には県と宮崎市が参加をしているという報道がありました。ここで、知事に、カジノ誘致についての本音のところといいますか、再度確認しておきたいというふうに思います。

○知事（河野俊嗣君） これまでも申し上げておりますように、カジノは、経済、雇用、観光誘客、さまざまな効果が期待できる。ただ、半面、さまざまな弊害なり、問題点、課題も指摘されているところでありまして、まずは、そういう課題をどのように克服できるような国における制度設計がなされるのかというのが大変重要であろうかというふうに思いますし、もしそれが法案化、具体化される中で、本県としてそれをどのように受けとめて、例えば誘致なり導入というものは考え得るのかというところを慎重に考えていく必要があるかというふうに思っておるところでございます。いずれにしても、カジノの持つ可能性、ポテンシャルというところには大変関心を持って、この動向を見守り、また、海外における状況というのも、視察を行うなどして情報収集しておるところであります。

○井上紀代子議員 観光の振興と、みやぎきの2020年に向けてという、「みやぎき東京五輪おもてなしプロジェクト」、仮称ですけども、このプロジェクトのつくり方というのは大変関係性がありますので、一緒に質問をさせていただきたいというふうに思っています。また、この中で私が非常に興味を持ちましたのは、食文化を磨き上げていくという、この食文化の磨き上げというのは、私は大変大切なことだというふうに思っておりますので、そこについて御質問させていただきたいと思います。

農政水産部長にまずお尋ねをいたします。オリンピックまであと7年となっておりますが、その中で、このプロジェクトを立ち上げ、市町村にも提案をされ、本県の魅力の発信とか、大会・合宿の誘致に向けて、今後、具体的な取り組みが始まるものと考えております。このプロ

ジェクトで、本県の魅力を発信するために食文化を磨き上げる、これは国内外でのプロモーションのためということもありますので、大変重要なことだと思っています。

本県を代表する食といえば、和牛オリンピック連覇を果たした宮崎牛でございますが、先般、宮崎県では、「宮崎牛すき焼きのレシピ開発キャンペーン」というのを始められました。ステーキや焼き肉を提供する店が多い中で、牛肉の消費拡大に向けたよい企画だと思いますが、高価な宮崎牛を使ったすき焼きで利益を上げられるほどの客単価で営業しているホテルや飲食店は、宮崎にはそうないんです。はっきり申し上げて。本県で牛肉を食文化として定着させ、国内外にPRしていくためには、宮崎牛以外の、手軽な価格の県産和牛の活用が必要だと私は思っています。

私は、友人たちと一緒に県内のスーパーを調査いたしました。国産和牛と表示した店が多くて、消費者は県産の牛肉を選択しづらい。また、県内発のスーパーというのがないのが大変残念なんです。私どもが宮崎県産の牛肉を選択しづらいのが現実なんです。老舗のホテルとか百貨店等で、メニューの誤表示や偽装が問題化するということが現在起こっているわけですが、県民が県産の和牛を選べないというのは大変残念なことではないかと思うんです。皆さん、地産地消という気持ちは大変持っておられるんですけども、なかなか選べない。

宮崎牛が国内外でブランド牛として浸透していく、このことは大切なことだと思っていますが、これまでの宮崎牛のPRだけでなく、今回のように宮崎ならではのすき焼きを提案するとか、宮崎牛丼とか、県民が広く県産和牛を購入できるようにすることが大変重要なのではな

いかというふうに思っています。そのことを確立するために、県産和牛の消費拡大やプロモーション活動を今後どのように展開されていかれるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 宮崎牛のみならず、本県で生産される全ての牛肉の消費拡大は、大変重要な課題であると考えております。このようなことから、昨年11月に宮崎牛及び県産食肉販売戦略会議を設置いたしまして、宮崎牛だけでなく、本県産食肉の販売力強化と消費拡大を図るため、官民一体となって、県内外における積極的なプロモーション活動を展開しているところでございます。中でも、県産和牛につきましては、卸売業者や販売店等に対して、宮崎県産表示に向けたアプローチを積極的に進めますとともに、県内の飲食業や観光産業との連携強化、あるいは、来月、県内の飲食業や消費者に対しまして、本県産の和牛などを手軽に食べていただくための料理発表会を行い、新たな食べ方を提案するなど、地産地消の視点に立った県産和牛の一層の消費拡大を進めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 先日の宮日新聞なんですが、和牛の条件というのは、和牛の表示には明確な基準がある、景品表示法に基づく規約で、「和牛」と表示できる食肉は、黒毛和種など4品種とその交配で生まれたものに限られるというふうに言われています。私どもは、常に国産牛というものでしか食べていないわけです。実際、私ども香港に行ってみまして感じましたのは、やはりベース的に、富裕層の方たちが食べるものだけではなくて、一般のスーパーで売れるものが宮崎県産牛としても大変必要なんだということ、販路拡大するならそこをターゲットにしなければいけないんだということ、これを改め

て実感しましたので、今回のこの取り組みがベースになって、宮崎県内もそうですけれども、国外にも宮崎県産和牛を食べていただくような、そんなプロモーションをぜひやっていただきたいというふうに思っております。

それでは、続いてですが、また、今回のおもてなしプロジェクトの中に、スポーツ合宿の関係が載っています。これも私は大変有効なことだと思っています。その中で、スポーツ合宿を受け入れる合宿所では、管理栄養士さんが選手の食事管理を行うということ、これをサービスとして取り組む施設が増加しています。今後、オリンピックの合宿誘致に向けて、本県のホテルとか合宿所においても、国際的なアスリートに対応できるような、本県ならではの食の提供について検討を進めていく必要があると思います。

このような中で、とてもうれしいニュースとして聞いたのが、豊富な日照時間によって、ピーマンのビタミンCの含有量が、2005年度からの蓄積データで、標準値（日本食品標準成分表2010）よりも多い、1.3倍であることが証明されたということで、健康ピーマンとしてブランドの販売が今年度から始まったと聞いています。トップアスリートたちにとって、食品や農作物の機能成分などが科学的に証明された食事であるということ、それが提供される環境があるということは、合宿地としての魅力に非常に高い効果が出てくると思いますが、栄養や機能性を保証できる新しい食の開発・提案をどのように展開していくのか、農政水産部長にお尋ねをいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 農産物に対する消費者のニーズにつきましては、おいしさや安全・安心はもちろんのことでありますが、健

康を維持するための食への関心がますます高まっているところでございます。とりわけ本県では、御質問の中にもありましたように、豊富な日射量などの気象条件に恵まれ、栄養・機能性の高い農産物の生産に適しておりますので、「健康」を新たなブランド戦略の柱とすべく、県産農産物の成分分析を集中的に進めてまいりました。御紹介のありましたピーマンを初め、現在では、13種類の野菜において、ビタミンCやベータカロテンの含有量が全国標準値より高いことが明らかになっておりまして、今月には、健康認証第1号として「みやざき健康ピーマン」の販売にこぎつけたところでございます。県といたしましては、今後もさらに分析・研究体制を強化しながら、健康認証のラインナップの拡充や、健康志向の高い消費者の心をつかむようなわかりやすいPRに努めますとともに、将来的には、需要の見込まれるスポーツや、さらには福祉・医療分野との連携にもつながるよう、宮崎ならではの戦略を展開してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 次に、宮崎の魚はとてもおいしい上に、栄養分も豊富ということですので、宮崎の魚をどのように本県の食文化として磨き上げていくのか、農政水産部長にお尋ねをいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 本県は、さまざまな魚介類が数多く水揚げされますことから、その地の利を生かしまして、宮崎ならではの食文化を再発見することが、水産物の消費拡大の観点からも必要であると考えております。これまで、水産物ブランド認証による品質向上とPR、漁業者等による魚の直接販売、漁協レストランでの地元料理の提供等を進めており、カツオ炙り重の開発等、一定の成果が上がって

いる一方で、例えば、消費者への水揚げ情報の提供といった、消費行動に結びつくような関係者の連携につきましても、さらに改善する余地があるものと考えております。このため、県といたしましては、活け締め方法の改善など、さらなる品質向上に向けた取り組みを進めますとともに、飲食業や観光産業とも連携いたしまして、消費者の要望にマッチした水産物の提供のあり方を検討するなど、宮崎の魚の食文化を一層磨き上げたいと思っております。

○井上紀代子議員 ぜひ頑張っていたきたいというふうに思っています。農政水産部の皆さんが、フードビジネスというので、光が自分たちのところに当たったということ認識されていて、宮崎のものを磨き上げ、農業の構造改革まで自分たちが中心になってやっていくんだということを言われておりますのを聞くと、大変胸も熱くなり、ぜひ頑張っていたきたいなという思いがしています。

実は今、高齢者の方の食事、介護食、医療食についても、クオリティを高めたソフト食というのが大変注目を集めています。宮崎県にはその先駆者でいらっしゃる黒田留美子先生がいらっしゃいますが、他県からのアプローチ、他県の企業からのアプローチは非常に強いものがあって、実際、先生はいろんなところ、日本全体を回っておられます。実践的には商品化が進んでいて、そのことで、逆に、私たちはインターネットでそこにアクセスして商品を買うような状況というのができています。宮崎の食は、この黒田先生を中心としながら、改めて幅の広い食の提供というのできるのではないかと思いますし、企業的な収益も上げられるということも含めて、もう一度、宮崎の食については磨き上げを、丁寧な磨き上げをお願いして

おきたいというふうに思っています。

そんな中で、私は先日、県庁ツアーに、なかなか参加させていただけなくて、了承を得まして参加させていただきました。そして、小林の分場に行かせていただきました。その折、毛良分場長から、丁寧な御説明と、実際にキャビアを一粒ずつ食べさせていただきました。さすが黒いダイヤと呼ばれるだけあって、味もとてもよくて、ここで御飯も食べたいし、クラッカーでも持ってくればよかったねというお話になったわけですが。これは、知事が以前、100億円産業にするんだということを言っておられました。本当にそうなるのだろうかという疑問もあつたわけですが、実際に動き出してみると、評価の高い本当に素晴らしいものができ上がっています。この「宮崎キャビア1983」の販売というのは、完売したという状況もお聞きしましたし、私もうれしく受けとめました。これは、30年にも及ぶ県の研究で商品化を進めて、県内外に効果が露出して知名度も高めて、観光関連産業も含めて注目をされ、実際、実績を積み上げてこられたというふうに思いますし、これが本当に成長していくことを願っているわけですけれども。県は、このキャビアを100億円産業とする目標を立てておられますが、その実現に向けて今後どのような戦略を持っておられるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） この「宮崎キャビア1983」、11月22日から発売されたわけですが、発売前から問い合わせが殺到しまして、抽せんでの販売となるなど、おかげさまで滑り出し順調であろうというふうに考えておりました。これまでの関係の皆様御尽力に感謝と敬意を表したいというふうに考えております。

100億円産業の実現に向けた戦略としましては、まずは、高い品質の商品を安定的に供給する体制というものを築くこと、これが重要であろうというふうに考えておりました、県が直接、種苗供給やキャビア製造の技術的サポートができるという強みがございます。本県が唯一、日本国内の中で稚魚を再生産できる、そういった技術を民間の皆様を提供して、県全体での体制を構築しておりますので、こうしたことによりまして、キャビアの製造・販売を県内事業者が一元的に行う体制を確立して、品質の優位性を守っていききたいというふうに考えております。

また、今、御指摘がありました、キャビアを売り出すに当たってのアピールの仕方、ロゴですとかポスター、これも統一的なコンセプトのもとに、また、先日もいろんな形でのプロモーションを行っております。これも戦略的に進めてまいりたいというふうに考えております。

今後のキャビアの生産の見込みとしましては、ここ5年程度は比較的少量で推移をしますので、この間は、国内販売でブランドとしての地位を確立していく時期であろうというふうに考えております。また、早い段階で国際品評会に出品をしまして、ジャパブランドとして評価を得て、世界市場への足がかりをつくってまいりたいというふうに考えておりますし、将来的には、アジア新興国など世界に販路を拡大してまいりたい、そのようなことも考えております。

こうした100億円という規模の産業に到達するには、さらなる新規養殖業者の参入、規模の拡大、観光と関連産業への広がりというのも重要でありますし、魚肉の活用というのも重要な課題でございます。私としましては、フードビジ

ネス振興の重要なテーマとしまして、引き続き、関係の皆様ともしっかり連携をしながら、実現に向けて一步一步着実に進めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 実はその折に分場長からお話をお伺いしたんですけども、宮崎に視察にお見えになる方たちが大変ふえているんだそうです。そのときに、「それなら、視察をされるときに料金でも取られたらいかがですか」と分場長に私がお話をしましたら、「近くにいいこの家というお店があるんですけど、そこで必ずお昼を食べていただくということを条件に視察を受け入れております」というふうに分場長が言っておられました。私は、宮崎県に視察に来ていただけるということ、これが大変重要なことだと思えますし、観光の下支えはそういうことから始まっていくのではないかとこのふうにも思っています。分場長の取り組みの力強さに、非常に静かな方なんですけれども、改めて情熱を感じた次第です。このキャビアについては、今後も注目をしていきたいというふうに思っています。

また、「みやざき東京五輪おもてなしプロジェクト」のときに、私は改めて、宮崎というところがどういうところなのか、宮崎というところを宮崎県民はどうふるさとして感じているのかということが大変重要ではないかというふうに思っています。実は、11月に行われました明治大学との連携講座には、私も友人と一緒に参加をさせていただいたんですが、明治大学との連携講座及び県民向けのリレー講座「神話のふるさと県民大学」の取り組みについて、その目的は何か、また、その成果をどう受けとめておられるのか、そして今後どのように取り組んでいかれるのか、そのことを、実際、副知事

は行っておられましたので、副知事にお尋ねをしたいと思います。そして、あのときに知事が非常に自慢をしておられました河瀬さんのDVDを見せていただきましたが、本当にすばらしいと思いました。改めてあれをたくさんの方に見ていただきたいというふうに思った次第です。では、副知事、よろしく願いいたします。

○副知事(内田欽也君) まず、明治大学との連携講座ですけれども、こちらは、首都圏における宮崎県の認知度向上や、「神話のふるさと」としてのブランドイメージの浸透を図ることを目的としております。また、神話のふるさと県民大学は、神話を通して、ふるさと宮崎への理解や愛着を深めていただくことを狙いとしておりまして、この県民大学も私、ほぼ毎回参加させていただいているんですけれども、大変興味深く聞いているところでございます。

これらの講座では、日向神話をメインテーマに据えまして、文学、考古学あるいは民俗学などさまざまな分野から、大学の先生を中心とする講師陣にお越しいただきまして、それぞれの目的やターゲットに応じて開催をしております。明治大学のほうでは、大学の中ということもあって、アカデミックな雰囲気の中で深く掘り下げた専門的な講座が行われましたし、また、県民大学では、わかりやすく親しみやすいという講座になっておりまして、おかげさまでどちらも大変盛況な中で進めさせていただいております。

神話は、本県の貴重な歴史文化資源でありまして、観光振興あるいは地域活性化にとりましても、その価値を知ることが出発点であり、またベースではないかと思っております。今後とも、長期的な視点に立って、地道に工夫

を凝らしながら取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 実はこの県民大学のほうは、11月30日、それから1月26日はもう満杯で、今からアクセスしようとしても入れていただけず、2月23日に行われます齋藤孝さんの分は、12月2日からアクセスできるようにしてあるんですけれども、これもすぐいっぱいになるんじゃないかと思って心配をしているところなんです。実際、これ、合算してみますと、延べ1,210名の方がここでお話を聞くことができるようになっています。県内の皆さんが、神話のふるさと宮崎ということ、改めて自分のふるさとはどういうふるさとなのか、どういういわれでこの宮崎が続いているのかということ、わかっていただくと、これは、知事の言われる総語り部になるときの一助になっていくのではないかというふうに思っている次第です。

そして、明治大学でのあのアカデミックさが、改めて私どもが宮崎を知ることの入り口としては、やはりああでなければ、なかなか私たちの本当のところというのはわかっていかないのではないかと。私は、まさか古事記そのままを解釈されるとは思っておりませんで、観光PR的なものをされるのかなというふうに思っていましたら、あのアカデミックさがかえって、都市部の方たちにとってみるとそこが受けるのではないかなと思った次第です。これは何の効果があるのかという人たちもいらっしゃるわけですが、この効果は大だというふうに私は思いますし、ぜひ予算づけもしていただいて、ところどころでは一つのイベントを大きくやっただけだと、これは一つの大きな力になるのではないかと、観光の底力になっていくのではないかというふうに思いますので、ぜひよろしく

お願いしておきたいと思います。

続いて、海外に行ってみて知ったことがいっぱいあるわけですが、実は宮崎県の観光というのは、先ほど知事が最初に言っていたように、磨き上げをすると、もっともっとすてきになるようなところがいっぱいあると思うんです。この前、観議連のときにお話を聞いてみると、インバウンド、どうやって宮崎に入っていただくかということが大変重要であるということを言われておりました。海外に行ってみても、海外の皆さんも言われるわけです。宮崎に行かなきゃと。行ってみないと。九州というくくりが大きいとは私も思いますけれども、そうおっしゃっていました。

ただ、多言語の表記をするということよりも、一番必要なことはというお話を聞いたんですが、国内外の誘客のためにも、Wi-Fiの環境整備というのが重要だというふうに私は思っています。個人的なことですが、10月に孫も連れて台湾に行かせていただいたんですが、そのときに最初に孫が言った言葉、「ここ、Wi-Fi使えるかしら」と言ったのを思うと、情報を得るための一つのツールとしては大きいというふうに思っています。ですから、県内のホテル・旅館等のWi-Fiの整備状況についてお伺いをしたいし、また、県として、今後これをどう対応していくのかということが重要ですので、そのことについてお尋ねをしておきます。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） Wi-Fiの利用環境につきましては、観光庁の外国人旅行者へのアンケート調査結果を見ますと、「外国人旅行者が旅行中困ったこと」のトップに挙げられているなど、非常にニーズが高く、海外からの誘客を図る上で重要な条件整備であると認識しております。現在、県内のホテル・旅館におき

ましては、宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合の調査によりますと、加盟178施設のうち、だれでも無料で利用できるのは34施設となっており、そのうち、全館で利用できるのは15施設のみとなっております。また、宮崎空港など外国人観光客が集まる交通の要所等におきましても、利用は可能であるものの、利用エリアの制約などがある状況であります。このため、今後、市町村を初め関係機関と連携しながら、県内のホテル・旅館や主要観光地等でのWi-Fi利用エリアの拡大など、外国人観光客へのおもてなしの向上に努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 報道によりますと、日本全体の観光入り込み客数は好調だと言われております。外国人の観光客数は、従来のデータを塗りかえるほど増加傾向にあると言われております。では、その観光客の皆さんはどこへ行っておられるのかというのが私の一番の疑問なんですが、それは、残念ながら、東京スカイツリーの開業、オリンピック・パラリンピック東京開催決定等、国内で言えば、本来、もうそこには行かなくてもいいだろうと思うぐらい、東京に皆さん行っておられるんです。関東への集客というのが格段に伸びています。そして、式年遷宮の伊勢神宮というのは改めて強い力を発揮しております。宮崎も含めてそうですね。お伊勢さんには多く行っておられるんです。一生に一度お伊勢参りをというふうな昔からの言い伝えもあるようですが、それも含めてお伊勢さんには、今、境内に上げていただいて、中に上げていただいてお参りもさせていただけると。それが非常に大きなサービスになっておまして、私は、再三にわたって委員会等でも、女性週刊誌もばかにならないよということを言って

いるんですけれども、そういうところで大きく取り上げているんです。宮崎の観光ツアーの中でも大きくお伊勢さんが上に上がっています。

それで、今までのる申し上げてきましたが、宮崎県の観光地はすごくいいと思うんですけれども、それをどう認知度を高めるかということが大事だというふうに思っています。その認知度を高めるために何を今後しなければならないのかということ、そして、コンベンションの皆さんがPRの仕方というのも大変工夫しておられるというのは、観議連の先日の懇談会の中でも聞かせていただいたところです。

改めてお伺いいたしますが、旅行の形態が、国内・海外とも、団体旅行から個人旅行にシフトしてきており、本県の知名度を向上させるために、メディア等を活用した観光PRを積極的に——もっと積極的にという意味ですよ——展開していただきたいと思っております。9月には渡辺議員が、統一的なイメージでもっともっと押し出した宮崎県のイメージづくりをしたらどうかというのを言っておりましたが、そのとき、知事は、積極的な答弁をしていただいたというのは記憶にあるわけですけれども、そこを改めてお聞きしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 各県がさまざまな統一的なコンセプトのもののPRを行っている、十分それを参考にさせていただきながら、本県としても、古くは「太陽と緑の国」というものがあり、これは今の時代も、新しい意味での太陽と緑というのも十分通用するということも思いながら、「神話のふるさと」というようなコンセプトもありますが、そういったものもさまざま整理をした上で、しっかりと本県なりの売り込み方、切り口というものを検討してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 やはり、本当に目につくところに常に宮崎ありみたいな、そういう観光PRをしていただきたいと思います。

今回、香港、マカオに行かせていただいて、つくづく思ったんですが、海外戦略、これは、アジア向けの、私たちの玄関口になる香港事務所を今後どう活用していくおつもりなのか、知事にお伺いしておきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 一連のフードビジネスの質問もあったわけですが、そのときに、マーケットイン、消費者なり実需者が何を求めているかという視点は大変重要であろうというふうに考えております。また、Wi-Fiの御指摘がございましたが、これもやはり、旅行者が何を求めているかという観点からの今後重要な課題であろうというふうに思っております。香港事務所を置きましたのも、アジアにおけるマーケットのニーズというものを、現地において肌身で感じ、そして、それを今後の施策に生かすという意味でも、アンテナの最先端という思いがいたしておるところでございます。これまでの活動で築きました人的ネットワークを活用しながら、香港という市場自体が日本食品最大の輸出先でもありますし、大変有望だというふうに考えておりますので、輸出拡大を目指して、県内産地等への情報や取引機会の提供を行ってまいりたいというふうに考えております。また、日本産の農産物があまり浸透していないローカルスーパーへの売り込みなどにも積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、香港は富裕層も多く、観光誘客という面でも大変有望な市場でございます。先ほど御指摘がありました、議員も訪問されたEGL、これまでもいろんなチャーター便等で誘客をお

願いしておるところでございまして、私も先日参りまして、社長さんに、引き続きチャーター便などをお願いしてまいったところでございますが、そういった誘客促進という意味でも、香港事務所を置いて、さらにそのパイプを太くしていくということも大事であろうかというふうに考えております。東アジアに向けた、さらには、その先の中国本土でありますとかASEAN、そういったところも視野に入れながら、まずは拠点を築いたというところでございますが、今後、官民一体となったオールみやざきによる取り組みというものを、こういったところを拠点に進めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 香港事務所がすばらしいと思ったのは、香港事務所が、農産物を中心とする県産品の輸出拡大を進めるために、商品サンプルやPR用農産物を保管できる物流倉庫を持っているということ。行って見まして、これはすごいと思いました。いいなと。もう一つは、県内企業の輸出の足がかりとなるフロンティアオフィスを併設している。これもすごくいいことだなというふうに思いました。今後、細島港を活用したりして、香港とかシンガポールへ宮崎の農産物を輸出するということが徹底的にやれるという足がかりは、すごくできたというふうに思っています。実際、本県の農水産物の輸出量というのは年々増加している。これはもう御存じのとおりで、今後、それをどう発展させていけるのかということが課題だというふうに思っているわけです。

イオンに行きましたが、ローカルスーパーへの営業と訪問活動、ローカルスーパーでどのようなものを売り、どのようにしていくのかということがきちんとできなきゃいけないということです。そこを徹底的に追求していただきました

い。単なる富裕層というところだけに視点を置くのではなく、一般の方たち、日本の農産物というのは本当に安心・安全なので、皆さん欲しいと思っておられるんですけども、そこがなかなか手に入らないというところに——どこに行けばいいのということになると、富裕層の人だけが相手だと、なかなか宮崎ということは広がっていかないのではないかとこのように思っています。

実は、行って見まして思ったんですが、九州フェアというのをイオンでやっておられる。日本食フェアというのは年に4回やっておられて、私が行きましたときには、ちょうど関西フェアが終わったばかりのときで、その関西フェアの中でも、残った地域のもの残るんです。商品として残っているようでした。香港での知名度といわれると、北海道、東京、大阪、沖縄、そして九州です。ですから、九州なら九州で一体的に何ができるのかということも、それはぜひ、知事は九州各県の知事とも話し合っ、そこは徹底的にやられるべきではないかなというふうに思っています。

自治体の皆さんと観光関連産業のところの1団体とでシンガポールに事務所を持たれたというのを、あれは佐賀県の武雄の市長さんが中心になってやられたということなんですけど、うちの市のどこかが入ってくださると、それも楽しかったのになというふうに思った次第なんです。

それと、香港、マカオに行ってみて一番言えることは、富裕層というカテゴリーの違いです。私たちが想像している富裕層と本来の富裕層は全然違うんです。モナコに行きましたときに、あそこに5階建ての船なんかぼんぼんあるわけです。一年に一ヶ月も動かさないような船

がぼんぼん置いてあるわけです。そのときに、モナコに行ったときにも、世界の富裕層と言われる人たちの感覚は私たちとは全然違うなど。金持ってるぞという人が、何をどのくらいが金を持っているというふうに言うのか、世界の金持ちと違うなどというふうに思った次第です。ですから、富裕層というカテゴリーの違いをどう受けとめるのかということは、とても大事なのではないかとこのように思います。そこをターゲットに商売をするのかしないのか、ここは十分考える必要というのがあるのではないかとこのように思った次第です。

それと同時に、せっかく香港事務所を持ったと、これは大変重要なことなので……。そこで、水田所長がいらっしゃるわけですが、そこに、スピーディーに何でも決断ができるような裁量権というか、現地での決定権がないと、一回一回聞いて、いいぞ、いや、いかんぞという話からだ、なかなか厳しいのではないかとこのように思いを――それは所長が言われたんじゃないかと、外から見ていてそう思ったということなんです、そう思いました。そして、もう少し職員の配置も考えられてもいいのではないかと。このことについて知事はどう思われるのか、そこをお聞かせいただきたいとこのように思います。

○知事（河野俊嗣君） アジア市場をこれからより開拓していく上で非常に重要な御指摘を、それぞれいただいているというふうに考えております。富裕層についての御指摘もありました。これも本当に日本で考えるものとはスケールの違う富裕層もございますし、その下の中間層というの、実はかなり購買力を持った層としてこれからますます拡大していく。そういったところをにらみながら、宮崎牛、将来的にはキャビアだとかそういったものをどういうふう

に売っていくのか、それ以外の食材をどういうふうに売っていくのか、しっかり戦略を立てていく必要があるかというふうに考えております。

それから、香港事務所の展開に当たりまして、これは都道府県レベルでは8県目だというふうに考えておりますが、本県が進出をしたということでもあります。ただ、現地は、日本食品の最大の輸出先ではあるんですが、競争は大変厳しいものがあるというふうに考えておりました、そこでは、いろんな現地への拠点を築く、日本の関係のスーパーとか拠点をしっかり築いていくということと、それからやっぱりスピード、スピードというものはビジネスを図る上で求められているというふうに考えております。私どもは、しっかりとそういった現地の実態に合った商慣行、またビジネス慣行に合った対応ができるように、体制の強化なり、迅速な意思決定も含めてしっかりと工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 ぜひ、香港事務所を確実性のある、そして決定権のある事務所にしていただけるように要望しておきたいと思っております。

次に、木質バイオマスについて環境森林部長にお尋ねをいたします。

前議会のときにも私は取り上げましたので、改めて申し上げるべきことはないわけですが、やはりもっとスピーディーに取り組んでいただきたい。そのことが大変私として懸念をしているところです。先ほどフードビジネスで、農政水産部はこれを核として頑張っているというふうに言っておられるわけですが、環境森林部もこれをチャンスとして、林業の山元の人たちにとってのチャンスとして受けとめて、これを積極的にやるべきではないかという

ふうになっているわけですがけれども、環境森林部長の決意も含めて、県はどのように取り組んでいかれるか、お伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 木質バイオマス発電につきましては、これまで価値を持たなかった林地残材が、燃料として大量に利用されることから、豊富な森林資源を有する本県にとりまして、林業の振興や新たな雇用による地域経済の活性化につながるものと期待しているところであります。この好機を生かし、本県の林業全体の振興を図るためには、木材供給に林家、森林組合、素材生産業者など林業関係者が主体的に参画し、継続的にかかわれるような仕組みづくりが必要であると考えております。

こうした中、県内各地に林業関係者や行政などで構成される5つの協議会が設置され、中間土場の設置場所の選定や林家等への説明会の開催などの具体的な動きが出てきておりますので、県といたしましては、これらの動きが広がっていくよう、積極的に助言や支援を行っていきたいと考えております。

また、現在、3カ所のバイオマス発電所が着工し、来年度末を目途に稼働する予定ですので、市町村や林業関係団体などと連携を図りながら、林家所得の向上につながるような仕組みづくりに、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 ぜひ、よろしくお願いしておきたいと思えます。これはチャンスだと、これは本当に林業にとってはチャンスだというふうに私は思いますので、このチャンスを逃すことがないように努力をお願いしたいと思っております。

次に、教育委員長にお尋ねをしたいと思えます。このたびは御就任本当におめでとうござい

ます。ぜひ、これから宮崎の子供たちのためによりしくお願いしたいと思っております。近藤委員長は、臨床心理士としての力をもって積極的に当たっていただきましたが、齊藤委員長は、PTAの役員をしておられたという経験を生かしながら、教育委員会の動きを進めていこうとされておりますが、その抱負と、市町村の教育委員会との関係をどのように考えておられるか、そこをお聞かせいただきたいと思っております。

○教育委員長（齊藤和子君） 私は、これまで、仕事をしてまいりながら3人の子育てをする中で、PTA活動を通して、学校教育の応援をさせていただいておりました。それとともに、県の総合計画審議会の委員や宮崎市の社会教育委員なども務めさせていただいております。また、教育委員となりまして約3年になりますが、その間、県内の各地に出向かせていただきまして、市町村の教育委員の皆さんとの意見交換を行うとともに、学校現場を視察させていただいて、先生方とも直接いろいろな課題についてお話をさせていただいてまいりました。今後とも、市町村教育委員会との連携を大切にしながら、私なりの市民感覚、県民目線を大事にししながら、未来ある子供たちが生き生きと学び成長することができるように、また、生涯学習やスポーツの振興などが図られますように、これまでの経験を十分に生かして務めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○井上紀代子議員 次に、みやざきの2020年（平成32年）に向けてということですが、その中で、外国語の習得、それからレベルアップということが言われています。外国語の習得とレベルアップに向けて、学校教育ではどのように

取り組んでいかれるか、教育長にお尋ねをいたします。

○教育長(飛田 洋君) 外国語の習得・レベルアップをぜひ図りたいと考えておりますが、そのためには、小・中・高等学校を通じて、コミュニケーション能力を段階的に育成していくことが大切だと思います。そこで、これまでとは違う形で教職員の研修に取り組んで、より実践的な指導ができるように力量を高めることや、実践的な英語力の育成を目指した拠点校を指定する。さらには、外国青年を指導助手(ALT)として雇用する。36名雇用しているんですが、そのALTの方々に頑張ってもらいたいという形で配置したりしながら、児童生徒のコミュニケーション能力の育成に努めているところでもあります。

英語に限らず、語学の習得というのは、どれだけなれ親しんだか、どれだけ聞いたか、話したかということが一番の鍵になると思います。そういう点も大切にしたいと思っております。そこで、小中学校におきましては、知識というよりも、これからは、話したり書いたりするような、より実践的な活動をできるだけ多く取り入れる。そして、英語を使う機会をこれまで以上にふやす。高等学校におきましても、教師ができるだけ英語で授業をするということはもちろんですが、生徒もできるだけ授業中にたくさん英語を使う。そういうことをなされるような授業を進めまして、子供たちの英語のコミュニケーション能力が上がるように指導に努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 市町村では、ALTの臨時雇用の方をふやして、直接そういう習得ができるように、また、話す機会をふやすということをしておられるようですが、こういうことも

含めて、ぜひ御一緒に、市町村の委員会と進めていっていただきたいと思います。

次に、性同一性障害への学校の対応です。文部省が初めて調査するということを明らかにしております。性同一性障害の子供は、制服の着用やトイレ、修学旅行などさまざまな局面で苦悩して、不登校になったりいじめを受けたりすることが多いというふうに言われているわけですが、教育長としてはこれをどのように進めていかれるのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

○教育長(飛田 洋君) 性同一性障害につきましては、社会的に十分に理解されている状況にあるとは言えず、とりわけ学校においては、これまで以上にきめ細やかな対応が求められていると考えております。そのような思いから、県教育委員会におきましては、まず、平成22年に通知文を出して、性同一性障害を含む児童生徒が抱え込む悩みなどに関する教育相談の徹底を図るよう指導いたしてきております。さらに、宮崎県人権教育基本資料でも性同一性障害を取り上げ、児童生徒の心情に十分配慮した対応を行うよう、各学校を指導してきているところでもあります。

このような中ですが、今、お話にありましたように、文部科学省が全国調査をするという報道がなされておりますが、調査に当たっては、性同一性障害の理解の深まりや、相談しやすい環境づくりにつながるような調査であってほしいと願っております。国の動向を注視しながら、調査に向けて適切に対応してまいりたいと考えております。今後とも、関係機関とも十分に連携するとともに、戸惑いのある児童生徒や保護者の思いに寄り添いながら、教育相談の充

実を図るなど、学校現場の体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 今回は、観光の振興のことについて、直接知事とはたくさんお話ができてよかったというふうに思っています。

実は、香港やマカオに行きまして、そして、今までの経緯を私自身も精査してみると、宮崎県の観光をどうしていくのか、そして、カジノとかによらなければ、私どもの本県の経済というのは保てないものなのかどうか、そこはちょっと私は疑問視するところがあります。

現実に日本の国はまだ900兆円という借金を抱えて、ギリシャよりもずっと借金王国であるわけですが、今回のカジノ法案で一番の中心は、やっぱり東京に財政がないと、財政が非常に逼迫しているということが理由ではないかというふうに思っています。もしかしてカジノ法案が通るとすれば、それは東京オリンピックに向けての、その再建を考えたときに、今、東京オリンピックをちゃんとやるためには、カジノ法案を通し、財政を豊かにするということが必要だからではないのだろうかというふうに思います。

そして、もしほかのところでできるとすれば沖縄なのかなと、いろんな事情からも沖縄なのかな、そして北海道なのかなと思ったりもいたします。そのことに私たちが右往左往するのではなく、今あるものをきちんとしてしっかりとやっていくことのほうが大変大事なのではないかというふうに思っています。調査されることは別に構わないわけですが、そのことによって私たちが右往左往することは要らないのではないかというふうに改めて思います。

高橋議員が言われたように、香港の皆さんも言うておられました。セックス産業と一体とな

らなければ、このカジノというのは成立しないことが多いということ、はっきりと言っておられました。そのことを私たちは肝に銘じる必要もあるのではないかとこのように思った次第です。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時0分開議

○丸山裕次郎副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕(拍手) 通告に従い一般質問を行います。知事を初めとして関係各部長、教育長、警察本部長に答弁をお願いいたします。

知事の政治姿勢に関し、まず、宮崎の魅力発信について伺いたいと思います。

この夏以降、インターネットの無料動画サイトYouTubeにおいて、日本全国の老若男女、まさしく猫もしゃくしもといった感じで、ある歌に合わせて踊る動画が数多く投稿されているのを、知事は御存じのことと思います。AKB48、決して私、ファンではございませんが、彼女らが歌う「恋するフォーチュンクッキー」、乗りがよくて楽しい曲であります。今、この曲に合わせて、さまざまな企業や団体、一個人に至るまで同じ振りつけで踊る動画があふれております。

そもそもは、秋元康氏のどこかの企業への働きかけからスタートしたのではないかと思います。

すけれども、今では企業やファンの枠を超えて自治体までもが参入をしている状況で、秋元氏も、してやったりとひそかにほくそ笑んでいるのではないのでしょうか。たしか佐賀県が最初にスタートしたのではないかと思いますけれども、その後、神奈川県や大分市、大分県の大島、大入島といった地域も公開をしています。そのほかにも幾つかの自治体が公開をしていますけれども、古川知事や黒岩知事は本当にのりのりでございます。職員や住民の皆さんも、それぞれの職場や観光地をバックにして本当に楽しそうに踊られている様子は、多くの人から好感を持たれているのか、再生回数もかなりのものとなっております。多くの観光地が出てきますので、ちょっとした観光地のPRにもなっているのではないかと思います。

ここまで言うと、河野知事はちょっと不安になられるかもしれませんが、決して心配は要りません。2カ月ほど遅かったというふうに思っております。二番煎じはやめておきたいと思えます。いずれにしても、動画による情報の威力は本当に大きいものがあると感じます。その意味でも、知事のダンスほどのインパクトはありませんが、また地味かもしれませんが、先月開設された県のホームページにおける動画による情報発信「宮崎県庁 楠並木ちゃんねる」、ここに期待するところは大きいです。今後の展望について知事に伺いたいと思えます。

壇上からの質問は以上とし、残りは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

先月、県のホームページに開設した動画ポ

ータルサイト「楠並木ちゃんねる」であります。これは、県の行事の紹介や県政テレビ番組などさまざまな動画を視聴者がアクセスしやすいよう、種類別に5つのチャンネルに分けて配信をしているわけであります。これは、ただいま議員からも御指摘がありました。動画というものを持つ力、そしてネットにより簡単に動画を発信することができるような環境が整ったことに伴い、発信手段としてメディアとして有効活用すべきではないかということでの取り組みであります。県職員みずからが出演し、施策や暮らしに役立つ情報をお知らせする動画や、県民の皆様から募集をした宮崎の魅力や地域の取り組みなどの投稿動画を発信するチャンネルを設けたところでもあります。今後、この動画配信の取り組みを通じまして、動画づくりに参加することにより職員員の広報意識を高める、このような効果も期待したいというふうに考えておりますし、わかりやすく魅力的な動画内容の充実を図るとともに、県民の皆様も参加した情報発信にも力を入れることで、双方向で県政に関する関心や理解を深めるとともに、県内外への魅力発信に努めてまいりたいと考えておるところであります。

御指摘の具体的な曲に乗せたものにつきましては、内外からいろんな提案もいただいたところではありますが、大変関心を持って見ておるところであります。二番煎じ、三番煎じはどうかということもありますし、別の視点で動画づくり、動画の有効活用というものを考えてまいりたい。先日、宮崎青年会議所が、「フェニックスハネムーン」に乗せて青島をPRする動画を作成した。非常にこれもいい取り組みではないかなというふうに考えたところでございます。まさにさまざまな形でのアイデア、知恵が

試されているものというふうに加え、県としても工夫を凝らしてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○新見昌安議員 知事の政治姿勢について、引き続き何点か伺ってまいります。

先ほどの「恋するフォーチュンクッキー」、今週の火曜日に見たときで、佐賀県バージョンが180万回以上、神奈川県バージョンが270万回以上という再生回数となっております。意外性もここまで来ると本当に大したものだと思います。安い制作費でその効果は非常に大きいということでもあります。本県の「楠並木ちゃんねる」にも数多くのアクセスがなされ、宮崎に行ってみたいと思っていただけるような、不断の魅力発信に努めていただきたいというふうに思います。

宮崎の魅力発信に関してもう一点伺いたいと思います。県のゼロ予算施策の中に数多くの知恵や工夫が詰まっていると思いますけれども、その一つ、統計調査課の「「宮崎の1番」を作成し本県をPR」というものがあります。「宮崎の日本一、世界一などの誇れるデータを産業・分野ごとにまとめた一覧を作成し、公表・広報を行う」というふうにあります。その結果と活用はどのようにしているのか、宮崎の魅力発信するために活用できるものなのか、お伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 午前中も議論がありましたが、本県には、美しい自然を初め、古代からの歴史や文化、また豊富な農林水産物や魅力的な観光地など、全国に誇れるさまざまな資源、宝があるものと考えております。これらをかかえながら全国にアピールしていくということが、本県にとっての課題でございまして、その一つとして、例えば、国産で唯一の本格熟

成キャビアでありますとか、全国2連覇をした宮崎牛、さらには国内最大級の太陽電池生産工場など、本県が日本一となっているものなどを掲載したリーフレットを、「宮崎の1番」として作成したところであります。このリーフレットは、知事室や副知事室、県物産館などに掲示をしてありまして、私のところを訪ねた県外の方がこのリーフレットをごらんになって、またそこから話題が展開するというような場面も、実際にあったところであります。今後、ホームページなどでも、しっかりこういったものを積極的にアピールをしていきたいと考えております。

また、最近つらつら思いますに、今申し上げたのは生産量だとか順位とかが日本一というものでありますが、ことし、宮崎のさまざまな活動が国内で最高の賞をとったものが数多くあります。昨日も議論になりました、農林水産祭の村づくり部門でえびのの田代自治会が最高賞というのもありました。先日、技能五輪で初めて最高賞、左官とレストランサービス部門でとったという方もおられます。また、障害者週間のポスターで内閣総理大臣賞をとられて、来月からは全国にそのポスターが張り出されるというようなさまざまな活躍があるわけでありまして、そういったものを含めて、どういうふうに発信、アピールをし、また県民としての誇りを醸成するか、それも課題ではないかなというふうに考えております。今後ともさまざまな知恵、工夫を出しながら、そういった魅力の発信、また宮崎の誇りの醸成に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 「宮崎の1番」、また今、知事が紹介していただいたもの、そういったものを活用しながら宮崎の魅力を大いに発信してい

く、この取り組みも重要だとは思いますが、その一方で、最下位からの脱却、これもしっかり取り組んでいかなければならないというふうに考えております。この夏以降の新聞報道によりますと、例えば住宅用火災警報器の設置率あるいはE T C普及率、こういったものも九州最下位ということが書いてありました。これら九州最下位のその大もと、それは1人当たりの県民所得あるいは製造品出荷額が九州最下位ということからも来ているのではないかと思いますけれども、知事としては、2期目挑戦も表明された中で、この問題、今後県民とともにどう脱却をしていかれるのか、決意をお聞かせ願いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 先ほどの御指摘のように、宮崎がすぐれているもの、1番のものをしっかりアピールするという一方で、宮崎が問題を抱えている部分についてしっかりと対応を図っていくことは重要であろうかと思います。1人当たり県民所得、製造品出荷額、これまでもこの議場でもさまざま議論があったところですが、ある意味、地域経済の状況を示す重要な指標であると認識をしております。本県の持続的発展に不可欠な地域経済・雇用全体の底上げに全力を傾けていく必要があるかというふうに考えております。

このため現在、産学官金という連携のもとに、成長産業の育成加速化や、中小企業、また農林水産業の振興による地域に根差した足腰の強い産業基盤の構築に、県を挙げて取り組んでいるところでありますし、26年度の重点施策においては、「将来の発展と地域を支える人財づくり」というものを新たな柱に据えまして、本県産業と雇用の核となる人材の育成などに力を注ぐこととしておるところであります。今後と

も、県の経済、雇用を牽引する成長産業の育成加速化や人材育成などにしっかり取り組みまして、県勢の浮揚につなげてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 これから1年、知事の言動は絶えず注視され、さまざまな難題を持ちかけられたり、要望、要請も数多く来るのじゃないかと思います。それらは期待のあらわれでもあるでしょうし、しっかり頑張っていただきたいというふうに思います。

次は、五輪特需について伺います。

2020年夏季オリンピック・パラリンピックの東京開催決定を受けて、地方自治体では、外国人観光客の増加、あるいは出場国の合宿誘致による経済効果を期待する声が増しに高まっているんじゃないかと思います。まさしく五輪特需を地方に呼び込もうということでもあります。本県においても、仮称ではありますが、「東京五輪おもてなしプロジェクト」のもとに五輪特需を取り込もうとされているわけですが、46道府県が、まさしく同じ発想のもとでそれぞれ計画を立てて、取り組みをスタートさせようとしております。これは当然のことでもあります。これから熾烈な合戦が展開されてくるでしょうが、例えば合宿誘致一つとっても、東京から遠く離れた宮崎は不利な条件がそろい過ぎております。そういった中で、どのような視点から宮崎を国内外にアピールしていこうとされているのか、伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 世界の注目を集めるオリンピック・パラリンピック東京大会は、世界に向けた本県の発信や地域経済の活性化、観光交流、またスポーツの振興などを図る上で絶好の好機と捉えておるところであります。

この機をしっかりと捉え、観光誘客やプレ大

会、合宿等の誘致につなげていくためには、本県が他の地域よりもすぐれている特性、例えば、スポーツランドの推進で培ってまいりました、練習・宿泊施設の充実や合宿等の豊富な受け入れ実績もございます。そのノウハウもあります。また、宮崎牛やマンゴー、キャビア等、世界に誇れるおいしい食があります。今のこの2点をあわせて申しますと、プロ野球やJリーグのキャンプなどで訪れる方がおっしゃるのは、芝の管理が非常にすぐれているということでもありますとか、食べ物がおいしいとか、そういったところを実際褒めていただいている、そのような実績があるわけでございます。さらには、温暖な気候や美しい自然、景観、神話のふるさとといった、これらほかにはない地域資源というのもございますし、人情味豊かな県民性あふれるおもてなしの心といったオンリーワンの魅力を磨き上げて、国内外に向けて強くアピールしていくことが重要であろうと考えております。

これに加えまして、町の案内表示でありますとか交通・通信手段、さらには県民の外国語の習得など、選手や観光客などを温かく、かつ円滑に迎え入れる国際レベルのおもてなし環境の充実強化というのも重要かというふうに考えております。官民を挙げて効果的かつ効率的なプロモーション活動を展開しまして、このオリンピックがもたらす波及効果というのを最大限取り込むような努力をしてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 市町村との連携、これも大事になってきますし、何よりも県民を大きく巻き込んだの取り組みにしていけないといけないというふうに思います。「笛吹けど踊らず」では成功はおぼつかないと思います。県民の意識を

どのようにしてこのおもてなしプロジェクトに向かわせ、官との一体感を醸成していくのか、伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 現在検討中の、仮称ではありますが、「みやざき東京五輪おもてなしプロジェクト」の目指すところは、「世界に誇れる「日本一のおもてなし」環境の構築と発信」でありまして、市町村や民間、県民の力を結集しての「オールみやざき」の推進体制というものが、このプロジェクトの成否を握っているものと考えております。

このため、東京への招致決定を受けまして、直ちに庁内全部局長を集め、このアイデアの検討を指示し、プロジェクトのイメージ、方向性というものをある程度固めた上で、私から直接市町村長に対しまして、市町村連携会議の場で、今後の連携強化、課題の提示をさせていただいたところでありまして、市町村や関係団体との実務者レベルの協議も既に始めておるところであります。さらには、来月、官民で構成しますスポーツランドみやざき推進協議会内に「東京五輪おもてなし部会」を設置しまして、日本代表やジュニア強化等の合宿誘致、また海外チームの直前合宿の誘致等に取り組んでいくこととなっておりますのでございます。また、この週末、私も五輪関係者にお会いして意見交換するような場というのも考えておるところでございます。

以上のように、プロジェクトの具体化と推進の仕組みづくりに向けた動きを加速化させているところでありまして、全県的な機運醸成と推進体制の構築、そして、もちろん県民の参加意識というものを醸成することに取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 知事の政治姿勢、最後の質問

となります。世の中にはさまざまな節目となる年がありますが、半世紀、50年、これも大きな節目の年であります。明年、西暦2014年は、1964年(昭和39年)、この年に東京オリンピックが開催されてから50周年となります。実は、私たち公明党も明年の11月17日が結党50周年となります。庶民の中から国民政党として誕生してから、もう49年、多くの政党が生まれては消えていった日本の政治史の中で、ここまで来ることができた。これはひとえに、党员、また支持者の皆さんの御支援のたまものであるというふうに、改めて感謝をする思いでございます。

ところで、本県に目を向けますと、明年は宮崎県民歌制定50周年の節目の年でもあります。記念の取り組みはどのように考えておられるのか、伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) この県民歌であります。置県80周年を記念しまして、県民の郷土愛を育み、連帯感を醸成する象徴として制定されたものであります。現在、県民手帳や県のホームページへ歌詞や楽譜を掲載しますとともに、直接音楽を聞きたい方には、ホームページからダウンロードしたり、また携帯電話の着信音、いわゆる着うたとしても活用できるように取り組んでいるところであります。また、御要望に応じて、複製したCDをお送りするなどの取り組みを行って、その普及周知に努めているところであります。

来年は県民歌制定50周年になるわけであり。今、結党50周年ということであり、心からお祝い申し上げるところでありますし、私自身も9月に人生50周年を来年迎えるところであります。そのタイミングが合ったことに非常に感慨深い思いをしておるところでございますが、

県の広報紙や県政番組、ホームページによる積極的なPRを行いますとともに、各種行事での活用につきまして、学校や市町村などの働きかけに努めるなど、県民歌が県民の皆様に一層親しまれ、愛唱されるよう、さらなる普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 よろしく願いしておきます。

次に、防災・減災対策について何点か伺ってまいります。

まずは、災害時安心基金についてであります。この基金は、平成18年、19年、県議会において大いに議論となったものであります。平成17年の台風14号、平成18年7月のえびの市を中心とした豪雨、また同年9月の台風13号による竜巻などの被害で、県独自の支援制度として平成19年に創設されたものであります。ここでは、県と市町村で設置した、この災害時安心基金は現在どのような状況になっているのか、福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 宮崎県・市町村災害時安心基金につきましては、御案内のとおり、県内で発生した自然災害により、住家、いわゆる居住用の建物でございますが、これに著しい被害を受けた被災者の生活を支援することを目的に、県と市町村が平成19年度から21年度までの3年間に、毎年1億円ずつ拠出いたしまして、合計6億円の基金を積み立てたものでございます。この基金から、住家被害があった世帯に対し、1世帯当たり、全壊20万円、半壊15万円、床上浸水10万円の支援金を支出いたしております。これまでに、全壊13世帯、半壊12世帯、床上浸水259世帯に合計3,030万円を支出いたしまして、基金の残高は5億7,800万円余となっております。

○新見昌安議員 ここ数年、甚大な被害をもたらすような大きな台風が本県を直撃していないので、かなりの金額が残っているようでありませう。

次に、この基金の運用は現在どのように行っているのか。また、運用益はどれくらいになっているのか、同じく福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） この基金は、県内全市町村で構成し、その振興を支援しております宮崎県市町村振興協会が運用しております。この基金の性格上、災害が発生した後、速やかに支援金を支出する必要があるため、仮に途中解約しても元本割れが発生しない、安全でかつ有利な大口定期預金により運用いたしております。なお、昨年度の運用利息は117万7,000円で、これまでの合計は958万7,000円となっております。

○新見昌安議員 災害時安心基金に関して最後の質問としますけれども、この基金の目的として、「宮崎県内で発生した自然災害により住家に著しい被害を受けた被災者の当面の生活を支援するため」云々とあります。この当時、自然災害のイメージは、台風、そしてその台風によって住家が全壊、半壊、また床上浸水の被害に遭ってしまったことを想定していたのではないかと思います。東日本大震災の発生はその後であります。ここで、いわゆる自然災害の定義を明確にしておく必要があるのではないかと考えますが、福祉保健部長に見解を伺いたしたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 災害時安心基金の交付対象となります自然災害は、被災者生活再建支援法と同じく、暴風、豪雨等自然現象により生ずる災害としております。したがって、東日本大震災のような非常に大規模な自

然災害も定義上対象となりますが、現実的にはこの基金では対応が困難となる事態も想定されるところであります。そのため、こうした大規模災害時にも被災者に対する適切な支援が行われるように、被災者生活再建支援法の柔軟な見直しや、地方独自の支援制度に対する財政支援などについて、これまでも国に九州地方知事会等を通じ要望しておりますが、今後とも要望を行ってまいりたいというふうに考えております。

○新見昌安議員 よろしく願いをしておきます。

次に、県営住宅の耐震化並びにその集会所の耐震化に関して、現状はどうなっているのか、県土整備部長に伺いたしたいと思います。

○県土整備部長（大田原宣治君） 県営住宅の耐震化対策につきましては、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づいて、これまで実施してきたところでありまして、耐震診断の対象とならない補強コンクリートブロック造の建物を除き、全て耐震化が完了しているところであります。また、団地内の集会所の耐震化対策につきましては、平屋建てで床面積が200平方メートル未満と小規模でありますことから、法に基づく耐震診断の対象とはなっておりませんが、今後、必要に応じて耐震診断や耐震化に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 県営住宅本体の耐震化は100%ということで安心いたしました。引き続き、集会所の耐震化についても鋭意御尽力をお願いしておきたいと思っております。

もう一点、同じく県土整備部長に伺いたしたいと思います。県においては、大規模災害が発生したときに、被災地における救命・救助、消火、医療救護活動やその後の復旧活動を的確に行う

ため、県内5市2町と協定を締結し、自衛隊、警察、消防等の広域支援部隊が迅速に参集し活動する拠点である後方支援拠点として、県内に9カ所確保しておられます。後方支援拠点については、きのうの一般質問でも取り上げられておりましたけれども、東日本大震災発生時における岩手県遠野市の取り組みによって、その重要性は十分認識されているところでもあります。本県においてもおくれることなく確保されたことは評価をいたします。

ところで、大規模災害が発生したときにもう一つ重要になるのが、緊急輸送道路であります。「災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給などに必要な人員及び物資等の輸送を担う」という、後方支援拠点と同様の位置づけからしても、その重要性が理解できる場所でもありますけれども、この道路に関しては、その線上にある橋梁なども含めて、大規模災害が発生したときに、陥没あるいは崩落などのふぐあいを生じないように、不断に点検をしておく必要があるのではないかと考えます。どのような対策を講じているのか、伺いたいと思います。

○県土整備部長（大田原宣治君） 県管理の道路におきましては、これまでも日常的に道路パトロールを実施し、適切な維持管理に努めているところではありますが、昨年12月に発生しました中央道笹子トンネル事故を契機に、本年度からは、トンネルや路面状況など道路ストックの総点検を実施しているところでもあります。これらの総点検を踏まえまして、県管理の緊急輸送道路として指定されました68路線、1,279キロメートルにつきましては、特に橋梁の耐震化やのり面の落石対策に重点的に取り組んできているところです。今後とも、道路利用者の安全確保

を図りますとともに、災害に強い道路づくりに努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 遺漏なきよう、よろしくお願いをいたします。

次に、警察行政について何点か伺いたいと思います。

まず1点目として、信号機のない環状交差点、ラウンドアバウトについて伺いたいと思います。本年6月に道路交通法が改正され、環状交差点の通行方法の規定の整備がなされる中、国土交通省においては、普及に向けて導入効果や整備する際の課題等について検討を始めたようであります。このラウンドアバウトについては、既に導入している県、これから導入予定の県もある中で、本県における導入への考え方について伺いたいと思います。

なお、警察行政ということで取り上げましたが、道路の改良も伴いますので、これについても県土整備部長に伺いたいと思います。

○県土整備部長（大田原宣治君） ラウンドアバウトにつきましては、信号機のある交差点に比べ交通事故が起こりにくく、停電時にも機能するなどの長所があると言われておりますが、一方では、交通量が増加すると渋滞が起きやすくなるなどの報告もありますことから、ことし9月に国が設置したラウンドアバウト検討委員会での検討内容や、今後の国の動向などを注視してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 私が小学生のころ、宮崎市役所前の交差点、そして宮崎山形屋前の、今の橋通り3丁目交差点、ここにロータリーが設置してあったんです。この環状交差点の記事を目にして、懐かしさから取り上げてみたところございました。

次に、きのう、我が会派の重松議員が交通事

故防止対策について取り上げたところでありますけれども、私は、お隣の大分県警が本年3月から実施している「みんなの事故防止マップ」というものを紹介したいと思います。これは、大分県内で発生した交通事故の発生場所などをホームページの地図の上で確認できるもので、人身事故や県民アンケートをもとにしたヒヤリ箇所、事故多発交差点などのデータが入っておって、発生時期や事故内容、事故当事者の年代などで検索して、情報を絞り込むこともできるというすぐれものであります。これは、ドライバーのみならず、子供や高齢者に危険箇所を教えることによって、安全確保に活用できる有用なものであります。我が宮崎県においても同様のシステム、導入する価値は十分あるというふうに考えますが、警察本部長の見解を伺いたいと思います。

○警察本部長（白川靖浩君） 交通事故情勢につきましては、本日、知事から警報が発令されるなど大変厳しい状況でございます。このような中にありまして、交通事故防止対策においては、県民の皆様には交通事故の発生状況や危険箇所などを適切に情報提供することが極めて重要であると考えております。本県警察でも、平成24年の交通事故多発地点123カ所について、県警ホームページ上で、警察署別に、多発地点、事故形態、事故防止上のワンポイントアドバイス等を一覧表にして、県民に公表しております。また、県内市町村と交通事故防止に関する協議の際にも、事故多発地点等のマップを提供して、住民の交通安全対策に活用していただいております。今後も、県民に対して、交通事故防止に関する情報がよりわかりやすい形で提供できるよう、大分県警察、その他の県警察の例を参考にしながら検討してまいります。

○新見昌安議員 前向きに取り組まれるというふうに受け取りました。大分県警のシステムは、事故情報が毎月更新、ヒヤリ箇所もある程度たまった時点で追加していくということのようであります。最新情報がネット上の地図で確認をすることができます。本県でも早目の対応をお願いしたいと思います。

次は、交番・駐在所へのAED設置について伺いたいと思います。この問題については、一昨年の9月議会において当時の鶴見雅男本部長、昨年の9月議会においては加藤達也本部長に伺いました。毎年答弁者が異なりますけれども、今回、3度目の質問であります。改めて設置に向けての取り組みを伺いたいと思います。

○警察本部長（白川靖浩君） いわゆるAEDでございますが、これは心室細動を起こした患者さんの命を早急に救うことができるということで、有用な装置であると承知しております。当県警察では、警察本部庁舎や運転免許センター、各警察署など多くの方が来訪される庁舎に対して、優先的に22台を設置しております。また、交番・駐在所につきましては、昨年調査を実施しまして、管内にAEDの設置が全くない西都警察署上三財駐在所に1台設置したところであります。他の交番・駐在所については、近隣での設置状況を勘案しながら、限られた警察予算の中ではございますが、その必要性を検討してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 教育委員会では今般、県内の高等学校、特別支援学校合わせて52校に備品として設置してあったAEDの耐用年数が経過したことに伴って、財務福利課が一括リース契約で52台を借り入れするようにしております。契約期間は本年10月から平成30年9月までの5年間、落札価格は611万1,000円となっているよう

であります。設置後の保守点検、修理費用などを考えれば、当然のことながら購入するよりも安上がりであります。警察においても、リース方式による交番・駐在所へのAEDの設置、ぜひともお願いしたいと思いますが、白川本部長の決意をお伺いしたいと思います。

○警察本部長（白川靖浩君） 現在、警察予算は大変厳しい状況にございますが、県警察では、県民の安全・安心の確保のために、予算を有効に使用させていただくよう努力を重ねております。今後、AEDを導入するに際しましては、議員御指摘の教育庁におけるリース方式を含め総合的に検討してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 3度目にして初めて前向きな答弁をいただいたというふうに思っております。ありがとうございます。

ここで、橋本危機管理統括監にお伺いをしたいと思います。防災士資格を取るための第1段階として、去年の夏に受講した防災士養成研修の基礎コースのメニューの中に救急救命講習がありました。その中でAEDの扱い方も教わりました。その講習の内容について確認をしたいと思っております。倒れた人がいます。その方を発見しました。近寄って「大丈夫ですか」と声をかけます。返事がありません。呼吸を確認します。呼吸がない。その後、近くにいる方々を呼びます。「誰か来てください」「どうした、どうした」と寄ってきます。そのときに、「あなたは何々をしてください。あなたは何々をしてください」と言いますね。これをちょっと再現してください。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 昨年度、私も防災士の講習を一緒に受けさせていただきました。確認して反応がな

いというところで、1人では対応できませんので、近くの人に「いますか」ということで確認し、「あなたは119番に御連絡ください。あなたはAEDを持ってきてください」ということで確認して、順番に変わりながら実際にやっていく、胸部圧迫とあわせながらAEDの細動を起こすというような講習を受けたのを思い出しております。ありがとうございます。

○新見昌安議員 そのとき私は感じたんです。「119番を呼んでください」と言われたらわかる。でも、「AEDを持ってきてください」と言われても、「どこにあるっちゃろか」と、そう思いますよね。もし近くに病院があったら、「あ、病院には間違いなくある」、学校があれば、「あ、学校には今全部あるよな」というのがわかります。また、公共施設や大きな会社等があれば、「もしかしたらあるかもしれない」というふうに思います。その中に交番や駐在所も入れていただきたいと思っております。何度も訴えておりますけれども、交番・駐在所は、地域における安全・安心の拠点じゃないかと思っております。地域住民の命を守る、このためにぜひとも対応をお願いしたいと思います。

次は、小戸之橋のかけかえに伴う課題等について、パート2でございます。

この問題については、一昨日、ありがたくも延岡市選出の田口議員が取り上げてくれました。しかし、ここで言うパート2は、田口議員の質問に続く第2弾ではなく、小戸之橋全面通行どめを目前にした、ことし6月の私の質問の第2弾であります。そのときの質問の一つが、一ツ葉有料道路南線の通行料金を工事期間中だけでもいいから無料にできないかというものであります。そのときの答弁は、「非常に」という程度副詞付きの「厳しい」というものであ

りました。ただ、その時点では、まだ小戸之橋は通行できておって、通行どめになったら渋滞するだろうなという想定のもとでの質問でもあって、期間限定であっても無料化は厳しいのかというふうに、半ば断念しかかったところでありました。しかしながら、通行どめになった今、本当に渋滞は想像以上であります。期間限定の無料化が難しいのであれば、せめて通勤時間帯のみの時間限定の無料化を求める住民の声もありましたが、おとといの答弁によって、それも厳しいという状況になっております。であるならば、今の料金をせめて時間限定で半額にできないかという切実な新しい訴えを受けました。県土整備部長の見解をいま一度伺いたいと思います。

○県土整備部長（大田原宣治君） 一ツ葉有料道路につきましては、現在、多額の未償還金がありまして、平成32年2月の無料化に向けて、道路公社と連携を図りながら利用促進に取り組んでいるところであります。お尋ねのありました時間帯を区切った料金の半額設定につきましては、通行料金改定の国の許可が困難なこと、さらに、道路管理上の技術的問題や将来の償還計画などさまざまな課題もありますことから、対応は難しいのではないかと考えております。県としましては、今後の宮崎市の渋滞状況の調査結果などを踏まえながら、引き続き、関係機関と連携しまして、必要な渋滞対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 後は宮崎市との協議だと思えますので、よろしく願いをしておきます。

それまで1日当たり1万8,000台もの車が通行していた橋が、ある日突然通行できなくなってしまう。そのために迂回する車があふれ出す。そのような、まさしく交通環境の激変とも言え

る状況に、我が恒久、城ヶ崎地域の住民は大いに戸惑っております。御多分に漏れず、我が地域も高齢者が多い。今まで比較的安全に横切っていた道路の車が急にふえて、それまでの感覚で横断しようとして交通事故に遭ってしまう。そのような危険性も高まる中で、横断歩道や信号機の新設要望も上がってくると思います。県内各地から数多くの信号機設置の要望が積み上がっていることは承知の上で、交通環境の激変に伴う信号機の設置、これは優先されるべきというふうに考えますが、警察本部長の見解を伺いたいと思います。

○警察本部長（白川靖浩君） 小戸之橋通行どめに伴う交通対策につきましては、警察としても事前に、周辺道路の変更に合わせて信号機を新設あるいは改良したり、生活道路対策として一定区域を速度30キロに指定するゾーン30を導入したりするなどの対策を講じてまいりましたが、通行どめの実施以降も、交通状況の変化に注意を払い、信号機のサイクルの調整等に取り組んでいるところでございます。

信号機の設置要望についての議員のお尋ねであります。一般に警察では、個々の地点での交通量や交通事故の発生状況、さらには通学路であるかどうかなどの交通環境を具体的に勘案し、信号機設置の必要性や緊急性を検討して対応しております。小戸之橋周辺の地区住民からの御要望があった場合にも、小戸之橋通行どめの影響による交通状況の変化も十分に考慮に入れつつ、その必要性と緊急性を総合的に検討させていただき、地域住民の安全確保に諸対策を講じてまいります。

○新見昌安議員 ありがとうございます。よろしく願いをしておきます。

次に、教育行政について、教育長に何点か

伺っていきたいと思います。

まずは、宮崎県育英資金についてであります。将来にわたって事業を安定的に継続していくためには、利用者にきちんと返還してもらわなければならない、そのための回収事務を確実にを行い、利便性に配慮する観点からも、金融機関窓口だけでの返還ではなく、口座振替による返還にも対応すべきじゃないかというふうに訴えたのは、去年2月の代表質問でありました。これについては早速対応していただき、ことしの4月から口座振替がスタートしております。ありがとうございます。そこで、現在の返還者総数と、そのうち口座振替利用者数、口座振替不能件数について伺いたいと思います。

○教育長(飛田 洋君) 宮崎県育英資金の返還者は、本年10月末現在8,922人であります。返還の口座振替につきましては、昨年のうちに全返還者に利用の案内を行い、本年4月から開始したところではありますが、初年度である現在の利用者は、年払い、半年払い、月払いの合計で2,523人となっております。今後、口座振替の利用拡大を一層図るために、納付書送付などの機会を捉えて、さらに利用の促進を呼びかけてまいりたいと考えております。なお、口座振替の不能件数は、10月分で114件となっております。

○新見昌安議員 口座振替については、まだまだ拡大の余地がありますので、推進方よろしくお願いいたします。

ここで重ねての提案ですが、口座振替が不能になった場合や、口座振替の契約をしていない返還者の利便性に配慮し、収納率アップを図るためにも、コンビニ納付にも対応すべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

○教育長(飛田 洋君) 育英資金の返還金に

つきましては、次世代の貸与者の原資となるものであり、先ほどもありましたが、返還率の向上が急務であると認識をいたしております。そのため、本年度から、返還者の利便性の向上も図られる口座振替制度を導入したところであり、まずは口座振替の利用促進に努めているところでございます。コンビニエンスストアでの納付につきましては、利便性があり、返還率の向上にもつながるものと考えておりますが、新たな収納手数料やシステム構築費用の発生など、導入に伴うさまざまな課題もございまして、それらを踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 平成15年に自動車税のコンビニ納税を提案したとき、当時の総務部長の答弁には、今と同様に「取扱手数料の経費負担などさまざまな課題がある」云々とありました。しかし、コンビニ納税がスタートした平成17年度の取扱件数が5万8,917件であったのに対し、8年後、今年度の取扱件数は11万8,268件と倍増しております。その効果は数字の上で一目瞭然であります。コンビニを活用しての収納の実績、ノウハウは既にあります。金融機関と違い、コンビニでは土曜、日曜も返還が可能となります。あくまでも返還者の利便性を図る観点から、前向きに取り組んでいただきますよう要望いたします。

次に、子供たちを交通事故から守るため、教育委員会においては、学校での交通安全教室を実施されております。先般、我が家の隣の恒久小学校においても実施している様子が聞こえてきました。まずはこの内容について伺いたいと思います。

○教育長(飛田 洋君) 児童生徒を交通事故から守るために、県内の全ての学校で、地元の

警察署や交通安全協会、自動車学校の協力をいただきながら、児童生徒の発達の段階に応じた交通安全教室が実施されております。小学校におきましては、恒久小も同様だと思いますが、登下校の安全な歩き方や横断歩道の正しい渡り方などについて、実際の車両や人形を用いて飛び出しによる衝突実験を行うなど、具体的な指導を実施しております。また、中学校や高等学校におきましては、自転車やバイクの安全な乗り方などについて、内輪差による巻き込み事故の状況を再現したり、実技講習を実施したりしながら、生徒が事故の危険性をより実感できるよう工夫して実施しているところであります。今後とも、児童生徒が交通事故を身近な問題として捉え、交通安全意識を高めるための取り組みが展開されますよう、各学校を指導してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 最近、この交通安全教室に、人形ではなく、いわゆるスタントマンを活用したスケアード・ストレイト教育技法を取り入れた交通安全教室というものもあるやに聞いております。スケアード・ストレイト、「恐怖を実感する」あるいは「恐怖を直視する」ということですけれども、目の前で生の人間が車にはねられた瞬間には、その迫力に悲鳴が上がり、かなりの効果があると聞いております。本県におけるスタントマンを活用しての交通安全教室、その実施についての見解を伺いたいと思います。

○教育長(飛田 洋君) 本県におけるスタントマンを活用した交通安全教室は、JA共済連宮崎の主催により、県警本部の協力もいただきながら、平成22年度からこれまでに、県内の中学校8校、高等学校5校におきまして開催されていると伺っております。この教室は、恐怖心

を直視させるスケアード・ストレイトと言われる手法を用いたものであり、東京からスタントマンを招き、自転車同士の衝突や、自転車が車にはねられる事故などを再現することにより、生徒に事故の恐ろしさを実感させ、交通安全意識を高めていこうとするものであります。参加した生徒からは高い評価を得ていると聞いております。取り組みが効果的であるとは考えておりますが、1校当たりの経費が約150万という高額であることや、小学校での開催は児童への影響が大き過ぎることが予想されることなど、検討すべき点もあると考えております。しかしながら、事故の恐ろしさを実感させることは指導上大切でありますので、スケアード・ストレイトの取り組みはもちろんのこと、事故の被害者による講話とか、事故の再現映像の視聴などの方法も研修会などにおいて紹介し、児童生徒の発達段階に応じて、心に響くような交通安全指導が行われるように、学校を指導してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 今は東京から来てもらうためにかかる費用、確かに高いと思います。ただ、このような事業を手がける会社が福岡に支店を出したという情報もありますので、答弁にあつたように、その効果は抜群だと思います。県内に篤志家、篤志のある企業はたくさん存在していると思いますので、より多くの、特に自転車通学が多い高等学校で実施できるよう、実施に向けて御協力いただけるように、働きかけをお願いできればというふうに思います。

教育行政の最後になりますが、学校教育のデジタル化について何点か伺ってまいります。まず、本年9月に文部科学省が公表した、平成24年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」のうち、5つの調査項目から成

る「教員のICT活用指導力」調査における高等学校部門の全国ランク、本県はどのような状況にあったかお示しをしてください。

○教育長(飛田 洋君) ICTの指導充実については、以前、議員から御指摘があったところですが、実は平成24年度、去年の今ごろというのが、あるステージが変わったと思って、私は非常に感慨を持っております。それはなぜかというと、点から面へ高等学校のICT環境が変化したということです。実は、コンピューター一室で必修の教科をやるための授業というのが1クラスしかできないというような状況が続いておりましたが、各教室、普通教室に無線LANとタブレットを配置するという事業を開始しました。その事業が始まったばかりのころの調査ですので、まだまだだったと思っております。

調査の結果であります、ICT活用を中心とする5つの項目の質問に対して、本県の全高等学校の教職員が、「わりにできる」とか「ややできる」と回答しました割合は、「教材研究などにICTを活用する能力」については69.4%、「授業中に活用して指導する能力」は52.7%、「生徒の活用を指導する能力」については47.5%、「情報モラルを指導する能力」は64.8%であります。これらの結果は、今申し上げましたように、教室のICTの整備に着手したばかりであること、それから、客観的データではなくて、あくまで教員の自己申告であるということを考えても、以上の4項目については全国で47位、「校務に活用する能力」については70.1%で46位となっており、急ぎ指導力の充実を図りたい、改善を図りたいと、現在、環境整備や研修の充実に取り組んでいるところでございます。

○新見昌安議員 調査時期の問題はあるかもしれませんが、今の順位だけを聞くと大変厳しい結果ではないかというふうに思います。一度その順位に張りついてしまったら、固定化してしまうのではないかと錯覚するほどでありますけれども、九州他県の状況を見ると、決してそうではない。例えば大分県、5つの調査項目のうち、23年度は1項目が30番台で、残り40番台、宮崎とどっこいどっこいでありました。ところが、24年度は1項目が20番台、残りの4項目は10番台まで上がっております。もっとすごいのは佐賀県、ここは学校教育のICT化に力を注いでいることで全国的に有名ですが、それが調査結果に如実にあらわれております。23年度は5項目全て10番台半ばでありましたが、24年度は3、4、5番まで上がっております。

先ほど教育長もおっしゃいましたが、2年前、私は同じ質問をしました。このときは最下位が3項目あったものの、「情報モラルなどを指導する能力」は43位でありました。しかし、今回の調査結果は先ほどのとおりであります。2年前、「手をこまねいているとは思わないけれども、このままでは九州他県の後塵を拝することになるのではないかと心配している。杞憂に終わるようしっかり取り組んでもらいたい」旨の話をしました、残念ながら現実となってしまう。この現状をどのように認識されているのか、改善に向けどう取り組んできたのか、お伺いをいたします。

○教育長(飛田 洋君) ICTの活用は、教育の質を向上させるために重要であると考えております。今回の調査結果というのは、ICTの活用には自信を持っている教員が本県では限られており、広がっていないことを示して

おります。授業を改善する上で取り組んでいきたいと考えておりますが、そのために本県では、教員のICT活用指導力向上を図るため、どの教科、どの教員でもICTが活用できる教育環境を整備するため、タブレットと無線LANの普通教室への整備に昨年度着手したところであり、昨年度9校、本年度同じく9校の県立学校に整備し、教科指導で活用するための実証研究を進めているところであります。昨年度整備した学校につきましては、活用能力の向上が見られるところであり、それを全学校に広げるため、研修センターにおける授業研修に実証研究の成果を生かすなどして、全ての教員のICT活用指導力の改善に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 ぜひとも大いに発憤していただいて、取り組んでいただきたいというふうに思います。

ところで、原点に戻って、教育現場でICTを導入し、デジタル化を進める本来の目的は何か、見解を伺いたいと思います。

○教育長(飛田 洋君) 教育のICT化にはさまざまな目的がありますが、主な2つを紹介させていただきます。1つは、現代社会において必要不可欠なツールであるICTと生徒たちがきちんと向き合い活用できるようになるために、情報機器を活用する能力と情報モラルをしっかりと身につけさせることであります。もう1つは、教員がICTを活用し、授業の改善を図り、生徒の興味・関心や理解度を高め、学力向上へつなげることであります。そのために、わかりやすい教材を拡大して提示するとか、動画を活用して理解を深めるなど工夫しながら、ICTの機器を活用しているところであります。

○新見昌安議員 この前の日曜日ですけれど

も、テレビで「世界の九州が始まる」という番組がありました。そこで宮崎の教育ソフト会社が紹介をされておりましたけれども、そのソフトを活用した授業をやっている高校として、日南振徳高校が紹介をされておりました。ただ、一視聴者としてわかるのは、放映されている部分だけですけれども、そこでは電子黒板を使っているわけでもなく、先生手持ちのパソコンの内容をプロジェクターでスクリーンに映し出している授業でありました。教室は確かにパソコン教室らしきところではありましたが、生徒たちが使っているのは、机上に設置してあるパソコン、またはタブレット端末ではありませんでした。教科書とノートという旧来のスタイルでありました。普通教室でも十分可能な授業であったと思います。違ったのは、プロジェクターから投影された先生のパソコンの中身だけではなかったのかと思います。

今の答弁で、学力向上へつなげていく、これが目的であるとも言われましたけれども、であるならば、いつになるかわからないフル装備のICT化を待っている間に、今あるハードの整備状況の中でも、工夫することで学力向上に対応できるものがあるんじゃないか、また対応しなければならぬんじゃないかと思います。見解をいま一度伺いたいと思います。

○教育長(飛田 洋君) 本県の、先ほど申し上げましたコンピューター教室は、必修の情報に関する教科や専門高校の実習を行う教室として、まず整備してきました。そのため、他の教科の指導においてICTを活用した授業をしようとしても、コンピューター教室はあかないという状況がありましたので、普通教室で使えるようにしたいという発想であります。昨年度から、普通教室用の無線LANを用いますと、プ

ロジェクターでいろんな映像を映すことができます。それから、タブレット整備に着手したところです。そういうことをやって、どの教科のどの教員でもICTが活用できる環境の構築に取り組み始めたところであります。議員がお話になりましたように、そういうことをやっていたら可能になると思いますが、そこまで今取り組んでいる途中だというふうに御理解いただくとありがたいと思います。そういうタブレット等を使いながら、今後は、普通教室で活用できるICT環境を生かして、全教職員のICT活用指導能力を向上させようと考えております。

○新見昌安議員 教育長は、現場の最前線でこれまでずっと働いてこられ、学校の現状は知悉されているというふうに思っております。飛田先生が教育長でおられる間に、宮崎の教育が大きく飛躍、飛翔できますように、御尽力をお願いいたします。

時間が押し迫ってまいりました。高齢者を取り巻く課題等については割愛をいたします。

以上で質問の全てを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎副議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、12月2日午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会します。

午後2時1分散会

12月2日（月）

平成 25 年 12 月 2 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	黒 木 正 一	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	渡 辺 創	(民主党宮崎県議団)
15 番	田 口 雄 二	(同)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	太 田 清 海	(社会民主党宮崎県議団)
18 番	高 橋 透	(同)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	中 野 一 則	(同)
23 番	中 野 廣 明	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	十 屋 幸 平	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
28 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
29 番	井 上 紀 代 子	(民主党宮崎県議団)
30 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
31 番	鳥 飼 謙 二	(社会民主党宮崎県議団)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	松 村 悟 郎	(同)
34 番	押 川 修 一 郎	(同)
35 番	宮 原 義 久	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	丸 山 裕 次 郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	土 持 正 弘
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治 史
会 計 管 理 者	梅 原 誠 史
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	齊 藤 和 子
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊 秋
人 事 委 員 会 事 務 局 長	内 栞 保 博

事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
総 務 課 主 任 主 事	橋 本 季 士 郎
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 一般質問

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、二見康之議員。

○二見康之議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。一般質問4日目のトップバッターを務めさせていただきます。会派自民党の二見康之です。これで6回目の一般質問となりますけれども、これまでに、知事からも以前、御指摘いただきましたように、教訓めいたことを冒頭に申し上げることが多々ありましたけれども、今回はちょっとそれは控えさせていただきたいと思っております。

先日、11月29日、本県出身のバレエダンサーでいらっしゃいます西島千博さんが出演されます「ドラマティック古事記」が、メディキット県民文化センターのほうで開催され、私もお声かけいただきまして、夜、ちょっとそれを見に行かせていただきました。1部は高千穂の夜神楽、こちらのほうを拝見させていただきましたけれども、非常に荘厳な空気の中でとり行われまして、その後の古事記についてのお話、イザナキとイザナミの物語、そして、アマテラスとスサノオという2つの分野について公演されまして、その語りや音楽、演技、映像、衣裳など、さまざまなところにいろんな手法が織り交ぜられました公演に、悠久の時の流れを感じ、その雄大さ、荘厳さを改めて感じましたところで、この宮崎に生まれ育ったことへの喜び、感謝というものを改めて感じたところでございます。

そしてまた、イザナキとイザナミの物語についてですが、特に、イザナキが亡きイザナミを追って死者の世界に向かい、そこで二人が再会する場面、イザナキがそこで会ったイザナミを受け入れることができなかった場合は、イザナミに、イザナキの命をとってこいという指令が下っているわけなんですけれども、最初の場面を見たときに、まさに現代の昼ドラを見ているのではないかというようなその物語、神々の物語というものは、千年の時を越えても色あせることなく思ってしまうのは、私たち人間の本質というものを見抜いた奥の深い物語であるということを感じずにはいられませんでした。そして、この時を経ても変わらぬものに対して、常に変わり続けるものが、今この現代社会やさまざまなところで直面している課題であると思っております。

これまでも3日間にわたり質問が続いてきましたけれども、平成26年度の予算について、重点施策である成長産業につきまして、来年度に向けてどのような展望を考えていらっしゃるのか、まず、知事にそのお考えを伺いまして、後は質問者席から続けさせていただきたいと思っております。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えいたします。

今、議員から御指摘がありました「ドラマティック古事記」、私も鑑賞させていただいたところではありますが、今お話がありましたように、踊りから、歌から、語りから、絵画から、さまざまなジャンルミックスにより、非常にわかりやすい公演だったのではないかというふうに思いますし、ぜひあれを子供たちに見せたいなという思いがいたしたところでございます。あの後、出演者とも意見交換をしたんですが、

ぜひ、7年後の東京オリンピックの開会式などでも、ああいう古事記などを世界に向けてメッセージを発することができないか、そういう思いも抱いたところでございます。

重点施策に掲げる成長産業につきましては、「復興から新たな成長に向けた基本方針」によりまして、フードビジネスの推進、畜産の新生、新エネルギーの利活用、東九州メディカルバレー構想の推進という分野を定めているところであります。これらは、すぐれた農水産物や森林資源、医療機器産業の集積といった本県の強みを生かせる分野でありまして、今後、厳しい地域間競争を勝ち抜き、県内経済や雇用を牽引する産業に大きく発展する可能性を有しております。成長産業の育成につきましては、経済状況に対応して、スピード感を持って集中的に取り組むことが肝要でありますので、特に今年度から3年間を重点推進期間と位置づけて、来年度についても重点的に予算を措置することとしております。

来年度施策の内容につきましては、現在、鋭意検討を進めておりますが、東九州自動車道宮崎一延岡間の開通に加え、2020年、オリンピック・パラリンピック東京大会も視野に入れつつ、フードビジネスの振興や新エネルギーの利活用、東アジア市場の開拓、国際会議を初めとするMICEの誘致など、成長産業の育成に弾みをつける取り組みを積極的に展開してまいりたいと考えております。さらに、今後編成が予定されております新たな経済対策を実行する国の補正予算なども最大限に活用しながら、将来の揺るぎない産業基盤の構築を図ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○二見康之議員 フードビジネスや畜産の新生

等、また新たな新エネルギー等、本当にこれから取り組まなければならない課題だと思うんですけれども、この中でもフードビジネスについてのお話、本県は特に日照時間が長いとか、温暖な気候であるとか、他の地域に比べまして本当に有利な部分もあると思うんですけれども、しかし、その中で出てくる話というのは、半面、燃料の価格の高騰とか、また、市場価格の低迷、そういったところでも非常に大きな課題を抱えているものだと思います。

そうした中で、そういった課題にも直面しながら前向きに取り組んでいかなければならないと思うんですけれども、これまでのいろんな議論の中で、特に産官学金という連携を、宮崎県としてフードビジネス推進の上でも重要だというふうに認識していらっしゃるようですが、官としての役割、これを県としてどのように考えていらっしゃるのか、総合政策部長にお伺いしたいと思います。

○総合政策部長(土持正弘君) フードビジネスの推進に当たりましては、宮崎県フードビジネス推進会議を設置いたしまして、県内産学官金による全県的な連携・協力体制のもとに、プロジェクトに取り組んでいるところでございます。こうした取り組みにおける、官としての県の役割ということでございますが、1つには、みやざきフードビジネス振興構想を初めとする明確なビジョンを示した上で、その進行管理を行っていくこと。2つには、連携・協力体制の構築とか機運の醸成というものを図ること。3つには、マーケット情報の収集・提供やマッチングの支援、外部人材の紹介等により、民間のビジネス機会の拡大を図ること。4つには、試験研究によって技術の開発や移転を行うこと。5つには、産業の担い手である人材を育成する

ことといったようなことがございます。こうしたことによりまして、各分野における取り組みを下支えするしっかりとした基盤づくりを行い、生産者や企業の成長を促していくものというふうに考えております。

○二見康之議員 今、お話を伺って感じるのは、宮崎県の行政としては、一から十までいろんな場面で産業を支えていく取り組みをしていかなければいけないというようなお話だったのかなと感じました。これが大都会のほうでは、民間の力に活気があったりとかしまして、ああいう予算的にも十分な措置ができるようなところでは、それなりの行政としての役割というのが限られてくるのに対して、この宮崎のような地方においては、情報収集から人材育成、そしてマーケット調査、いろんなところに取り組んでいかなければならない。これは非常に大きな課題といいますか、小さな行政体としては大きな仕事が皆さんの——私たちもでしょうけれども——肩の上に乗っかっているんだなというのを改めて痛感するところなんですけれども、このフードビジネスというものを見たときに、これまでのいろんな統計等をちょっと調べさせてもらいました。

フードビジネスに関する市場、要するに私たち人間の胃袋の大きさだと思います。もちろん所得に応じて、どういった食材を選ぶのかとか、そういった選択というものは変わってくるんでしょうけれども、1980年から2011年までの統計を見ますと、2人以上の世帯当たり、食料費に費やしている金額というのは、6万6,000円ぐらいから7万ぐらいというものは、特に大きな差が——2000年までにかけて7万3,000円までちょっと上ったりはしますけれども、大体7万円弱ぐらいというところにおさまってしまし

て、エンゲル係数というのを見ると、この16年間、約23%でおさまっているんです。

そういったものを考えたときに、これからフードビジネスというものを考えた場合、特に宮崎というのは、品質のいいもの、そういったものをある程度の高い価格で提供するというのが主眼だと思うんですけども、人間の消費量というものがまず変わらない中で、また、食品に対する一般消費者の使うお金の量というものがそんなに変わらないというのであれば、高級品にどんどん手が伸びていくというのは難しいんじゃないかというのを感じるんです。

そういったところも加味しないといけないでしょうし、フードビジネスを成長産業というふうに位置づけられていると思うんですけども、例えば成長産業というので何年か前で考えますと、テレビ業界、液晶テレビというのが大分ふえました。これについて、韓国や海外の企業が日本の企業を抜いてシェア率を占めていったというのもデータとしてありまして、日本のこれまでの液晶テレビのシェアを見たときに、1999年の段階では、日本企業のシェアは大体20%ぐらいあって、韓国のサムスンやLGというものは10%程度だったものが、2012年になったときには、日本のシェア率はやはり20%ぐらい、しかし、韓国のサムスン、LGのシェア率は40%に拡大しているわけなんです。これをもって日本企業の競争力が低下したとか、技術がほかに流れてしまったとか、そういう見方をされる方もいらっしゃるかもしれませんが、その実態は、市場規模の拡大、1999年の段階では約1,000万台だったのが、2012年になったときには2.5倍に膨れ上がっているわけなんです。売れる品物の量というものが2.5倍に膨れ上がる。要するに市場規模がそれだけ拡大した。

その中で、ほかの外国の企業がそれなりに市場のシェアを獲得するために頑張っていた。日本の企業も、シェア率は変わっていないんだけど、しかし生産台数は倍ぐらいにふえているわけなんです。

そういったものを考えますと、成長産業という位置づけで宮崎県のフードビジネスというものを見ていきますと、先ほども申しましたように、人間の胃袋というものの大きさはそんなに変わらない。そして、景気がよくなっていかなければ、なかなかそういった高級なものに手も届いてこないんじゃないかというふうに思われるんですけども、知事はそういったことをお考えになったことはありませんか。また、そういったところに対しての課題と申しますか、認識がありましたら、これからフードビジネスを推進するに当たってどういった対応を考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) フードビジネスの成長産業化を考える上で、2点あるかと思えます。宮崎が十分これまで手が伸びていなかったところ、対応が不十分だったところを伸ばしていくということ、それから拡大する市場へのチャンスという、その2点があろうかというふうに思えます。宮崎は十分対応できていなかったというのは、これまでも答弁申し上げましたが、農業生産額は、およその数字で申し上げますと、3,000億に対し、食料品としての出荷額が2,600億と減っているのに対し、鹿児島は4,000億が6,000億になっていると。もっともっと付加価値をつけてフードビジネスとしてもうかる形になっている。宮崎はそこができていない。もっともっと伸びる余地がある、伸び代があるのではないかと、そこを取り組んでいきたいというのが1つございます。

それからもう1つは、アジア市場などの拡大というのが見られるわけでありまして、確かに日本は、人口減少、高齢化を迎える、市場はそんなに大きく伸びないのではないかという見込みがある中で、拡大するアジア市場、しかも安全・安心でおいしい日本食に対する評価は物すごく高いものがあります。そういったところに活路を見出していく、チャンスを見出していくという可能性があるのではないかと。

また、今、安全・安心ということを申し上げましたが、これは日本国内においても非常に今、注目をされておるところでありまして、本県の誇る、日本全国の残留農薬の検査体制を含めた安全・安心なものというものは、多少高くても安全なもの、おいしいものを求めようという動きはあるのではないかと、そういうものに乗っていきたい、そのような2点のもとにフードビジネス、成長産業を考えていきたいというふうに考えております。

○二見康之議員 おっしゃることもよくわかるんですけども、要するにこれまでの過去の経緯というのを見ると、先ほどの液晶テレビのシェアの拡大というのは市場の拡大であって、いわゆる動くお金の大きさが変わっていったわけですね。このフードの場合は、特に国内だけで考えた場合、国内の消費量というものはそんなに変わらない。そういった中で、今までの宮崎に比べ、他県のほうではフード関係の産業も伸びていっている、その中で宮崎は伸びていなかった。だから、これからは宮崎も伸びていくんだという物の見方、頑張っていってそのシェアを獲得していくんだという物の見方であれば、これは成長産業というよりか、どちらかというと競争産業であって、これから新しく生まれてくるシェアを獲得していくんじゃないかと、

今ある、他県が今持っている市場のシェアを奪い取っていかないといけないんですね。それというのは、普通に売上げが伸びていくという成長産業という中での獲得ではなくて、ほかのところを持っているところの市場をどんどん開拓というより獲得していかないといけないという取り組みだと思えます。現状の認識としましては、もうちょっと厳しいんじゃないか。成長産業があるから、これから、もちろん明るい見込みを持って取り組んでいかなければならないとは思いますが、もっと危機感を持って今後の取り組みに期待していきたいというふうに思っております。

また、本県の1人当たりの県民所得というものも注目していかなければならないというふうに思っております。この県民所得、過去のデータを調べてみましたところ、宮崎県の所得というのは、もう皆さん御存じのとおり、都道府県の中でも下のほう、平成22年度では45番目で、17年度では46番、さらにさかのぼって昭和50年でも46番と、かなり下のほうを推移しているわけなんですけれども、この県民所得というものは、私たちのいわゆる消費できるお金、人口に対して1人当たりの県民所得があって、それをどれだけ使えるかという市場の規模にもつながってくるものだと思います。全国的に見れば、昭和50年ぐらいに比べますと、所得額自体は、全国で大体2倍以上、2.5倍ぐらい伸びてきているわけなんですけれども、順位が下のほうでずっと推移してきているということは、全国は同じように伸びていっているのであって、宮崎だけが特別伸びたわけじゃない。これは、これまでの経過として見ていかなければならないと思うんですけれども、しかし、やはりほかのところの産業より勝っていかなければな

らないんだったら、少なくとも他県よりは一歩でも二歩でも上を望んで、高い目標を掲げて、今、同じ時間を消費しながらそれを積み上げていかなければ、やはりこの順位というのはいつまでたっても変わらないものだと思うんです。今、申し上げました宮崎県の県民所得、全国の中でも低迷している状態というふうに見受けられるんですが、これをどう受けとめられまして、県民所得の向上にどう取り組もうと考えていらっしゃるのか、知事にお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 1人当たり県民所得は、何度も議論になるところであります。必ずしも一人一人の懐に入る収入だけをはかるのではなく、企業収益がここに含まれると。大企業が必ずしも多くはない本県において、どうしても低い数字になってしまうというところは踏まえた上で、地域経済の状況を示す一つの重要な指標であるというふうに受けとめておりまして、県民の皆様の要望が強い地域経済・雇用全体の底上げに取り組んで、県勢の浮揚を図っていくことが必要だというふうに考えております。

このため、今、いろいろ御議論がありましたフードビジネス、競争産業じゃないか、成長産業ではないという御指摘があったところでもあります。都城市におかれても6次産業化の宣言をされて取り組んでおられますし、今、農水省においても、食の需要はフロンティアだ、もっともっと広げていくことができる。しかも、輸出に関しては1兆円を目指していくんだと、非常に大きな可能性というものがそこに示されているものというふうに受けとめておるところでございます。そうした成長産業の育成加速化や中小企業、農林水産業の振興に全力で

取り組んでいるところであります。

本県では、2030年には人口が100万人を割り込むのではないかと。とりわけ生産年齢人口が減少するという厳しい見通しが現在でもあるわけでごさいます、1人当たりの生産額、いわゆる生産性をいかに向上させていくか、そのために人材をどういうふう育成していくか、大変重要な課題であろうというふうに考えております。今後とも、産業振興、人材育成に一層励みまして、産学官金の連携によりまして、しっかりと安定した県民生活の実現に結びつけてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 その人材育成というところも非常に大事だとは思いますが、人材が育成されたから、すぐ生産性の向上につながるというのも、ちょっとどうかなというふうに思うんです。個人的に一人で仕事をしていくんだとしたら、一人の生産力が上がればそれでいいんでしょうけれども、いろんな企業体というのは、それぞれの組織であって、それぞれ役割分担を持っていらっしゃいます。社長は社長の仕事、そして部課長だったら、それぞれの担当の部署をちゃんと動かしていく、それぞれの役割をしっかりとこなしていく。そういった意味では、僕は、どっちかという、企業をしっかりと育てていくことのほうが大事なんじゃないかなというふうに思います。

これも内閣府のデータで出ているんですけれども、日本のGDP（国内総生産）、これのいわゆる変動率、上昇するか下がっていくかというのは、民間投資の割合と連動していくわけなんです。前回の6月議会のときでも、物づくりに対する補助金があって、その前半の部分、宮崎県としての申し込み状況、獲得状況がちょっと低迷していた。そのときに、ここで質

問させていただいた後、本当に皆さん、頑張られたんだなと思ひまして、その結果を先日伺ったところ、九州の中でも福岡に次いで2番目に採用件数が多かったというのを伺いました。この議会で質問させていただいて、聞かせていただいて、それがまた皆さんの努力によって結果につながったということは、本当にうれしいことでもありますし、それ以上に、私、一番うれしかったのは、私もいろんなところで紹介してもらったんですけれども——もちろん、企業のトップの経営者の判断というものもありまして、いろんな投資を考えている方もいれば、全く考えていらっしゃらない方もいらっしゃいます。その中でも、これから新しい技術開発なり、生産力の向上なり、いろんなことを考えている経営者というのがいらっしゃる。そういった人たちにいろんな情報を提供することも大事なんですけれども、今回の件で一番うれしかったのは、「今まで、いろんなこういった補助金とかの説明会に行ったりして話は聞いたりする。だけれども、県とか行政とか、中小企業中央会、こちらのほうから、前回だめだったことに対しての情報提供なり、こうしたら、次、認可がおりるんじゃないかとか、そういった話を持ってきてくれた。これがすごくうれしかったし、今までなかったことなんだよね」というようなお話を伺ったんです。ここが一番大事だと思ひましたし、私にできなくて皆さんにできることというのは、そういった持っている専門知識の情報なりを提供する。実際に持って行って経営者の方たちに話すことによって、その経営者の意識が変わって、もっと攻めの経営戦略というものを打っていくことができるんだなというふうに感じたところでありました。

また、今年度の補正の中でも、先日の麻生副

大臣の話でも、物づくりや成長産業等にも、また6次産業化にもいろんなメニューを考えていかれるということでしたので——今回は、出足がちょっとおくれたがゆえに伸びがよくなかったのかなといえますか、九州の中で見たとしても下のほうから2番目、いや、上から4番目ぐらいだったでしょうか、ちょっと後半の伸びで追いつけなかった部分もありますけれども、こういった情報をいち早くキャッチして、それに対してすぐ体制を整えて取り組んでいくという、スピード感というのはそういったところなんじゃないかなというふうに思います。それを、今後も皆さんの頑張りといえますか、私もできる限りのところで頑張っていきたいと思いますので、その取り組みを今後期待していきたいと思っております。

続いて、話を変えまして、私たち子育て世代等についてちょっとお話を伺っていきたく思います。「日本一の子育て・子育て立県」というものを宮崎はうたっていらっしゃいますけれども、県民からの、知事の子育てに関する施策について非常に関心の高いお声も聞いております。そこで、重点施策の「安心して子どもを産み育てられる地域づくり」とは、具体的に何に取り組もうとしていらっしゃるのか、まず、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 急速な少子化が我が国の将来に大きな影響を及ぼすことが懸念される中で、行政による子育て支援策をさらに充実させていく。もう1つは、企業や地域なども含め、県民総ぐるみで子育て支援に取り組んでいく。この2つが重要となっております。そういうことで、県では、子育て家庭への支援を行うため、多様な保育サービスの提供や子育てにかかる経済的負担の軽減などに取り組んで

いるところであります。また、社会全体で子供と子育て家庭を支援する「未来みやざき子育て県民運動」を展開し、毎月19日の「育児の日」の啓発や、企業向けのワーク・ライフ・バランスに関する研修会、子育て応援カード協賛店の登録などを行っております。今後とも引き続き、企業、地域、家庭——家庭の中でも特に父親の役割の重要性をしっかりと頭に入れながら、県民全体で子育て支援をしていくための各種施策を総合的に推進していくことによりまして、地域において誰もが安心して子供を生み育てられる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 子育てにかかる経済的負担の軽減などということで、職場環境とかいろいろのところ、子育てに関するものというのはあるとは思いますが、やっぱり経済的負担の軽減というものは、特に若い人たち、所得が低いところにとっては非常に大きな問題であるんじゃないかなというふうに私も思うんです。これは国の政策なんですけれども、児童手当というものは、これまでいろんな変遷をたどってきていますが、これが一番経済的負担の軽減につながるものだったんじゃないかなというふうに思います。

まず伺いたいのが、これまで児童手当について、旧児童手当、前の制度から、新児童手当といえますか、今の児童手当になるまでにいろんな変遷がありまして、金額にしろ——控除等について、特に年少扶養控除が廃止になりました。実際に子育て世帯において年間所得額がどれほど、児童手当が変わったことによって、以前の所得と今の所得でどれだけ変わったのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） お話のよう

に、児童手当が、もともとの旧児童手当から子ども手当になりまして、また今の新しい児童手当になっております。金額もふえてまいりましたが、一方で年少扶養控除の廃止が行われました。子育て世帯の年間所得額の変化というお尋ねでございますが、年収や子供の数により単純に比較はできないわけでございますが、例えば民間シンクタンクの試算の内容を御紹介いたしますと、子供が1人いて年収300万円から700万円程度の世帯を見ますと、中学生がいる世帯の場合、約5万円から7万円の増額となります。小学生以下の子供がいる世帯の場合、年収300万円から500万円程度は、約8,000円の増額となるものの、年収700万円程度の世帯につきましては、約1万2,000円の減額となるとされております。

○二見康之議員 私たち30代ぐらいといいますと、まだ小学生以下ぐらいの子供が多い家庭というのが非常に多いと思いますし、また、社会に出てから10年ぐらいでしょうか。私で10年ぐらいになると思いますけれども、所得がどれだけ上がったかというところ、まだ300万ぐらいのところ、非常に多いんじゃないかなというふうに思うんです。その中で、私たちと同じ世代の人から話があったのが、とにかく、何でこんなに税金が上がったのかという話が特に多かったです。年少扶養控除というものがなくなったことに対して、毎年の納税額が上がってしまった。そんなに給料が上がったわけじゃないのに、何でこんなに税金が上がるんですかという問いをたくさん受けてきました。

実際調べてみますと、今お話しいただいたように、旧児童手当では、0歳から2歳まで月1万円、0歳から小学生までは月5,000円だったのが、今では、0歳から2歳までは1万5,000円、

3歳から小学生までは1万円というふうに、毎月5,000円の増額になったわけです。実際にそれだけ私たちも支給されているわけなんです。ですから、今の若い人たちはよかね、児童手当がこれだけもらえていいねというふうに言われるわけなんですけれども、前の制度から今の制度に変わった、月5,000円上がったというふうに実感できないのは、実際、年間通して見てみると、300万円世帯では、特に小学生のいる世帯で年間8,000円の増額、つまり、月で言えば650円程度しか——しかと言うとあれですけど、上がっていないんです。

児童手当がこれだけ上がったことによって、子供に関する衣料費とかそういった身の回りの物、子供というのは成長が早いですから、入れかわりのサイクルが早いです。そして、やっぱり子供の教育に対するいろんなものに使ってこういう親御さんたちも多かったものだと思いますけれども、もしその手当を全部使っていたのであれば、今度は納税額が上がってしまうので、そのときの負担が大きくなるわけなんです。だから、実際、こういったことで本当に若者支援というふうに言えるのかなと。もちろん、いろいろ国のほうでも議論があったところなんだろうけれども、これまでこの制度が変わる間に、幾度となく知事会等においても、この児童手当制度についての議論等されてきたと思うんですが、どのような議論がされて、また、課題、要望として国にどのような意見をしてこられたのか、非常に関心のあるところです。この制度について、これまで国へどのような要望を行ってこられたのか、福祉保健部長に続けて伺います。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 児童手当につきましては、平成24年3月に成立いたしました

「児童手当法の一部を改正する法律」において、恒久的な児童のための手当としての道筋がつけられたところではございますが、児童手当のあり方の検討については、同法の附則において、政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上または税制上の措置等について、年少扶養控除廃止などによる影響を踏まえつつ、そのあり方を含め検討を行い、必要な措置を講じることというふうに規定をされております。県としましては、全国知事会などを通じまして、国の責任において、児童手当の財源の確保などの児童手当制度の充実を図りますとともに、地方の意見を十分踏まえることなどを要望いたしているところでございます。

○二見康之議員 知事も、子育て世代としましてはちょっと先輩になると思うんですけども、若者支援ということでいろいろ取り組んでいらっしゃるんですが、この児童手当制度の充実、もちろん財源の問題もあるのでしょうか。しかし、実質的な充実というものも、やはり国に要望していくべきだと思うんですけども、知事のお考えをお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) まさに子供は社会の宝であり、我々が未来に希望を託す、そういう存在であろうかというふうに考えておきまして、「日本一の子育て・子育て立県」を目指しておるわけでございますが、議員御指摘の児童手当につきましても、子育て家庭の経済的負担の軽減につながるものでありまして、子供を安心して生み育てられる社会づくりを推進する重要な取り組みの一つであるというふうに考えております。これまでも、全国知事会などを通じて国に要望してまいりましたし、また、子育て支援に積極的に取り組む10県が加盟する子育て同盟、これに私も加盟しておきまして、安倍総理

や厚労大臣、また少子化担当大臣にも直接要望してきたところでございますが、今後、そういったさまざまな機会を捉えて、この児童手当も含む子育て支援策の充実というものを要望してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 ありがとうございます。あと、若者世代の考えていることということで、以前、20～30代の若い人たちに60人ぐらい集まっていたいただいて、その中で一人一言ずつ、もし、あなたが市長になったら何を一番したいですかということを発表してもらったんです。そうしたら、意外や意外、大体3分の2ほどは、この町を楽しくしたいということが一番思っているみたいで、子育てとか、医療福祉の充実というものに関する事、そして、教育のことに関すること、文化の事、そういったものを合わせて大体3分の1ぐらい。よく県のほうでは、中央商店街とかの活性化は市町村の役割だというふうに認識されるし、実際そうなのかもしれないけれども、若者支援の一環という視点からも、まちづくりとか、町のにぎわいというものづくりにも取り組んでいただければというふうに思っております。

続いて、教育行政等についてちょっとお伺いしていきます。

まず、教育委員長にお伺いしたいと思います。家庭や学校、地域など、子供の教育における現状課題は山積していると言われますけれども、現代社会において、この課題というものは複雑多岐にわたっております。非常に難しさを含んでおります。そこで、今、県教育委員会におきましても、子供を取り巻くさまざまな教育課題があると思いますが、これまでの委員としての経験からの御意見等も含めまして、委員長が特に注視していらっしゃる課題についてお伺

いしたいと思います。

○教育委員長（齊藤和子君） 議員から御指摘いただきましたように、本県には、児童生徒の学力向上、教職員の資質の向上、家庭や地域の教育力の向上や、いじめや不登校への対応など、さまざまな課題がございます。私は、教育委員会の取り組みが子供たちにどういった影響があるのかということに常に意識して、職務に携わってまいりました。子育ても、学校を支えるPTAの活動も、子供を中心に考えるべきであり、決して大人の都合だけで決めてはならないと思っております。このようなことから、大人の果たす役割が大変重要な、家庭や地域の教育力の向上や、教職員の資質向上に関する課題は、特に注視しているところであり、県民総ぐるみで、知・徳・体のバランスのとれたすばらしい宮崎の子供を育む教育が実現できるよう、生涯学習やスポーツの振興が図られるよう、真摯に取り組んでまいりたいと思っております。

○二見康之議員 その中で、学校、そして地域、保護者、この三位が一体となって子育てに取り組んでいこうという機運があります。私の地元のほうも、本当に地域の方々も熱心に協力してくださっています。しかしながら、地域の側から見た課題といたしますか、その中で、保護者の中には、自分の子供さんが在学中にはPTA活動とかに熱心に参加されている方がいるんですけれども、実際に自治会の活動や地域の活動とかに参加されない方もいらっしゃるというふうに伺っております。これは保護者の意識の問題であると思うんですが、このことについて委員長のお考えをお伺いしたいと思います。

○教育委員長（齊藤和子君） 地域で子供を育てていただいているという意識を保護者お一人お一人に持っていただくことは、大切なことだ

と考えております。例えば、子供たちの登下校時に、学校や保護者が気づきにくいところで地域の方々に見守っていただいていることなど、子供たちを、学校だけでなく、地域全体の力で育てていただいていると実感する機会も多いと思います。学校、家庭、地域が一体となった教育を推進するためには、地域の教育力は不可欠であり、保護者が地域に対する感謝の気持ちを持ちながら、PTA活動で学んだことを地域活動へとつなげていくことが大事であると思っております。

○二見康之議員 登下校の見回りとか、そういったところを地域の方が本当に一生懸命取り組んでおられます。これは、保護者としても、子供の安全・安心のためにも非常にありがたいことだと思います。しかしながら、先ほども申しましたように、もっと地域の活動に皆さん入ってほしいなという声もあります。

実際に、地域での自治会等での活動、子供たちを対象にしたイベント、相撲大会とか十五夜祭りとかそういったのをしたときに、地域自治会の経費を充ててやるわけです。そうしたときに、自治会に入っていない親御さんのところの子供さんも来たりするわけです。そうしたときに、君は自治会に入っていないからだめだよということは、もちろんしていないと思います。実際しているところは私も見ていませんし、子供はみんな平等に扱っていると思うんですけれども。しかし、自治会の運営という側から見たときに、これは大きな問題であるんです。金銭的なものも絡んできますし、そういうこともありますので、どうかここをしっかりと保護者の立場から——委員長は特にPTAのほうからずっと活動されてきたと伺っております。親のあるべき姿というものが子供に与える影響とい

うのもあると思います。それを十分御認識していらっしゃるんだったら、委員長が在任中に何か解決の糸口が見出せるような取り組みなりを御検討いただきたいというふうに思います。

最近、新聞報道で、道徳教育についての議論がされております。私も、この宮崎で高校まで学んできた一人ですが、道徳の授業を実際に振り返ってみますと、小学校のころは国語、算数、社会、理科が主な4教科で、中学校に上がってから英語が入ってくるというような、主な教科というものは、いわゆる知識の多いんです。実際に、知識偏重ではないかという声もたくさんありますけれども、学校教育のカリキュラムにおいて、県の教育の目標であります知・徳・体のバランスというものはどのようにとられているのか、教育長にお伺いします。

○教育長(飛田 洋君) 本県の教育が目指すところは、将来の我が国や郷土を担う子供たちが、さまざまな困難に直面しても決してくじけることなく、自信と誇りを持って未来を切り開いていくことができるよう、「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」を備えた児童生徒を育成していくことだと考えております。各学校におきましては、知・徳・体の調和のとれた児童生徒を育成するために、学校の教育目標を設定し、豊かな心や感性を育むことを目指して、音楽、美術などの芸術の時間はもとより、道徳の時間を道徳教育のかなめとしながら、それぞれの教科の指導や学校行事などにおいても、道徳教育の充実に努めているところであります。また、国語や数学などの教科指導においては学力の定着を図り、体育や持久走大会などの学校行事あるいは運動部活動などにおいて体力の向上に取り組むなど、全教育活動において、知・徳・体のバランスに配慮しながら、指

導を進めているところであります。

○二見康之議員 道徳というものを中心に据えられて、いろんな分野、機会を捉えて道徳教育をしていらっしゃるということなんですけれども、まず、道徳というものは何なのかという核をしっかりとさせておかないと、玉虫色になるといいますか、かえって曖昧、あやふやになってしまうようなこともあるんじゃないかなと思いますので、そのところを御検討いただければと思います。また、そもそも道徳とは何かという議論が欠けているという御指摘もあるみたいなんです。本県の学校における道徳教育の実施状況や道徳の授業の進め方について、教育長にお伺いします。

○教育長(飛田 洋君) 本県で実施しました昨年度の道徳教育の実施状況調査の結果を見ますと、小学校、中学校ともに、道徳の授業が毎週1時間実施されていること、また、道徳教育の全体目標や各学年の目標などにつきましては、ほとんどの学校がおおむね達成できていると回答していることから、本県の各学校の道徳教育についての認識は高く、しっかりと指導されているものと考えております。道徳の時間では、児童生徒の発達の段階に応じた読み物資料や、教師や子供たちの体験をもとに作成した教材などを活用して、子供たちに悩みを投げかけたり、教師みずからも、ともに考えたり、感動を共有したりしながら指導に取り組んでいるところであります。

○二見康之議員 教育現場では、特定の価値観を教えることにつながりかねないという御意見もあるようですが、このことについての教育長のお考えを伺います。

○教育長(飛田 洋君) 道徳とは、人としてあるべき姿であり、生命尊重であるとか規範意

識など、人として絶対に譲ってはならない内容については、学校の教育活動全体を通して、児童生徒にしっかりと理解させなければならないと考えております。道徳の時間では、多様な考え方に触れさせるなどして、深く考えさせることが大切であり、狙いとする価値を一方向的に単に押しつけるというのではなく、また、単に知識として教えるというのではなくて、もっと深い指導、具体的には、自分と周りの子供たちの考え方や教材に出てくる人物の生き方などを、それぞれの子供たちが、みずからと照らし合わせながら道徳的価値について深く理解できるように指導いたしているところであります。今後とも、道徳の時間はもとより、全教育活動を通じて、道徳教育のより一層の充実を図り、児童生徒一人一人が、社会の中でお互いの考え方を尊重しながら、よりよく生きていくことができるよう努めてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 教員によって授業に極端な差が出ないような工夫が必要というお考えもあるようです。実際そうだと思いますが、本県において、教員の道徳指導力を高めるためにどのような取り組みをしていらっしゃるのか、続けて教育長にお伺いします。

○教育長(飛田 洋君) 県内全ての学校において、道徳の時間は、子供の心に響く指導が行われなければならないと考えております。このため、県教育委員会では、道徳の時間における指導の充実を図るという観点から、小学校、中学校の道徳教育の推進役である道徳教育推進教師や、高等学校で校内の道徳教育の中心的役割を担う道徳教育担当者を対象として、指導者研修会や授業力向上研修会などを実施しております。研修の具体的な内容ですが、学校教育全体を通して行う道徳教育のあり方や、道徳の時間

の指導の工夫についての講義、道徳の授業実践の事例発表を行ったり、昨年度、本県独自で作成しました「命や絆を大切にする」宮崎県道徳教育読み物資料集を活用した、指導主事が行う模擬授業や、授業の効果的な展開の仕方について考える演習を行ったりすることにより、各学校で指導の充実が図られるよう努めているところであります。なお、高等学校の教職員対象に道徳に特化した指導、そういう研修会というのは、他県ではほとんど実施されないと伺っております。

○二見康之議員 先ほど、教育長からも、絶対に譲ってはならない価値観をしっかりと教えていくというお話もありましたけれども、価値観というのは、いろんなものもあるでしょうし、時代や場所が変われば変わり行くものでもあると思います。どんなにすばらしい法律をつくったとしても、それは、その時々々の必要性に応じてつくられるものであって、時と場所が変われば合わないものになっていき、それはまた改正していくという手順を経られるわけなんですけど、しかし、この道徳教育で子供たちに教えていくべきものというのは、一時代における価値観ではなく、今も昔も変わらない、いわゆる道、真理というもの、普遍的な価値観、不易のものを伝えていくべきだというふうに思います。

そのためには、現代社会における価値観、つまり、今のこの世代の横軸の価値観に加えて、これまでの歴史の中で培われてきた人類の英知のようなもの、つまり、歴史的・時間的縦軸の価値観というものを学ぶのが大切ではないかというふうに思います。そこで有効だと考えられるのが、歴史上の偉人たちに学ぶことではないかと思います。本県におきましても、安井息軒や上杉鷹山など、多くの方々がいらっしゃいま

す。このような郷土の先人の生き方に学ぶような道徳教育というものが大切であると考えますが、教育長のお考えをお伺いします。

○教育長(飛田 洋君) 2週間ほど前になりますが、2人の県議会議員さんも一緒に出ただいたんですけれども、小学生が、石井十次を取り上げた演劇を発表する、それから、その功績について研究発表をするという場面に遭遇しました。本当に心が震えるような感動をいたしました。

今、議員がおっしゃったとおり、子供たちにとって郷土の先賢というのは、同じ風景を見て、同じ空気を吸って、自分たちの郷土のよさを一緒に認識した人、身近に子供たちが思う人でありまして、そういう郷土の先賢の生き方に学ぶ道徳教育は、大変重要であると考えております。そのため、県教育委員会におきましては、「ひむか学」のホームページの「ふるさとみやざきを愛した人々」や「宮崎人の夢と祈り」のコーナーに、安井息軒や山内多聞など、本県の先賢のエピソードなどを掲載し、道徳の時間を初め、さまざまな学習において、先賢の生き方について学ぶことができるようにしているほか、道徳教育用の本県独自の郷土資料も作成しているところであります。

また、市町村におかれましては、例えば「ふるさと学習」の中で、全ての中学校1年生が、先賢の生き方などについて学習したり、各学校ごとに郷土の先賢の業績を調べた内容を持ち寄り意見交換を行ったりするなど、児童生徒が自分と先賢の生き方とを比較しながら深く考えていけるような取り組みを進めているところもございます。

郷土や我が国のために生き抜いた先賢の生きる勇気や知恵、郷土を愛する心、目的に向かっ

てひたむきに取り組む姿などに触れさせながら、今後とも、児童生徒の心に届く道徳教育の充実を図っていききたいと考えております。

○二見康之議員 先日、内村鑑三が書かれました「代表的日本人」——これは外国の方のために日本を紹介する、日本人とはどういうものか——この中をで紹介するために書かれた本だということですが、——この中で、理想的な学校教師として紹介されています、近江聖人と呼ばれる中江藤樹が生まれ育った高島市の安曇川町というところにちょっと寄ってきました。そこには、中江藤樹の住んでいらしたところ、そして歴史資料館、神社等が今でもありましたし、たたえる銅像もありました。しかし、その地域の方は、中江藤樹という名前は知っているんですけれども、何をした人なのかとかは全然御存じないんですね。学校でも勉強することはなかったというようなことを伺いました。しかし、実際こういった歴史上に名前を残される方というのは、何をしたかが大事なんじゃないかと、何のためにというところが一番大事なのだと思います。どうして中江藤樹は、その地域に住んで、その地域の人たちを指導する学校を開かれたのか、何のためにというところを見て、また、中江藤樹のあり方ですね、どういうスタンスでやられたのか。大野了佐でしょうか、医者になりたいということで一生懸命勉強するんだけど、すごくできが悪かったみたいですね。しかし、努力するという素質だけは中江藤樹は見抜いていた。その見抜かれていたところ、その才能をしっかりと大事に大事に育て上げられたのが、この中江藤樹という立派な先生だったんじゃないかなというふうに思います。

時間がなくなりまして、1つ飛ばしまして、

臨時的任用講師採用については飛ばさせていただきます。

先日、懲戒処分についての資料もいただきましたが、懲戒処分事案が発生するその原因をどのように考えていらっしゃるのか、総務部長と教育長にお伺いしたいと思います。

○総務部長(四本 孝君) 懲戒処分となる事案が発生する原因につきまして、例えば交通違反などは、職員の規範意識の不足や気の緩みなど、県職員としての倫理意識やコンプライアンス意識の問題であると考えております。また、事案によりましては、家庭の問題や多重債務などのさまざまな悩みが背景となっているケースもあると考えております。このため、今後とも職員の意識を高めるとともに、職員が悩まないような環境づくりが大変重要であると考えております。

○教育長(飛田 洋君) 教職員による不祥事については、まことに申しわけなく思っております。県教育委員会では、過去5年間の不祥事発生背景や原因を分析し、その結果を冊子に取りまとめまして、本年3月に、全ての公立学校に配付したところであります。その分析によって得られた不祥事の原因といたしましては、規範意識の甘さ、法令に対する認識の不足、子供たちを指導する立場である教職員としての自覚や人権感覚の不足、感情をコントロールする力や、指導技術の未熟さなどを挙げることができます。また、不祥事を防ぐために、教職員が職場でお互いに注意し合う雰囲気や相談できる体制づくりも、さらに整えるべきであったのではないかと考えております。現在、これらの分析結果を活用して、さまざまな対策に取り組んでいるところであります。

○二見康之議員 先日の新聞報道等でも見まし

たけれども、不祥事の対応として、発生してから通知を出して気を引き締めるだけではなく、ふだんから職員一人一人の意識ややる気を高める取り組みが必要だと思っております。知事、教育長のお考えをお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) イソップにも「北風と太陽」という話があります。両面が大事ではないかなという思いでございます。

過去の不祥事の発生を踏まえて、コンプライアンス委員会を立ち上げますとともに、不祥事の事例集を活用した服務規律の保持や、職員研修による意識の向上など、これまでも不祥事の防止に努めてきたところでございまして、懲戒処分の件数自体は減少しておるんですが、残念ながら、酒気帯び運転、窃盗など、今年度、県民の県政への信頼を大きく損ねかねない事案というものが連続して発生したところでありまして、まことに申しわけなく思っております。11月19日には、各部局長をメンバーとする臨時会議を開催し、職員のサービスの徹底をお願いしたところであります。

一方で、今、議員の御指摘がありましたような、不祥事の予防に向けて、職員一人一人の意識や、やる気、士気を高めていく、これも大変重要であるというふうに考えてございまして、日ごろから職員同士のコミュニケーションを図っていくこと、また、知事と職員とのコミュニケーションもしっかり密に図っていくこと、大変重要であろうというふうに考えております。上司や同僚など職員間の相談しやすい環境づくり、風通しのよい職場づくりというものを、これからもその環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○教育長(飛田 洋君) 議員の御指摘の職員一人一人の職務遂行に対する意識ややる気を高

めることというのは、不祥事防止の根幹にかかわる大切なことであると思っております。子供たちにとって、学校における最大の教育環境というのは、教職員であるということを念頭に置きながら、私は教育長就任以来、教職員にこんな訴えをしてきました。例えば、みずからが人格の完成を目指し続ける存在であってほしい、自己研さんを続け、道を求め続ける存在であってほしい、このような思いで、みずからの資質向上に全力で取り組んでほしいと、そういうことを機会あるごとに強く訴えてまいりました。また、風通しがよく、やりがいや充実感を持って仕事に専念できる職場づくりも重要であり、そのための取り組みも進めているところであります。何より大切なことは、全ての教職員が仕事に対する誇り、あるいは子供たちとかかわって教育者として仕事をしていくときの喜び、そういうことを感じながら職務に取り組むことだと考えておりますので、教職員の意欲や使命感を高めるさまざまな取り組みを、積極的に今後とも進めていきたいと考えております。

○二見康之議員 最後に一言、これは論語の一節ですけれども、「子路、聞くこと有りて、未だこれを行うこと能わざれば、唯だ聞く有らんことを恐る」。つまり、先生から学んだことがまだ実行できないうちは、さらに新しいことを学ぶことを心配したということです。やはり実行、実践することが一番大事だと思います。過去に学ぶということは――学ぶということはまねぶこと、それはまねること、尊敬する人の生き方なりいい教を自分が実践すること、それが何より大事なことであって、今後の対応も、この実践というところに焦点を絞って考えてみられてはいかげなかなというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。(拍手)

○福田作弥議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) 日本共産党の前屋敷恵美でございます。一般質問、まず、知事の政治姿勢から伺ってまいります。

まず、特定秘密保護法案についてです。11月25日、福島県で特定秘密保護法案の地方公聴会が開かれ、公述人全員が秘密保護法案に反対、もしくは慎重審議を求めました。ところが、その翌日、この国民の声を無視して、衆議院特別委員会、そして衆議院本会議で法案の強行採決が図られました。まさに暴挙のきわみと言えます。この特定秘密保護法案について、知事の御見解を伺いたいと思います。

次に、昨日、新田原基地で行われた航空祭において、MV-22オスプレイの展示が行われました。我が党は、重大事故を繰り返し、欠陥機と称されているオスプレイの展示は中止するよう、知事にも新田原基地にも事前に申し入れを行いました。改めて、知事に、オスプレイ展示についての御見解をお伺いしたいと思います。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えいたします。

まず、現在、国会で審議中の特定秘密保護法案は、防衛、外交など我が国の安全保障に関する事項のうち、特に漏えい対策が必要な情報を特定秘密に指定して保護するものでありますが、安全保障を取り巻く環境が厳しさを増しており、情報漏えいのリスクも懸念される状況の中で、我が国及び国民の安全確保のためには、機密漏えいを防止する法案の必要性はあるものと受けとめているところであります。しかしながら、議員御指摘のように、一方で、国民の知る権利を制限するということも指摘されてお

まして、その兼ね合いが大きな議論になっているところでもあります。また、公開すべき情報まで秘密にすることがないか、報道の自由を阻害しないか、さまざまな課題も指摘されておるところでございます。こうした課題を踏まえて、情報公開をすべきもの、国民に知らせるべきものを秘密にしてしまうことがないような仕組みづくりについて、しっかりと丁寧に議論されることが大変重要ではないかと考えておるところであります。

次に、航空祭におけるオスプレイの展示についてであります。新田原基地の航空祭につきましては、オスプレイの展示を含め、安全に十分留意して実施していただくよう、地元自治体とも連携して強く要請していたところでございます。昨日は、前年度比7万人増という12万人、多くの方がおいでになったわけでございますが、盛況のうちにも無事終了したということで、安堵しておるところでございます。防衛省と自衛隊からは、今回のオスプレイの展示につきまして、「航空祭の場で広く一般公開し、国民に理解を深めるという趣旨で企画した」との説明を受けておりましたので、多くの来場者の皆さんにまずはごらんいただき、一定の成果は得られたのではないかなというふうに考えておるところでございます。

私も、基地の関係者に案内をいただきまして、間近でオスプレイを見ることができました。また、そのときに、搭乗員がおりましたので、意見交換をさせていただいたところがございます。オスプレイは、決して操縦するに難しい機種ではないということ、厳しい訓練を積んでいるんだと、大変使命感を持って語っておられたところがございます。また、実際、フィリピンの台風災害で、現場で活動されたというこ

とでございますが、医療関係者、また資機材の搬送、さらには救護活動などに、狭い土地であっても離着陸できるという機能を発揮して、いろんな活動を行うことができたというような報告を受けたところでございます。

今回の展示というのは、さまざまな見方があるかというふうに思っておるところでございますが、まずは皆さんにごらんいただいたというところで、一定の成果が得られたということではないかというふうに考えておるところでございます。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 特定秘密の指定が政府の恣意的判断で勝手に決められるということが、この法案の大きな問題でもあります。それを漏えいした人、聞き出した人は、公務員のみならず、国民にまで、最高懲役10年の刑罰を科すというものです。特定秘密の対象は、今、知事もお話しになりましたが、防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止に関する4分野とされていますが、まさに何が秘密なのか、それも秘密というとなんでもないもので、自分が触れた情報が秘密かどうかもわからないまま処罰されてしまい、裁判でも特定秘密は開示されないということになっておりまして、暗黒裁判になりかねない、こういう懸念をまさに弁護士の皆さん方も持っておられるわけです。

国民の目・耳・口を塞ぎ、国民の知る権利、言論・表現の自由を脅かし、さらに国会議員の国政調査権まで制限して、処罰の対象にするなどは、まさに民主主義の根幹、国民主権、平和主義など、日本国憲法の基本の原理を根底から覆す弾圧法にほかならないというふうに思います。だからこそ、今、国民世論が大変高まって、日本弁護士会、日本新聞協会、日本ペンクラブ、ジャーナリスト、テレビキャスター、出

版人、演劇人、憲法・歴史学者、さらには外国特派員協会、国際ペンクラブまで、こんな広範な人々が反対の声を上げて立ち上がっています。私どもも先週、県議会の民主党、社民党の各会派の皆さんと共同して、街頭からの訴えもしたところであります。

この秘密保護法案の真の狙い、それは、同盟国アメリカとの秘密情報の共有、協力にあり、集団的自衛権の行使を容認して、日本を戦争する国にすることにあります。それは、この法案が国家安全保障会議（日本版NSC）とセットで準備されていることから明らかです。国の大本営発表のみをうのみにさせられ、国民に情報が徹底的に隠されて、侵略戦争の道へと突き進んでいった、あの過ちを二度と繰り返させないためにも、特定秘密保護法案は廃案以外にありません。6日の会期末に向けて、今、国会ではその攻防が続いておりますが、私どもは、本当に国民が安心して自由に暮らせる、そういう社会を失わないためにも、頑張っていきたいというふうに思うところでございます。この問題を強く指摘させていただくところです。

次に、オスプレイの展示についてです。知事は、安全に配慮するように求めたからと、展示を容認する姿勢、立場をとられました。安全に気をつければよいなど、そんな次元の問題ではないというふうに私は思います。これまで新田原基地において実施されてきた日米共同訓練において、米軍機が起こした事故の原因は、ただの一度も明らかにされたことはありません。安全配慮とはほど遠く、全く無責任のきわみです。まず、安全の担保はありません。

小野寺防衛大臣は、今、知事が言われましたように、今回のオスプレイの展示について、「多くの方々に実際に見ていただき、機種に対

する理解を深めてもらいたい」と、その狙いをまさに明らかに語られました。まさに、本県県北はイエロールートコースになっておりますが、全国でのオスプレイの訓練を展開するための地ならしだというふうに思います。国民をオスプレイになれさせるためのこうしたこそくなやり方は、到底認められるものではありません。オスプレイの搬入で、飛行経路が予測された地元住民の方は、「県などがすぐに受け入れ容認の姿勢を表明したことで、安全性を心配する地元の声は丸のみにされてしまった」、このように憤慨を語っておられます。こうした危険に常にさらされ続けている住民、県民の思いをしっかりと受けとめることが必要だというふうに思います。

オスプレイは、機体の設計上、構造上の欠陥が指摘されており、実際に開発段階や実戦配備を通じて、重大な事故を繰り返し起こしてきました。昨年7月、全国知事会は、「オスプレイの安全性が確認されていない現状においては、受け入れることはできない」、このことを決議しています。県民の安全を第一義的に守る立場の知事としては、政府の今後の狙いを掌握もして、「認められない」とする立場に立つことが必要であったというふうに思います。このことを強く指摘しておきたいというふうに思います。

次に、カジノの問題について伺います。

国会でのカジノの合法化に向けた動きとともに、カジノを含む統合型リゾート（IR）構想が急速に進み、県内でも、県議会や経済団体を中心として、シーガイアへのカジノ誘致に向けた議論が進んでおります。知事も、これまでカジノ誘致については、前向き、積極的な発言をされておりますけれども、宮崎の観光や地域経

済の浮揚を図るためには、カジノ合法化が必要とお考えになっておられるのか、お伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 私は、8月にシンガポールの統合型リゾート施設を視察したところですが、投資、雇用、税収、観光誘客など、多方面において地域経済に大きな効果をもたらすと感じたところでありまして、統合型リゾートには興味・関心を持っているところがあります。

国内における統合型リゾートの実現につきましては、現在、超党派の国会議員で構成する議連において、法案などの検討が進められているところですが、この中で、カジノの課題として言われているギャンブル依存症や青少年への影響などの問題への対策などもあわせて検討されるというふうに向っているところでございます。

私は、シンガポールを視察しましたときに——シンガポールというのは、環境美化というような観点から、ガムの保持なり持ち込みさえ禁止していると、そういう国であります。そういう国が、さまざまな懸念をされているカジノというものに関して、観光客の減少ということに対して、経済効果、観光誘客等の効果をにらみながら、国家のもとに一定の管理を行いながら導入するという決断をしたところに非常に関心を持って、いろんなお話を伺ったところでございます。

県としましては、現在、国におけるいろいろな議論、動向につきまして、引き続き、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 私は、知事御自身がカジノの合法化は必要というふうに思っていらっしゃ

るのかということをお聞きしているんですけども、その点はどうでしょうか。国任せということでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 法律の制定は、国における議論でございますが、私が申しましたのは、さっき言いましたような経済効果に着目し、さまざまな弊害が指摘されておりますけれども、それを克服するやり方があるのではないかという思いのもとに、今、法案なり議論の動向というのを見守っておるという状況でございます。

○前屋敷恵美議員 カジノというのは賭博のことです。これは皆さん御承知だと思いますが、このカジノ・賭博は、刑法185条で禁止されております。なぜ禁止されているのか、ここが大事だと思うんですね。賭博行為は、「勤労その他の正当な理由によらず、単なる偶然の事情によって、財物を獲得しようとする他人と争うもの」ということ。射幸心を助長して、勤労の美風を害する副次的な犯罪を誘発する」と、社会風俗を害する行為で、弊害が大きいから禁じられているわけです。経済効果があれば、カジノ・賭博を解禁することは当然あっていい、これは私は成り立たないというふうに思うんです。なぜ法律で禁じられているか、その認識を改めて持つことが必要だというふうに思います。

ギャンブルは、犯罪を誘発したり、暴力団との関係だったり、人々の生活を、人生を破壊したりするおそれがあります。そういうものだから、長い歴史を経て禁止してきたわけです。実際、解禁された韓国では、カジノの周辺でマフィアや売春行為、闇金のはびこり、多重債務者の増加が報告されています。こうした面もしっかりと見なければならぬというふうに思います。

この多重債務、日本では、その原因の第一は生活困難、次がギャンブル依存症です。主にパチンコです。パチンコは、今の日本の刑法的には、ギャンブルという位置づけではありませんけれども、射幸性が強く、家庭崩壊の原因にもなっています。ちなみに、パチンコ台数が日本一多いのがこの宮崎県です。さまざまな形で影を落としていることは否めないというふうに思います。

今構想中の統合型リゾート施設では、外国からの観光客が利用し、地元住民は規制され、中にも入れないから大丈夫なんだと言われます。こういうものをつくるんだと言われます。しかし、例外などがつくられれば、幾らでも広がっていくわけです。さらに私がびっくりしたのは、文部科学大臣が、カジノの売り上げの相当部分を文化芸術の財源として活用する、こういうプランを表明していることです。教育長は、この文科大臣の発言をどのように思われますか。

また、このカジノ・賭博の児童生徒への影響をどのように見ておられるのか、御見解をお伺いしたいと思います。

○教育長(飛田 洋君) まず、カジノが与える児童生徒への影響について答えさせていただきます。知事も答弁いたしましたとおり、カジノについては、現在、国において議論されているところであり、青少年への影響あるいは児童生徒への影響などについても、あわせて検討されると聞いておりますので、県教育委員会といたしましても、そのような国の動向、検討の状況等について、情報を収集してまいりたいと考えております。

それから、カジノに関連しまして、文部科学大臣の発言、「文化芸術予算の財源としてカジ

ノの売り上げを」という発言につきましては、現在、国が目指しております「文化芸術立国」を進めるための財源の一つの例として、超党派の国会議員で構成される議連で出された話であったと聞いております。なお、文化芸術予算の確保は必要なことであると思っております。

○前屋敷恵美議員 私は、文科大臣の発言は、単なる財源論の例として挙げたのでは、これほどまで具体的な方向は示されないというふうに思います。私は今後の課題だというふうに考えます。そもそも、経済効果がカジノによって期待できるのかという問題だというふうに思います。そもそも論になりますけれども、私は、賭博で観光浮揚や経済を活性化させようという考え自体が問題だというふうに思っています。知事はそういうふうにはお思いになりませんか。まともな産業や活動で利益を得てこそ効果があった、このように言えるのではないかというふうに思うんです。

宮崎県は、リゾート法の第1号指定を受けてシーガイア・リゾートを進められましたが、すぐに行き詰まって破綻に追い込まれました。そして現在、セガサミーホールディングスが買収しております。シーガイアがなぜ続かなかったのか。私は、高級リゾートの外来型の発想で、宮崎の潜在力、内発的な力が生かされなかったからだというふうに思います。内発的な発展でなければ、持続的な地域経済の発展はありません。その点で、カジノ構想は、まさに外来型の典型だというふうに思います。シーガイアの二の舞になるおそれは十分にあると思います。ある週刊誌等によりますと、「現在、セガサミーは日本にカジノを誘致しようと積極的に動いており、実現すれば、スロットマシンの製造など大きなビジネスとなるため、政治家に働きかけ

て、カジノ設置法を成立させようとしている」と報じています。国会で、安倍首相や麻生副総理などを最高顧問とするカジノ議連が超党派でつくられ、カジノ合法化の動きが強まっていることから、うなずける話だというふうに思います。

私は、短絡的にカジノなどに頼る経済効果ではなく、宮崎の潜在力、恵まれた豊かな自然と第1次産業を土台にして、地域がかかわって観光や産業を発展させていくこと、知恵を絞って内発的なものにしていくことだというふうに思います。私は、その取り組みは既に始まっているというふうに思っています。そこにもっと力を注いでいくことです。第一に、今取り組み中のフードビジネス、木材の利用、エコツーリズムやフードツーリズム、自然エネルギーの利用、さらに地域での福祉の取り組みを充実させることなど、そこに行政がしっかりとかかわって、中途半端にすることなく、知恵を出し、力を引き出し成功させ、地域を元気にすることです。先日、観光振興懇談会に出席させていただき、御意見や取り組みを聞かせていただきました。皆さん、自分たちの力をどう発揮させるか、御努力が語られましたが、こうした地元の頑張りをしっかりと支える行政が必要だというふうに思いました。いろいろ縛りをかけて、安全なカジノをつくれればもうかる、こんな発想はやめていただきたいと思うんです。地に足の着いた地場産業の発展、内発的な発展にこそ力を入れていくことを強く求めるものです。知事はいかがでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 今、さまざまな御指摘がありました後段の部分、成長産業に取り組んでいくこと、内発的な需要拡大に努めていくこと、大変重要な御指摘であるというふうに思っ

ておりますし、これまでも答弁しましたように、そこを「復興から新たな成長へ」という方針のもとに、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

カジノの問題についてでございますが、私は総務省におりましたときに、宝くじ、競輪、競馬、競艇、オート、いわゆる公営競技、この直接の担当をしておりましたが、これらは全て賭博であります。ただ、その収益による公共性、その収益を活用することに、公共性、経済効果、さらには国家がしっかり管理した中でのレジャーの提供というような観点から、特別法の設置により、刑法の賭博罪の違法性が阻却された扱いになっておるということで、今、多くの国民が親しまれているというものであるわけでございます。

カジノにつきましても、先ほど言いましたように、既にさまざまな国において、しっかりと管理のもとでの運営というものが参考にできるのではないかとこのように考えておるところでございます。もしそれが、さまざまな経済効果、観光面ということに活用できる制度として、国のほうで仕組みがつくられるのであれば、本県としても、それは前向きに考えていく、それは必要があるのではないかと、そういう思いで今接しておるところでございます。

○前屋敷恵美議員 カジノの効果による経済効果なりをしっかりと進めていきたいという知事の思いを受けとめました。しかし、先ほども言いましたけれども、カジノで景気浮揚や観光浮揚を図ることが、果たしてまともなやり方なのか、そこをいま一度考えていく必要があると思うんです。先ほども言いましたように、外来型ではなくて、内発的なものにしっかりと頼って、その資源は宮崎には山ほどあるわけですから、

県民の皆さんが元気を出して、それに励んでいけるような、そういう取り組みをしっかりと進めていくことこそ肝心だということを申し上げたいというふうに思います。

では、次に進みます。次は、原発問題です。

前回の質問でも質問させていただきましたが、続けて行います。福島第一原発事故は、事故発生から2年8カ月が経過しようとしています。毎日数百トンもの高濃度の汚染水漏れが続いており、海が汚され、事態は深刻です。安倍首相の言う「汚染水は完全にコントロールされている」状況ではありません。漏水問題はいまだに解決には至っておらず、オリンピック招致のための首相のこの発言は大問題で、原発を再稼働させて、原発輸出を推進するなど、これほど国際社会に無責任な態度はないというふうに思います。原発事故で、被災地は放射能汚染と被曝の脅威にさらされ、15万人もの人々がふるさとを追われて、家族や地域が分断されたまま厳しい避難生活を強いられています。知事はこの現実をどのように受けとめておられますか、お聞きしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 事故の発生から既に2年半以上が経過している中ではありますが、いまだに多くの福島県民の皆様が避難を余儀なくされているという状況にあるということ、先が見えない不安や苦悩というものが拡大している状況にあるということに、私も大変胸を痛めておるところでございます。

原子力発電は、一たびこうした大規模な事故が起こりますと、生活や環境、地域経済に取り返しのつかない影響を及ぼすということが、今回の事故で明らかにされたところであります。廃炉の作業にしても何十年もかかる、我々が生きてその状況というものを確認することができ

るだろうかと、次の世代にそこも託すことになるというような状況、厳しい現実も直視する必要があるかというふうに考えております。英知を結集して、将来的には可能な限り原発に頼らない社会を目指して、我々一人一人が最大限の努力をしていかななくてはならないというふうに考えておるところでございます。

福島原発事故につきましては、汚染水の問題を初め、国が前面に立ち、必要な対策を実行していくこととなっておりますので、この問題が早期に解決され、一日も早い福島の復興・再生が果たされることを心から願っておるところでございます。

○前屋敷恵美議員 福島の汚染水問題は、本当に今、国が第一義的に取り組まなければいけない課題だというふうに思っています。その原因をつくったのは、やはり原発ですから、この原発を改めてどうなのかというところを、引き戻して考えていく必要があるというふうに思います。

福島原発の事故原因も解明されない中で、九州電力は、川内原発の1・2号機の再稼働を求めています。しかし、九電は、原子力規制委員会に対して、原子炉の重要な配管が破断した場合、炉心冷却の手段がなく、核燃料のメルトダウンから過酷事故に至ることを認めています。

また、政府の地震調査研究本部は、ことしの2月、川内原発の活断層評価を大きく見直しました。それによると、活断層の長さは、九電が評価している2倍以上の長さで、地震エネルギー規模では約10倍になるマグニチュード7.5という大地震の可能性を指摘しています。マグニチュード7.5とは、あの阪神・淡路大震災を起こした地震の2倍のエネルギーに当たると言われ

ています。また、議事録には、「九州電力が示した断層図及び解釈図は非常に疑わしいと言わざるを得ない」とまであります。さらに悪いことには、活断層が川内原発の方向へ延びる可能性も指摘しているところです。東日本大震災直前に新燃岳が噴火いたしました。桜島は今、噴火を繰り返しています。川内原発は、活発な活動を続ける霧島火山帯のすぐ近くにある原発です。川内原発の近くには、錦江湾奥が噴火したときの火砕流の露頭が見られ、川内原発の立地条件の悪さが指摘されています。

もはや技術的にも立地条件でも、原発再稼働の安全性を担保するものは何も認められません。全ての原発が停止している今こそ、原発ゼロを決断して、安全な自然エネルギーへの転換に踏み切るときではないかというふうに思います。原発の再稼働は、新たな巨大リスクと処理のしようのない新たな放射能を生み出し、将来の世代に負の遺産を押しつけることになってしまいます。まさに、今を生きる私たちの責任だというふうに思います。それは重大です。知事は、県民の命と暮らし、安全を守る立場から、原発の再稼働に反対する立場に立つべきだと思いますが、お考えを改めて伺います。

○知事(河野俊嗣君) 先ほどお答えしましたとおり、将来的には可能な限り原発に頼らない社会を目指すべきというのが、私の基本的な認識、考えであります。

一方で、現時点における燃料調達コスト、再生可能エネルギーの現状等を踏まえますと、また化石燃料を利用することによる地球温暖化への懸念というものもあるわけでございます。今すぐに国内の原発をゼロにするということは、現実的ではないというふうに考えておるところでございます。その上で、原子力発電所の再稼働

に関しましては、国の原子力規制委員会の科学的・技術的な知見に基づく安全性の確保を大前提とした上で、国民生活や産業、環境への配慮など、さまざまな視点からの国民的議論や立地自治体の意向を踏まえ、最終的に政府が責任を持って判断していくべきものと認識しておるところでございます。

現在、川内原子力発電所の再稼働につきましては、新規規制基準への適合性審査が慎重に行われているところでありまして、今後、仮に再稼働ということで、議論や手続が進むということであれば、私としましては、安全性がどのように確保されるのか、しっかりとした情報提供を求めていきたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 将来的には原発に頼らないのがお考えのようでありますけれども、しかし、それは、ゼロを決断してこそ、そういう方向も開けてくるんだというふうに思うんです。将来といいますと、どこまでを将来と見ていくのか、非常に曖昧模糊としている形で、現実のものにならないというふうに私は思います。先ほども言いましたが、現在、全ての原発が停止しているんです。しかし、これまで原発がなければ電気が足りないという事態は一度も起こりませんでした。

九州でいえば玄海原発や川内原発、ここで事故が起きれば、九州全域、西日本へと放射能は拡散してまいります。川内原発は、宮崎の中心部から西に120キロメートル、県境からは約60キロ、そういう地点にあります。太陽と緑に恵まれて、農畜産業など第1次産業を基盤とする宮崎県にとって、原発事故は大きな脅威になっています。川内原発は風上になりやすく、大事故が起これば、宮崎県はまともに放射能の被害を受けることとなります。まさに宮崎県は、立地

地域と同じように被害地元になるわけです。私は、この認識をしっかりと持たなければならないというふうに思います。そうでなければ、その問題を解決しようがないと思うんです。

毎回私は申し上げますが、知事がまずこの認識を持って、放射能被害から県民の安全を守るという立場に立つこと、ここから解決への道が開けてくるのではないのでしょうか。知事も申しましたが、原発ほどコストのかかるものはありませんし、一旦事故が起きれば、人体や農作物、地域へのリスクははかり知れません。これは既に現実を見てきたところであります。今こそ原発ゼロを政府に求める、自然豊かなこの宮崎が率先して自然を資源にした循環型社会を目指す、このことが求められていると思います。原発ゼロを決断してこそ、循環型社会を本格的に目指す、この道へと進むことができるというふうに思います。しつこいようですが、再度、知事のお考えを聞かせてください。

○知事(河野俊嗣君) 一たび事故が起こったときの原発のリスク、放射線の問題、先ほど答弁したところでありますが、一方で、今回のフィリピンの30号台風の災害に見られますように、温暖化等に伴う台風なり豪雨等による、これも直接な大規模な被害が出ておるわけでございます。原発だけが全ての解決手段ということを申し上げておるわけではございませんが、そういうさまざまなリスクに直面し、我々が持てる科学技術、知見を可能な限り総動員する中で、どのような選択、エネルギーに関しての選択が重要なのか、それがまさに我々人類に問われている大きな課題であろうというふうに考えておるところでございます。

将来的にはゼロということを目指しながら、可能な限りそれに頼らない社会というものを目

指しながら、現時点では、一定程度頼らざるを得ないのではないかと。もちろん再生可能エネルギー等が、全てに代替できるようなものがあればいいんですが、今、現実はそのままでいいという厳しい状況があるわけでございます。本県としては、この再生可能エネルギーに可能な限り貢献する努力を続けながら、原発のあり方につきましても、先ほど申しましたように、慎重にその安全性の適合の審査というものを見守ってまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 原発は、その廃棄物の処理さえ人類は完全なものを持ち得ないという非常に危険なものです。それはおわかりだというふうに思いますけれども、そういう危険なものにしがみついていくということは将来どうなのか、ここは本当に冷静に、真剣に考えていく必要があるというふうに思うんです。

今、自然エネルギーの循環型社会を目指す、この方向が示されました。確かにこれは必要で、率先して進めるべきことだというふうに思います。そこで、私は、宮崎県の新エネルギービジョンについて伺いたいと思いますが、まさに自然を資源にした循環型社会を目指すことを形にしたものが、このエネルギービジョンだというふうに思います。「みやざき太陽プロジェクト」など4つの戦略プロジェクトが掲げられておりますが、特に太陽光、木質バイオマスの取り組みについて御説明いただきたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 新エネルギーは、地球環境への負荷が少なく、本県の豊富な地域資源を生かせるエネルギーでありますので、県では、ことし3月に新エネルギービジョンを改訂しまして、4つの戦略プロジェクトによりまして、積極的な導入を図っているところでありま

す。

まず、「みやざき太陽プロジェクト」につきましては、住宅用太陽光発電への補助などを行うとともに、今年度から新たに、発電事業者と設置場所提供者とのマッチングを図るための情報提供でありますとか、県内企業などを対象としたセミナーなどを実施しているところであります。県が把握している状況で申し上げますと、現在、15カ所のメガソーラーが稼働し、また、さらに、さまざまな計画も進んでおるところであります。

次に、「みやざき森林バイオマスプロジェクト」では、木質バイオマス発電施設などへの補助に加え、木材チップなどの安定供給を図るための体制づくりなどに取り組んでおるところでございまして、新たに3つの木質バイオマス発電施設が着工した段階であります。

このほか、「みやざき小水力プロジェクト」や「エネルギーの地産地消による地域・産業づくりプロジェクト」に取り組んでいるところでありまして、今後とも、県民、事業者、市町村と一体となって、これらのプロジェクトを積極的に推進しまして、宮崎らしい「環境・新エネルギー先進地づくり」の実現を目指してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 この宮崎県の新エネルギービジョンは、旧ビジョンを1年前倒しして、ことし2月に改訂されたものです。私は、非常に積極性があるというふうに思っています。ただいま御答弁をいただきましたけれども、太陽光やバイオマス、そしてまた小水力発電などを新エネルギーと位置づけて、これをエネルギーの地産地消による産業づくりに発展させていくということ、この取り組みは非常に重要だというふうに思います。こうした計画を積極的に推進

することが重要だというふうに思います。スピードも上げて。ですから、やはり一定の予算化も必要だというふうに思います。

そして、地産地消のエネルギーの産業づくりは、私は、地域住民を巻き込んだ形で協力ももらいながら、例えばメガソーラーも、今、企業が15カ所あるというお話でしたけれども、企業だけに頼るんじゃないくて、地域住民の皆さんの出資も募って進めれば、利益は地域経済をまさに潤すことになります。これは以前、私も提案させていただいた事項でもありますけれども、そこに行政もかかわっていくことで、より取り組みが促進されます。実際成功している事例は全国に幾つもあります。ですから、さまざまなやり方を、他県の取り組みも学んで、積極的にこの宮崎でも取り組んでいく、生かしていくことが必要だというふうに思います。本当に研究・開発もしながら積極的に本気で取り組むことが必要でありますし、これを進めることが、原発に頼らないエネルギーへの転換を現実のものにしていく、近づけていく、その確かな力になってまいります。資源は本当に宮崎は豊富にあるわけです。県がイニシアを發揮して本気で取り組んでいただきたい、私はそのように思います。

繰り返しになりますけれども、原発ゼロ、これをまずは決断して、積極的に自然エネルギーへの開発に向けて力も予算もつぎ込んでいく。国の政策もそうなんですけれども、この地方、宮崎でも、豊かな資源を持つ宮崎でそれを率先してやることの意味は、本当に大きいというふうに思います。それが県民の安全・安心な暮らしを担保することになるわけですから、ぜひ進めていただきたい。そして最後に、今、知事も言われましたが、住宅用太陽光発電への補助、

これは、この助成の予算が、ことしは昨年度の半分に減額されて進められているんです。県民の皆さん方も非常に関心が高くて、積極的にかわろうという方々は多いわけですから、来年度の予算編成ではぜひ充実させていただきたい、このように要求をしておきたいというふうに思います。以上で原発の問題を終わらせていただきます。

次に、松枯れの対策についてお伺いいたします。

現在、松林の松枯れ被害が深刻になっています。沿岸部においては、松林が潮害防備保安林として、地域住民の暮らしや農作物を守ってまいりました。この松枯れは、マツノマダラカミキリがマツノザイセンチュウを体内に抱えて運び、松の幹から潜入したマツノザイセンチュウが松枯れを引き起こす、こういうことが主な原因であると言われていています。この松枯れに対して、早急な対策が今求められておりますが、まず、県内の被害状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） いわゆる松くい虫による松枯れ被害は、ここ4～5年、横ばい状態で推移しておりましたが、今年度は、7月から8月にかけて、平年より平均気温が2度前後上回って推移したことや、降水量も少なかったことなどによりまして、松の抵抗力が弱まり、松くい虫の活動が活発になったことから、被害が拡大したものと考えております。被害は、延岡市から串間市の海岸沿いまで広く発生しておりますが、特に宮崎市の田吉地区や新富町の富田浜地区において、昨年まで局所的な被害であったものが、ことしは集団的にまとまった被害が発生しており、駆除の対象となる被害木が、昨年度に比べて約6割程度増加して

おります。

○前屋敷恵美議員 私は、特に赤江浜一帯の松枯れを見てまいりましたが、県有林と同様に、民有林であるゴルフ場の松にも被害が及んでおります。防除の対策は、一体のものとして進めていかなければ効果はないというふうに思いますが、技術的な方策と予算措置を含む抜本的な県の対策を伺いたいと思います。

○環境森林部長（堀野 誠君） 松枯れ対策につきましても、まず、被害発生を予防するため、5月から6月にかけて、海岸保安林やその周辺の松林を対象に、ヘリコプターによる薬剤の空中散布等を行っているところであります。その後、被害が発生した場合には、枯れた松の伐採や焼却処分等を行い、松くい虫の駆除を実施しております。補正予算でお願いしております「松くい虫伐倒駆除事業」は、被害が拡大し、当初予算では対応できないため、追加して伐採や焼却処分等を行うものであります。県としましては、今後とも、松くい虫の防除対策を適切に実施し、海岸保安林等の維持保全に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 既にこのゴルフ場では、昨年は800本、ことし600本と、枯れた松の伐採処理を行っておられて、対策に追われていると切実なお話を伺ったところです。前段申し上げましたが、松林は、県有林、民有林の区別なく、地域住民の暮らしや環境を守っております。一定の時間もかかるでしょうが、必要なときに必要な手だてが打てる対応が求められております。今議会に、今御答弁いただきました補正予算が提案されておりますが、本当に必要なことだというふうに思います。そして、何より、全体を視野に入れた持続的・長期的な対策でないと、効果は上がらないというふうに思います。

要は、必要な予算の確保です。ですから、新年度予算も十分見合うような、持続してその予算が続いていくような、そういう取り組み、努力が必要だというふうに思っています。積極的な対応が問われるということですので、ぜひその御努力に期待したいというふうに思いますが、今後の見通しはいかがでしょうか。

○環境森林部長（堀野 誠君） 気象情報、気象状況等々の変化というのもありますけれども、なかなか厳しい財政状況もありますので、そのあたり、きちんと対応できるように頑張っていきたいと思えます。

○前屋敷恵美議員 ぜひ御努力をよろしく願います。

それでは、最後になりますが、小戸之橋のかけかえに伴う交通渋滞の対策について。

この問題は、今議会、私、3人目の質問になります。連打するという形になりますが、それだけ県民要求が大きいということを受けとめていただきたいというふうに思うものです。11月1日から橋のかけかえ工事が始まりまして、同時に交通の渋滞も始まりました。とりわけ朝の通勤時間帯の渋滞は、毎朝のことだけに、今後7年半という長期にわたる問題になります。解決策はないのかと、一ツ葉有料道路南線の開放を望む切実な声が寄せられております。せめて朝の通勤時間帯に限定した開放ができないか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 一ツ葉有料道路南線の無料化につきましては、現在、多額の未償還金もありますので、今後の償還計画などからも、現時点での対応は難しいものと考えております。

○前屋敷恵美議員 この有料道路、通行料により償還するということは、十分理解した上のこ

とです。しかし、今後7年半もの長期にわたる朝の慢性的渋滞を解消する手だては講じられなければならないというふうに思います。せめて料金を半額にしても、交通の流れを変えるなど、渋滞緩和を図る方策は必要ではないでしょうか。この方策が逆に、有料道路の増収にもつながっていくことになるんじゃないかというふうに思うんです。そここのところはしっかりと計算もする、調査もしながら交通量も確かめていく、そういう試験的な取り組みも必要ではないかというふうに思うんです。しかし、料金を引き下げるには国の許可が必要で困難だというお話も、これまで聞いてまいりました。申請しても許可がおりないということなのか、その辺を伺いたいと思います。

○県土整備部長（大田原宣治君） 料金値下げにつきましては、通行料金改定の国の許可が制度上厳しいことが予想されます。先ほど申しましたように、将来の償還計画等、さまざまな問題もあります。現時点での対応というのは難しいというふうに考えております。仮に、議員が申されましたように、通行料金を値下げして確実に料金収入が増加するか、これにつきましても、まだ現段階では見込めないことから、国の許可を得ることが困難な状況にあるというふうに考えております。

○前屋敷恵美議員 そういうもののシミュレーションも行いながら、ぜひ、要望の強い案件ですので、申請するという方向で取り組むことは必要じゃないかというふうに思うんです。一ツ葉道路のほうは引き下げられて、今200円になっておりますよね。ここは見通しが立って引き下げになったというふうに理解していいんですか。

○県土整備部長（大田原宣治君） 今、北線の

ほうだと思っておりますが、これにつきましては、見直しのほうをやっておりまして、その中で、償還できるというふうな予想のもとに値下げをやったところでございます。

○前屋敷恵美議員 ぜひ南線のほうも、そういう方向性といいますか、計画を緻密に計算もしていただいて、ぜひ期待に応えられるように取り組みをしていただきたいと思うんです。地元におりますと、渋滞問題から有料道路が通れないかという声は、日増しに多くなっております。今後7年余の毎日の渋滞を思うと、誰しも考えることだというふうに思うんです。工事は始まったばかりです。まだ先が長いですから、ぜひ検討、御努力いただきたいというふうに思います。とりわけ朝の時間は貴重な時間、5分、10分が本当に大事なんです。7年余に及び、渋滞で失われた時間は、大きな損失にもつながります。こうした住民の切実さを十分受けとめていただきたいというふうに思いますので、ぜひ知事からの御助言もいただけるとありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 償還の問題ということで、現在、渋滞が生じ、県民の皆さんの生活にいろんな問題が生じている、大変心苦しく思っておるところでございます。ただ、これまでも答弁申し上げましたように、交通量の状況調査も行うわけでございます。交通の状況が変わった直後に伴う今の渋滞というのがそのまま続くのか、それとも、県民の皆さんの理解が進むことによって、その時間帯の分散だとか、通るルートによって渋滞が幾らか緩和されるのか、さらには、いろんな通行帯の工夫などにより、その渋滞を緩和するような工夫というのは可能なのか、そういったところもしっかり考える必要がありまして、渋滞解消か無料化かという、こ

ういう対立構図ではなしに、さまざまな知恵を、工夫を凝らすというのでも考えられるのではないかというふうに考えておるところでございます。そういう実態等もしっかり踏まえながら、今後の渋滞緩和に向けた取り組みというのを進めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 別に対立的に捉えるんじゃないかと、渋滞解消のための有料道路の開放ということですから、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。

今回の質問は、国会と同時進行で県議会が進みまして、国会は数の力で日本の国のあり方を変え、国民の自由に生きる権利すら奪おうとする国家機密法の強行がもろに迫ってくる中での質問となりました。機密法問題やオスプレイ、そしてカジノの問題、原発問題、いずれも国政との密接なかわりのあるものばかりです。県民が本当に安心して暮らせる県政にするためにも、知事のよって立つ位置が問われることだというふうに思っています。知事選出馬の意向を明確に示されました。なおさらのこと、県民の利益を第一に考えて、行政に携わる姿勢が求められるというふうに思います。県民のためには、ならぬものはならぬ、この理性と勇気を持って、県民の立場に立って県政に当たっていただきますよう強く要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後1時0分開議

○丸山裕次郎副議長 休憩前に引き続き会議を

開きます。

次は、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 私は、経済というものを語るときに、次のような話をよく引き合いに出してきました。ある藩の家老が家来を引き連れて、夜中、橋の上を歩いているときのことでした。家老は石につまずき、懐に忍ばせておいた10両のお金を川の中に落としてしまいました。家老は家来に命じ、近くのお百姓さんたちを集め、たいまつをともし、川の中をさわせました。幸いにも10両のお金は見つかったのですが、たいまつ代やお百姓さんたちに支払った代金がちょうど10両かかってしまったため、家来たちは、「うちの家老は経済観念がない。10両の金を捜すのに10両使ってしまうとは」と、ばかにしました。それを聞いた家老は、「ちょっと待て。確かに10両の金を捜すのに10両使ってしまったのはばかなことかもしれないが、そのことによってたいまつ屋がもうかったではないか。さらにお百姓さんたちの家庭が潤ったではないか。これが経済というものだ」と言ったそうです。家来たちは一同感服し、やっぱりうちの家老は偉いとなったそうです。その家老は大変真面目な人であったため、その後、仕事のやり過ぎで最後は疲れてしまって過労で死んだそうです。まあ、こういった話ではありますが、ある敬老会でこの話をしたところ、おばあちゃんが私のところにやってきて、「過労死とはそんな意味だったんですか」と納得顔で言ってきました。私は逆に、「そんな意味とはどんな意味ですか」と聞き返したくなりました。

少し冗談っぽい話となりましたが、実はこの話は過労の話ではなく、南北朝の動乱期を扱った古典「太平記」の中に武将青砥藤綱の話とし

て載っています。

そこで質問ですが、宮崎県は、数年前から地域経済循環システムという考えを打ち出しました。私は、そのとき感動いたしました。というのは、この循環システムの考えは、私が訴えてきた家老の話と同じではないかと思ったからです。今、国民があえいでいる中で、国の政策の中にもこの宮崎県の循環システムの思想が生かされないものかなと思ったほどです。

例えば、格差が拡大する一方で、世の中に使われずに退蔵、死蔵された超高額所得者の所得や企業の内部留保金を、税制による所得再配分でもう一度世の中に還元すれば、国民の適正な消費活動を促し、デフレ脱却、景気回復につながるのではないかと思うからです。御存じのように、G N Pの6割は消費支出で構成されています。私が国の税制などにこだわるのは、私がかつて生活保護者のお世話をするケースワーカーの仕事をして、10円、20円単位のお金に泣いてきた生活保護者の生活をつぶさに見てきたからなのかもしれません。知事に質問いたします。安倍首相が経済団体に行っている賃上げ要請についてどういう所見、評価を持っておられるか伺います。

後の質問は質問者席にて行います。(拍手)

〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えいたします。

ただいまの家老の話は大変勉強になったところでございます。

いわゆるアベノミクスの金融政策や財政政策によりまして、大企業を中心に企業収益の改善が見られるなど、全体として景気回復の期待感も高まっているわけでございます。

このような中、企業収益の改善に伴い、国内

消費を拡大させ、景気回復をより確かなものにするため、政府から経済団体への賃上げ要請がなされているものと認識をしております。

賃金の引き上げにつきましては、個々の企業の判断で決められるものであり、政府として要請されるのは異例のことであろうかというふうに存じておりますが、本県としましては、賃上げ要請を含め、政府による各種の施策が実行されることにより、本県を初めとする地方圏の景気や雇用などに好影響をもたらすことを期待しているところであります。以上であります。

[降壇]

○太田清海議員 異例のことということで、私も異例だなと思って……。しかし、国の成長戦略を本当に実行するためには、首相みずからがそこまで言わなくてはならない状況になっているんだなと思って——その辺が私たちの将来の考え方として一致する点が出てくるのではないかなという思いがして、評価といいますか、ぜひデフレ脱却のためのそういった手法をとっていただきたいと思っております。

地域経済循環システムというのは、議場で話されるかなと思っていたんですが、私たち延岡の選出県会議員、5名おりますが、延岡でいろんな団体の要望活動を受けたときに、県北地区の碎石事業協同組合、ここが地域経済循環システムをぜひやってほしいというような項目も入っていました。そういう考え方が親しまれ、そして、そうあってほしいなと思っております。

2つ目の質問であります。平成26年度の当初予算編成に関して、先ほどの質問とも関連するんですが、いつも言っていることですが、財政改革の観点だけでは、県内の経済の活性化を図ることはなかなか難しいのではない

か、そういうふうに思うんですが、お聞きしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 厳しい財政状況が続く中でありますので、ふえ続ける社会保障関係費などに対応しながら、県として必要な行政サービスを安定的に供給していくためには、今後とも財政改革の取り組みを進めること、そして基金の取り崩しに頼らない、将来にわたって健全性が確保される財政構造への転換を図る必要というものは一方で強くあるわけがございます。

ただ、本県としましては、一方で県内経済の活性化など多くの政策課題を抱えておりますので、来年度の予算編成において、「将来の発展と地域を支える人財づくり」を初めとする3つの重点施策を設けるとともに、関連する施策を積極的に推進するという観点から、県内経済の活性化や緊急的な防災対策として必要な公共事業などを対象として、財政改革によるシーリングとは別に、特別枠の設置を検討することとしておるところであります。

現在、来年度予算の編成作業を進めておるところでございますが、限られた財源の中、財政改革の取り組みを着実に実行しますとともに、選択と集中の考え方のもと、県が抱える課題に的確に対応した優先度の高い事業には積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますし、私からも財政当局にはそのような指示をしておるところであります。

○太田清海議員 県が今度、目玉として、フードビジネス、新エネルギー、メディカルバレー構想、そういった地域の課題を活性化させていこう、そういう取り組みの中でということで、県の職員の方々が一丸となって一生懸命頑張っておられることについては、私は評価しております。県の中を見たときに、本当に俺たちがこ

ういう取り組みをすれば活性化するのではないか、そういう熱意として聞いておりますので、その評価はするわけですが、ただ、例えば予算編成方針の中に、いつもこれは使われているかなと思うんですが、「本県の財政については、地方交付税の伸びが期待できない中」という、この表現から始まるわけです。地方交付税の伸びが期待できない中——ずっと続いて——やむを得ず縮減、削減、いろんなことをやらざるを得ないというのが書いてあるわけです。地方交付税の伸びが期待できない中ということを、ここで認めてしまうよりか、地方交付税が伸びないじゃなくて、伸ばそうじゃないかという地方からの声を国に提言していくというような姿勢が、私は必要だと思います。

知事は、宮崎県を見たときに、フードビジネスなり一生懸命取り組んでおられる。しかし、知事は、宮崎県を見る責任と、国との中間に立って、国に対して、こうあったら宮崎県、各県が潤っていくんだよと言うことができる立場にいらっしゃる。だから、そういう悩みを伝えていただきたいと思うんです。

というのは、私たちの会派の高橋議員がTPPの問題でこの前、質問しましたけれども、知事の答えとしては、地方の懸念を十分に踏まえ、国益を損なうことがないよう交渉に当たってもらいたいということを言われているわけです。国の政策であるけれども、やっぱり地方としてTPPは言わないかんということで要望しているわけです。そういう姿勢を何らか地方自治の確立のために——財政はどうしたら確立するのかということと言う立場に知事はあると思う。だから言ってほしいという意味で、家老の話もしたわけです。

最後になりますが、私の持論でありますけれ

ども、地方交付税の総額をふやすために、高額所得者とか、企業の不公平だと思われるところの税制あたりも、地方からも言っていないかんのではないですかということ、国に要望すべきだということを主張しておりますが、知事、いかがでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 地方交付税につきましては、所得税を初めとする国税5税の一定割合が原資となっているわけでありまして。近年、国税5税の減収に伴いまして交付税総額も減少し、臨時財政対策債などで補填される厳しい状況が続いているということでありまして。先ほどの予算編成方針も、まずはそういう厳しい現実を踏まえて、その上で選択と集中、めり張りをつけていこう、そのような思いで記載をしているところでございます。

本県のように自主財源に乏しく財政基盤の脆弱な地方にとりましては、将来にわたって安定した行財政運営を行っていく上では、地方が必要とする交付税総額の確保は不可欠であります。まさに、ここが地方財政の一つの基本であるというふうに考えておりまして、これまでも直接あるいは全国知事会などを通じて交付税の総額の確保というもの、さらには法定率の引き上げなどを繰り返し求めてきたところであります。この原資を安定的に確保するためには、国税5税の増収につながる取り組みを進めていくことも重要であるというふうに考えておるところであります。

○太田清海議員 立場はいろいろ違いがあるかもしれませんが、適正な課税をしていく、本当に必要なところにはきちっと課税してあげる、そしてみんなが共存していくというようなことが、今から求められると思うんです。税は取るものではないと思うんです。いただくんです。

あるところからいただく、何かそんな感じだろうと思うんです。

ただ、今、いわゆる多国籍企業あたりが不当に安いところにダミー会社をつくって、もうけを隠して税逃れをするというような、それに対してOECDが国際的な規制をつくらないかんのではないかというのが、ことしの7月ごろから出されてきていますけれども、やっぱり国際的にもそういう規制が——だんだんみんながそのように目が向いてきた、税のあり方についてはこうしないと国家はやっていけない、地方自治体はやっていけないということを考えてきているんじゃないでしょうか。私はそう思って、OECDの流れも言わせていただきました。今後ともぜひ、その思想でお願いしたいと思っております。

次に、非常勤職員の処遇についてお伺いしたいと思えます。

非常勤職員の処遇については、私、平成22年の2月議会でも取り上げて、あのときには、1年で非常勤職員がかわるというようなことだったが、それはいかんのではないですかということで質問した記憶があります。今現在、県には非常勤職員は何人いるのか、総務部長にお伺いしたいと思えます。

○総務部長(四本 孝君) 知事部局における平成24年度の非常勤職員の任用実績でございますが、母子自立支援員、用地調査員、あるいは比較的勤務日数の少ない統計調査員や県営林監視員なども含めまして、総数で1,542人となっております。

○太田清海議員 1,542人ですかね。私が平成22年でお尋ねしたときは1,317人ということでしたので、200名ぐらいふえたのかなと思えます。

非常勤職員の中で母子自立支援員の任用につ

いて、前回、22年のときには1年限りぐらいで考えていますというような感じで、それじゃいけないんじゃないですかと言ったわけですが、これは継続更新できないのか。聞くところによると、5年とかで切られているというふうにも聞いたものですから、福祉保健部長にお伺いしたいと思えます。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 母子自立支援員は、ひとり親家庭あるいは寡婦の方々が抱えるさまざまな問題への相談対応など、自立に向けた支援を業務としておりますが、非常勤職員でありますことから、その任用期間は1年以内としております。なお、更新に際しましては、配置先所属の状況等を勘案し、適切に対応することとしております。

○太田清海議員 配置先の状況を勘案してということですが、実は私、手紙をいただきまして、母子寡婦関係の仕事をされる人というのは大体その方自身も母子家庭の方が多いと思うんですが、ほとんどそうかもしれませんけれども、例えば母子寡婦福祉資金貸付金を貸すかどうかの判断、これに物すごく負担がかかると思うんです。この人は返しそうじゃないなと思ったときに、あなたの家庭には貸すことはできませんという判断をしたとき、家に戻って、断ったあの家庭は自殺せんだろうかとか思うわけです。そしてまた、貸すとなっても、この人は本当に返すんだらうかなという思いがあって、県の財政に負担をかけるんじゃないかという、そういうぎりぎりの選択、判断をせないかん、つらい人たちだと思うんです。人の命も助けないかん。そういう人たちのノウハウというのは、積み重ねられていくべきものだろうと思うんです。そんなに1年とかでかわるものではないと思うんです。

聞いてみると、母子自立支援員の仕事に携わるときに、当時は65歳まで勤められるということのを県の職員からも言われて、自分の前職をやめてこの業務に入った人もいます。それから、先ほど言った専門職でありますから、いいかげんなことはできないから、社会福祉主事の免許も自費で取っているんです。いろんな苦勞をして、この仕事にかけて入ってきている。前回は、1年ごとにやめさせるということだったものだから、びくびくものだったんです。みずからも中学生、高校生を抱えている、そういう人を不安定な状態に置くというのはいかなるものかなと思うんです。

母子及び寡婦福祉法の第8条には、自立支援員というのは専門的な仕事だから常勤とすることもできると書いてあるじゃないですか。人事の問題ですからこれ以上は言いませんが、職場の状況を聞いてということのを伺いましたけれども、やっぱり私は聞き方が足らんとする。ブラック企業じゃないんだから——みんな仕事を求めて——商工観光労働部だって企業誘致しながら、首切りさせないと思って一生懸命されている全体の業務の中だから、ぜひそこは職場の実態を十分考えて、この業務は特に継続という意味を持たせないといけないと思います。常勤もできるというふうに法律で書いてあるわけですから。

知事、副知事、それから総務部長、こういった知事部局で出しておるアクションプランとか予算編成方針の中で、縮減をしよう、やむを得ないということのを述べられると、末端の職員にはそれが増長されて伝わって、縮減しなくてもいいところまで思わず切ってしまう可能性がある。私はそう思うんです。ぜひ目配りをしていただいて、福祉保健部長も本当に真面目な方で

すから、そういう実態を聞いていただければ何らかのまた判断が出てくるんじゃないかと思えますので、ぜひお願いをしておきたいと思えます。

次に、環境森林部長にお伺いしたいと思います。有害鳥獣対策についてであります。鳥獣被害対策支援センターの活動状況及び成果について、余り知られていないところがあるかと思えますので、確認をしておきたいと思えます。

○環境森林部長(堀野 誠君) 鳥獣被害対策支援センターにつきましては、県内各地の被害の実態等を踏まえた、よりきめ細やかで、より効果的な被害対策を技術面で支援し、被害防止に迅速に対応するため、昨年4月に設置したものであります。

当センターでは、地域特命チームと連携して、県内24のモデル集落を中心に、規格外のため出荷しない作物を放置しないなど無自覚の餌づけをやめることや、電気柵の適切な設置等について、重点的に指導しているところであります。また、マイスターを224名養成し、マイスターは、それぞれの地域での指導者として鳥獣被害対策に取り組んでいるところであります。

このような取り組みによりまして、住民の意識が高まって鳥獣を寄せつけない集落環境の改善が進み、被害がなくなったモデル集落が出てくるなど、一定の効果が得られております。

今後とも、地域住民の理解と協力を得ながら、鳥獣被害の減少に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。私も担当者の方から「鳥獣被害の対策の手引」というパンフレットをいただきました。中を見てみますと、やっぱり餌づけというのがありますね。無意識

に餌づけしている。それで有害鳥獣が来ているんだという、なるほどなと思いました。実は私も小さい畑を持っているんですが、そこにイノシシが出てきたりして全部やられた。だから、その感覚がわかるような気がいたしました。山の10頭より田畑の1頭ということで、山で10頭イノシシをとるよりか、田畑に出てくるやつを1頭捕らえるだけで大きな効果があるんだというようなことも書いてありますが、なるほどなと思ったところです。ぜひ、そういった考え方を広めていただきたいと思います。

私、地元で聞いたんですが、「地域でシカ捕獲対策強化事業」の補助金の支払いについて、遅い、早期に支払いをしてほしいという声が出てきました。これについてどういうふうになっているのか、お伺いしたいと思います。

○環境森林部長(堀野 誠君) 「地域でシカ捕獲対策強化事業」は、鹿の有害鳥獣捕獲について、市町村が捕獲者に対して、捕獲頭数に応じた補助金を支払う場合に、県がその2分の1を支援するものであります。この事業の補助金交付要綱では、市町村の申請に基づきまして、早期の支払いができる規定としておりますので、市町村にその周知を図ってまいりたいと考えております。

○太田清海議員 要綱をきちっとそのとおりにしていただいて、内示を早く出していただいて——というのは、ちょっと遅くなると、班長さんがお金を全部持っているんじゃないかというような疑心暗鬼に班の中でなったりして、チームワークが崩れてきたりするといけないというようなこともありますので、支払いについては、一生懸命現場で頑張っているわけですから、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、4番と5番の質問については、実は、

宮崎のこども対策特別委員会の視察、非常に感銘を受けた視察でありました。委員長は西村賢委員長、副委員長は後藤哲朗副委員長であります。なかなかだなという視察でありました。

そこで、質問してみたいと思うんですが、児童虐待について、本県では児童虐待の防止等に関する法律第9条に基づいた立入調査の実績があるかどうか。法律が改正されて、強制的に入ることができますよ、家庭の中に入っていくことができますよという内容であります。実績はいかがでしょうか、福祉保健部長。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 児童虐待の防止等に関する法律で、今、議員のお話がありましたように、児童虐待が行われているおそれがあると認められるときの対応というものが規定されておまして、児童相談所長が行う保護者への出頭要求、それに応じない場合の立入調査、立入調査を拒否した場合の再出頭要求、さらに、家庭裁判所の許可を得て行う、いわゆる強制的な立入調査としての臨検・捜索等について規定がなされております。これら一連の手続は、児童の安全確認に向けた制度の充実を目的として、平成19年の法改正により追加されたものでございますが、本県でこれらの手続に至ったことはございません。

○太田清海議員 事例はないということで、それは本当に幸いといえますか、よかったですかと思ひます。ただ、隠れている部分とか、事件が起こってはいけませんので。実は視察先の名古屋市では、前年、中学2年生が虐待死亡したという事件が発生して、この法律第9条に基づかずに、機動的な児童虐待緊急介入班というのを6人編成でつくられて、その中には警察官が1人常駐して、問題があったというところ、いろんな家庭を訪問していくわけです。そういう

班をつくって、実際、一時保護した事例として161件あったそうです。法によるやり方ではなかなかそこに踏み込めないところを、緊急介入班という、いい意味でさっと動けるような班をつくったということでもあります。これは全国に広めてもいいのではないかなという気がしたものですから、これについて県の考えをお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 名古屋市におきましては、児童虐待に迅速に対応するために、児童虐待緊急介入班といった専門チームを組織して、警察官を含む6人体制ということでございますが、名古屋市内2カ所の児童相談所に設置されていると聞いております。

本県におきましては、児童虐待の相談等に対応する場合、専門の班を設けるということではなく、地区担当のケースワーカーを中心に、警察官OBの児童虐待通告対応協力員などが加わりまして、安全確認等の初動から一時保護まで一貫して対応することとしております。

また、本年4月に中央児童相談所に処遇指導担当を新設して、専門性の高い法的対応に迅速・的確に対応する体制を整えたところであります。9月には県警察本部と臨検・捜索の合同研修を行っております。

今後とも、児童虐待への対応の充実に向けまして、名古屋市の取り組みも参考にしながら、関係機関と連携、協議を進めてまいります。

○太田清海議員 虐待問題については、地域地域の特殊性もあろうかと思っておりますので、宮崎県に即した形を今後とも参考にしながら取り組んでいただきたいと思います。

次に、貧困の連鎖問題についてでございますが、私はちょうど1年前の11月議会で、この問題を釧路市の取り組みということで取り上げて

質問したことがあります。また、この前の9月議会で右松議員が、この問題を見事に捉えて、これは埼玉県の実例ですけれども、いわゆる貧困の連鎖を防ぐために、生活保護を受けている世帯の中学生に、ボランティアとかいろいろな人を使って勉強を教えていく、そういうやり方をしたらどうかということで質問いたしました。進学率も、大体97%が通常なんですけど、生活保護世帯では86%程度の進学率が97%に、10%上がったということなんです。私も直接、埼玉県のほうに行きまして、なるほど、よく成果が上がっているな、そうであれば貧困の連鎖というのが少しずつ変わっていくのではないかなという思いがして、右松議員はよく調べておられるなということを感じたところであります。

私は、別な視点からお尋ねしたいと思えます。ケースワーカーの経験者として生活保護業務に携わっておられるということで福祉保健部長、土持総合政策部長もケースワーカーの経験がおありだと思いますが、きょうは福祉保健部長のほうに、携わっての所感を伺いたしたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） ケースワーカーは、私は県庁生活の最初の赴任地が西臼杵支庁の福祉課でございまして、そちらで経験させていただきました。当時、本当に若さしかなかったものですから、そこでの3年間は、職場の先輩、同僚とか、地域の実情に詳しい民生委員の皆さんに助けていただきながら仕事をした記憶がございます。

生活保護のケースワークでは、自宅を訪問して世帯の実情に応じた指導や助言を行いますけれども、身寄りのない単身の高齢者や、離婚して幼児を抱えて帰省してきた母子世帯、難病を患い体力の限界と闘っている傷病者など、真に

福祉の寄り添った支援が必要な方々がいらっしやる一方で、働ける年齢でありながら、昼間から飲酒し近隣住民とトラブルを起こす人、あるいは体調不良を理由に就労しない人などおりました。悩み葛藤しながらの指導の日々であったと記憶しております。

これらの経験を通じ、私は、保護を受けるべき人が受け、保護を受けてはならない人は受けないという、是は是、非は非の基本的な姿勢の大切さを強く認識したところでございます。

○太田清海議員 私も経験があるんですが、自立させたいと思って一生懸命やるんだけど、お酒を飲んだりとか、いろんな方に裏切られたりとかいうことで、思わず、このやろうという思いが出たりしたことは確かにあります。ケースワーカーと被保護者との関係について、福祉保健部長にお考えを伺いたいと思います。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 生活保護制度は、単に生活に困窮している人に対して最低限度の生活を保障するだけではなく、積極的に被保護者の将来における自立の助長を図ることを目的としております。そのため、ケースワーカーは、被保護者の性格や環境を理解し、世帯に応じた援助をたゆまず行い、よき相談相手として業務に当たることが求められます。被保護者は、公的扶助を受ける権利を有する一方で、みずから生活の維持向上に努め、法令を遵守するなど、当然に果たすべき責務があります。保護の実施に当たりましては、ケースワーカーと被保護者がこれらのことを適切に理解した上で、相互の信頼関係を築いていくことが最も大切と考えております。

○太田清海議員 相互の信頼を築いていくということは、私も、心の中で思ったけれども、顔に出さないというようなやり方とか、いろいろ

したわけですが、悩み葛藤しながらという言葉も使われましたが、ケースワーカーの皆さんは、自分の全人格をもって相手と接していかないかん仕事でありますし、家庭でもなかなかつらい思いをすることもあるわけです。

貧困の連鎖の問題であります。教育を施す——施すということはいけませんかね。子供たちに勉強していただく。それで自立に次の世代はつながるんだということであると、ケースワーカーの人は、例えばお父さんに会ったときに、子供さんを見て、「勉強しろよ。無料で勉強できるところがあるからやろうよ」と言って呼びかけることもできるわけです。子供さんも含め、自立させようとする意味では、ケースワーカーの仕事としても大変ためになると思います。実際、ケースワーカーの人が勉強を教えるんじゃないで、ボランティアの人とか大学の教授、いろんな立場の人たちに来てもらったりでやるんです。

私も、字が読めない人がいらっしやるということで、2人ほど出会ったことがあります。その人はどういう生活をしてきたかという、働いても、文字が書いてあったら、そこには勤められないんです。この機械にさわると書いてあっても読めないから、それだったら仕事をやめますとって、そんな人とか、障害年金をもらえるんだけど、先生が書いてくれた指示文書が読めないものだから、年金の申請に行かなかった人、そういう人たちもいます。先生というのは病院の先生なんです。こういうのを持って戸籍やらとって市役所に行ってくださいねと、先生が懇切丁寧にメモを書いてその人に渡したんだけど、読めないから、そして自分が読めないということを恥ずかしいから言えなかった。だから、障害年金ももらえなかった

んです。私はそれがわかったものですから、恥ずかしいことはない、堂々と言ったほうがいいよということでやりながら、障害年金をもらわせることができました。

やっぱりいろんな条件の人がいらっしやいますので、子供の学力を1人でも上げていく、そういう取り組みがケースワーカーの中のひとつとしてあったらいいなと、そういうふうにしたところでもありますので、ぜひ埼玉県の例を見ていただいて取り組んでいただきたいと思います。

次に、婚外子規定の見直し問題について、同じく福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

婚外子の問題については、最高裁が9月に、法もとの平等を定めた憲法に反するというところで、相続税についても平等にしようではないかというふうになったようです。母子家庭の利用が見込まれる県の福祉事業の中で、所得税を基準として利用料等が設定されているものがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 福祉保健部におきましては、所得税を基準として利用料等を設定しているものとして、児童保護費負担金がございます。これは、児童福祉施設等に入所した場合に、本人または扶養義務者が、その負担能力に応じて支払う負担金でございます。

○太田清海議員 県の場合は少ないなと思ったんですが、市町村では、保育所に入所する場合はその人の所得税額が幾らかで額が決まるわけです。ところが、婚外子という人の場合は、所得税法上、お父さんの欄が空白のところとか、そういう人の場合は寡婦控除というのが認められません。ですから、保育所に入った場合には、普通の人と同じような保育料を払わなければならないという状況が生まれて、そういった

問題が出てきています。こういうふうに憲法の規定も裁判所で解釈が変わってきているわけですから、今の事業の婚外子に配慮した算定の見直しはできないのか、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 児童保護費の負担金の例で申し上げますと、先ほども申し上げましたように、所得税額で算定されております。したがって、婚外子を育てる未婚の母子家庭につきましては、所得税における寡婦控除が適用されないことから、他の母子家庭に比べまして不利益となる場合も考えられます。このため県では、未婚の母子家庭を所得税法の寡婦控除の対象とすることについて、九州各県と連携しながら、国に対して要望しているところであります。

○太田清海議員 わかりました。大変レアなケースだというふうには伺っております。ぜひまた、そういったところの不利益がありましたら、国に要望していただきたいと思います。

市町村が未婚母子世帯に対して保育料を減免するというふうになった場合、県として市町村が減免をしたということに対しての何らかの支援ができないものか。これは市町村の負担になるかと思っておりますので、その場合に県として何か支援ができないものか、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 市町村が保育料を減免措置した場合といいますか、その前段としての減免措置を、国の手続の中でしていただけるように持っていくことが重要かなと思っております。この点につきましても、九州各県と連携しながら、未婚母子家庭の保育料が他の母子家庭と同等に算定されるように、所得階層

の認定において、寡婦控除をみなし適用することなどにつきまして、国に今後とも要望してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。国の動きが出てきた関係で、そういったことも市町村、県でも将来出てくる可能性があるかなと思ひまして、ぜひみなし適用ができるように、法改正に向けた対応も要望していただきたいと思っております。

次に、海岸侵食問題について県土整備部長にお伺いしたいと思います。

地元、長浜海岸、方財海岸の侵食状況は今どういう状況でありますでしょうか。

○県土整備部長(大田原宣治君) 長浜海岸や方財海岸につきましては、毎年、汀線測量や写真による定点観測を行いまして、侵食状況を確認しているところでございますが、現在は比較的安定している状況です。これは、近年、台風の影響が少なかったこと、また、平成19年度から延岡新港のしゅんせつ土砂を侵食対策として両海岸に搬入していることなどによるものと考えております。

○太田清海議員 比較的安定をしているということですが。これは本会議で私、質問して、その後にお聞きしたんですが、延岡新港というところがあります。そこにたまった砂については、外に持ち出さずに、両海岸というか、そこに戻すということで聞いておりますが、もう一回、正式にお聞きしたいと思います。

○県土整備部長(大田原宣治君) 延岡新港のしゅんせつにつきましては、県と民間企業で行っております。その土砂は長浜海岸、方財海岸に養浜しているところでございます。毎年、しゅんせつを実施する前に、県及び専用岸壁を保有します民間企業、並びに延岡市の自然

保護所管課を含みます関係各課——これは市の文化課、生活環境課でございますが——と、時期及び養浜箇所並びに土砂運搬方法などを協議しているところでございます。

○太田清海議員 わかりました。長浜海岸あたりは、昔の先生に聞いてみますと、遠足のときには各学校が集まって、ソフトボールの会場を3カ所ほど、場所の取り合いがあったそうです。それくらい広い砂浜があったわけですが、今はほとんどソフトボールはできないような状況になっています。私、現場を見たんですが、方財海岸の五ヶ瀬川河口付近において、大規模な土砂の採取が行われているようです。その規模や内容について、仕組みを伺いたいと思ひます。

○県土整備部長(大田原宣治君) 五ヶ瀬川河口での土砂採取につきましては、当該箇所が、国管理の河川と県管理の港湾の重複区間でありますことから、国が砂利採取法による認可と河川法の許可を行いまして、県が港湾法の許可を行っているところであります。なお、土砂採取に係ります料金は、法の規定により、都道府県に帰属することとなっております。宮崎県港湾管理条例により県が徴収しております。この土砂採取につきましては、骨材供給の目的のために実施されているもので、平成25年度は、面積が約1万3,000平方メートルで、数量にして5万4,000立方メートルの規模となっております。

○太田清海議員 そういう事業が行われているようですが、今、説明がありましたけれども、5万4,000立米はどれだけになるかといったら、30メートル幅、深さ1メートル、海岸沿い1.8キロメートルの砂をとるわけですか。かなりな砂をとる。そうなってくると、私は現場も見たんですが、長浜海岸のちょうど砂州みたいな

ところをとって、河口付近をとっているというんですが、あそこはテトラポットがあって、砂がどんどんそちらに落ち込んでいるんです。それを取り上げると、また方財海岸の砂がどんどんテトラポットの間をすり抜けて落ち込んでいくんじゃないか、やっぱりそれも海岸に影響を与えるんじゃないかと思って、方財海岸の保全をどうするのか、県としてどう取り組んでいるのか、お伺いしたいと思います。

○県土整備部長(大田原宣治君) 海岸部での砂の移動につきましては、河川や波浪、潮流の作用など、さまざまな要因がありますことから、土砂採取と砂の流出の因果関係を特定することは、非常に困難ではないかと考えておりますが、方財海岸の保全につきましては、重要な課題と認識しているところです。

このため、先ほど答弁いたしましたとおり、現在、侵食対策として、延岡新港のしゅんせつ土砂を方財海岸に搬入してございまして、今後は、この対策に加え、陸側からの現地調査や、船上からの流砂状況の確認のほか、詳細な測量を定期的を実施することによりまして、海岸状況の正確な把握に努め、引き続き方財海岸の保全に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。調査をぜひやっていただきたいと思います。船の上から調査をされると言われましたが、それを見ると砂がどんどん流れているのがわかるんです。ぜひ、調査をお願いしたいと思います。

「一浜いじれば七浜たたる」という言葉があります。余り自然を変えちゃいかんわけだけでも、一つの方法として、テトラポットのすき間のところに矢板を打ち込むとか、何かそういう形でやると、大分、県の予算も使わずに済むんじゃないかなというような気もいたしますの

で、検討をお願いしたいと思います。

次に、地域防災計画についてお伺いします。

福祉避難所の設置状況についてどういう状況か、お伺いいたします。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 福祉避難所は、一般的な避難所では生活に支障を来す高齢者や障がい者等の方々のために設置されている二次的な避難所でございます。市町村があらかじめ指定し、災害発生時に必要に応じて設置されるということになっております。本年度、新たに18施設が設置され、現在、18市町で69施設が設置されてございまして、その内訳は、46施設が高齢者施設、9施設が障がい者施設などとなっております。

県といたしましては、全市町村において福祉避難所が指定されるよう、また既に指定されている市町につきましても、指定施設数の増加が図られますよう、積極的に働きかけていくとともに、支援物資の備蓄や備品の整備等について支援してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。

危機管理統括監のほうにもお伺いしたいと思います。今後、津波だと思うんですね。私も列車通勤をしておるんですが、橋の上に行ったときに地震が来たらどうしようかなと思ったり、川の中に落ち込んだらそのまま棺おけになってしまうというようなことで不安であります。津波というのはどこで起こるかわかりませんし、夜起こるかもしれない。自分が勤めている先の海岸沿いで起こるかもしれないとなると、本当に津波というのはわからないものだから、民間の津波避難ビルとか、誰でも駆け込みやすいような、そういうところの設置をしたらどうかと思うんですが、課題についてお伺いしたいと思います。

○危機管理統括監(橋本憲次郎君) 南海トラフ巨大地震における津波対策につきましては、本年2月に公表いたしました津波浸水予測図に基づき、沿岸の市町において、避難場所や避難路の確保等に取り組んでいただいているところでございます。

その中で、今御案内いただきました津波避難ビルにつきましては、公的施設と民間施設を含め、東日本大震災前には県内で9カ所しかなかったところですが、今年10月末時点で494カ所となっており、一定の進捗が図られているという現状でございます。

しかしながら、課題もございまして、適切な建物が無い地域や、仮にあっても同意が得られないというケースもあり、決して十分とは言えない状況でございます。特に、民間のマンション等の場合、セキュリティ上の問題から居住者や管理者が難色を示したり、外部から侵入できるような施設改修に費用が発生するなど、数々の課題があると聞いているところであります。

県といたしましては、今年度設置いたしました大規模災害対策基金を活用し、避難場所や避難路確保に対する補助制度を創設したほか、沿岸の市町と津波対策推進協議会を設けまして、情報交換や先進地調査などを実施しているところでございます。

今後、南海トラフ地震対策の特別措置法に基づいて示される支援施策も活用しながら、津波避難ビルを初めといたしました避難対策の充実を図ってまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。避難ビルの充実をということでもあります。証券会社は大きなところがありますが、あそこに逃げ込んだらいいなというような、そういうところとの協定

を、難しいところもあるんだろうと思いますが、ぜひお願いしたいと思いますが、ぜひお願いしたいと思っております。

次に、教育長のほうにお伺いしたいと思っております。労働法に関する教育についてであります。私もいろいろ今、労災の適用をしてくれないとか、首切りをさせられようとしているところとか、いっぱい相談を受けます。弁護士のところにも行ったことがあります。そういった労働法の教育について、教育現場でどうなっているのか、取り組み状況をお伺いしたいと思っております。

○教育長(飛田 洋君) 高等学校の状況をお話しさせていただきますが、一人一人の子供たちが自立した社会人となって、希望を持ってきちんと働けるということは大切なことですので、そのような視点から、労働法規を含む労働に関する教育は大変重要であると考えております。

高等学校では、主に公民科、家庭科において、労働基準法や労働組合法、労働契約法などに定める労働者の権利、フリーターや派遣労働、過労死など、労働法規や雇用に関する労働問題などを学んでおります。また、保健の授業においても、労働者の安全と衛生について学習をしております。さらに、ほとんどの高等学校においては、大学や企業、ハローワークなどから外部講師を招いて、職業に関する講話を実施しており、「ワークルールの基礎知識」というテーマを設定するなど、労働法規に関する講話を行っている学校もございます。

今後とも、これから就職する子供たちが、未来社会の形成者としてしっかりと働くことができるよう、これらの学習が充実したものになるように努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。7・5・3問

題とかありまして、子供の側が、そういう教育が十分でなければ泣き寝入りするというようなことも生まれますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、10番、11番については一括質問したいと思います。

建設工事における入札参加資格の認定において、公益法人等が実施する研修会や講習会等への参加実績に応じて加点をしておりますけれども、県電業協会が実施する講習会についても対象としてはどうかということと、県道古江丸市尾線の、これは北浦の市振地区であります、未改良区間の整備についてお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（大田原宣治君） まず、県電業協会の実施する講習会についてでございます。建設工事などの入札参加資格審査につきましては、技術と経営にすぐれた建設業者を育成する観点から、専門技術などの向上を目的とした団体を実施します研修会や講習会の受講実績を評価の対象としているところです。お尋ねの講習会につきましても、御相談があれば、研修内容や実施状況等を確認させていただいた上で検討してまいりたいと考えております。

次に、道路整備についてでございます。県道古江丸市尾線の市振西地区の約200メートルの未改良区間につきましては、幅員が狭く、歩道も設置されていない状況にありますが、当区間は通学路にも指定されておまして、安全の確保の観点などからも、道路整備の必要性は認識しているところでございます。このため、御質問の未改良区間につきましては、ほかの事業箇所の進捗状況等を勘案しまして、今後検討してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 10番と11番の質問について

は、地元の団体と相談をして、延岡の選出の5名の県会議員と懇談会を持ちまして質問したものであります。今回、河野哲也議員と後藤議員は質問がありませんでしたが、5名の総意として質問したつもりであります。どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○丸山裕次郎副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時53分散会

12月3日（火）

平成 25 年 12 月 3 日（火曜日）

午前 10 時 0 分開議

出席議員（37名）

2番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3番	有岡浩一	(愛みやざき)
4番	凶師博規	(同)
5番	西村賢	(同)
6番	黒木正一	(自由民主党)
7番	内村仁子	(同)
8番	岩下斌彦	(同)
9番	後藤哲朗	(同)
10番	右松隆央	(同)
11番	二見康之	(同)
12番	清山知憲	(同)
13番	福田作弥	(同)
14番	渡辺創	(民主党宮崎県議団)
15番	田口雄二	(同)
16番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
17番	太田清海	(社会民主党宮崎県議団)
18番	高橋透	(同)
19番	星原透	(自由民主党)
20番	蓬原正三	(同)
21番	井本英雄	(同)
22番	中野一則	(同)
23番	中野廣明	(同)
24番	横田照夫	(同)
25番	十屋幸平	(同)
26番	山下博三	(同)
27番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
28番	徳重忠夫	(無所属クラブ)
29番	井上紀代子	(民主党宮崎県議団)
30番	新見昌安	(公明党宮崎県議団)
31番	鳥飼謙二	(社会民主党宮崎県議団)
32番	緒嶋雅晃	(自由民主党)
34番	押川修一郎	(同)
35番	宮原義久	(同)
36番	外山三博	(同)
37番	坂口博美	(同)
38番	中村幸一	(同)
39番	丸山裕次郎	(同)

欠席議員（1名）

33番	松村悟郎	(自由民主党)
-----	------	---------

地方自治法第 121 条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	稲用博美
副知事	内田欽也
総合政策部長	土持正弘
総務部長	四本孝
危機管理統括監	橋本憲次郎
福祉保健部長	佐藤健司
環境森林部長	堀野誠
商工観光労働部長	茂雄二
農政水産部長	緒方文彦
県土整備部長	大田原宣治
会計管理者	梅原誠史
企業局長	濱砂公一
病院局長	渡邊亮一
財政課長	福田直子
教育委員長	齊藤和子
教育長	飛田洋
警察本部長	白川靖浩
代表監査委員	宮本尊秋
人事委員会事務局長	内戸保博

事務局職員出席者

事務局局長	田原新一
事務局次長兼総務課長	山内武則
議事課長	福嶋幸徳
政策調査課長	佐野詔藏
議事課長補佐	内野浩一朗
議事担当主幹	伊豆雅広
総務課主任主事	橋本季士郎
議事課主任主事	川崎一臣

◎ 一般質問

○福田作弥議長 ただいまの出席議員34名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。私は、今議会の一般質問で、米の生産調整、いわゆる減反政策の見直しに多くの質問があり、活発な論議がされることを大いに期待しておりました。しかし、昨日までの4日間で、15名中3人の議員がこのことに一部触れただけで、本格的な質問はありませんでした。私はまことに残念な気持ちで、一抹のわびしささえも感じております。

今まで長いこと米は日本人の主食であり、日本農業の根幹を成すものというのが我々の認識であり、そのことが日本農業政策でありました。残念ながら今日、米よりもパンの消費のほうが多くなってしまいました。米への認識が、消費者も生産者も大きく変わってきたのでしょうか。確かに、平成23年の宮崎県の米の産出額224億円は、農業産出額2,874億円の8%弱です。また、平成22年の名目での県内総生産額3兆4,967億円のうち、農業の占める割合は、3.5%の1,215億円です。推計ですが、米の県内総生産額に占める割合は、わずか0.2%です。これが、宮崎県の稲作や米に関する現在の実態でもあります。

ところで、宮崎県の水田面積3万7,300ヘクタールは、耕地面積の54%を占めています。また、米の販売農家は2万687戸で、そのう

ち8,916戸は米主体の農家です。多くの農家は、今まで43年の長い期間、国の方針に従い減反政策に協力してきました。日本の原風景と言われる、日本人のふるさとである美しい国土と農山村社会を守ってきました。今回の政策方針に対しても大きな反発もなく、半ば諦めの状態のようにも見えますが、これを見て、全ての農家が減反見直しの政策に理解を示したと思うのは、早とちりというものです。政策を誤ると、日本人の魂とともに、農山村のみならず、日本の社会全体が崩壊していきます。政策の施行は拙速であってはなりません。熟慮の上にも熟慮が必要です。このことを申し上げて、今回の水田農業の大転換である減反廃止の政策等について愚直に質問をいたしてまいります。

では、5年後の平成30年からの生産調整、減反政策の廃止や減反補助金の廃止、来年からの主食用米から飼料用米への転作促進など、国の新たな水田政策を宮崎県としてどう受けとめ評価しているかを、農政水産部長にお尋ねいたします。

以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○農政水産部長(緒方文彦君)〔登壇〕 答えいたします。

国が決定した米政策についてであります。その内容は、1つに米の直接支払交付金、いわゆる減反補助金の減額、2つに飼料用米等への支援の拡充、3つ目に日本型直接支払い制度の創設などであります。これらのうち米の直接支払交付金につきましては、現行の半額の7,500円に削減されることから、昨年度の実績から見ると、県全体で7億8,000万円程度の減少が見込まれます。一方で、支援が拡充される飼料用米や、本県で交付実績の多い稲発酵粗飼料用稲、

いわゆるWCS用稲、さらには県内で確実な需要が見込まれる加工用米の交付単価等、支援制度の詳細がまだ明らかにされていないため、現時点で県内への影響を十分に把握することが困難でありまして、評価はまだ難しい状況でございます。

いずれにいたしましても、国に対しましては、関係団体とも連携しながら、地域の特色を十分に反映し、農業者にとって生産意欲が向上し、将来的な経営展望が描ける制度の構築につきまして、あらゆる機会を通じて要望してまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○中野一則議員 私は、今回の減反政策の見直し、これは単なる米の見直しではなくて、TPPの聖域のなし崩しにつながるものではなかろうかと、そういう認識をいたしております。重要5品目がありますけれども、意外と米が最初に狙われているんじゃないかなと、そう思っているわけでありまして。そうならないようには期待いたしておりますけれども、どうもきな臭い、そういう気がしてなりません、担当部長としてその辺の御見解はどうでしょうか。

○農政水産部長（緒方文彦君） このたびの米政策の見直しにつきましては、基本的な方向性として、10年後の農業の成長産業化を見据え、生産者や団体等の主体的な経営判断や販売戦略に基づき、需要に見合った米生産を行うための構造改革の一環として実施されるものと伺っております。このため、TPP交渉にかかわらず進められるものと承知しております。

○中野一則議員 今度の減反見直し政策、新聞等を注意して見ております。特に農業新聞等を見ておりますけれども、大して反論というか反発というか、反対のような動きもないし、さっ

きも言いましたが、諦めの状態というふうな気がいたします。そのことが極めて危険なことだと、こう思っております。きょうも東京日比谷で3,500名の集会があります。これはあくまでもTPPへの反対というか、そういう行動で、農協の青年部は、きのうから座り込みもしているという話も聞いております。いわゆるTPPの妥結、これは仮に妥結しても、条約発効までは10年ぐらいあるんでしょう。その間に、米の減反政策は、ちょうど半分の5年で終了する。そして、残りまだ5年以上あるわけですが、何かなし崩しに、この減反制度の廃止とともに、TPPへの聖域の見直しというか米の除外、そういうものがあるんじゃないかなという気がしてなりません。今、大して動きをしていない農家に対しても、あるいは農業団体に対しても覚醒を促して、とるべき措置をとらないと大変なことになるよということを申し上げたいと思っております。

それから、今回の見直しについて、いろいろと、いろんな人が取り組んでやっておりますが、これを最初に言い出したのが10月24日の産業競争力会議農業分科会ですよね。このメンバーを見ますと、座長は甘利経済再生担当大臣、この大臣は、TPP担当の大臣も兼ねて、一生懸命それに取り組まれております。今、3日ばかり入院中だという報道もけさありましたけれども、これもおかしいなという気がいたします。7日からシンガポールで閣僚会議がありますから、じっくりと内輪で話をする機会にしているんじゃないかなと、そういううがった見方もしたいぐらいであります。それから、メンバー11人を見ますと、TPPに非常に前向きな閣僚4人、それから大学教授2人、あとは経済団体の方たちで、いわゆる大手会社の社長さん

たちであります。しかも、この人たちは大方TPPに積極論者の人たちであります。そういう人たちが農業分科会で減反廃止を呼びかけたというのが今回であります。

それで、ローソンの代表、新浪さんが、そのことを口火を切って発言されたわけですが、このローソンというところは、3年前から全国に、今のところ10カ所ありますが、農業に参入をしております。ローソンファーム何々という会社が、宮崎県にもことしの初めにできましたけれども、そういう方が、減反廃止、補助金・助成金廃止を呼びかけながら、自分の会社で補助金をもらっていないかという、そうでもないですよ。その10カ所の総額補助金は幾らかということ調べてくれということでお願いしておきましたが、担当部長教えてください。

○農政水産部長（緒方文彦君） 総額につきましては把握しておりませんでしたので、現在調査中でございます。

○中野一則議員 せめて宮崎県の額を教えてください。

○農政水産部長（緒方文彦君） ローソンファーム宮崎への補助金の状況でございますけれども、施設整備等の事業費約1億7,300万円に対し、国庫補助金で約8,200万円、県補助金で約1,900万円を交付しております。

なお、このローソンファームでございますが、1.7ヘクタールの経営規模で、新たに10名を雇用したキュウリの通年栽培を行っているところでございます。

○中野一則議員 今、県が進めているフードビジネス産業、この優等生みたいな形で取り扱われているようでありますけれども、よくよくこの人の発言を聞くと、注意すべき人物である

し、私としては、これからのこの会社の成り行きを見守っていききたい、このように思っております。

では、具体的に質問していきたいと思うんですが、これから先の米価の動向はどんなふうになるのか。現状が維持できるのか、それとも逆に高くなってしまふのか安くなってしまふのか、その辺の想定でもいいですから部長のお考えを。また、実際、米の需給調整機能が新しい制度で機能するのかどうか、そのことを含めてお尋ねいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 今回の米政策の変更によりまして、農家が米の生産調整を行わず主食用米の作付を拡大した場合、主食用米の在庫が大きく増加することが見込まれ、その結果、米価が下落することも懸念されます。また、米価が適正な水準を下回ると、担い手の減少や高齢化の進行とも相まって、水田農業の維持・発展は大変厳しくなるおそれもあると懸念をしております。このため県といたしましては、新たな対策において、地域の作物振興の設計図となる水田フル活用ビジョンを策定する中で、自給飼料として需要の確実なWC S用稲や、焼酎原料用として県内で需要が見込まれる加工用米などの生産振興を通じて、主食用米とそれ以外の作物を組み合わせた収益性の高い水田農業の確立に努めていきますとともに、人・農地プランや農地中間管理機構など、関連する制度の効果的な活用を通じて、水田農業の維持・発展に努めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 答弁者は質問したことだけに答弁してください。質問していないことを答弁したって意味がないですよ。こっちにも準備というものがありますからね。

今、答弁されましたが、県下の耕地面積の54

％、3万7,300ヘクタール、これが水田であります。減反率が48.6%であります。現在の販売農家は、先ほど質問して言ったんですけれども、2万687戸、うち米主体が8,916戸、こういう水田と、それから農家がおられるわけですね。そういう中でのこれからの水田稲作農業の展開というものはどうあるべきか、どのように思っているのかお尋ねしたいと思います。

知事も、新聞報道で見る限りでは、今度の減反見直しのときのコメントは、「受けとめざるを得ない」ということで、一定の理解を示されることを発言されておるようでありまして、このことは、熊本県の「マイナス影響があつて懸念する」とか、鹿児島県の「時間をかけて検討すべきだ。拙速はやめてくれ」という発言からすると、いろんなことの、今までになく一歩踏み出した発言をされております。

また、緒方農政水産部長は6月議会で、私の質問に対して、「本県における企業の農業参入は、積極的に推進する。今後とも、農業者あるいは企業の支援に努めてまいりたい」と、いわゆる企業中心の発言をされております。それからまた、水稻そのものは単作ではなかなか経営が難しいということも、あわせて答弁をされております。さっきも、ちょっとそのことの答弁もあったようですが、宮崎県の水田農業の展開をどのようにされるのか、再度お尋ねいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 水田農業の展開でございますけれども、今後、主食用米とそれ以外の作物を組み合わせまして、収益性の高い水田農業の確立を図っていく必要があると考えております。そのために、人・農地プラン、あるいは今検討されております農地中間管理機

構など、関連する制度がございますので、その効果的な活用を通じて、水田農業の維持・発展を図ってまいりたいと考えております。

○中野一則議員 それから、先ほどちょっと触れられましたが、飼料用米のほうに転作をするということなんですが、これが宮崎県に果たして定着するのか。補助金8万円プラス・マイナス2万5,000円ではありますが、いまだに、どのくらいの価格で販売されるのか、それがもみなのか玄米なのか、加工料金も含めて販売できるのか、その辺がまだはっきりとしておりません。非常に農家も不安があります。そういう中で飼料用米が宮崎県に定着するのかなという気がいたしますが、どういう御見解でしょうか。

○農政水産部長（緒方文彦君） 飼料用米につきましては、現在の経営所得安定対策の中で、本県でも作付がなされておりますが、昨年の例では、販売価格が玄米1キログラム当たり30円程度となっております。そのため、販売額だけでは利益が出ない状況となっております。飼料用米の推進に当たりましては、飼料メーカーとのマッチングや、飼料用米の集荷・流通・保管施設などの流通環境の整備が課題でありますので、県といたしましては、需要動向や助成水準など、飼料用米の推進に必要な情報の収集に努めまして、慎重に判断してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 1キロ30円取引ということでしたが、もみ換算にすれば、もみ換算率60%のときに50円ですよね。玄米で30円の場合、反当500キロとれても1万5,000円しかないという金額になります。そしてまた、飼料用米への補助を今からどんどんやるということ、さっき言った金額があるわけですが、果たしてこれがずっと続くのか。主食用米

に補助するのがけしからんと言ってそれを見直すのに、飼料用米はオーケーというのがずっと本当に続くのか。後でまたこれもカットされるんじゃないかなという気がしてなりません。いずれ、「飼料用米に補助するのは本末転倒」とか、いろいろなことが言われかねない、こう思っておりますが、そういう懸念はないでしょうか、お尋ねいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） この制度の改革の具体的な詳細がはっきりしておりませんので、しっかりとは答えられないんですけれども、そのような懸念も考えまして、慎重に判断してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 結果的に、主食用米も、そして飼料用米も補助金がカットされていくということで、いわゆる完全なる補助金のない自由な競争の中です。価格はどんどん安くなって国際競争力もつくとかなんとかと言われ、そういう見通しがつくとかいうことになってしまえば、やはり最初言ったとおり、米はT P Pの聖域から外されると、私はそんなふうになるんじゃないかなと非常に懸念をいたしております。

次に、日本型直接支払い制度についてであります。農地維持支払い、資源維持支払い、こういうことで取り組んでおられます。これもまた、宮崎県に定着するかしないか、見通しをお聞かせください。

○農政水産部長（緒方文彦君） 日本型直接支払い制度につきましては、経営所得安定対策の見直しに合わせまして、国土保全や水源涵養、景観形成など、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図ろうとするものでございます。本制度は、農業を基幹産業とする本県にとりましても重要な施策であります。制度の骨

格が現在示されただけで、交付対象となる具体的活動や地方負担など詳細な内容は明らかになっておりません。このため、農業者が取り組みやすく、制度導入が円滑に進むような制度設計となるよう、引き続き、国に要望するとともに、情報収集に努めたいと考えております。

○中野一則議員 飼料用米への転換とかこういう直接支払い制度、農地を守ろうという大義名分が立ってはおりますけれども、現実には非常に厳しい。例えば現在の耕作放棄地が、宮崎県では水田の2%、699ヘクタールあります。それから、県内の水田の未整備水田面積が2万2,273ヘクタール、全体の60%です。逆に言えば整地された農地は40%しかないと、こういうことでありますし、また土地改良区が管理している水田、用排水路がありますが、これが1万7,524ヘクタールで47%です。53%は、土地改良区も入っていない個人管理とか昔型の水利組合で農地を管理している、こういうことになります。

それで私は、特に山間地の市町村のことをちょっと調べました。山間地というのは、西米良村、美郷町、諸塚村、椎葉村、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、この7町村です。ここの水田面積が3,185ヘクタール、そして水田整備の面積が332ヘクタールであります。整備率10.4%。それから、こういう条件の悪いところではありますが、さっき県全体では2%の耕作放棄地があると言いましたけれども、ここは耕作放棄地が1.2%なんです。条件の悪いところで一生懸命農地を守ってされていると。もちろん減反にも協力されている、そういう地域であります。しかし、現実問題として、これから日本型の直接支払い制度とか云々と言うけれども、米価の推移にもよりますが、この地域がこれ以上水田農業ができるのかどうか、非常に懸念する地域で

ありますし、これから先は、高齢化とかいろいろな形で、水路の管理もできない、農地を耕すこともできないということで、耕作放棄地がかなり増大するのではなからうかという、非常な心配をいたしております。こういうところの出身の同僚県議にも尋ねてみましたが、非常に心配をされておりました。担当部長は心配ではありませんか。

○農政水産部長（緒方文彦君） 御指摘のとおり、米をつくらぬ水田が有効に活用されなければ水田の耕作放棄地化が進むと、私も大変懸念をいたしております。

○中野一則議員 減反にかかわる問題は以上で終わりたいと思いますが、一言で言えば、今度の制度は、将来の水田農業のみならず、日本の農業に大きな禍根を残すことにもなりかねない問題だと、こういうふうに思っております。最初述べたとおりにならないように、ひとつ真剣に取り組んでもらいたいと思います。

次に、畜産関係について若干触れていきたいと思っております。

まず、牛であります。子牛価格が大変高く、ずっと50万円台で推移いたしております。大変喜ばしいことであります。ところが、繁殖農家、いわゆる子取りの農家が、この10年間で37%減少しております。それから、頭数にして27%の減です。この1年間だけをとっても、県の調査では450戸、そして600頭減っている。価格は高いのに現実はずいぶん頭数が減っていると、こういうことです。果たしてこれが高齢者ということばかりが原因なのかなという気がしておりますが、農政水産部長のお考えをお聞かせください。

○農政水産部長（緒方文彦君） 御質問の中にありましたように、県内の子取り用繁殖雌牛の

飼養戸数、飼養頭数とも減少いたしております。本県の肉用牛産業は、畜産産出額の約30%を占め、飼養頭数も全国第3位の重要な産業でありますので、肉用牛繁殖経営の減少というのは、本県畜産の将来にとっても大変大きな問題であると認識いたしております。

○中野一則議員 西諸でこの前、県の共進会がありました。和牛の部門で西諸が3連覇ということで、そのお祝いがあったわけですが、10人出品された、そのうちの8名は20代から30代の青年でありました。私も大変うれしく、また逆に元気づけられたわけですけれども、こういう後継者もおります。おりますので、ぜひ生産農家を維持、そして頭数も増頭するような対策を、抜本的な対策をとってほしいと思うんです。カンフル剂的にも何か方法はありませんか、部長。

○農政水産部長（緒方文彦君） 現在、市町村やJA等関係機関と連携しながら、各地域ごとに、地域の実情に即した繁殖基盤のあり方について検討を行っております。また、国庫事業等を活用して、規模拡大を図る農家や新規就農者への施設整備支援に加えまして、JA等による繁殖農家等の整備についても推進して、繁殖基盤の強化に努めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 繁殖農家があれば、相対して肥育農家があります。地域内一貫経営ということで、過去、肥育農家を育成しようということで県も農業団体も一生懸命取り組んできました。県内で生産された子牛をほとんど、この地域で肥育するというのが一番いい状態でありましたけれども、肥育農家も実は非常に悲鳴を上げていらっしゃいます。子牛価格の高騰とか餌高、こういうことも言われますが、こればかり

が原因なのかなど。肥育農家が1軒ぼしゃってしまえばいろんな影響がある、このように思っております。子牛価格が高いのも、こういう肥育農家が健全であることが最大の条件ですよ。しかし、実際は肥育農家が非常に経営的に困っていらっしゃいます。その状況を御認識されているかどうかを部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 本県の肉用牛肥育経営を取り巻く環境でございますけれども、配合飼料価格の高どまり、あるいは本年4月以降、肥育素牛価格が徐々に上昇しております、特に9月以降は平均価格が50万円を超えるなど、前年同期と比べましても約10万円程度高く、素牛導入も厳しい状況にあると認識しております。

○中野一則議員 本質的には、ちょっと言いづらいですが、経営という面からも把握して指導するようにしてください。そうしないと肥育農家、大変な結果になってしまうというのが私の認識であります。それで私も、質問するからには現場に足を運んでいろいろと調査してきましたが、農家からは、どうしてもマル緊事業の継続をしてくれとか、導入補助金について県もひとつ助成をやってくれとか、いろいろと出ましたから、引き続きこの辺のことは継続して、あるいは検討していただくように、よろしく願いたいと思います。

次に、養豚についてであります。枝肉がここに来ていろんな状況で高くなってきております。ところが、相も変わらず養豚農家もやめられる方が後を絶たないというのが現実であります。ひところからすると何十分の1になっているわけです。それで、今残っている方はそれなりの経営者だというふうに思っておりますが、それでも経営をやめられるという農家がありま

す。そのあたりの養豚農家の経営状況をお尋ねいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 養豚経営につきましては、枝肉取引価格の低迷、あるいは配合飼料価格の高どまりの影響で、大変厳しい状況にあると認識いたしております。そのため、県といたしましては、粗収益が生産費を下回った場合に補填を行います養豚経営安定対策事業に対し、生産者の負担軽減のため積立金の一部助成を行うとともに、規模拡大や生産効率化のための施設整備への支援を行っているところでございます。

○中野一則議員 J A経済連グループの株式会社ミヤチクの直接農場であります都城御池農場、これが先月の22日に落成式があったようであります。そして、もう既に導入も始まっているというふうにお聞きいたしております。約11億かけてつくられましたし、県を窓口、国庫補助金も約2分の1出されております。ここは母豚1,500頭で子豚を生産して、傘下の12戸の農家に子豚を供給して、そこの農家が肥育してまた出荷するという形でやるということでありませう。私は非常にいい形でこれがあるなと思っております。

そして聞いたら、12戸の農家も、今まで全が一貫経営であった人たちが、思い切ってこの際、肥育経営に転換をされたわけです。そしてまた、経営の中身も個々非常にすばらしい方がほとんどで、経営者も40代、あるいはそれ以上の方は全戸後継者がいるという養豚農家であります。しかし、肥育経営規模が12戸平均が1,155頭であります。1,000頭以下が7戸ということで、これではちょっと、もっと規模の充実拡大を図らないと、やがて経営が難しいんじゃないかなど。今、肥育の豚は、借金が全くなく

て2,000頭ぐらいでない、預託料の収入ではやっていけないというのが相場でありますから、そういうことも考えました。

また、養豚農家で一番の問題はふん尿処理です。ふん尿処理のあり方、これが一番ネックであります。そのことにより投資が要ると、こういうことでもあります。ですから、せっかくこういう形で12戸の肥育農家をこれから育成していくわけですから、県もこれが一つのモデルということで経営支援を、あるいはいろんな形の農家育成をやってほしいと、このように思います。できたらもっと規模拡大もすべきだと、こう思いますので、その辺のことを含めて担当部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 子豚の供給先に計画されている12戸の農家でございますけれども、御質問の中にもありましたように、現在一貫経営を営んでおり、今後、肥育専門経営への転換をすることによりまして、繁殖部門にかかる労働力の負担軽減が図られることに加え、オールイン・オールアウト方式の導入により豚舎の衛生管理が徹底され、慢性疾病の清浄化による生産性向上が図られるということから、1戸当たりの年間出荷頭数が現在約2,200頭でございますけれども、これが3,000頭まで増加すると、そういうことによって収益の増加が見込まれております。今後とも、この農家が安定した経営が図られますように、関係機関と連携して、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 そういうことで、支援をよろしくお伺いいたします。せっかく地域内一貫経営という形でスタートしたわけですから、この構図が絶対崩れないように、農家基本であるべきですから、そういう体制ですと行くよう

に、よろしくお伺いしておきたいと思っております。

大分時間がなくなりましたので、人事の観点から職員の自殺について、いろいろ課題があるようでありますから、総務部長に質問してまいりたいというふうに思っております。

私がお願いして調査しました。この10年間、いわゆる平成16年から本年度までの間に職員がどのくらい自殺したかということで調べましたら、31の方が自殺をされておりました。そして16年、17年はゼロだったんですが、18年からは毎年3人ないし4人が自殺をされているという状況であります。ところが、ことしはもう既に8名の方が自殺をされている。知事部局が2人、教育委員会が2人、警察本部が2人、病院局が2人、合わせて8名であります。総務部長、この増加の原因あるいは現状をどのように分析、認識されているかをお尋ねいたします。

○総務部長（四本 孝君） 今、議員がおっしゃいましたような数で、特に平成25年は全部局合わせて8名という自殺者が出ておるところでございます。私も大変残念であり、心を痛めているところでございます。これが増加した原因というのはなかなか難しいわけでございます。一方、鬱病等を発症して病気休暇をとったり、あるいは休職をしたりという職員も相変わらずふえておりますので、そういうメンタル面の対策というのを今後十分とっていく必要があるものと考えております。

○中野一則議員 原因がはっきりしないようでしたが、仕事、業務上が原因で自殺というケースは、ことしに限ってあったものかどうかお尋ねします。

○総務部長（四本 孝君） 職員の自殺の原因でございますが、これは、それぞれさまざまな要因が複合的に重なって起こっているものが多

くありまして、なかなかその原因が、仕事だとか何だとかというのを特定することは非常に難しい面がございます。しかしながら、この問題は、かけがえのない職員の命や御家族の人生にかかわる重大な問題であると認識しておりますので、深刻な結果に至らないためにも、職員の抱えるさまざまな悩みを早期に把握し対処していくことが、何よりも重要であると考えております。

○中野一則議員 原因がわからんということですよ。あえて聞きますが、病気が原因という方もおられたものでしょうか。調べたら、8名の中に休職中は1人ということでしたが、お尋ねしたいと思います。

○総務部長（四本 孝君） 病気といいますか、特に精神的な、鬱病とかが原因で自殺の職員が相当数おるものと考えております。

○中野一則議員 そういうメンタル的な面で、鬱病ということ等で自殺に至ったということを暗に認められたような答弁でありましたが、そういう人たちを人事の面で、特に異動の面で救うというか、対応というか、そういうことはできなかったものかどうか、あわせてお尋ねします。

○総務部長（四本 孝君） 鬱病を初めといたしまして、メンタルダウンいたしました職員につきましては、本人の所属に加え、復職コーディネーターや保健師などによる復職に向けたきめ細かな支援に努めているところであります。また、そういった職員の人事異動ということにつきましては、本人の病状を最優先に、異動に対する具体的な本人の希望、あるいは適性や能力、これまでの経験、家族の状況に加え、異動先の所属における業務の内容や受け入れ体制などを十分検討しながら、復職支援会議にお

ける専門医や主治医の意見も踏まえた上で、慎重に対処しているところであります。

○中野一則議員 部長、そんな発言はないですよ。そういうことをしなかったから自殺した職員もいるじゃないか。9月10日のこの例は、人事異動をちゃんと配慮しておれば発生しなかった。自殺を防止できたと私は思いますよ。そうじゃなかったですか。部長の見解をお聞かせください。

○総務部長（四本 孝君） 人事異動が直接の自殺の原因であったかどうかということは、なかなか断定できないと思いますが、少なくとも、鬱病の病状が異動をきっかけとして悪化したということは考えられるところかと思っております。

○中野一則議員 辞令内示があったときの本人のあの苦渋に満ちた顔、瞬間の顔を見たときに、何とかしてあげたいと思うべきだったと思うんです。残念でなりません。先ほど、生命の重さ云々ということを言われましたが、そのとおりであって、命というものは非常に尊厳なものでありますから、これからの異動については、このことをよくよく考えて配慮してください。1人でもこういう自殺者を減らすというのが県の大きな課題だと思います。人をもって県政をやっているわけですから、何もあちこち事業をやっているというのが県ではありませんからね。病院局とか企業局とかそれは別ですけども、一般の職務は人が資本なんですから、財産なんですから。一人一人は優秀な職員が採用されてきて、それを100%生かして、そして県政をもって県民に還元する、それが県庁ですからね。1人でもこういうことを減らすようによろしくお願ひしたいと思います。

さっきからメンタル面で云々ということを言

われてきましたが、今この状態、これは知事部局だけでよろしいですが、鬱病などのメンタル症状の職員が何人おられるのか。そしてまた、休職中の職員が何人おられるのかを把握しておれば、お尋ねいたします。

○総務部長（四本 孝君） 申しわけございません。ちょっと今、手元に数字がございませんので、後でしたいと思います。

○中野一則議員 かなりの数字になるんでしょうかね。

○総務部長（四本 孝君） ある一定の数字になっておりまして、しかも、なかなか減らない状況が続いているというふうに認識しております。

○中野一則議員 そういう人たちは、さっきから言う人事面でちゃんとケアしてきたということになるんですか、されておるんですか。

○総務部長（四本 孝君） 昨年から復職支援アドバイザーというような職務を設けまして、一人一人の職員について、職場、所属、それから医師、保健師等いろいろ相談をして、回復の状況を見ながら、復職なりのケアをしておるところでございます。

○中野一則議員 何回も言うように、ことしは8名というのは異常な数字ですからね。そしてまた、3月まではしばらくまだ時間もあるわけです。これから先1人もそういうことがないように、そしてまた、これから先の人事においても、そういう人をきちっとケアすることはもちろんであります。配慮した人事措置をされて、人事の面で、あるいは仕事の面で悩んで自殺とか、そういうことにはならないようにしてほしい。そのことを要望して質問を終わります。（拍手）

○福田作弥議長 次は、井本英雄議員。

○井本英雄議員〔登壇〕（拍手） それでは、一般質問に入ります。少々順番があちこちしますし、あと在宅医療を、もしかすると途中で時間切れでやめるということもあります。

それでは、質問に入ります。まず、知事の基本姿勢についてであります。

山本七平の「「空気」の研究」という有名な本があります。それを踏まえて池田信夫さんが「「空気」の構造」という本を出しております。この本によると、マッカーサーが第2次世界大戦に勝って日本に乗り込んでまいりました。そして、戦争を始めた人間を捉えようと思っているわけであります。ドイツではヒトラー、イタリアではムッソリーニ、日本にもたしかそういう人間がおるに違いないということで捜し始めたわけですが、最初は天皇裕仁じゃないかということで調べたけど、どうも違う。じゃ東条英機か。やっぱり調べて、どうも東条英機じゃないみたいだなと。というのも、東条英機というのは、開戦が決まった夜は「戦争をとめられなかった」と言って男泣きに泣いたという、そういう人でありますからね。結局誰が戦争を始めたんだらうということで占領軍は困ってしまって、結局、東条英機以下を戦犯にしてしまったという話である。

では、誰が一体戦争を始めたのかということになります。結局、そのときの空気が戦争を始めたというのが、山本七平、それから池田信夫さんの考えであります。ということは、当時、日本にはリーダーがいなかったということになります。1939年、関東軍と旧ソ連軍が戦ったノモンハン事件、ここにおいて日本軍が惨敗いたしました。そのときの敵の大將ジューコフは、「日本軍の下士官兵は優秀である。下級将校は普通である。上級幹部は愚劣」というふう

に評したそうであります。

日本は農耕民族のためか、指導者に強いリーダーシップを必要としてきました。現場の人間の判断に任せて「後はよきに計らえ」というのが日本の指導者像であります。平和なときならこれで結構であります。しかし、危急存亡のときにはこれは問題であります。記憶に新しいところでは、福島第一原発の東京電力幹部の対応などはこれに当たるのかもしれませんが。明治維新においては、下級武士がリーダーとなって強烈なリーダーシップを発揮して、国難を乗り越えてまいりました。

問題は、今の世界であり、今の日本であり、今の宮崎であります。アメリカ国家情報会議の報告では、2030年までにはGDPで中国はアメリカを追い抜くと予想しております。また、アジアが国際社会・経済の主役になると予想しております。今、時代は大きな曲がり角に来ていると予想しているところであります。グローバル化のさなかにあつて、今、日本が対応しなければならぬ問題はたくさんあります。今、強いリーダーシップを必要とする時代だと私は思います。知事は今の時代をどのように捉えておられるのか、そして、自分はどのようなリーダーになりたいと思っておられるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

以上、壇上での質問を終わって、質問者席からの質問にしたいと思います。ありがとうございました。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

現在の我が国では、人口減少社会の到来や経済社会のグローバル化、地球環境問題に加えまして、社会のあり方や価値観を根底から覆すような出来事となりました東日本大震災の発生な

ど、社会情勢が大きく変化をしております。また今、議員から御指摘がありましたように、アジアの急速な台頭、またインターネットというものが社会に及ぼす影響、本当に大きな地殻変動、構造変化が起きている状況であろうかというふうに思っております。宮崎を初め地方が、それらにどのように対応し、明確なビジョンのもとでいかに魅力や特性を伸ばし、課題を克服しながら次の世代に継承していくか、今まさに問われているものと考えております。

こうした中、我が宮崎県におきましては、地域経済、雇用全体の底上げ、防災・減災への取り組み、人口減少社会への対応など課題を抱えておるところでありまして、その課題解決に向けて全力を挙げて取り組んでいく必要があるかというふうに考えております。一方で、東九州自動車道や細島港を初め社会資本整備の大きな前進、宮崎牛の日本一連覇達成など、東九州地域、さらには東アジアへと視野を広げつつ、新たな成長に向け大きく飛躍する絶好のチャンスというふうに捉えることもできるのではないかと考えておるところでございます。この機を逃さず、大きく力強く帆を進めるべきときが来ているものと考えております。

このようなときにありまして、私が思い描く、リーダーにとって大切なことは3つございます。1つには、こうした現状というものをしっかりと把握し、将来を見据え、明確なビジョンを示すこと、そして、事に当たっては迅速かつ的確に判断して指揮をするということでもあります。明確なビジョンということでもあります。2つ目は、県勢発展には、職員はもとより県民の多様な力を発揮する、それを結集することが大変重要であろうかと思っております。そうした県民の力を結集する、またさまざま

まな力を宮崎に集めてくる、そのような環境をつくること、そしてリーダーがその核、先頭となっていくことが大事であろうというふうに考えております。そして3つ目は、リーダーが担うべき重荷を担う覚悟ということ、そして結果に対するしっかりとした責任を持つことであるというふうに考えております。今後とも、私としましては、「対話と協働」を基軸としまして、必要な場面におきましては果敢な決断をし、強いリーダーシップを持って、県民の皆様先頭に立って県政運営に当たってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○井本英雄議員 ここに職員の不祥事についての報告があります。知事はこれに対して、幹部を呼んで訓告し、職員にメールを送ったということではありますが、果たしてこれで効果があるものなのか、本当に疑問であります。まず第一に、知事は何の責任も感じないのかということであります。昔の戦であれば、トップに立つ者が誰であるかで、兵隊の士気が高まったり、あるいは弱まったりしたものでもあります。また規律もそうであります。こんなに職員の規律が悪いのは、河野知事、自分がトップにいるからだと考えたことはないのでしょうか。自分の責任だと思わないのでしょうか。トップとして何らかのけじめをつけるべきだと私は思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 県民の県政に対する信頼を揺るがせかねないさまざまな不祥事の発生に対して、まことに申しわけなく思っております。トップとして、こうした不祥事をしっかりと根絶をしていかななくてはならない、そのような決意でおるわけでございます。これまでも、官製談合事件や不適切な事務処理問題など、大変苦い経験をしているところ

でございます。こうした不祥事を二度と起こさないという決意のもとに、コンプライアンス意識の徹底に努めてきたところであります。また、懲戒処分の基準の厳格化、また準公金についても取り扱い基準を示すなど、不祥事が起こりにくい環境整備に取り組んできたところであります。その結果、職員の処分件数、懲戒処分の件数全体としては減少しております。今御指摘がありましたように、ことしに入りまして、酒気帯び運転や窃盗など県政の信頼を損ねかねない事案が連続して発生をしております。大変申しわけなく感じており、再発防止に向けてしっかりと取り組んでまいりたい。各部局長をメンバーとする臨時会議を開催し、改めてサービスの徹底を指示したところでございますし、私からも直接職員にメッセージを発したところでございます。今後とも、さまざまな工夫を凝らしてさまざま取り組みを進めることで、この不祥事の根絶を、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 要するに、何のけじめもつけぬということでもありますね。

不祥事の数は減った。しかし、悪質なものがふえたと聞いております。なぜなのか。不祥事を再発させないためには、ある程度原因を特化してこそ、それに対する対応策もとることができるのであります。知事は何が原因であると考えておるのか、御意見を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 職員の不祥事につきましては、例えば交通違反などは職員の規範意識の不足、気の緩みなどが原因と考えられるところであります。これらについては、コンプライアンス意識の徹底を繰り返し繰り返し行うこと、これに尽きるというふうに考えておるとこ

ろでございます。一定の改善はされておるところでございます。しかしながら一方で、事案によっては、社会情勢が大きく変化する中で、家庭の問題や多重債務といったさまざまな悩みなどが背景となっているケースもございます。こういった不祥事が起きるのは、職場内の人間関係が以前に比べ希薄になっているのではないか、さまざまな原因、背景というのがあるのではないかという分析もございます。こうした不祥事は、個人的な要素も強うございます。全体的に共通するような原因を突きとめるのは困難であります。一つ一つ具体的な事案を踏まえ、その教訓というものを次に生かしていくというような思いで、今後、不祥事の防止に向けてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 答えになっておりませんがね。しょうがない。先に行きましょう。

知事は再出馬の宣言をされました。知事は、あらゆる質問に対してさりさりとして答えてまいります。しかし、何か物足りない。宮崎県出身の知事だったらもうちょっと違うのではないかなと思うことがよくあります。ガッツみたいなものです。それはほんのちよつとの差かもしれません。しかし、それが積み重なれば大きな差となってくるでしょう。秋月藩出身の上杉鷹山公は、それこそ人に言われぬ苦勞をしたようであります。周りの人から、「かわいそうに、そこまでしなくてもいいのに」と言われたものがあります。知事、あなたが上杉鷹山公のようになりたかったら、宮崎県出身者の何倍もの努力をしなければならないと思います。知事、その覚悟はおありなのか。2期目を目指しての覚悟を、もう一度お聞きいたします。

○知事（河野俊嗣君） 厳しく叱咤激励を賜

り、真摯に受けとめておるところでございます。

私としましては、先ほど答弁しましたように、本県は今、大きく飛躍するチャンスも迎えておるのではないかと。東九州自動車道や細島港の整備、また宮崎牛の連覇というものがあります。まさに東九州の新時代を迎えている、そのような思いがございます。これまで築き上げてきたものをしっかりと生かしながら、この東九州の新時代を牽引する宮崎県をつくってまいりたい、その先頭に私が立ってまいりたいという思いで、再選出馬というものを決断したところでございます。

今、県外出身という御指摘もございました。県内出身の知事であればそれほど努力をしなくてもいいということをおっしゃられたのではないというふうに思っておりますが、私としましては、土日も含めて地域に足を運び、県民の皆さんとの対話というものを積み重ね、しっかりと県民の力を結集する、そしてその核となるリーダーたるべき自分というものをつくり上げていくために、さまざまなネットワークをこれまで築いてきたところでございます。そうした基盤というものを生かす、国、県、市町村のしっかりとした連携のもとに、さらなる宮崎の発展に対して、自分というものがしっかりとその先頭に立って役割を果たしてまいりたい、そのような決意でございます。

○井本英雄議員 それでは……。

○福田作弥議長 暫時休憩いたします。

午前11時4分休憩

午前11時9分開議

○福田作弥議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

井本議員。

○井本英雄議員 済みません。本当に。どこかで原稿がですね。(発言する者あり)

○福田作弥議長 質問者、お願いします。

○井本英雄議員 済みません。

若者の雇用についてお聞きします。

今や非正規雇用が3分の1、若者の半分が非正規雇用と言われております。これではまともな結婚もできません。福沢諭吉は、「福沢諭吉心訓」の中で、「世の中で一番さびしいことは自分の仕事がないことです」と言っております。本当に困った世の中になりました。雇用のミスマッチの問題、正規雇用・非正規雇用の問題、終身雇用の問題、新卒一括採用システムの問題、キャリア教育の問題、これらの問題は全て相互関連しており、単独で解決のつく問題ではないと理解するに至りました。私は前回、6月の一般質問で、日本は既に成熟社会に入っており、経済の成長分野はほとんどないという話をいたしました。ですから、決められたパイの中で席の取り合いをしているかのような状態ではないかと理解しております。そのような中で、問題解決に向けての大切な一歩は、同一労働・同一賃金の実施ではないかと思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 今御指摘がありました同一労働・同一賃金につきましては、同一価値の労働に対する同一報酬の原則というのが、国際労働機関憲章に盛り込まれた国際的な考え方であるわけでありまして。一方、我が国の終身雇用や年功序列賃金といった長期雇用制度のもとでは、正規・非正規という雇用形態の違いでありますとか、学歴、勤続年数による賃金格差は適法であるとの見解もあるところであります。こうした中で、国の産業競争力会議におきまし

ては、世界でトップレベルの雇用環境、働き方を目指して、同一労働・同一賃金についても議論が始まったところであります。幅広い観点からの議論も必要であると認識しておりまして、その動向というものを注視してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 1974年が最も利子率が高くて、今やゼロ金利の時代であります。本来なら事業家は安い金利のお金を借りて事業を展開し、そして金利を返していくものですが、今やそのような産業はなく、経済成長の伸び代は少ないという話を前回いたしました。

ところが、こんな中でも経済成長を続けていた先進国があったのであります。それは北欧諸国であります。北欧も日本と同じように第2次産業には限界が来ておりました。これを打破するために考えたのが、ゴールデン・トライアングルとかフレキシキュリティーという政策であります。このフレキシキュリティーというのは、「フレキシビリティ」と「セキュリティ」を合わせた造語であります。産業は、第1次産業から第2次産業へ、第2次産業から第3次産業へと発展する傾向にあります。そこで政府は、意識的に労働人口を第2次産業から第3次産業へとシフトさせることをやったわけでありまして。

まず第1番目に、フレキシブルな労働市場の実現、これは労働者がやめやすい、あるいは労働者をやめさせやすくするものであります。第2番目に、仕事を失った労働者に手厚い給付を行う失業保険制度の実現、第3番目に、失業者の技術向上を目的とした職業訓練を伴う積極的労働政策の実現であります。デンマークなどでは、失業保険期間と職業訓練期間を合わせて4年間、これを政府が保障するわけでありまして。

これらが同時にセットして行われるところに特徴があるのであります。

日本の生きる道があるとするなら、この道しかないだろうという論者もおりますが、日本で果たして通用するかどうか疑問もあります。知事のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 我が国が本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えようとしている状況の中で、今後、労働人口の大幅な減少も見込まれておるところでございます。女性や高齢者も含む全員参加、全員が労働市場で重要な役割を果たす、そういうような社会が求められていると考えております。そのような中で成長産業の育成を図るためには、優秀な人材の確保を図ることが必要となりますので、議員御指摘の成熟した産業分野から成長分野への労働移動が円滑に行われることも重要であろうというふうに考えております。

国の成長戦略におきましては、失業なき労働移動の実現を目指しまして、失業給付を初めとする雇用保険制度や職業訓練制度等により重層的なセーフティーネットを構築した上で、労働者の再就職や非正規労働者である若者などの学び直し、さらには成長分野で求められる人材育成に対して積極的に支援を行うこととされているところであります。県におきましても、未来を切り開く成長産業を育成するため、例えばフードビジネス関連産業について、生産や製造を行う1次産業や2次産業のみならず、海外を含めたマーケット開拓など3次産業の拡大を図ることにしておりまして、国の施策も活用しながら、こういった成長産業を担う人材の育成に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 キャリア教育についてお伺い

します。西欧での労働問題とは、常に若者の雇用の問題でありました。西欧では仕事に人を充てるとというのが原則でありましたから、学校を卒業したばかりの若者に仕事ができるはずがありません。熟練者が仕事につくことになるのであります。ですから、若者に仕事を与えんがために、政府は公教育によって職業訓練をしてまいりました。

ところが、日本では、真っ白な何色にも染まっていない卒業したばかりの若者を会社は雇用し、会社で教育したのであります。それが日本特有の新卒一括採用システムというものであります。これは高度成長期であるからできたことであります。しかし、時代は一変し、今や企業に新人を教育する余裕がなくなっております。即戦力のある人を雇用する傾向が強くなってきております。

そこで、キャリア教育の中身を見ますと、即戦力を養うにはまだまだ不十分であります。ヨーロッパなどではデュアルシステムという教育方法がとられております。半分は学校で学び、半分は企業の中で働きながら学ぶというものです。職業と教育がぴったりと密着しており、即戦力を養うものであります。キャリア教育もこのようなデュアルシステムをとるべきだと思いますが、教育長のお考えをお聞かせください。

○福田作弥議長 暫時休憩をいたします。

午前11時17分休憩

午前11時21分開議

○福田作弥議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

井本議員、ロスタイム6分を質問時間からカットしますので、御了承願います。

では、教育長、答弁をお願いします。

○教育長（飛田 洋君） お答えさせていただきます。

学校と企業が連携して人材を育成するデュアルシステムは、即戦力となる人材を育成したり、就職後のミスマッチを防いだりするための有効な手段の一つであると考えております。本県におきましても、このシステムが導入できないか検討いたしました時期があったんですが、実は、受け入れ企業の希望とか学校のカリキュラムの調整などの課題も見られたところであります。したがって、本格的な導入までには至っておりませんが、本県でも実践的な職業技術を身につけさせるために、インターンシップに加えて課題研究という授業において、年間を通して毎週1日または半日程度、進路希望に応じた事業所での現場実習を継続的に行い、職業につながる知識や技術を学ばせ、このことについて単位の修得を認める取り組みを複数の高校で進めております。今後、それぞれの学校や生徒の状況、産業界の希望等を踏まえますとともに、デュアルシステムのよさを参考にしながら、本県の実態に即した職業教育のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

メディカルバレーについてお聞きいたします。この件につきましては、一般質問の初日に田口議員が詳しくお聞きしました。私は違う切り口でお聞きしたいと思っております。

先ほどの若者の雇用の問題で、日本が経済成長できる分野があるならば、それは高度な第3次産業の分野であろうという話をしました。アメリカは、第2次産業に陰りが見えたときに、第3次産業の金融産業に目をつけ、レーガン大統領のときから準備をしておりました。安倍

総理はこれを意識してかどうかわかりませんが、第3次産業の医療分野に特化して、医療保険制度から、病院から医者から看護師から、医療機器から全てをセットとして、新興国に売り出そうとしております。安倍総理がどんなコンセプトでこれに特化したのか、その事情はわかりませんが、日本人は器用であり、真面目で優しいし、精密機械をつくるのも得意とするところでもあります。もしかすると、これはうまくいくのではないかと気がしております。そうすれば、経済も成長し拡大し、若者の雇用の問題もある程度解決されるのではないかと考えております。

本県のメディカルバレー構想も、そのような観点から捉えれば、単に特区に指定されたからというだけでなく、宮崎を救うことになるかもしれない希望ある産業であるという認識を持っていただきたいと思うのであります。知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 東九州メディカルバレー構想であります。延岡を中心とした県北から大分にかけて、この地域、血液・血管に関する医療関連産業の集積、また研究機関があるわけでございます。こうした医療技術を中心とした産学官のポテンシャルを生かして、医療機器産業の一層の集積などによりまして地域活性化を目指すものであり、国においても成長戦略に位置づけられている医療分野ということでございまして、本県経済の活力向上を図る上で極めて重要な取り組みであると認識をしております。このため、本県が今取り組んでおります「復興から新たな成長に向けた基本方針」におきましても、この構想を重点分野として位置づけておるところでございます。まさに東九州の新時代を考える上での産業分野の一つの大きな

柱となるものであろうというふうに考えております。

今年度、新たに組織体制を強化し、研究開発や販路開拓への支援など積極的に施策を展開しているところでありまして、今後とも、大分との連携もしっかり密に図りながら、本県医療機器産業のさらなる拡大・進展を図るとともに、本県で生産されました医療機器のアジアへの展開などにより、本構想が、まさに宮崎県の経済全体を支えるものとなるような発展が進みますよう、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 何とかひとつよろしく願い申し上げます。

それでは、いじめ問題についてお聞きします。特別委員会で滋賀県の対策について調査に行ってまいりました。悲惨な事件の後、どのように対応するのか、滋賀県いじめ対策研究チーム会議による調査研究の中間報告書が出されておりました。今回はそれを参照して、気づいたところを何か所か質問してみたいと思います。以下、教育長にお伺いいたします。

まず、本県におけるいじめの現状についてお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 昨年度、緊急に実施いたしました調査によりますと、昨年4月1日から9月7日までの本県の公立学校におけるいじめの件数は、児童生徒がいじめられたと感じているものも含めまして1,477件でありました。学校種別に見ますと、小学校951件、中学校280件、高等学校218件、特別支援学校28件となっております。その後の聞き取りの状況から判断いたしますと、ほとんどが解消しているものと考えております。

○井本英雄議員 次に、いじめを発見するとい

うのは非常に難しかろうと思います。どのようにしていじめを発見しておられるのか、お聞かせください。

○教育長（飛田 洋君） いじめは、早期に発見し、迅速に対応していくということが大変重要であると考えております。いじめは、どの学校、どの教室、どの子にも起こり得るという強い危機意識を持ち、定期的なアンケート調査、教育相談の実施、相談窓口の周知など、児童生徒がいじめについて相談しやすい体制を整えるとともに、全職員が情報を共有しながら、きめ細やかな対応ができるよう努めております。また、児童生徒の小さな変化に気づき、児童生徒の発するいじめのサインを見逃さないようにするために、教師が、子供のどのような事実、行動からどう気づいていくかなどについて、県の指導資料「いじめ・不登校等への対応」などを活用し、校内での研修も重ねながら、教職員のいじめに対応する力の向上に努めているところであります。

○井本英雄議員 学校には、いじめを隠そうとする隠蔽体質があるということが盛んに言われましたけれども、それについてどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○教育長（飛田 洋君） 先ほど申し上げましたように、いじめは、どの学校、どの学級、どの子供にも起こり得る問題だという認識を持ちながら、決して隠すべきものではないと考えております。そのような視点から、本県におきましては、いじめの報告が単に少ないことがいいということではなくて、むしろ、いじめを見逃さず、いじめられていると感じている児童生徒を早期に全て把握することが大切だという考えに立って、定期的な調査や相談活動を行うよう、学校や市町村教育委員会に対して指導いた

しているところであります。調査につきましては、いじめにつながる可能性があるものも含め、全ての事例について残らず報告していただいているものと認識をしており、今後とも、これまで以上に学校と市町村教育委員会、県教育委員会が情報を共有し、一体となった取り組みを進めていきたいと考えております。

○井本英雄議員 いじめを場合場合によって類型化、パターン化して対応しているのでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） いじめの形態につきましては、暴力を振るうなどの傷害罪に該当する行為、嫌なことを強要したりする行為、誹謗中傷や悪口を言うなどの言葉を使った行為、無視をするなどの精神的なダメージを与える行為などに類型化することができます。これらのいじめの中で、暴力行為や強要など法に抵触する重大な事案につきましては、犯罪行為として取り扱うべきものでありますので、直ちに警察に通報し連携した取り組みを行うよう、各学校へ通知しているところであります。また、法には抵触しないものの解決が困難ないじめの事案につきましては、弁護士や臨床心理士などへも相談を行いながら早期の解決に努めるとともに、学校で対応が可能なその他の事案につきましても、保護者と十分に連携を図りながら解決に努めるよう、学校を指導しているところでございます。

○井本英雄議員 養護教諭の活用は重要であるとお聞きしておりますが、十分に活用されているのか、お聞かせください。

○教育長（飛田 洋君） 養護教諭は、身体の前相談者であると同時に心の相談者であるという認識をまず持つことが大事だと思います。養護教諭は、児童生徒の身体的不調の背景に、いじ

めなどの心の問題が深くかかっていることに、いち早く気づくことのできる立場であり、保健室は心のよりどころともなっております。したがって、けがや病気などの対応だけではなく、いじめを受けたり、人間関係を壊し心の変調を訴えたりする児童生徒にも積極的に対応しているところであります。また、いじめの相談を養護教諭が受けた場合は、その児童生徒に親身になって寄り添うとともに、相談内容につきましては、学級担任はもちろんのこと、管理職に報告し、必要な場合には、学校に設置いたしております「いじめ不登校対策委員会」において関係職員へ情報提供するなど、いじめの解消に向けて、学校全体で情報の共有をしながら取り組んでいるところであります。

○井本英雄議員 スクールカウンセラーなどの専門家の活用や関係機関との連携は、先ほどちょっと出ましたけれども、どのようになっているのか、もう少し具体的にお願いします。

○教育長（飛田 洋君） いじめを早期に発見し適切に対応していくために、県教育委員会におきましては、臨床心理士などの資格を持つスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家を学校などに配置いたしますとともに、児童生徒がいつでも相談できるよう、「ふれあいコール」などの電話相談窓口を設置し、教育相談を専門とする方々に対応いただいております。また、宮崎県人権擁護委員会連合会では、「子どもの人権SOSミニレター」を活用し、手紙による相談を実施いただいているところであります。さらに、学校は、児童相談所などの協力を得て、当該の子供の課題解決に向けたケース会議を実施したり、いじめが犯罪につながる可能性がある場合には、早期に警察に相談し連携した対応をするなど、関

係機関ともさまざまな連携を図っているところ
であります。今後とも、専門家の活用、そして
関係機関との連携を積極的に図っていきたく
と考えております。

○井本英雄議員 滋賀県では第三者機関の設置
も考えているようではありますが、宮崎県にお
いてはどのように考えておるのか、お聞かせく
ださい。

○教育長(飛田 洋君) 本年9月28日に施行
されました国のいじめ防止対策推進法には、
「いじめの防止等のための対策を実効的に行
うようにするため必要があるときは、教育委員
会に附属機関として必要な組織を置くこと
ができる」と明記されており、地域の実情に
応じ附属機関を設置することが望ましいとさ
れております。この機関の主な役割は、い
じめ防止のための有効な対策を審議いたし
ますとともに、重大ないじめが発生した際
には、通報・相談を受け、緊急の調査を行
いながら問題の解決に当たることとされて
おります。この法律の施行を受け、本県に
おきましては、公平かつ中立の立場にあ
る専門家などで構成する附属機関をあら
かじめ設置することについて、検討いたし
ているところであります。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

いじめの未然防止のために、学校の中
ではどのような手だてを講じておるのか、
お伺いします。

○教育長(飛田 洋君) いじめ問題への
対応の最も基本となるのは、いじめの未
然防止であり、各学校におきましては、
いじめを発生させないための取り組み
や、その土壌づくりに全力を傾けてい
るところであります。具体的には、子供
たちがよりよい人間関係を築くことが
できるようにするため、自分の気持ちを
相手に上手

に伝える話し方や、相手を思いやり話
をじっくり聞くことなどについて、ワ
ークショップの形式で実際の場面を
想定しながら、子供たちに体験的
に指導しているということでござ
います。

また、児童会や生徒会が中心にな
って、いじめ撲滅のための集会を
開催したり、異なる学年との交流
を行ったりするなど、児童生徒の
主体的な活動を促しながら、規
範意識の高揚や人権意識の育成
に取り組んでおります。さらに、
お互いを尊重し思いやる心の育
成や、児童生徒同士の心の結び
つきを深める道德教育の充実も
図りながら、いじめの未然防止
に学校で取り組んでいるところ
であります。

○井本英雄議員 同じく、未然防止
のために地域ではどのような取
組みをしているか、お聞かせく
ださい。

○教育長(飛田 洋君) 親と子、先
生と教え子という直接的な縦の
つながりだけでなく、例えば、
さまざまな知識や経験を持た
れる地域の方々と子供たちが
積極的に交流していくことは、
子供たちの視野を広げ、豊
かな人間関係を育み、大変
意義のあることであり、この
ことは、いじめをなくすこと
にもつながると考えており
ます。現在、県内におきま
しては、14の市町村で学
校支援地域本部が設置され
ており、地域の方々による
登下校時の見守り活動や
教科学習の指導補助など、
子供たちが、保護者や教
師以外の地域の大人と触
れ合う活動が展開されて
おります。また、多くの
学校が、職場体験学習
を初め、地域の伝統
的な行事やボランティア
活動など、地域の方
々と一緒に行う活
動に積極的に
取り組んで
いるところ
でございま
す。学校や
市町村教育
委員会の
これらの活
動を支援
すること
により、
子供たち
の視野を
広げると
ともに、
地域の子
供たちを
地域全体
で育てる
機運の醸
成

を図ってまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ネットいじめの対応は大変難しいと聞いておりますが、宮崎県ではどのように対応しているのでしょうか。

○教育長（飛田 洋君） ネットいじめにつきましては、平成23年度の調査では、誹謗中傷の書き込みなど9件の報告を受けております。しかし、現在話題となっておりますスマートフォン向けのLINEなど、いわゆるクローズドコミュニケーションにおきましては、いじめにつながる誹謗中傷や人間関係のトラブルなど、表面には出にくい問題が増加しているのではないかと危惧いたしております。

対策といたしましては、現在、誹謗中傷などの書き込みをチェックするためのネットパトロールの実施や、ネットいじめに関する相談窓口である「目安箱サイト」の設置、生徒指導や情報教育の担当者を対象とした、LINEなど具体的な事例を挙げた研修会、学校における情報モラル教育の徹底などに取り組んでいるところであります。あわせて、子供たちからの情報収集が大切でありますので、児童生徒と教職員が日ごろから信頼関係を築き、子供たちが困ったときや心配になったときにはすぐに相談できるような環境づくりも進めているところであります。

○井本英雄議員 最後にしますが、テレビではお笑いがはやっておりますが、人をいじめて笑いをとるということがよく見かけられます。これがいじめの風潮をもたらしていると言う人もおりますが、これについてどう思われますか。

○教育長（飛田 洋君） 最近のテレビを見ておりますと、昔と比べて笑いをとるような番組がふえてきているように感じる部分もございますし、中には、暴力的であったり、相手を軽視

したりするような場面も見られ、心を痛めるような場面もございます。笑いというのは、私たちの人生を豊かにしてくれる、なくてはならないものであります。笑いをとるような番組が全て悪いというわけではないと思いますし、また全てがいじめにつながるというわけでもありませんが、子供たちの日常的な言動に影響を与えているものも少なからずあるのではないかと考えております。いじめは、人の尊厳を傷つける卑劣な行為であり、人として絶対に許されない行為であります。学校の対応はもちろんのことでありますけれども、我々大人が、子供たちにしっかりとした後ろ姿を示し、大人としての責任を果たす努力を社会全体で行っていくことが、何より大切であると考えております。

○井本英雄議員 長々とありがとうございました。

それでは、原産国表示の話に入ります。

加工食品では、原産国は表示する必要がないという話を聞いたことがありますが、これについて農政水産部長お聞かせください。

○農政水産部長（緒方文彦君） 製造業者等が加工食品を消費者に販売する際には、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」、いわゆるJAS法において、原料原産地を表示することになっております。具体的には、品目ごとに異なりますが、国の告示で定める乾燥野菜などの22食品群及びウナギ加工品などの4品目については、原則として、主な原材料が国産の場合は国産である旨を、輸入品の場合は原産国を記載することが義務づけられております。

○井本英雄議員 そういうことで、この法律は結局表示しなくていいというのが原則であって、表示するというのが例外だと。我々からす

ると、普通は表示しなきゃならんのが原則で、表示しなくていいのが例外というような感じがするんだけど、そのように理解してよろしいんですか。

○農政水産部長（緒方文彦君） 現在、22食品群及び4品目に限って表示が義務づけられていますことから、そのような解釈でよろしいかと思えます。

○井本英雄議員 野菜ジュースなんかは、生を搾っただけという感じがしますが、この場合でも原産国を、例えば、中国産が悪いというわけじゃないですが、中国産の果物や野菜をジュースにした加工品、そういうときは表示しなくてよろしいんですね。

○農政水産部長（緒方文彦君） 野菜等のジュースにつきましては、先ほどお答えしました22食品群及び4品目に含まれておりませんので、原料原産地の表示義務はございません。

○井本英雄議員 遺伝子組み換え食品についてはどうなっていますか、お聞かせください。

○農政水産部長（緒方文彦君） 遺伝子組み換え食品は、食品の安全性を確保するため、食品衛生法等に基づき、安全性が確保されたもののみを国が承認する仕組みとなっております。なお、遺伝子組み換え食品である場合、消費者が選択できるよう、食品衛生法及びJAS法に基づいて、表示の義務づけが定められております。

○井本英雄議員 レストランでも加工するということになるんですが、この場合でも、食品の原産国の表示はしなくていいということでしょうか。

○農政水産部長（緒方文彦君） JAS法は、一般消費者向けに販売される場合に運用する法律となっており、レストラン等の外食店では、

原料原産地の表示義務は規定されておられません。

○井本英雄議員 では、遺伝子組み換え食品でも同じことですか。

○農政水産部長（緒方文彦君） 遺伝子組み換え食品についても同様に、表示義務は規定されておられません。

○井本英雄議員 汚染米が問題になったときに、米のトレーサビリティが非常に問題になって、米については非常に厳格にトレーサビリティを規定してあります。将来においては、米と同じように厳格にすべきではないのかなと思うんでありますが、農政水産部長の御見解をお聞かせください。

○農政水産部長（緒方文彦君） 原料原産地表示のあり方につきましては、国が、消費者、製造・流通業者、学識経験者等から成る消費者委員会を開催し、消費者、事業者双方の意見を集約した答申を踏まえて、表示基準を検討する仕組みとなっております。ことし6月に、食品表示関連3法を一元化した食品表示法の制定の際にも、加工食品の原料原産地表示の義務づけにつきまして議論がなされましたが、合意に至らず、今後の検討課題として位置づけられたところでございます。県といたしましては、原料原産地の表示のあり方につきましては重要な課題と認識しておりますので、今後とも国の動向等を注視してまいりたいと存じます。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

次の質問に入ります。地方道路ほかの問題であります。

北方の3つの県道、檜原細見線、大保下曾木停車場線、上祝子綱の瀬線の進捗状況についてお聞きいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） お尋ねの県

道3路線につきましては、現在、部分的な拡幅工事や待避所などを設置します1.5車線の道路整備に取り組んでいるところでございます。その進捗状況であります。まず、檜原細見線につきましては、平成20年度から黒仁田地区において事業を実施中でありまして、14カ所の整備箇所のうち、これまでに2カ所を完了し、今年度は3カ所で工事を行う予定としております。次に、大保下曾木停車場線につきましては、平成22年度から藤の木地区におきまして事業を実施中であり、14カ所の整備箇所のうち、これまでに4カ所を完了し、今年度は8カ所で工事を行う予定としております。最後に、上祝子網の瀬線につきましては、今年度から菅原地区におきまして事業に着手し、11カ所の整備箇所のうち、今年度は3カ所で工事を行う予定としております。今後とも、地元の皆様の御協力をいただきながら、これらの路線の早期整備に努めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 県道稲葉崎平原線の南延岡駅付近の渋滞対策について、県土整備部長のお考えをお聞かせください。

○県土整備部長(大田原宣治君) 県では、延岡市街地における交通混雑の緩和を図るため、市と連携しまして西環状線の整備に取り組んでおりまして、現在、県道岩戸延岡線の中川原工区の整備を進めているところです。お尋ねの県道稲葉崎平原線の南延岡駅付近では、朝夕を中心に日常的に渋滞が発生しておりまして、本年1月には、県の主要渋滞箇所にも選定されたところであり、この渋滞緩和を図るための整備に当たりましては、本路線は都市計画道路でありますので、まずは市道など関連する道路も含めた都市計画の変更が必要になると考えております。このため県では、今年度、将来交通量推計

を行った上で、本路線の概略設計や事業効果の分析を行うこととしておりまして、今後とも、渋滞緩和に向けた道路整備について市と連携を図りながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 次に、高速道路関係についてお聞きします。東九州自動車道日向一都農間は今年度内に開通できるのかどうか、県土整備部長お願いします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 東九州自動車道の日向一都農間につきましては、事業主体である西日本高速道路株式会社に確認しましたところ、順調に工事が進んでいると伺っておりまして、予定どおり今年度中に開通していただけるものと考えております。

○井本英雄議員 東九州自動車道の宮崎市から北九州市までは平成27年度に全線開通できるのかどうか、お伺いします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 東九州自動車道の宮崎市から北九州市までの区間につきましては、現在、整備中の区間が5区間あります。国土交通省及び西日本高速道路株式会社からは、ほぼ順調に工事が進んでいると伺っておりまして、予定どおり平成27年度に全線開通できるものと考えております。

○井本英雄議員 今、暫定2車線で供用している東九州自動車道の4車線化はできないのか、お伺いいたします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 東九州自動車道の車線数につきましては、高速道路の新設に関する整備計画等におきまして、「車線数は、全区間4車線とする。工事は、差し当たり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする」と定められております。このようなことか

ら、県としましては、4車線化を図るには交通量の増加が重要と認識しておりまして、ETCの普及啓発を行うなど県民の皆様への高速道路の利用促進を図ることや、東九州自動車道並びに九州中央自動車道の早期完成により、県内外からの交通量をふやすことなどの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 九州中央自動車道蔵田一北方間は平成27年度開通の予定であります。前倒しはできないのかどうか、お聞かせください。

○国土整備部長(大田原宣治君) 九州中央自動車道の蔵田一北方間につきましては、平成27年度の開通予定としまして、国土交通省において整備が進められているところであります。工事は順調に進んでいるとのことですが、一部用地取得が難航しておりまして、時間を要していると聞いているところです。県としましては、一日でも早く開通できますよう、今後とも国へお願いしてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 最後ですが、九州中央自動車道蘇陽一五ヶ瀬一高千穂間の今後の見通しをお伺いいたします。

○国土整備部長(大田原宣治君) 九州中央自動車道の蘇陽一五ヶ瀬一高千穂間につきましては、現在、国におきまして計画段階評価を行っており、10月に九州地方小委員会の1回目が実施され、11月24～28日には沿線3町の6会場で、多くの地元住民参加のもとで意見聴取を行います、いわゆるオープンハウスが実施されたところです。今後の見通しとしましては、地域の課題に応じた複数の概略ルート案が示され、再度、地域への意見聴取が行われる予定と伺っております。県といたしましては、今後とも、沿線の関係団体や熊本県とも連携を図り、早期の新規事業化に向け、国に対して強く要望して

まいりたいと考えております。

○井本英雄議員 在宅医療が残っておりますが……。

最後に、イザベラ・バードの「日本奥地紀行」に書いてある一部をちょっと読ませていただきますが……。日本というのは、昔は上機嫌文化と言われたんです。朝から晩までみんな機嫌がよかった。そしてまた、子供天国とも言われた日本であります。「日本奥地紀行」にイザベラ・バードが書いているのは、「私はこれほど自分の子供をかわいがる人々を見たことがない。子供を抱いたり、歩くときには手をとり、子供の遊戯をじっと見ていたり、参加したり、いつも新しいおもちゃをくれてやり、遠足や祭りに連れていき、子供がいないといつもつまらなそうである。他人の子供に対しても、適度に愛情を持って世話をしてやる。父も母も自分の子に誇りを持っている」。

もう一人、モースという有名な大森貝塚を発見した人ですが、「日本その日その日」というのですが、「世界中で日本ほど子供が親切に取り扱われ、そして子供のために深い注意が払われる国はない。にこにこしているところから判断すると、子供たちは朝から晩まで幸福であるらしい。日本人は確かに児童問題を解決している。日本人の子供ほど行儀よくて親切な子供はいない。また、日本人の母親ほど辛抱強く、愛情に富み、子供に尽くす母親はいない。だが、日本に関する本は皆、このことを繰り返して書いているから、これは陳腐である」というんですね。

昔の日本には、おそらくいじめなんかもなかっただろうし、知事の目指す「子育て日本一」ですか、これなんかも本当にこういう世界であるだろうなという気がしますけれども、な

ぜ昔のものを失ったのか。そして、なぜ今、日本はこれができないのか、不思議な感じがしますけど、本当に知事も頑張っていたきたいと思えます。

以上で質問を終わりたいと思えます。

議事の混乱を招きましたこと、本当に申しわけありませんでした。これで終わりたいと思えます。ありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 議長からも一言申し添えたいと思えます。

ただいま質問者から皆さん方におわびがございましたとおりに、議場が少し混乱をいたしまして時間が延びました。大変申しわけなく存じますが、質問者が出られまして議場にお帰りになる際、私が「許可」という発言をしていなかったようでございまして、改めて許可の件を申し添えておきたいと思えます。

それでは、以上をもちまして午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時0分開議

○福田作弥議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、中村幸一議員。

○中村幸一議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。最後の質問になりました。好きこのんで最後を選んだわけじゃないんですけれども、抽せんの結果、このような状況になったということで、最後になりました。

この前、12月1日は日曜日でしたが、日曜日は、宮崎ですと用事があったものですから、7時10分ぐらいに都城を出て、高速道路に乗りました。高速道路がいつも400メートルに1台ぐ

らいしかいないような状況なんですけど、都城から宮崎に行くのに2車線が物すごい車でありまして、びっくりしたんですが、聞いてみると、航空ショーがあるということで、端的に言うと、オスプレイを見に行くということを皆さんがおっしゃってました。私の友人が隣をすつと抜いていったんですが、手を振っていきました。私の車の番号は111なものですから、知っていたのでしょ。オスプレイ、オスプレイと言っていましたから、オスプレイを見に行くんだなと思っていました。オスプレイに反対する発言もありましたけれども、私、大好きなんです。そういったことで見に行ったところでしたが。しかし、そのとき思ったのが、去年の、ちょうど1年半ぐらい前でしたけれども、私が階段から落ちて頭を打ったとき、危なかったんですが、生きておりますけれども、そのときテレビしか見るものがないものですから、テレビを見ていると、NHKは毎日朝、オスプレイ反対をやるんですね。オスプレイとはこんな恐ろしい乗り物だと、ここでも事故を起こした、ここでも事故を起こしたとやっているんですね。だから、NHKが言うのだから間違いだろうなとは思っていましたが、全くそのとおりでありました。帰ってきた連中が言うのに、こんなすばらしいヘリコプター、飛行機はないよなど、高度7,000メートルぐらい上がるそうでした、途中で給油ができる、そしてまた、航続距離も長いし、もちろん速度も速いということですね。大勢の人間を乗せていくことができるということでありました。

そんなことを聞きながら、NHKのニュースを思い出したわけですが、ここでまた余計なことを言いますけれども、NHKはこの前、11月28日でしたが、台湾でいろいろ報道を間違っ

て——間違っただというか、20数名の人をつかまえて、ないようなことを報道して訴えられたんですね。それで、訴えられて、11月28日でしたけれども、NHKに有罪が決まったんです。それで、100万円の罰金、訴訟に負けたということになりました。そういうNHKでありますから、えてして今のメディアというのは余りよくないなと思っているんですが、メディアというのは、確かに物を伝える、そして間違いなく伝えるということがメディアの役目なんです。メディアというのは辞書を引いたらそうっております。だから、ちょっとメディアが今間違っただメディアじゃないかなという気がするんですが、そういうことを感じたところでした。

今一番話題になっているのが、キャロライン・ケネディさん、アメリカ大使、初めての日本の女性大使ということでお見えになりました。非常にあちこちで人前で、被災地にも行かれて相当な人気だったということで、テレビを見ておりますけれども、やはりジョン・F・ケネディの娘さんでありますから、それは人気があるんだなというような思いがいたしております。

また、たまたまジョン・F・ケネディさんが、11月22日でしたが、亡くなってからちょうど50年経過したんですね。アメリカという国もいかげんな国ですね。井本さんが言っていましたけれども。なぜいかげんかということ、自分のところの大統領を暗殺するということがありますから、いかげんな国かもしれません。ケネディ大統領というのは本当に強い人でありまして、ソ連に対しても物をぴしっと言って、戦争も辞さないよというようなこともありました。それでまた、平和主義者でもありました。だから、アメリカ国民にとって平和主義でも困

るんだということだったんだと思います。その軍産複合体、こういったものが、やはり平和であっては困る、いつもアメリカはどこかで戦争をやっていないと成り立っていかないんだというようなこともあったのではなかろうかなと私は思うんですね。そういったことで、忘れもしませんが、ちょうど日本とアメリカとテレビが通じ始めたのでしょ。アメリカからのケネディ大統領が撃たれた雰囲気、もろに我々の目に入ってきました。そういう中で、本当に惜しい人を亡くしたなというふうに思っておりますが、まだ知事はそのころ生まれていらっやいませぬよね。50年前ですかね、私が二十のときでしたから。だから、あの優秀な人を葬るということは、これは大変なことだと。さっき言い始めて忘れてしまいましたが、アメリカでは、まだ調査したことを公表しないんだそうです。なぜかという、かかわった人がそういう調書に載っている部分があるから報道できないんだと、こういう話を聞いたことがあります。やっぱりアメリカが大きなそういうことをやったんだらうなというふうに思ったところがありました。

話は違いますが、ことしはまた、本当にいろんなことがある年でありました。まず、参議院選挙がありました。参議院選挙は、高千穂から串間まで応援弁士で走ったわけでありましたが、本当に忙しい毎日でありました。そしてまた、ことしの夏は暑い暑い夏でありました。オリンピックも決まりました。そういったことで、もう一つ忘れてならないのは、部活で学校の先生が子供を再三殴って、その子供が自殺するまでいったことがありましたね。そしてまた、ほかの部活動でも、そういったことが頻繁に行われているということでありました。日本の女子柔

道も暴行があったということで、日本の柔道界は、会長以下役員が全部交代するというようなことでありました。

そこで、知事にお伺いしますが、知事はアメリカにも留学されました。ケネディ大統領については、生まれる前のことでしょうか、御存じないかもしれませんが、非常に優秀な大統領だったんですね。だから、留学の地でも聞かれたと思います。そしてまた、いろんな本なんかでもケネディ大統領というのを読まれたと思うんですが、指導者として、人を引っ張る力として、どのようにケネディ大統領を理解されているか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、教育長には、いじめの問題等で1年間いろいろありました。今、子供たちの中では、あれだけ先生がいじめの問題でやられて、暴力を振るえなくなった、だから、先生に何を言ってもいいんだというような風潮もあるやに聞いております。これはまた許されないことですね。この1年間を振り返って、暴力と教育というのがどういうことだったのかをお聞かせいただきたいと思います。

これで、私の壇上からの質問を終わって、質問者席から質問させていただきます。(拍手)

〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

ジョン・F・ケネディ元アメリカ大統領は、指導者として、私が上杉鷹山公と並んで尊敬する人物であります。一人の人物として、また政治家として、いささか美化され、伝説化された部分はあるのではないかという思いはしておるところでございますが、選挙で選ばれた史上最も若い大統領として43歳で就任し、特に就任演説における「祖国があなたのために何をしてく

れるかではなく、あなたが祖国のために何ができるかを考えてほしい」という名言があるわけでありまして。この言葉、その就任演説で述べられたことは、大変強いメッセージとして伝わり、また印象を受けたところでありまして、口蹄疫を初め、相次ぐ災害に見舞われ、厳しい状況から立ち上がり、新たな成長に向けて大きくかじを切った本県におきましても、県民の皆様とも共有したい大切なメッセージであると考えております。

ケネディ元大統領が大統領に就任された当時は、冷戦の時代でありまして、大変厳しい状況の中で、就任期間中には、ベルリン危機、またキューバ危機などが起こったわけでありまして、その巧みな政治手腕などによりまして、事態收拾を図ったばかりでなく、全面核戦争かと言われる大変な危機を脱した経験をもとに、東西の緊張緩和に向けた外交活動に力を尽くされたというふうに考えております。

大統領が残された名言の中には、ほかに「中国語で危機は2つの漢字から成り立っており、1つは危険をあらわし、もう1つは好機、チャンスをあらわす」というものがございます。キューバ危機などへの対応は、危機事象に対する対処だけにとどまらず、事態を好転させていくためのまさにチャンスに変えられたわけでありまして。「ピンチはチャンス」という言葉もございますが、さまざまな災害に見舞われた本県におきましても、こうした言葉をかみしめて、今後、取り組んでいく必要があるかというふうに考えております。私も、こうした大統領に少しでも近づけるよう、また、県民の皆様のご期待にこたえるべく、日々精進してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○教育長(飛田洋君)〔登壇〕 お答えいた

します。

教育の場において、暴力は絶対に許されない行為であり、あってはならないと強く思っております。教職員一人一人が、これまで指導という名もとの暴力を見過ごしてこなかったかを再度見詰め直し、確かな指導力を身につけるとともに、みずからの人権感覚をさらに高めていくことが重要であると考えております。県教育委員会といたしましては、今後とも、市町村教育委員会と一層の連携を図りながら、必要な対策に全力で取り組むとともに、体罰を発生させない土壌づくりや児童生徒が安心して学べる学校づくりに努めてまいりたいと考えております。

一方、先ほど議員がおっしゃったような、指導に従わない児童生徒の対応につきましては、何より教職員が一体となることが大切だと考えております。教職員が一体となって、ひるむことなく適切に指導することが大切であると考えております。正すべきはきちんと正す、鍛えるべきは鍛える、そういう毅然とした指導ができるような教職員の育成に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○中村幸一議員 中国のことでちょっとお伺いしたいんですが、今、我が国を取り巻く環境は非常に厳しいわけでありまして。新聞、テレビで報道もされませんが、尖閣諸島には、中国の軍艦あるいはそれらしいものが毎日来ているわけですね。私どもの海上保安庁もいつもあそこにおって、早く撤去しなさいということを言っているわけでありまして。これを何回も繰り返しながら今来ているわけですけれども、中国は尖閣諸島をとるまではやめないというようなことなんでしょうが、そうはいかないと思っております。

しかし、翻って、たまに家に早く帰って家族とテレビを見たりしますと、名前は知りませんが、若い女の子が足を上げたりはねたりして歌を歌っていますね。それを見る中年の男性も、にこにこ顔で見ているような状況、また、この日本人という人間は、こういう外交問題で日本が尖閣諸島をやられているのに、本当に気がついていないのかな、気がついたら、尖閣諸島は中国のものになっていたという状況になりはしないかと思うんですね。私どもは本当に、これに非常に危惧を感じているわけではありますが、韓国にしる中国にしる、今考えてみると、日本の政府の状態が、外交状況が非常に悪かったということもあります。これは事実でありましょう。そしてまた、マスコミが非常に中国、韓国には優しいし、そしてまた、言わなくてもいいことまで、日本政府が言ったことを、こんなことを言いましたよということで、わざわざ告げ口をするような状況もありますね。こんなことで果たして日本を本当に思っているのだろうか、いつも腹立たしく思っているんです。

この前、ある政府高官が都城に来られました。そのとき、都城出身の県会議員は皆さんいらっしゃったんですが、例えば、「韓国で今、従軍慰安婦銅像をアメリカあたりにもつくるような運動をやっているじゃないか。こんなことを日本人は許していいんですか」と、「しかし、あんまり大げさにすると、また日本がということになるから、これはあんまり言わなくしているんですよ」と、こういう言い方をされる。ここまで、「いや、それはおかしいんじゃないですか」と言おうと思ったんですけども、偉い人ですから、私も黙っていました。そこまでしか言えませんでした。私は、政府がそういう中国、韓国におもんぱかって物が言えない

のであれば、やはり知事会あたりでもっと声を出してもいいんじゃないかと思うんですね。例えば、尖閣諸島がある、竹島がある、あるいは北海道の島がありますよね、ロシアがとっている島があります。こういったことについても、知事会等で、日本がこういうふうな状態になっているなということは、話し合いがなされたことがあるものではないでしょうか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 今、我が国を取り巻く安全保障の状況等、御指摘があったところでございます。先日、航空祭のときも関係者と話をしておりましたが、大震災以降、スクランブルで発進というのは大変多くなっているという状況だということでございます。

こうした北方領土、竹島、尖閣の問題につきましては、本年11月8日に開催されました政府主催の全国都道府県知事会議におきましても、領土担当の山本一太大臣が出席され、こうした領土問題について意見交換がなされたところであります。その中で、特に溝口島根県知事からは、日本の領土をめぐる問題は厳しい状況が続いており、政府において国際世論の理解を得るための対外発信に努めていただきたい旨の発言があったところであります。このような発言のほか、知事会としましては、北方領土及び竹島問題の早期解決につきまして、国への要望を行っているところであります。

近年、我が国と近隣諸国との間では、領土などをめぐるさまざまな問題が生じておりました。結果として、人的交流や経済活動にも大きな影響が出ております。本県としても、ソウル線、台北線を持っている、その搭乗率への影響なども懸念される、また、実際に出ておる状況でございます。領土問題は、国の主権にかかわ

る重大な問題でありますので、政府におかれては、関係国に対し、主張すべきはきちんと主張していただき、また、我が国の主権を脅かす違法行為に対しては、厳正に対処していただきまして、平和的な外交交渉で解決を図っていただきたい、そのように考えております。

○中村幸一議員 そしてまた、最近、防空識別圏というのを、沖縄県、それから尖閣諸島、東シナ海に設けたわけではありますが、これを考えると、私たち子供のころ、「うちのここは通るなよ」とか言っていましたね。知事は言われたかどうかわかりませんが、私は言っていたと思って。「おい、ここ通るなよ」と、私も言われたことがあります。それと何ら変わらないんじゃないかなと思うんですね。だから、もっと大きくなってもらわないと、これはつき合い切れないなというような気がいたしております。だから、私は当分、中国、韓国には行かないことに決めております。行けば腹が立ちますから、あそこで刺されたりしたら大変なことになりますから、行かないことにしておるんですが、そういうことで、本当に近隣の諸国に対する考え方、つき合い方というのは大変だなとつくづく思います。我々だって近所でおつき合いでするのがなかなか大変なことであるように、近所のつき合いというのは大変なのかもしれません。

次は、嫡出子と非嫡出子についてお伺いしたいと思います。

9月4日、最高裁大法廷で、民法第900条第4号というのがあって、そこに、非嫡出子は嫡出子の2分の1の相続権があるということに今なっておりますが、憲法第14条第1項の中で、全て国民は平等であるということがうたってありまして、それを最高裁が取り上げて、これは

明らかに法律違反だということになりました。

私は、ちょっとおかしいんじゃないかと思ったんですが、正式に法律婚をしている人がつくったというか、できた子供が、非嫡出子、事実婚ですね、そういう人たちと相続が平等だと、果たしてこの日本の歴史の中でこれは許されるものかという話をしたんです。ところが、ヨーロッパ、あっちの方面に行くと、事実婚が50%を過ぎていますという話がありました。いや、外国は外国だろう、日本は日本であろうという話をしたんですが、日本は今、歴史的にも長いんですよ。物すごく長い歴史を持つ日本ですから、それをまたおめおめと外国に合わせる必要は何もなからうというふうに私は思っていますが、日本の歴史というのは、今の時代は、皇紀2673年になるそうですね。それで、天皇家は今125代だそうです。これは私、調べてみたら、天皇家は神武天皇以来、ずっと家系図みたいなのがあるんですよ。見てみたら、中には、長年、天皇を務められたときもありますので、125代かどうかちょっと定かでない部分があるんですが、そういったことを踏まえても、長い日本であると私は思っていますから、これはちょっとおかしいなと思っています。

ただ、最高裁大法廷が決めたことにはいろいろないいことはあります。昭和44年でしたか、北海道の網走のほうの自衛隊の基地で、基地を広げようとしたときに、住民から訴訟が起こったんですね。札幌地裁は、自衛隊のことに触れて、自衛隊は違憲だと言ったんですね。最高裁の判決では、それには加担しないということで退けたんですけれども、そういうようなことはいいことであつたのかもしれませんが。また、最高裁が今回また一票の格差もいろいろと話しております。

いいこともあるんですが、私は、今回の嫡出子と非嫡出子の問題は、どうもこれは解せないなというふうに思っておりますが、担当部長の説明をお願いしたいと思います。今は衆議院を通過したわけですから、参議院を通過すると、これは大急ぎで通るでしょう。宮崎県でもそういう人が、多分事実婚の人がおられて、こっちにも子供がおるけれども、こっちにも子供がおるという人がいらっしゃると思いますね。そういったことにどう対処していかれるのか、対処と云って答えにくいんでしょうけれども。また、この中にも、俺もおるなという人がいるやもしれません。また、こっちにもいらっしゃるかもわかりませんが、これはちょっと法律婚に劣るんじゃないかなというふうな気がします。それをお答えいただきたいと思います。ちょっと難しいですけども。

○総合政策部長（土持正弘君） 議員の御意見はごもっともでございます。9月の最高裁の決定までは、民法の相続規定は、嫡出子の立場の尊重と非嫡出子の保護を図ったもので、民法が法律婚主義を採用している以上、このような立法理由には合理的な根拠があるということでありました。ただ、この考え方は、平成7年の最高裁の大法廷で決定されたものでございますけれども、そのときに5名の裁判官が既に反対意見を述べているという状況でございまして、いろいろと議論があつた問題でございまして、

今回、9月の最高裁大法廷決定でございまして、決定理由において——決定文を引用させていただきますが——昭和22年民法改正時から現在に至るまでの間の社会の動向、我が国における家族形態の多様化やこれに伴う国民意識の変化、諸外国の立法の趨勢及び我が国が批

准した条約の内容とこれに基づき設置された委員会からの指摘——この条約につきましては、

「児童の権利に関する条約」というのがございまして、児童が出生によっていかなる差別も受けないという旨の規定がございまして。そうしたものの、それから嫡出子と嫡出でない子の区別にかかわる法制度の変化などから、家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかであるというふうに述べております。

そのような認識、いわゆる家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたという認識でございましてけれども、そういうもとに、法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、父母が婚姻関係になかったという子にとっては、みずから選択ないし修正する余地のない事柄を理由として、その子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考え方が確立されてきているとして、今回、最高裁大法廷、15人全員一致の意見ということで決定されたものでございまして。

この決定を受け、現在、政府は、民法の関係規定の改正案を今国会に提出いたしまして、現在、審議されておりますが、法律上の整備については、国民のといひますか、国民の代表者、また代弁者であります国会の審議を見守ってまいりたいというふうに考えております。

それから、補足的に申し上げますと、この相続につきましては、御承知のとおり、相続人がその相続については決定するということが、基本的にはございまして。そういった意思が示されなかったときのこの法の適用でございまして、先ほど県内にもそういう事例がたくさんあるというふうに言われましたけれども、基本的

なところでは、大きな変化はないというふうに考えております。

○中村幸一議員 この件は、部長にお聞きしても非常に答えづらいことであろうと思っておりますから、これ以上言いませんが、やっぱり日本の伝統というものを守らないということには、非常に大きな問題が出てくると思うんですね。先ほど、皇紀2673年だというような話をしましたが、長い歴史のある中で、私が一つ今思うのは、私も県会議員になって20数年になりますが、いわゆる仲人をしてくれというのが非常に多かったんです。私は67回やっているんですが、最近5～6年、それ以上になりますか、一回もないんですね。この前、山下さんの結婚式で仲人をやりましたけれども、そういう仲人なしで人前結婚というんですか、そんなことをやっていらっしゃいます。だから、そういうことをされるから、結局別れる人が多いんですね、お別れになる人が。なぜかという、仲人がおって、盆、正月に行って報告をする、「それはおまえが悪いがね」「それはあんたが悪いよ」と仲人から言われて初めて直す部分があるんですね。そういったことがないので、近ごろは、勝手に結婚して、勝手に別れましたというような状況になっております。これはやっぱり、日本の長年続いた仲人制度というのを廃したために起こったものかなというふうに、私は思っているんですが、それをもう一遍返せというわけにはいきませんが、日本の伝統は大事にしないといけないなというふうに思ったわけでありました。

それから、東京オリンピックで私は質問をしたかったんですが、4人の方から東京オリンピックについて質問されました。それでまた、その4人の質問者の質問どおり知事が答えてお

られれば、まだチャンスがあったんです。知事はリップサービスで、聞かれもしないことまでいろいろ質問にお答えになったので、私の分がなくなっただけです。だから、感想を述べるだけでも言おうかなと思っているんですが……。

一番最初、東京でオリンピックがあったのは昭和39年でした。私が21歳でありました。まだ非常に若かったんです。高度経済成長を助けるべく一生懸命働いていました。和歌山県の住友金属という製鉄会社でしたが、今は新日鐵住金といいます。大きな会社でした。なぜ行ったかということ、この都城におったら、とてももらえない給料を向こうでもらえるということもありまして、向こうに行ったわけですが、10年半勤めさせていただきました。しかし、あの当時のオリンピックというのは、本当に、高度経済成長の中で、日本がこれだけ立派になったよというのを見てもらいたいということがいっぱいあったんだと思います。びっくりしました。新幹線を通しましょう、オリンピックに間に合わせて新幹線を通したんです。そして、高速道路も通しましょう、高速道路も通ったんです。こういったことをやり遂げて、東京オリンピックは盛大にぴしゃっとやられました。立派なものだと思ったところでした。

この東京オリンピック、この前、ある人が、93歳とおっしゃいましたが、「中村君、そばに座っていいか」と言うから「いいですよ」と、「ちょっと話がある」といろいろ話した中で、「今何歳になりますか」、さっき言ったように「93歳になった」と、「俺はまだあと7年生きないかん」とおっしゃったので、「100歳ですぞ」と言ったら、「いや、東京オリンピックを見らないかん。みんな仲間が今あと7年生きようぜと言っているんだ」と。だから、今の高

齢者の皆さんがこの後、東京オリンピックがあつてから、ばたばた逝くんじゃなかろうかと思つているんですが、そこまで長生きされるのかなというふうに思つています。

しかし、今度の東京オリンピックは、いろいろ質問が出ましたが、東京だけじゃなくて、宮崎県でもちゃんとやれるような東京オリンピックにしていただきたいなというふうに思つております。

続きまして、企業局長にお伺いしたいと思います。企業局長とは長いつき合いでして、私が、昭和50年でしたが、土地家屋調査士・行政書士事務所を始めたんです。38年前なんですね。そのとき、企業局長が都城土木事務所におられたんです。土木事務所におられまして、まだ24～25歳だったんでしょうかね、顔は全然変わっていませんよ。私が境界立ち会いにお願いに行きよつたんですが、長年つき合いました。私があるとき持っていた車まで「黒でしたがね」とこの前言われてびっくりしたんですが、聞いたら、「私もことしの3月ぐらいで終わのかもわかりません」とおっしゃったので、じゃ何か質問しなくちゃいけないなということで、きょうは質問することになったんです。幸いあつたんですが……。

今度、11月13日でしたが、改正電気事業法が成立しました。これは3段階に分かれておりまして、2段階の中で書いてありますが、いわゆる大きな九州電力、ああいったものも小さくしてしまおうと、あるいはまた、誰でも参加できるような電気事業にしまおうというようなことが何か所もありますが、そうなった場合に、我が県は今、基幹産業ではありませんが、電気事業を企業局がやっていたらいいです。そのことで、何か障害とか、あるいはいろいろ

あるものでしょうか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○企業局長（瀨砂公一君） まず、御質問いただきまして、まことにありがとうございます。今議会唯一の答弁の機会を与えていただきました。私も、かれこれ40年近く前の駆け出しのころを今懐かしく、先生のお話を伺いながら思い出しているところです。先生の顔も全然変わっていらっしやいません。

この電力システム改革でございますけれども、戦後間もなく、現在の大手電力会社による電力供給体制、いわゆる独占的な供給体制でありますけれども、これが整って以来、約60年ぶりの抜本的な改革と言われております。その内容は、今、議員がお触れになったところでありますけれども、これから平成32年ごろまでを目途に、家庭向けの電力販売の自由化あるいは電力会社からの送配電部門の分離・別会社化、あるいは小売料金の全面自由化、今、総括原価方式で計算しても認可が要りますけれども、これの自由化等の改革を行うこととされております。これによりまして、大手電力会社によるいわゆる地域独占体制が崩れまして、電力市場全体が大規模な競争の時代を迎えるというふうに言われているところであります。

企業局への影響でありますけれども、企業局はこれまで、電力会社に長期にわたり総括原価方式による安定した価格で電気を供給するという、いわゆる卸規制と言われておりますけれども、そういう制度のもとで、安定的な経営を確保してまいりました。しかし、この制度が、改革が3つの段階で進められますが、第2段階で廃止されることになっております。そうしますと、必要な原価が確保できなくなるのではないかと、あるいは入札が一般的になると思いま

すので、入札により売電することで収入が変動し、経営が不安定になるのではないかと、さまざまな影響が生じることが懸念されるところであります。改革の具体的な制度設計はこれからでありますけれども、企業局といたしましては、安定経営を維持し、引き続き、地方公営企業としての役割と責任を果たしていくということを第一義といたしまして、改革の推移を注意深く見きわめながら、適切に対応してまいります。

○中村幸一議員 こういう改正が出てきたわけですから、逆に今までやってきた水力発電の考え方もありますよね。そういったことも検討していただくとありがたいなというふうに思います。

もう一つあるんですが、平成2年に地域振興事業を開始されて、3つの事業を20年余、展開してこられました。このことについて、今からこの3つの事業、1つはゴルフのあれもありませんが、どうしていかれるのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○企業局長（瀨砂公一君） 今、新しい3つの事業をやっておりますけれども、それ以外の新しい分野への進出のお話だと思いますが、そのためには、1つは、まず県が、行政じゃなくて、特に我々公営企業として参入する必要性があること、2つ目には、将来にわたり、経営の安定性、継続性が見込めること、それから3つ目に、民間の事業と競合するものでないこと、こういうことを基本的な条件として考慮する必要があると考えております。

このような点を踏まえながら、これまでも局内におきまして、さまざまなレベルで勉強会とか検討をやってまいりましたけれども、現在の高度に発達した社会経済情勢のもとでは、なか

なか適当なものが見つからないという状況でございます。現在のところ、基幹事業である電気事業に関しまして、先ほどお答えいたしました電力システム改革がスタートしたところでありまして、その動向をしっかりと見きわめる必要があると。また、県内に今13カ所の発電所を持っておりませんが、老朽化した設備の更新等にこれから大きな資金が必要となります。そういうようなことから、当面は新分野への展開には慎重な対応が必要というふうに考えておるところでございます。

したがって、小水力発電など、現在の事業の枠組みの中で、可能な新規事業には積極的に取り組みながら、新しい分野につきましても、引き続き、幅広く情報を収集しながら、可能性を検討してまいりたいというふうに考えております。

○中村幸一議員 知事にお伺いいたします。10月の土曜日から11月の土曜日にかけて、宮崎県の各大学に、講義を受けないかというお知らせがあつて、私も受けたんですが、15名お見えになったんですが、その中で1日目の1時間目は宮崎市長がお見えになって、一番最後の3時間目は知事がお見えになりました。学生が「非常にすばらしい知事ですね」ということを私に言ったんですが、ここでこうしてお答えされる知事に比べて、ああいう学生を前にお話しされた知事については、非常に好感が持てる、いい話をされました。これは何もごまをすっているわけでも何でもありませんが……。

こんなこともおっしゃいました。私、いつも言われるんですが、広島県の出身ですと、だけれども、宮崎に8年おりますと、もう宮崎がふるさとなんですよという話で、みんな、がくつときたみたいでしたが、そのぐらい一生懸命取

り組んでいらっしゃるということに対して敬意を表したいというふうに思っております。

さきのケネディ大統領じゃありませんが、目指して頑張っていたかと思っております。その中で、ある1年生の学生だったと思いますが、知事に「ケネディ大使がお見えになりましたね。ケネディ大使にお会いして宮崎を売り込んだらどうですか」と話をしました。そうしたら、知事は「えっ」というような顔をされましたけれども、何と答えられたかわかりませんが、そのことを約束したんですが、ひとつどうかアメリカ大使館に行かれて、日本一の宮崎和牛とか、あるいはいろんな宮崎で有名な品物を土産に持って行って、そしておつき合いされてみて、TPPの牛肉も要りませんよと、これだけおいしいんですから、あなたの母国にもちゃんと輸出しているんですよというようなことでもお話ししてみたらどうかと思うんですが、あの学生が聞いたことに対して、どう思っていますか、お伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) まず、私の講義に対しまして、過分なお言葉をちょうだいして、恐縮しておるところでございます。大学生を相手に講義をしようと思って教室に入ったら、その一番前に中村議員が座っておられる、その姿を見たときの私の驚きというものは推して知るべしということでございますが、本当に学ばれる姿勢に敬意を表するところでもあります。

今、御指摘がありましたように、議会における答弁、また県民の皆さんに対するメッセージでも好感を持っていただけるように、精進してまいりたいというふうに考えております。

今、ケネディ大使の御指摘がございました。あのとき、学生の間から、そのような質問もい

ただいたところでございます。昨年、ドイツのフォルカー・シュタンツェル大使、古典文学に造詣が深いということで講義をしていただき、また、その後もいろんな、実は家族ぐるみでも交流があったところがございますが、先日、ドイツ統一記念日にも大使館に招かれて、いろいろなパーティーで、ほかの大使ともいろいろ意見交換をさせていただく機会がありました。そういう各国の大使の皆さんとの交流、接点を持つことによるいろんな宮崎のPR、大変効果は大きいのではないかなというふうに思いますし、今、大変注目を集めておられますキャロライン・ケネディ大使に対して、そのようなアピールをすべきではないかというのは、一つの着眼点であろうかなというふうに思っておるところでございます。

先日、福岡にありますアメリカ領事館の首席領事が来られまして、意見交換をしたんですが、ぜひ宮崎にも大使においでいただきたいということを申し上げておったところでもあります。ケネディ大統領は、聞くところによると、上杉鷹山公を大変評価しておられたという話でもございますし、そういう上杉鷹山の出身地でもある宮崎というような形でアピールをしたところでもあります。

今、宮崎牛は、アメリカへの輸出を全国に先駆けて平成2年から行っておったところですが、口蹄疫で一旦中止になって、今年の9月から再開しておるんですが、おかげさまで非常に順調に伸ばしておるという状況もございます。そんな実態もお話しをしながら、また、先日、ダンロップで2連覇を果たされたルーク・ドナルド選手の宮崎牛に対する評価は大変高いというようなエピソードもぜひお伝えして、いろんな形でアピールをすることができればなという

ふうに考えております。

○中村幸一議員 ぜひ学生の意向も聞いていただきたいというふうに思います。

それから、フォレストピア学びの森、五ヶ瀬町の中高一貫教育校なんですけど、私はあのころ、ちょうど議会におりまして、今の文教警察企業常任委員会におりました。元知事の松形知事が、本当に文部省——当時の文部省ですね——に逆らってまで中高一貫教育校をつくろうという努力をされました。本当に涙ぐましい努力だったと思います。あの当時、ずっと聞いておりましたが、高校・中学一貫校でも、高校はあれですけど、中学は普通教育ですから、その費用はどうするのかというところまで議論があったところでした。また、おもしろい議論は、たくさん入学希望者はあるだろうけれども、その希望者は、選抜試験じゃなくて全部抽せんになさいと言う人もおられましたけれども、そういう話がいろいろありました。

しかし、立派な中高一貫教育校ができて、文部省も許したわけでありまして、今、特に小中一貫校までできるような状況になっております。ところが、だんだんだんだん人間が少なくなってきていますね。というのは、我々の中学校、小学校のころが、大王小、小松原中学校におったんですが、大体320～330名ぐらいだったんですよ。今、1学年、80名から90名しかいないんです。ということになると、もっと減ってくるでしょうから、真っ先にやられるのは——今、一貫校が3校ありますよ。宮崎、都城、それから五ヶ瀬。都城、宮崎は、今でも4倍、5倍の人たちが来ますから残るだろうと。だから、五ヶ瀬は遠いし、寮生活、向こうの人もおりますけれども、大変だろうなという話なんです。だから、中高一貫教育校に外国人を

入れて、日本で一番の中高一貫教育校にしたかどうかと私は思うんですね。

調べてみましたら、大学ですが、9年前に開校したんですが、秋田県の国際教養大学というのがあります。これはすばらしいですね。170名ぐらいしかいないんですが、すばらしい大学だそうです。そういったところとも話し合いをしながら、五ヶ瀬中高一貫教育校の子供たちが、秋田のそういう教養大学に行けるようなシステムがつかれないのかな、これは一生懸命骨を折っていただけないかなと思うんですね。まず、宮崎県の中高一貫教育を日本一にする、そして、その教養大学とも手を組んで、宮崎県から優秀な人材を送り出していく、こういったことが必要じゃないかなと思いますが、これは教育長と知事の両方に答えをお願いしたいと思えます。

○知事（河野俊嗣君） 五ヶ瀬中等教育学校がありますが、山里の豊かな自然、また人材というものを生かして、さまざまな体験学習を通して、「感動」と「感性」の教育の中で、21世紀を担う創造力豊かな、国際社会で活躍する人材を育成するという教育理念を持って設立されたわけでありまして。今、御指摘がありましたように、フォレストピア構想というしっかりした理念のもとに、さまざまな制度の壁というものを乗り越えて、大変な努力をされながら、松形知事の際に、関係者の御尽力により設立されたものでありまして、敬意を表するところがあります。

設立当初から今日まで、本県のみならず全国の教育をリードしてきた学校でありまして、これからもぜひそうあり続けてほしいと願っておりますし、常に日本の教育の先駆けとなるんだ、また、日本の教育のモデルであり続けると

いう気概を持って、将来を見通して発展的に進んでいくべきものというふうに考えております。

先日、五ヶ瀬に泊まりましたときに、実は、五ヶ瀬の学校の中とか、それから朝もその様子を見たんですが、子供たちが学校の後ですかね、何か太鼓の練習をしておりました。伝統芸能、大変すばらしいことだなと思いましたが、朝は早い時間から子供たちが学校の前の道路を掃除しておりました。すばらしい教育が行われているんだなというのを、まさに実感したところでもあります。人づくりは県づくり、まさに人が財産という思いで、百年の計に立って、未来への投資として、力強く教育、人づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。五ヶ瀬中等教育学校のあり方も含めて、今後、県教育委員会ともしっかり意見交換をしながら、本県の教育の将来像というものを描いてまいりたいと考えております。

○教育長（飛田 洋君） 五ヶ瀬中等教育学校は、平成6年に「フォレストピア学びの森 五ヶ瀬中学校・高等学校」と、別な形で開校して、その後、確かな歩みを重ねてきました。宮崎から発信した特色ある教育が全国から評価され、国の制度を動かして、平成11年に全国初の中等教育学校となり、実は、ことしで開校したときから数えていくと20年目を迎えております。

これまで、個性豊かでクリエイティブな発想を身につけた人材を数多く輩出してきたところではありますが、今後ますます国際化が進む、グローバル化が進む中で、外国人との交流などを通して、国際社会で先頭に立って活躍する人材を育成することが一層重要になってきているということは間違いないと確信いたしております。

す。

先ほどお話にありました国際教養大学というのは、留学生を積極的に受け入れるとともに、特色ある語学教育、日常の中に国際社会があるというようなこと、あるいはコミュニケーション能力の教育も独特なものをされておりまして、実践力のある人材が育成されているということで高い評価を得ておられますが、このような新しい大学の改革にも学びながら、五ヶ瀬中等教育学校の将来像につきましては、どう発展させることができるか、研究してまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 私も、秋田県の国際教養大学は読んだだけです、一回見に行ってきたいというふうに思います。また、もう一つつけ加えますと、五ヶ瀬の皆さんが、フォレストピア学びの森の中高一貫教育校に多大な御尽力をいただいているんですね。あそこに入學した子供たちは、親は遠く離れていますから、親がわりにいろいろとつき合っているということ、緒嶋さんのためにも、それもつけ加えておきたいと思います。どうか、教育長と知事と話し合いながら、松形知事に負けないような、いい学校をひとつつくっていただくことをお願いして終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 ここで、総務部長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○総務部長(四本 孝君) 午前中に中野一則議員から御質問がありました、知事部局における本年度の傷病休暇取得者数及び休職者数についてであります、平成25年10月末までの数字を申し上げますと、30日以上傷病休暇取得者59名のうち精神疾患が34名、休職者38名のう

ち精神疾患が33名となっております。

○福田作弥議長 以上で一般質問は終わりました。

◎ 議案第26号から第29号まで採決

○福田作弥議長 ここで、さきに提案のありました教育委員会委員、収用委員会委員及び同予備委員の任命の同意についての議案第26号から第29号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第26号から第29号までの各号議案について、一括してお諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第25号まで及び請願委員会付託

○福田作弥議長 次に、今回提案されました議案第1号から第25号までの各号議案について、質疑の通告はありません。

当該議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託い

平成25年12月 3 日(火)

たします。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす4日から9日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、10日午前10時開会、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後 1 時53分散会

12月10日（火）

平成 25 年 12 月 10 日 (火 曜 日)

午前 10 時 2 分開議

出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	黒 木 正 一	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	渡 辺 創	(民主党宮崎県議団)
15 番	田 口 雄 二	(同)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	太 田 清 海	(社会民主党宮崎県議団)
18 番	高 橋 透	(同)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	中 野 一 則	(同)
23 番	中 野 廣 明	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	十 屋 幸 平	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
28 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
29 番	井 上 紀 代 子	(民主党宮崎県議団)
30 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
31 番	鳥 飼 謙 二	(社会民主党宮崎県議団)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	松 村 悟 郎	(同)
34 番	押 川 修 一 郎	(同)
35 番	宮 原 義 久	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	丸 山 裕 次 郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	土 持 正 弘
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治 史
会 計 管 理 者	梅 原 誠 史
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	齊 藤 和 子
教 育 長	飛 田 洋 子
公 安 委 員 長	藤 田 紀 子
警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 長	村 社 秀 繼

事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
総 務 課 主 任 主 事	橋 本 季 士 郎
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 議長挨拶

○福田作弥議長 開会前に一言お礼を申し上げたいと思います。

御案内のとおり、現在、本県におきましては、記紀編さん1300年記念事業に官民挙げて取り組んでいるところであります。そこで、議会としましても何かできることはないかということで、昨年、この11月定例県議会におきまして、古代衣装を着用して本会議に臨む日を設けているところでございます。この取り組みが記紀編さん1300年の機運を盛り上げ、ひいては本県の振興につながることを祈念いたしますとともに、御協力いただきました関係者及び関係団体の方々に厚くお礼申し上げます。

◎ 常任委員長審査結果報告

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第25号までの各号議案及び請願第36号から第44号まで、並びに継続審査中の請願第26号、第27号及び第30号を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、内村仁子委員長。

○内村仁子議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。総務政策常任委員会の御報告をいたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件及び新規請願2件の計9件であります。慎重に審査をいたしました結果、継

続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、請願第30号、第38号については賛成多数により、第39号については賛成少数により、その他の議案及び請願については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成25年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものであり、9,400万円余の増額補正となっております。この補正予算に要する歳入財源は、国庫支出金900万円余、繰入金8,500万円余であります。この結果、補正後の一般会計の予算規模は5,785億100万円余となります。

次に、県内ホテル等でのメニュー不当表示についてであります。

このことについて当局より、「「宮崎産牛ロール」と表示しながら、一部他県産牛を使用したものなど、実際に使われていた食材と異なる表示が行われていたことが、県内4事業者において判明したため、直ちに該当事業者へ事実確認のための調査を実施し、不当な表示の禁止と再発防止に向けた指導を行った。また、本県の食の安全・安心を確保する観点から、県食品衛生協会など関係団体に対し、景品表示法を初め食品表示関連法の理解と適正表示の徹底を要請した」との説明があり、委員より、「事業者の信用問題にとどまらず、みやざきブランドにまで悪影響を及ぼすことのないよう注意していただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、引き続き、事業

者に対して関連法令の正しい理解と適正表示の周知徹底を図るとともに、宮崎牛を初めとした本県のブランドの評価や、今まで築き上げてきた食の安全・安心が揺らぐことのないよう、関係事業者と一体となって再発防止に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、フードビジネス雇用拡大推進事業の採択事業者についてであります。

このことについて委員より、「採択の基準は何か」との質疑があり、当局より、「販路や仕入れ等を含めた実現可能性や企業の経営状況による雇用の継続性など、有識者の意見を聞きながら判断した」との答弁がありました。

また、このことに関連して別の委員より、「本県の基幹産業である1次産業にいかに利益を還元できるかが重要であり、単なる経営支援とならないよう留意していただきたい」との要望がありました。

次に、防災拠点庁舎整備基本方針(案)についてであります。

このことについて当局より、「東日本大震災の教訓から、防災拠点庁舎の早期整備が不可欠であるため、防災拠点施設整備調査検討委員会における整備案を踏まえ、さらに検討を加えた結果、今回、防災拠点庁舎の整備指針となる基本方針(案)を取りまとめた。本年12月中には基本方針を決定したい」との説明があり、委員より、「5号館や日本庭園、本庁舎など、県庁舎としての一体感を出せるよう既存の庁舎の配置や風致等を踏まえ、基本構想を検討していただきたい」との要望がありました。

また、このことに関連して別の委員より、「一時避難場所として活用する方針だが、災害応急対策の司令塔としての機能を阻害することのないよう、今後詳細に検討していただきたい

い」との要望がありました。

当委員会といたしましては、今後、災害応急対策の司令塔として問題なく機能できるよう、さらに具体的に検討するとともに、既存の庁舎や将来の県庁舎のあり方を踏まえた整備となるよう、詳細な建物の配置等を検討していただくことを要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、厚生常任委員会、新見昌安委員長。

○新見昌安議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件及び新規請願3件の計11件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定をいたしました。

また、採択いたしました請願第36号及び一部採択いたしました請願第40号に基づき、「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書」及び「障がいのある学生の修学支援の促進等を求める意見書」を発議することといたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で270万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の福祉保健部の予算額は1,011億4,900万円余となります。

次に、議案第23号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

これは、青島、むかばき及び御池の3カ所の宮崎県青少年自然の家について、平成26年度以降の運営を行う指定管理者の指定に当たり、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

このことについて委員より、「指定管理候補者の募集に対して応募が1団体ということだが、競争原理が働いていない。どのように周知を図ったのか」との質疑があり、当局より、「募集については、県のホームページや県政番組で広くPRするとともに、経済団体等の関係団体の会報に応募内容を掲載させていただいた。複数の候補者の中から選定されることが望ましいと考えており、今後も工夫しながら努力してまいります」との答弁がありました。

また、このことについて別の委員より、「指定管理者制度の運用については、利用者の利便性の向上や管理運営経費の削減など、制度本来の目的が果たされるよう、しっかり取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、病院局所管の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、平成24年度に借り入れた企業債の償還について、当初計画より前倒して実施することにより企業債支払い利息の軽減を図るため、4億5,100万円余を増額補正するものであり、補正後の資本的支出は75億2,900万円余となります。

次に、議案第19号「損害賠償の額の決定につ

いて」であります。

これは、県立日南病院におきまして平成24年10月に発生した医療上の事故に対する和解が成立したことに伴い、「宮崎県立病院事業の設置等に関する条例」第9条の規定により、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

このことについて当局より、「今回の件を重く受けとめ、医療の安全確保について改めて点検を行うとともに、診療について万全を期すよう努力してまいります」との説明がありました。

当委員会といたしましては、患者の安全を守るという観点から、医療安全対策は最重要課題と捉え、質の高い医療提供体制の構築を図るよう要望いたします。

次に、県立病院事業の平成25年度上半期の業務状況についてであります。

このことについて当局より、「平成25年度上半期の経理の状況について、病院事業収益は入院収益及び外来収益ともに増加しているものの、時間外勤務手当の増加及び医療機器や電子カルテシステム等の購入に伴う新規償却が発生したこと等に伴い、費用が収益を上回る伸びとなったところである」との報告がありました。

このことについて委員より、「特に県立宮崎病院においては、収益が減少した一方、給与費や経費などの費用が増加していることから、年度末に向けて経費節減を図るなどさまざまな方策を検討し、さらなる経営改善に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

最後に、当委員会において継続審査といたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその

取り扱いをよろしくお願いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、商工建設常任委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件及び新規請願2件の計9件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で5,600万円余の増額補正であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は498億3,900万円余となります。

このうち、「チャレンジ!新商品開発」フード・オープンラボ整備事業についてであります。

このことについて委員より、「変更前と変更後の建築面積は変わらないのに、建設費がかなり増額となっているのはどのような理由か」との質疑があり、当局より、「HACCP等の衛生基準に対応するため、専門家などの意見を踏まえ、入荷前室等を新たに設けること、施設内の設備を再配置すること、及びこれに付随する電気・機械設備の設置が必要となったことから、多額の工事費を要することとなった」との答弁がありました。

また、別の委員より、「オープンラボには、県の職員が常駐して指導するのか」との質疑があ

り、当局より、「管理・運営は食品開発センターの職員が行い、必要に応じて企業等への指導も行うこととしている。常駐は業務上厳しいことも予想されることから、衛生管理や食品製造に詳しいコーディネーターを配置できないか検討しているところである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、企業等が新商品開発にチャレンジしやすい環境を創出することにより、フードビジネスの振興が図られることが期待できることから、オープンラボ整備後の運営・指導のあり方についても、しっかりと検討を行っていただきますよう要望いたします。

次に、宮崎県中小企業等支援ファンドについてであります。

このことについて複数の委員より、「一時的に経営に支障を来した県内の中核的企業に投資することで、企業の事業継続、雇用確保等の成果があったものの、県が宮崎県産業振興機構に貸し付けた20億円のうち、回収できない金額が9億円弱あることについて、しっかりと説明をする責任があるのではないか」との質疑があり、当局より、「10年というファンドの設置期間において多額の公金が必要となったことに対しては、公金を預かる者として責任の重さを感じている。損失補償額として措置している予算額を2月定例会において補正する予定であるので、その際には説明したい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、大変重要な問題であると認識しておりますので、知事におかれましては、当該ファンドの投資経過等についてしっかりと分析し、説明を行っていただきますよう強く要望いたします。

次に、施工パッケージ型積算方式についてで

あります。

このことについて委員より、「施工パッケージ型積算方式が来年の4月1日より導入予定であるとのことであるが、建設業者から、その準備期間等に関して心配する声が多く聞かれる。今後、導入までの期間においてどのような対策を講じていくのか」との質疑があり、当局より、「来年1月から説明会を開催する予定であり、また、ホームページ等においてもパッケージ単価の概要について公表していく予定である。導入の時期については、関係団体等からも意見をいただきながら柔軟に対応していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、今年度は工事の発注件数が多く、建設業者の準備期間の確保が困難なことも予想されることから、建設業者等関係者の意見を十分に聴取していただき、導入に際し滞ることがないように要望いたします。

最後に、当委員会において、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、環境農林水産常任委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第22号については賛成多数によ

り、また、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1,600万円余の増額補正であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は309億円余となっております。

このうち、松くい虫伐倒駆除事業についてであります。

これは、被害木の伐倒などを行った後、薬剤処理や焼却等を実施することにより、松くい虫の駆除を行い、海岸保安林等の保全を図るものであります。

このことについて委員より、国が所管する試験研究機関等とも連携しながら、今後とも抵抗性松の研究など長期的な視点に立った松くい虫対策の研究を進めるよう、要望がありました。

次に、乾しいたけ消費拡大緊急対策事業についてであります。

この事業は、消費量の低迷などから乾シイタケの価格下落が続く中、県外消費地でのPR活動や新たな販路開拓などの取り組みを通して、県産乾シイタケの消費拡大を図るものであります。

このことについて委員より、「消費量低迷の一因は、原発事故に伴う放射能汚染に係る風評被害であると思うが、放射線量の測定の結果はどのような状況か」との質疑があり、当局より、「食品開発センターで測定した中に検出された例はない」との答弁がありました。

また、関連して別の委員より、「放射線量測定の手数料免除について、依頼件数が減少してい

ることなどを理由に免除を終了するようであるが、いまだ風評被害がある中、関係団体からの要望もあるため、来年以降も継続できないものか」との意見がありました。

当委員会といたしましては、シイタケ生産量が多い他県との協力により、さらに強く安全性をアピールするなど、風評被害対策の取り組みをより一層強化していただくよう強く要望いたします。

次に、韓国等への木材輸出についてであります。

このことについて当局より、「知事を団長とする訪問団が韓国を訪問し、木材輸出に関するトップセールス等を行い、韓国との経済交流の拡大や関係構築を図った」との報告がありました。

これに関連して委員より、「韓国及び中国へ木材を輸出する際、どの港を利用しているのか」との質疑があり、当局より、「現在輸出を行っている森林組合は志布志港を利用している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、本県は東アジアをターゲットとした輸出促進に取り組んでいるところでもありますので、細島港を初めとする県内港湾の利用に向けて、その整備等が一層図られるよう要望いたします。

次に、農政水産部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1,800万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は394億700万円余となっております。

次に、議案第20号「訴えの提起について」であります。

これは、耐用年数を10年として発注した浮き

魚礁が、連結金具の異常により、設置後3年足らずで離脱・漂流したため、施設の設計・施工を行った受注業者を相手に、県がこうむった損害について損害賠償請求訴訟を提起するものであります。

このことに関連して委員より、「今後、同様の事件が起こることがないように、業者の選定や契約に当たっては細心の注意を払っていただきたい」との要望がありました。

次に、新たな米政策についてであります。

これは、現在、国において見直しが進められているものであり、当局より、米の直接支払交付金、いわゆる減反補助金の減額や飼料用米等への支援の拡充など、現時点で明らかとなっている見直しの内容について説明がありました。

当委員会といたしましては、新たな米政策への移行が順調にいかなければ、耕作放棄地がふえることも懸念されるため、移行に当たっては、県と市町村とが連携して指導力を十分に発揮していただくよう、要望いたします。あわせて、国に対して、本県が置かれている状況を確実に伝え、農業者が安心して耕作できる制度となるよう努めていただくことを強く要望いたします。

次に、「地域の特性を活かした生産性の高い水田農業経営の確立に向けた支援の充実を求める意見書」についてであります。

これは、国において新たな米政策が検討されている中、平成26年度以降の経営所得安定対策等について、地域の特色を十分に反映し、農業者にとって生産意欲が向上し将来的な経営展望が描ける制度となるよう、強く要望するものであります。

次に、「地域の実情を踏まえた実効性のある農地中間管理事業の制度設計に関する意見書」

についてであります。

これは、農地中間管理事業の実施に当たって、現場の実情と課題を十分把握した上で、円滑な制度運営と計画的な業務推進ができるものとするを強く要望するものであります。

次に、「地域の実情を踏まえた日本型直接支払制度の確立を求める意見書」についてであります。

これは、現在、国において検討が進められている日本型直接支払制度について、地域の実情を十分に反映し、農業者等が意欲を持って取り組める制度となるよう、強く要望するものであります。

以上、意見書の提出につきましては、全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいをいただくよう、お願いをいたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、文教警察企業常任委員会、田口雄二委員長。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第11号外1件及び新規請願3件の計5件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願2件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

す。

まず、暴力団の情勢と対策についてであります。

当局より、県内における暴力団組織の情勢等について、本年は集中取り締まりによる4件の主要事件を含め84名の暴力団員を検挙したこと、また情勢としては、全国と同様に組織・人員ともに減少傾向であることなどの報告がありました。

このことについて委員より、暴力団組織の資金源についての質疑があり、当局より、「覚醒剤や恐喝、最近では詐欺、窃盗などにより資金を調達している。また、暴力団組織を財政的に支援する周辺者の存在もあることから、警察としては、県民から情報をいただきながら、あらゆる法令を活用し取り締まりを行っている」との答弁がありました。

また、別の委員より、県内における暴力団組織の所在地等についての質疑があり、当局より、「県内6市において11の組織が存在し、約310名の構成員を把握している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、取り締まりの強化はもちろんのこと、ゴルフ場を初めとした各分野における暴力団排除の取り組みや、さらには、組織からの離脱者に対する社会復帰支援など、暴力団壊滅に向けた取り組みを引き続き推進されるよう要望いたします。

次に、「宮崎県いじめ防止基本方針(素案)」についてであります。

これは、本年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため策定するものであります。

このことについて委員より、「素案では、関係

機関等の連携を図るための協議会や、実効的な対策を行う教育委員会の附属機関等を設置するとなっているが、構成メンバーは、大人だけではなく児童生徒も加え、生の意見を聞くことが必要ではないか」との意見や、また、別の委員からは、「児童生徒がみずから対策を考え活動できるよう、児童生徒の自主性を引き出す工夫も必要ではないか」との意見もあり、さらに別の委員より、「教科によっては大人数での授業を行うなど、多くの人とコミュニケーションを図ることも、社会性を学ぶ上で効果があるのではないか」など、複数の委員から意見がありました。

当委員会といたしましては、いじめは、本県の生徒指導の最重要課題であることから、今回の委員の意見や今後実施されるパブリックコメントの結果を踏まえるなど、多方面から意見を聴取し、その反映について十分な検討を行った上で、学校現場の実情に即した実効的な基本方針を策定されるよう要望いたします。

次に、企業局における平成25年度の上半期の状況についてであります。

当局より、「事業実績については、工業用水道事業が目標を上回り、電気事業、地域振興事業は目標を下回っているが、収益的収支については、3事業ともおおむね順調に推移している」との報告がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきまして、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。

す。(拍手) [降壇]

○福田作弥議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

◎ 質 疑

○福田作弥議長 これより委員長の審査結果報告に対する質疑、討論に入りますが、質疑、討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 私は、今回の議会に新規請願で上げられた件について、総務政策常任委員会の委員長及び文教警察企業常任委員会の委員長に質疑をさせていただきたいというふうに思います。

まず、総務政策常任委員長にお伺いをいたします。新規請願の第39号ですが、「高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の増額を求める請願」というのが即不採択となっているわけですが、新規請願であるならば、一定十分な論議も必要かと思いますが、即不採択となった審議の状況、それと不採択となった理由などがわかればお伺いしたいと思います。

○内村仁子議員 委員会の審査におきましては、委員の皆さんに御意見をお伺いし、継続審査または採決をするか諮った結果、採決となりました。採決により賛否をお諮りしたところですが、不採択となったところでもあります。以上です。

○前屋敷恵美議員 この請願の中身についての審議というのは行われなかったということですか。

○内村仁子議員 委員会の審査において委員の皆さんに御意見をお伺いしました。しかし、委

員会の場合には特に意見は出ませんでした。継続審査または採決するか諮った結果、採決となりました。そして、採決により賛否をお諮りしましたところ、不採択となったものであります。

○前屋敷恵美議員 結果的には、委員会の中ではさしたる中身についての議論もなく採決に付され、不採択ということになったという経過を確認したいというふうに思います。

引き続き、文教警察企業常任委員長に、同様に、請願の第42号全国一斉学力調査の廃止、それと第43号教員免許更新制度の廃止について、それぞれ国に意見書を提出してほしいという請願、及び第44号の「公立高等学校授業料不徴収制度の延長を求める請願」、3件がいずれも即不採択という結果になったわけですけれども、これについても審査の状況と不採択に至った理由をお聞かせいただきたいと思います。

○田口雄二議員 不採択となった請願についての審査の経過でございますが、請願は、県民の皆さんが行政について持っている要望や意見を文書にして提出されたものであります。県議会は、その県民の意思を十分受けとめまして、審議に付する必要があると思います。各委員の皆さんも、請願の意思は十分理解されていると思います。

委員会の審査におきましては、委員の皆さんに御意見をお伺いし、継続審査または採決するか諮った結果、採決との意見があり採決となりました。採決により賛否をお諮りしたところ、不採択となったものであります。以上です。

○前屋敷恵美議員 今、田口委員長がおっしゃられるように、請願というのは、県民の切実な願いが請願として議会に上げられ、委員会に付託をされて審査が行われるというルールになっ

ているわけです。少なくともその論議の中で――それぞれが検討して委員会に出席をしているというようなお話でありますけれども、少なくとも、理由などを述べる、問題点があれば指摘がされる、そういうことも必要ではないかというふうに思うんです。それがやはり、請願者に対する議会としての最低限の誠実さではないかと思うわけです。

私は、委員会でそういうことが論議されなくて結論が出されたのであれば、せめてこの本会議において、不採択という立場を表明された方については、その旨、討論があつてしかるべきではないかというふうに思っておりますので、討論をぜひ期待したいと思います。

以上で質疑を終わります。

○福田作弥議長 以上で、常任委員長の審査結果報告に対する質疑は終わりました。

◎ 討 論

○福田作弥議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。今議会に提出されました議案及び請願に対する討論を行います。

まず、議案第22号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について」です。

同議案は、国庫補助事業である農村地域防災減災事業の一部事業について、中山間地域に対する国費のかさ上げが設定されたため、市町村負担金の率を引き下げるというものですが、我が党は従来から、国直轄事業は国が、県直轄事業は県が責任を持って行うべきであるとする立場です。したがって、負担割合が減らされても

負担が存在することには全く変わりはなく、基本的な立場で反対をするものです。

次に、請願についてです。継続請願第26号、第30号をさらに継続審査とすることについて、及び第27号の不採択について反対をし、また、新規請願第39号、第42号から第44号の不採択について反対し、採択を求めるものです。

まず、再び継続審査とされました請願第26号「小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願」及び第30号「個人保証の原則廃止を求める意見書を政府に提出することを求める請願」、また不採択とされた、第27号「学級編制基準・学級編制基準日の改善、高校の納付金の軽減、学校の耐震化、安全・安心の給食を求める請願」についてです。

教育関連の請願はいずれも、子供たちの健やかな成長を願い、子供たちが安心して学ぶための環境の整備や教育費の父母負担の軽減等を求めるものです。また、2分の1から3分の1へ引き下げられた義務教育費の国庫負担割合をもとに戻すことについては、県の財政負担を軽減し、教員の増員を初め、子供たちの学びや成長にとって必要な手だてをとることを可能にするものです。また、個人保証の原則廃止を求める請願については、前議会でも申しましたが、全ての会派が紹介議員となって提出をされたもので、継続審査を繰り返し結論を先送りにすることに何の道理もありません。いずれの継続請願についても、さらなる継続、また不採択とせず、請願者の意思を十分尊重して採択を求めるものです。

次に、新規請願第39号「高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の増額を求める請願」、第42号「全国一斉学力調査の廃止につい

て、国に意見書の提出を求める請願」、第43号「教員免許更新制度の廃止について、国に意見書の提出を求める請願」及び第44号「公立高等学校授業料不徴収制度の延長を求める請願」は、いずれも子供たちの学びを保障するためのさまざまな教育施策の充実を求めたものです。しかし、この新規請願に、あっさりとは不採択の結論が出されましたが、そうではなく、まずはしっかりと受けとめることが必要なのではないのでしょうか。請願で求めているように、教育格差をなくして、全ての子供たちに行き届いた教育を保障することは、政治、行政の役割です。政府は、高校授業料の無償化制をやめ、所得制限を設けることを決めましたが、文科省の試算でも、22%もの高校生が就学支援金支給の対象外となるとしています。全ての子供たちの「教育を受ける権利」を保障するためにも、無償化の継続を求めることは必要ではないのでしょうか。

また、全国一斉学力調査については、年間60億円もの巨額が投じられていますが、地方自治体間、児童生徒間に過度な競争を引き起こす要因ともなっています。また、調査結果の数値についても、特定教科のみが取り沙汰され、総合的な分析・改善につながらないなどの問題も抱えているのが現状と言えます。児童生徒の学力傾向を把握するとした当初の抽出調査に戻すなど、全国一斉学力調査の実施は廃止を検討すべきではないのでしょうか。そして、それに費やす巨額の費用は、子供たちの学びのために振り向けることが必要だと思います。

また、教員免許更新制については、さまざまな問題があるとされています。教員に対する年限処分の権限を持つ都道府県教育委員会が、当初から、新たな講習の修了認定等を行う権限を

持つことに懸念を表明したことを初め、大学等が行う免許更新講習の内容、方法がそれぞれ異なることが、修了認定に公平を欠くこと。更新講習の受講機会が限られ、受講時期が集中すると、学校運営や授業など教育現場での教育活動に支障を来すこと。そして何より、教員が10年という期限つきの不安定な身分に置かれることで、教員の生活に対する不安や意欲を損なわせ、ひいては教育の土台そのものを崩すことになりかねない状況が危惧されるなどです。教員の力量や人間性を高めるためには、職場での連帯を通して豊かな経験が交流され、教育実践に生かされることではないでしょうか。そして、子供たちや保護者との信頼関係を築いていくことで、学校教育への信頼を勝ち取ることだと思います。安易に、教員免許の更新で、教員の質の向上、教育力を高めるといった方策はとるべきではないというふうに思います。

無限の可能性を秘めた子供たちをしっかりと守り、育てていくのは、我々大人の責任であり責務でもあります。そして、そのための施策を充実させるために力を尽くすことが、議会の役割ではないでしょうか。県議会は、こうした切実な県民要求を先延ばしにしたり切り捨てることなく、請願者の意思をしっかりと酌み取って、最大限力になることが求められていると思います。各請願を不採択とせず、採択を切に求め、討論いたします。以上です。〔降壇〕

○福田作弥議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第22号採決

○福田作弥議長 これより採決に入ります。

まず、議案第22号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決で

あります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◎ 議案第1号から第21号まで及び
議案第23号から第25号まで採決

○福田作弥議長 次に、議案第1号から第21号まで、及び議案第23号から第25号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第44号採決

○福田作弥議長 次に、請願第44号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告どおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第27号及び第39号採決

○福田作弥議長 次に、請願第27号及び第39号について、一括お諮りいたします。

両請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決するこ

とに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○福田作弥議長 起立多数。よって、両請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第42号及び第43号採決

○福田作弥議長 次に、請願第42号及び第43号について、一括お諮りいたします。

両請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○福田作弥議長 起立多数。よって、両請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第40号採決

○福田作弥議長 次に、請願第40号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は一部採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり一部採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第36号、第37号及び第41-2号採決

○福田作弥議長 次に、請願第36号、第37号及び第41-2号について、一括お諮りいたします。

各請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各請願は委員長の報告のとおり採択されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第26号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第30号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第38号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査と

ることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成25年12月10日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 議会運営委員長 中野 廣明

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

消費税率の引き上げに関する意見書

議員発議案第2号

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定

交渉に関する意見書

議員発議案第3号

大気環境保全対策の推進を求める意見書

平成25年12月10日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 厚生常任委員長 新見 昌安

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第4号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

議員発議案第5号

障がいのある学生の修学支援の促進等を求める意見書

平成25年12月10日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 環境農林水産常任委員長 山下 博三

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第6号

地域の特性を活かした生産性の高い水田農業経営の確立に向けた支援の充実を求める意見書

議員発議案第7号

地域の実情を踏まえた実効性のある農地中間管理事業の制度設計に関する意見書

議員発議案第8号

地域の実情を踏まえた日本型直接支払制度の確立を求める意見書

平成25年12月10日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 宮崎県議会議員 中野 一則

黒木 正一

田口 雄二

横田 照夫

山下 博三

西村 賢

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第9号

中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議

◎ 議員発議案第1号から第9号まで
追加上程

○福田作弥議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第9号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 質 疑

○福田作弥議長 これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、高橋透議員。

○高橋 透議員 私は、議員発議案第9号「中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議」について質疑をいたします。

前もって申し上げますが、この決議に私は反対するわけではございませんので、まずは申し

添えておきますが、ただ、文言の文面の解釈の仕方によって、ちょっと賛成しかねる点もある。少々抗議の仕方について異論もあるということでお尋ねをしていくわけであります。当然、ここにありますように、国際法上の一般原則であります公海上空における飛行の自由の原則を不当に侵害するものでありますから、決して中国の行動は認めるわけにはいかんということでもあります。

そこで、改行の4つ目、真ん中ごろになりますが、「加えて」からの文言であります。「中国側が設定した」云々で、その2行目の最後に、「このような力を背景とした」ということであるんですが、何をどのように読み取ればいいのかというのが解釈できないものですから、「このような力」を説明いただくといいと思います。

○中野一則議員 これは、中国の今日までの動きを見ればわかるとおり、その前に書いてありますとおり、中国は最近、軍事力を増強してきて、また近隣諸国に膨張主義的な行為をしてきております。そういうこと等を含めて「このような力を背景とした」ということで書いたところであります。

○高橋 透議員 「加えて」からのこの2行は、いわゆる今の事象ですよ。事実経過ですから、ここと「このような力」というのは結びつかないわけであって、今おっしゃったのは中国の軍事力ということと言いたかったのかどうか、もうちょっと詳しく説明いただくと助かるんですが。

ただ、日米が中国の軍事力をどう見ているかというのは、最近の新聞を見るとかなり力の差もあるわけで、能力にいろいろ不十分な面もあるということで私は解釈しておりますから、一

方的な中国の今回の行動については、当然これは抗議をするべきでありますから、軍事力ということでおっしゃいましたので、それ以上のことはありませんか、提出者の中野議員。

○中野一則議員 非常に、今日の中国の軍事力の増強を私は看過できないという立場であります。アメリカを頼って日米安保条約を結んでおりますが、日本の国土を守るためには、やはり自分の国は自分で守るという毅然とした態度が必要だ、こういう認識であります。そういう中で、中国の軍事力が今日増強しているということにつきましては、非常に懸念をしておりますので、そういうことになりかねない今回の防空識別圏の設定でありますので、これを看過しておると、どんどん増強してくると。

例えば、日本海の約2倍、それから東シナ海の約1.5倍ある南シナ海、あそこのほとんどは中国の領海・領土ということで、国境線をきちんと書いているわけです。それが中国の地図であります。しかし、どういうわけか、同じ地図を見ますと、東シナ海のほうには、台湾と与那国島のところの間までは国境線がありますが、それから北のほうには国境線がないわけです。ですから、こういう防空識別圏ということで、こういうものをずっと見ておくと、しかも固有の領土である尖閣諸島もその領域に入っているわけですから、やがて国境線という形になってくるんじゃないかなと。そういう意味で、中国の最近の力を背景としたいろんな動きは、我々も看過できない。注意すべき、毅然とした態度を示しておくべきだ、そういう認識であります。

○高橋 透議員 看過はできない、それは私も認めるわけで。

次の質疑をいたしますが、最後の結びのとこ

ろで、「毅然たる態度で必要なあらゆる措置」ということで結んであるわけで、この「あらゆる措置」というのはどんなことでしょうか。

○中野一則議員 こういう問題は国と国との問題、その周辺諸国の問題ですから、外交的に全てが進めばいいわけですがけれども、ただ、それだけでということになると、今の中国のあの動きからすると、どうにも解決にはならない、どんどん中国のほうが増長してくるという気がいたします。そういう意味で諸外国にも訴える気持ちで、アピールする気持ちで、日本はあらゆる手段でこれに当たるということであるべきだということでございます。

○高橋 透議員 平和的外交ということをおっしゃったような気がするものですから、まとめたいと思うんですが。

国会もこれは決議したんですよね。ただ、かなりやわらかく表現——全会一致ですから。そういう意味では、もうちょっと文言を慎重に私たちと協議させていただくとよかったと思いつながら、人とか経済の交流とか、スポーツとか文化の交流に、後々に影響を与えちゃいけないし、非常にこれはシビアな問題ですから、慎重になるべきだというふうに思っています。だから抗議の仕方も、お互いの国民の感情をあおるような、そういうことにならないほうがいいと思つて質疑をいたしました。

以上で質疑を終わります。

○福田作弥議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 私も、「中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議」について、その中身について伺いたいというふうに思っています。

この中国が設定した防空識別圏は、現在、日本が実効支配をしているところを、中国がいわ

ば力で実効支配を弱めようとする動きで、国際社会では絶対に許されないことで、即時撤回を求めることは当然であるというふうに思います。そういう立場にあります。

しかし、この決議の中で、今、高橋議員も質疑されましたけれども、「毅然たる態度で必要なあらゆる措置を講ずることを強く求める」としている点で、この「必要なあらゆる措置」とは、どのような措置をとることを想定しておられるのか、再度、御説明いただきたいと思います。

○中野一則議員 先ほどもお答えしましたが、これは日本国一国ではどうにもならないこともあります。ですから、諸外国にアピールするという狙いも含めて、関係諸国と連携をしながら、あるいは国際の機関に、国連等を含めてお願いして対処する、そういうことを含めて必要なあらゆる手段を、措置を講ずるということでもあります。もちろんその前に、「毅然たる態度」ということで、先ほど言いましたが、弱々しい態度では、今日の中国のあの態度では、どんどん新たな事実みたいにしてくる。尖閣諸島の動きが何よりも証拠ではなかろうかと、こう思っております。先ほども言いました南シナ海のあの状況を含めても、そういう思いがいたします。ですから、我が国としては毅然とした態度で、そして、でき得るあらゆる手段をもって措置を講じなければならないというふうに思っております。

○前屋敷恵美議員 中身については抽象的で具体的なものは示されませんでしたけれども、私は、あくまでも領土に関する問題は外交交渉の場で解決することに徹すべきだというふうに考えます。そして、この「あらゆる措置」という中身が軍事的対応も含むというものであれ

ば、私は問題だというふうに考えています。まずは、双方がエスカレートさせて対立する、衝突に至る事態は回避する努力を惜しまないことが大事だと、それは双方に言えることです。外交的解決に逆行するような物理的対応や軍事的対応はお互い慎むべきだと思います。ここが私は重要だと思います。先ほど、いろんな考えられる、あらゆる中身をというふうな抽象的なことでしたけれども、そういう中身になると、より相手を挑発することに、威嚇をすることにつながるんじゃないか、そういうふうに懸念もいたします。日本があくまでも外交的解決をとるんだという立場を明確に示すこと、このことが……。

○福田作弥議長 意見を述べないでください。

○前屋敷恵美議員 (続) 中国の過度な行動を阻止する力にもなりますので、こういった文言は私は修正が必要ではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○中野一則議員 今まで日本は、尖閣諸島の問題でも非常に紳士的に外交上の問題としてやってきましたが、どちらかというと非常に膨張主義的にやってきているのが中国であります。今回のこの問題につきましても、この識別のこれに従わなければ中国軍が防空的緊急措置をとると、こうやっているわけですので、逆に中国のほうは軍事的な行為をしかねない、そういうことであります。そういうことをさせないためにも、我々は毅然とした態度をとるべきだと、そして、可能なあらゆる措置を講ずるという姿勢であるべきだ、そういうことであります。

○福田作弥議長 前屋敷議員、意見を述べずに質疑を行ってください。

○前屋敷恵美議員 はい。

国会でも決議をされておりますが、国会決議

は参考にはなさらなかったんですか。

○中野一則議員 国会決議には「必要なあらゆる」というところがなかったように思いますが、もっと国会も我々と同じようなふうを書いてもらえばよかったのになというふうには思いました。

○前屋敷恵美議員 こういう決議というのは、全会一致で採択をすることに意義も意味も非常にあるんですね。だから、国会ではさまざまな交渉もしながら全会一致でおさまるように努力をされたというふう思うんです。ですから、ぜひこの県議会でも全会一致でこの決議は上げてほしいという点で、こうした文言は削除するか、表現を変えるかということを要望したいと思いますが、どうにもなりませんか。

○中野一則議員 要望ということでありましたが、我々も全会一致を呼びかけてお願いしたいということで、今まで取り組んできたつもりでございませぬ。

○前屋敷恵美議員 最後にいたしますが、この案文が示されたのは金曜日の議運の中です。事前に、こういう中身で決議をしたいから全会一致を目指しているというようなお話も全くありませんで、一方的に提案をされて、それを認めるというのでは、余りにもそれはやり方が理不尽ではないかというふう思うところなんです。やはり歩み寄って文言も修正しながら全会一致を目指すことが望ましいのではないかと思います。いかがですか。

○中野一則議員 先週の金曜日であったかと思いますが、大変時宜を得た期日であったと思っております。

○前屋敷恵美議員 「時宜を得た」というふうに言われますが、その合意に至る努力は全くなされてないわけですからね。その辺の努力は

必要かというふうに思います。

もう訂正する意思もなく、このままこの案文で採決に付すというのであれば、残念ながら加わるわけにはいかないということを表明したいと思っております。以上で終わります。

○福田作弥議長 次は、鳥飼謙二議員。

○鳥飼謙二議員 9号について、同じく質疑をさせていただきます。

11月の23日に、尖閣諸島を含む東シナ海の空域に、進入前に中国への事前通告を必要とする防空識別圏を設定した。御案内のとおりでございます。いろんな経緯がございまして決議案が出されたわけですけれども、その後、アメリカが戦闘機を緊急発進したというのがありましたけれども、中国はスクランブルをやらなかったということで、そういう事実がございまして、よかった、日米間で一緒にやれるなということでございませぬけれども、その後、いろんな足並みの乱れが出ているというのは御承知のとおりです。私が心配をするのは、ここに書いてあります、4行から5行にあります「中国側のこうした措置は」云々というのがありまして、「現場海空域において不測の事態を招きかねない極めて危険なものである」というふうに言っておられるわけです。これを解消すべきであると思うわけですけれども、「不測の事態」というのはどのようなことを想定しておられるのか、お尋ねいたします。

○中野一則議員 「不測の事態」というのは、中国が一方的にこれを設定したわけですので、軍事的にも非常に危険度が高まる。あるいは、ここは民間航空機もかなりの数で往来というか通っているわけですので、そういうことで、そういうことが発生しないように。大分前でしたが、昭和50年でしたか、韓国の民間航空機が樺

太沖で当時のソビエトに追撃をされました。ああいうこと等がないようにということでございます。

○鳥飼謙二議員 高橋議員もお尋ねをしましたが、そういう意味では、この決議案の中身をもっと練ってもらったほうがよかったのかなど。私どもも、こういうやり方については問題があるというふうに思っておるんですけど、ただ、それをあげつらっているだけでは解決をしなくて、不測の事態が起きる——大韓航空機がソ連空軍に撃墜をされて、その被害者の方が宮崎県にもおられる、そういう事態を招かない。もしくは軍同士が交戦をしない。私どもは、どうしたらそういう状況ができるかというのを、県民の皆さん、そして議会としても意見をいろいろ言っていくべきだというふうに思っておるわけです。

そこで、国会決議のほうはというのがいろいろございましたけれども、国会決議を見てみると、自民党案が最初たたき台になって決められているわけですがけれども、かなりやわらかくなっているんです。やはり、これは経済的な結びつきがかなり緊密だ、アメリカとも中国は緊密だというのがありまして、日本政府は日航と全日空に「通知をするな」と言いましたけれども、アメリカはそれからおりて、「民間に任せます」と言って、パンアメリカン航空とかデルタ航空は飛行通知を出しているんです。日本は足をすくわれている、そんな状況があるというふうに私は思っておりまして、そういう意味では、中国のやり方にもけしからんという思いはあるわけですがけれども。先ほど言われた、「あらゆる措置」の中に、諸外国と連携をして平和な海なり地域をつくっていかうというようなことがあるので、そういう意味では理があるのか

なという思いをしているところでございます。

ですから、今後、中国との間でホットラインをつくるようなことを想定すべきではないか。あの、大韓航空機を爆破した冷戦時代に、日本とソ連とのホットラインもあったというふう聞いておりますので、そういう努力をすべきではないかと思うんですけれども、その点について「あらゆる措置」の中に入っておるのかどうか。そういうこともやっていただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○中野一則議員 「必要なあらゆる措置を講ずる」ということでありますので、中国が即時撤回をするように、いろんなことを日本政府が考えて、諸外国とも関係国とも協調して取り組んでもらえばいいがな、こう思っております。

○鳥飼謙二議員 いろんな措置の中には日中ホットラインをつくるということも入っていると思っております。

○中野一則議員 具体的に今、何を何をということは、政府の方針をまだ聞いておりませんので、私がここで「それも含めます」ということは言えません。

○鳥飼謙二議員 決議は宮崎県議会ですしておりますので、それを政府に尋ねるとか方針を聞く、そういうことではいけないと思うんです。宮崎県議会としてどうするのかということ、発議者の人たちが皆さん方に突きつけたわけですから、それはしっかりと意見を持っておかないといけないと思うんです。私は、中野議員が言われた、この「あらゆる措置」の中に、日中のそういうホットラインもできて、何か不測の事態が起きないように努力をなさないと、抗議をしながらもそういうことを提起していくということを含めるべきではないかなと思っておりますし、「あらゆる措置」の中に入

れていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○中野一則議員 それぞれの思いで、「必要なあらゆる措置」ということを理解してもらえばいいんじゃないかと思います。

○鳥飼謙二議員 もうちょっとしっかりやっていただいて説明いただければと思いますけれども、できるだけこういうことについては、日本の国益もそうですけれども、宮崎県の県益といえますか、今からフードビジネスで中国に行つて商売をしようとかいろいろやっているわけですから、そのことも十分考えて、意見書なり決議をされるように要望しておきたいと思いません。終わります。

○福田作弥議長 以上で質疑は終わりました。

○福田作弥議長 お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 討 論

○福田作弥議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 議員発議案第1号「消費税率の引き上げに関する意見書(案)」について、反対の立場から討論を行います。

現在、安倍政権は、来年4月に現在の税率5%を8%に、再来年10月にはさらに10%に引き上げようとしています。8%への引き上げだ

けで8兆円、10%になれば13兆5,000億円もの負担を国民に押しつける増税計画です。しかも政府は、8%への消費税増税のために、復興特別法人税を大企業だけ1年前倒しして来年から廃止するという新たな経済対策を打ち出すなど、まさに本末転倒です。しかも、国民の所得が減り、経済がデフレ不況から抜け出していない中で増税を強行すればどうなるか、「いまだ景気の回復が実感されるような状況には至っていない。このような状況下における消費税の引上げは、消費の落ち込みによる景気の腰折れが心配される上に、雇用に一層のダメージを与え、地方経済は、さらに低迷を余儀なくされるとの強い懸念がある」と、同意見書案においても危惧されているとおり、暮らしにも経済にも致命的な打撃を与えることは誰の目から見ても明らかです。ですから、どの世論調査でも、4月から増税することについて、「延期する」「中止する」という答えが圧倒しています。まさに消費税増税中止は国民多数の声です。消費税は、低所得者ほど負担が重く、極めて逆進性の強い最悪の大衆課税です。消費税引き上げに際してさまざまな手だてを講じなければ、弊害が大きく運用できないこと自体、消費税増税に道理がないことを示すものではないでしょうか。今こそ政府は、この国民の声を受けとめて増税中止の決断をすべきです。宮崎県議会は、県民の暮らしや経済を守る立場に立って、増税中止の意見書こそ上げるべきではないのでしょうか。

日本共産党は、本来の税制のあり方を、所得や資産に応じて負担をする「応能負担の原則」に立って改革し、富裕層や大企業への優遇税制を改めることや、国民の所得をふやす経済の立て直しで税収そのものをふやして財源を確保す

るなど、消費税に頼らないやり方を提案しています。この方向をしっかりと進めれば、国民に負担を強いることなど必要ありません。日本共産党は消費税そのものに反対の立場ですが、今、何より必要なことは、新たな負担で、国民の暮らしと地域経済に打撃を与える消費税増税の中止をさせることだと考えています。

したがって、消費税増税を容認し、それを前提にした同意見書案には反対を表明して、討論といたします。以上です。〔降壇〕

○福田作弥議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第1号採決

○福田作弥議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第1号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第9号採決

○福田作弥議長 次に、議員発議案第9号についてお諮りいたします。

〔前屋敷恵美議員退席・退場〕

○福田作弥議長 本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔前屋敷恵美議員入場・着席〕

◎ 議員発議案第2号から第8号まで採決

○福田作弥議長 次に、議員発議案第2号から

第8号までについて、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○福田作弥議長 以上で、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

本年も、あと21日を残すのみとなりました。当局及び議員各位におかれましては、一層御自愛の上、新たな年を御健勝で迎えられるよう、心から御祈念申し上げます。

これをもちまして、平成25年11月定例県議会を閉会いたします。

午前11時28分閉会

資

料

平成25年11月定例県議会日程

19日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
11. 22	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
23	土		(閉 庁 日) 勤労感謝の日	
24	日		(閉 庁 日)	
25	月	休 会	(議 案 調 査)	一般質問通告締切 12:00
26	火			
27	水	本会議	一 般 質 問	議会運営委員会 9:30
28	木			請願締切 12:00
29	金			
30	土		(閉 庁 日)	
12. 1	日			
2	月	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)
3	火		一 般 質 問 質疑、討論、採決(人事案件) 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30
4	水	休 会	常 任 委 員 会	
5	木			議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
6	金			特 別 委 員 会 議会運営委員会
7	土		(閉 庁 日)	
8	日			
9	月	休 会	(議 事 整 理)	
10	火	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

2 1 5 - 1 2 6 3
平成25年11月22日

宮崎県議会議長 福田 作 弥 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣



議案の送付について

平成25年11月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第1号 平成25年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）
- 議案第2号 平成25年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 知事等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第7号 宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例等の一部を改正する条例
- 議案第10号 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 宮崎県工業用水道条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 工事請負契約の締結について
- 議案第16号 工事請負契約の締結について
- 議案第17号 財産の取得について
- 議案第18号 財産の処分について
- 議案第19号 損害賠償の額の決定について
- 議案第20号 訴えの提起について
- 議案第21号 当せん金付証票の発売について
- 議案第22号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について
- 議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第26号 教育委員会委員の任命の同意について
- 議案第27号 収用委員会委員の任命の同意について
- 議案第28号 収用委員会委員の任命の同意について
- 議案第29号 収用委員会予備委員の任命の同意について

（文書取扱 財政課）

一般質問時間割

11月27日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	坂口 博美	10:00~11:00	
2	民 主 党	田口 雄二	11:00~12:00	休憩
3	自由民主党	山下 博三	13:00~14:00	
4	愛みやざき	有岡 浩一	14:00~15:00	

11月28日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	自由民主党	内村 仁子	10:00~11:00	
6	公 明 党	重松幸次郎	11:00~12:00	休憩
7	自由民主党	黒木 正一	13:00~14:00	
8	愛みやざき	函師 博規	14:00~15:00	

11月29日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	社会民主党	高橋 透	10:00~11:00	
10	民 主 党	井上紀代子	11:00~12:00	休憩
11	公 明 党	新見 昌安	13:00~14:00	

12月2日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
12	自由民主党	二見 康之	10:00~11:00	
13	日本共産党	前屋敷恵美	11:00~12:00	休憩
14	社会民主党	太田 清海	13:00~14:00	

12月3日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
15	自由民主党	中野 一則	10:00~11:00	
16	自由民主党	井本 英雄	11:00~12:00	休憩
17	自由民主党	中村 幸一	13:00~14:00	

* 1人当たりの質問時間 30分以内

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成25年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）	可決	可決	可決	可決	
第2号	平成25年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号）		可決			
第3号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	可決				
第4号	河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例			可決		
第5号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第6号	知事等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第7号	宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例			可決		
第8号	宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例		可決			
第9号	国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例等の一部を改正する条例				可決	
第10号	宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例			可決		
第11号	宮崎県工業用水道条例の一部を改正する条例					可決
第12号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例		可決	可決	可決	
第13号	宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第14号	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例			可決		
第15号	工事請負契約の締結について	可決				
第16号	工事請負契約の締結について				可決	
第17号	財産の取得について		可決			
第18号	財産の処分について	可決				
第19号	損害賠償の額の決定について		可決			
第20号	訴えの提起について				可決	
第21号	当せん金付証票の発売について	可決				
第22号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について				可決	

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第23号	公の施設の指定管理者の指定について		可決			
第24号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第25号	公の施設の指定管理者の指定について					可決

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第26号	小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願					継続
第27号	学級編制基準・学級編制基準日の改善、高校の納付金の軽減、学校の耐震化、安全・安心の給食を求める請願					不採択
第30号	個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める請願	継続				
第36号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願		採択			
第37号	「建設産業再生のための技能労働者（鳶工・型枠大工・鉄筋工・左官工等）の確保・育成支援」を求める請願			採択		
第38号	所得税法第56条の廃止を求める旨の意見書を国に提出することを求める請願	継続				
第39号	高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の増額を求める請願	不採択				
第40号	支援の必要な重度身体障害者が大学生生活を続けるために、公的な介助・支援の実現を求める請願		採択 (請願項目 3のみ)			
第41-1号	修学資金貸付制度の拡充並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の継続実施に関する請願		継続			
第41-2号	修学資金貸付制度の拡充並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の継続実施に関する請願			採択		
第42号	全国一斉学力調査の廃止について、国に意見書の提出を求める請願					不採択
第43号	教員免許更新制度の廃止について、国に意見書の提出を求める請願					不採択
第44号	公立高等学校授業料不徴収制度の延長を求める請願					不採択

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成25年11月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	請願第30号 個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める請願 請願第38号 所得税法第56条の廃止を求める旨の意見書を国に提出することを求める請願 総合政策及び行財政対策に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
厚生常任委員会	請願第41-1号 修学資金貸付制度の拡充並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の継続実施に関する請願 福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	請願第26号 小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成25年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）	12月10日・可 決
〃 第2号	平成25年度宮崎県立病院事業会計補正予算 （第1号）	〃
〃 第3号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正 する条例	〃
〃 第5号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	知事等の退職手当に関する条例等の一部を改正する 条例	〃
〃 第7号	宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を 改正する条例	〃
〃 第8号	宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を 改正する条例	〃
〃 第9号	国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例等の一 部を改正する条例	〃
〃 第10号	宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例	〃
〃 第11号	宮崎県工業用水道条例の一部を改正する条例	〃
〃 第12号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部 を改正する条例	〃
〃 第13号	宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一 部を改正する条例	〃
〃 第14号	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例	〃
〃 第15号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第16号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第17号	財産の取得について	〃
〃 第18号	財産の処分について	〃
〃 第19号	損害賠償の額の決定について	〃
〃 第20号	訴えの提起について	〃
〃 第21号	当せん金付証券の発売について	〃
〃 第22号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収 についての議決内容の一部変更について	〃
〃 第23号	公の施設の指定管理者の指定について	〃

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案第24号	公の施設の指定管理者の指定について	12月10日・可決
〃 第25号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第26号	教育委員会委員の任命の同意について	12月3日・同意
〃 第27号	収用委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第28号	収用委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第29号	収用委員会予備委員の任命の同意について	〃
議員発議案 第1号	消費税率の引上げに関する意見書	12月10日・可決
〃 第2号	環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉に関する意見書	〃
〃 第3号	大気環境保全対策の推進を求める意見書	〃
〃 第4号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書	〃
〃 第5号	障がいのある学生の修学支援の促進等を求める意見書	〃
〃 第6号	地域の特性を活かした生産性の高い水田農業経営の確立に向けた支援の充実を求める意見書	〃
〃 第7号	地域の実情を踏まえた実効性のある農地中間管理事業の制度設計に関する意見書	〃
〃 第8号	地域の実情を踏まえた日本型直接支払制度の確立を求める意見書	〃
〃 第9号	中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議	〃

意見書、決議

消費税率の引上げに関する意見書

我が国の経済は長年にわたるデフレ不況にあったが、安倍政権のアベノミクス効果により円安・株高の好循環がもたらされ、各種経済指標が上昇傾向を示したことを受けて、本年10月の閣議で消費税率を来年4月に5%から8%へ引き上げることが確認され、平成27年10月には10%となる見通しとなっている。

しかしながら、アベノミクスの効果は、大都市など一部の地域に留まったまま、地方には十分に届いておらず、いまだ景気の回復が実感されるような状況には至っていない。

このような状況下における消費税率の引上げは、消費の落ち込みによる景気の腰折れが心配される上に、雇用に一層のダメージを与え、地方経済は、さらに低迷を余儀なくされるとの強い懸念がある。

よって、国においては、消費税率の引上げに当たり、地方経済の実態に十分配慮した経済対策を適切に実施するとともに、中小企業等の事務負担の軽減、及び低所得者にとって税率引上げが過度の負担増加とならない軽減税率等の措置について鋭意検討を進め、その実現に向けての環境整備を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月10日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
厚 生 労 働 大 臣	田 村 憲 久 殿
経 済 産 業 大 臣	茂 木 敏 充 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)	甘 利 明 殿

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉に関する意見書

政府は、本年７月、国民的な議論が尽くされない中、環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉に正式に参加し、年内の交渉妥結を目指しているところである。

ＴＰＰ協定交渉は、国民生活や地域経済全体に多大な影響を及ぼすものであり、特に農林水産業を基幹産業とし、甚大な被害をもたらした口蹄疫からの復興途中にある本県においては、ＴＰＰ協定参加により、農林水産業全体で年産出額が１，２５４億円減少するという試算結果や交渉参加の表明を受けて、約２割の農家が経営規模の縮小や営農の断念といった営農意欲の低下を示すなど深刻な打撃が懸念されるところである。

このような懸念があるにも関わらず、交渉の経緯についての国民への説明責任は十分に果たされておらず、これまで「聖域」と位置づけてきた、農林水産物の重要５品目について、関税維持を求める従来の方針を転換し、関税撤廃の可否を品目ごとに精査しているとの報道もある。

本県においては、これからＴＰＰ協定交渉の妥結目標としている年末までの短期間に、先行して参加した各国に対して我が国の主張を十分に行い、守るべき国益を確実に実現することが可能なのか、疑問視する声があがっている。

よって、政府においては、ＴＰＰ協定交渉について、我が国の国益が損なわれることがないように、次の事項の実現に向けて必要な措置を講ずることを強く要請する。

記

- 1 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物など、我が国の農業における重要品目については、関税撤廃の対象から除外すること。
- 2 残留農薬、食品添加物、遺伝子組換え食品・種子の規制、輸入原材料の原産地表示等、食の安全・安心を確保すること。
- 3 ＴＰＰ協定交渉の進捗状況等について、適切に情報提供を行うとともに、国民の不安に対して説明責任を果たすこと。
- 4 衆参両院農林水産委員会の決議を遵守し、国益を損なうことが明らかとなった場合は、即刻、交渉から脱退すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２５年１２月１０日

宮 崎 県 議 会

衆 参 内 財 外 農 経 内	議 議 閣 務 務 林 済 閣	院 院 総 務 務 水 産 官	議 議 大 大 大 大 大 大	長 長 臣 臣 臣 臣 長	伊 山 安 麻 岸 林 茂 菅	吹 崎 倍 生 田 木	文 正 晋 太 文 芳 敏 義	明 昭 三 郎 雄 正 充 偉	殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿
--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	----------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------

大気環境保全対策の推進を求める意見書

自動車や工場などの排出ガス等からの発生に加え、近年、大気汚染が深刻化している。特に大陸からの飛来等が報道されている微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントについては、本年1月以降、西日本各地において国の環境基準を大きく上回る数値が観測されており、本県においても昨年度の調査結果によると環境基準を達成していない状況にある。

そのような中、本県においては、大気汚染の状況の常時監視とともに、基準を超えた場合は県民へ注意喚起を行うなどの対策を行っているところであるが、影響を受けやすいとされる高齢者や乳幼児、呼吸器系疾患患者を含め、人々の不安を解消するには至っていない。

また、PM2.5は、肺の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人の健康への影響が懸念されているが、海外からの移流分を含む様々な発生源の実態やその物質の構成成分の解明は、いまだ十分にはなされていないところである。

よって、国においては、国民の健康を守り、大気汚染や健康被害に対する国民の不安を払拭するため、下記の事項について所要の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 PM2.5について、発生源の実態や生成メカニズムの解明を行い、呼吸器系疾病との関連性の解析を早急に進めること。
- 2 常時監視体制の更なる強化のための地方自治体の負担について、必要な支援を行うこと。
- 3 大陸からの越境大気汚染については、自治体による取組には限界があることから、国の責任において問題解決に向けた国際的な取組を一層推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月10日

宮崎県議会

衆議院議長	伊山	吹崎	文正	明昭	殿殿
参議院議長	山安	崎倍	正晋	昭三	殿殿
内閣総理大臣	麻生	生藤	晋太	郎孝	殿殿
財務大臣	新岸	藤田	義文	雄久	殿殿
総務大臣	田村	憲伸	文憲	久晃	殿殿
外務大臣	石原	菅	義伸	晃偉	殿殿
厚生労働大臣					
環境大臣					
内閣官房長官					

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業が行われているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においては、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について何ら具体的な措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本県議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 肝硬変・肝がんを含む全ての肝炎医療に係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障害者認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月10日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
厚 生 労 働 大 臣	田 村 憲 久 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

障がいのある学生の修学支援の促進等を求める意見書

障害者権利条約が平成18年12月に国連総会で採択され、平成20年5月に発効した。我が国は平成19年9月に同条約に署名しており、障害者権利条約の批准に向け、障害者基本法の改正や障害者総合支援法の制定など、障がい者に関する制度の集中的な改革を行ってきた。そして、本年6月の障害者差別解消法の成立により、障害者権利条約の批准の要件が整ったところである。

そのような中、我が国の高等教育段階においては、大学等における障がいのある学生の在籍者数が急増しており、本県においても、重度身体障がい者が大学に進学する中、大学等においては今まで以上に、障がいのある学生の受入れや修学支援体制の整備が急務となっている。

しかしながら、大学等において障がい者に対する「合理的な配慮」が義務付けられる障害者差別解消法の施行は平成28年度からであり、現在、入試や入学後の支援の取組は、各大学等の判断に委ねられている。

とりわけ大学への通学支援や学内での介助等について障害福祉サービス等の十分な支援が得られない状況にある。

よって、国においては、障がいのある学生の修学支援の促進等に関し、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 障害者差別解消法で義務付けられる、「合理的な配慮」が各大学において法施行以前から積極的に取り込まれるよう施策の推進を図ること。
- 2 障害福祉サービスが適用される移動支援の範囲に大学等への通学を含める等障がいのある学生が大学等へ通学できる環境整備を図ること。
- 3 障がいのある学生が学内において安心して勉学に励めるよう、トイレ・食事・姿勢維持介助等を行う専門介助者の派遣制度等を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月10日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
文部科学大臣	下村博文殿
厚生労働大臣	田村憲久殿
内閣官房長官	菅義偉殿

地域の特性を活かした生産性の高い水田農業経営の確立に向けた 支援の充実を求める意見書

本県においては、これまで国の政策の方向性を踏まえつつ、水田農業の構造改革を促進する観点から、生産者・地域の創意工夫と自主性を尊重しながら、米の計画的な生産と米の作付を行わない水田を有効に活用した地域の特色を生かした多様な作物の生産振興など、生産性の高い水田農業経営の確立に向けて、関係機関・団体が一体となって取り組んできている。

このような中、国においては、平成26年度以降の経営所得安定対策を見直すとともに、飼料用米等への転作、支援を強化し、5年後のコメの生産調整廃止が検討されている。

本県では、農業産出額の6割を占める畜産のさらなる振興を図るためには、自給飼料の確保が大きな課題であり、飼料用稲や飼料作物などに対する支援の充実が求められている。

一方、農業所得の向上のためには、農水産業と加工・販売分野が連携した、フードビジネスの振興が重要であり、なかでも、水田をフルに活用した焼酎原料用等、確実な需要が見込まれる非主食用米の生産の拡大が強く求められている。

については、平成26年度以降の経営所得安定対策等について、地域の特色を十分に反映し、農業者にとって生産意欲が向上し、将来的な経営展望が描ける制度となるよう、下記事項について強く要望する。

記

- 1 新たな米政策の推進にあたっては、地域と十分に意見交換を行い、農業者が意欲をもって農業生産に取り組み、将来的な農業経営の展望が描けるよう、地域の特色を十分に反映すること。
- 2 平成26年度の産地交付金の配分にあたっては、当初から加工用米や野菜など地域の特色を踏まえた地域振興作物への支援を強化すること。
- 3 早期水稻地帯を抱える本県では、既に作付に向けた準備が始まっていることから、現場に混乱を来すことのないよう円滑な移行を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月10日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	伊吹文昭殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
農林水産大臣	林芳正殿
内閣官房長官	菅義偉殿

地域の実情を踏まえた実効性のある農地中間管理事業の 制度設計に関する意見書

畜産及び施設園芸が盛んな本県では、農地面積の46%を畑が占め、飼料作物・野菜・果樹など生産品目・作型が多岐にわたり、集落内に畜産や施設園芸農家が混在するなど農地の利用が多様化していることから、農地集約にあたっては、産地及び品目・作型を考慮した農地のゾーニングや担い手対策と絡めた総合的な推進が必要となっている。

また、本県は農業生産条件の不利な中山間地域が多いことに加え、農地の基盤整備率が低く（H21年度：水田38.3%、畑17.5%）、小規模・不整形な農地が多い状況にある。併せて、施設園芸用ハウスや茶等の永年作物が農地に点在する地域もあることから、農地集約における多様なメニューが用意されなければ農地の効率的利用が難しい状況にある。

さらに、地域において、農地中間管理事業の実効性を担保するためには、農地中間管理機構本体だけでなく、県及び市町村等における予算及び人的配置の充実といった地域推進体制への支援が不可欠であることに加え、制度を円滑にスタートするためには、関係機関の役割分担等の早期明確化が必要であることから、国の責任において十分な予算措置を行うとともに、制度の基本的な考え方を示した国のガイドライン等を早期に示していただく必要がある。

については、農地中間管理事業の実施にあたっては、これら現場の実情と課題を十分把握した上で、円滑な制度運営と計画的な業務推進ができるよう、下記事項について強く要望する。

記

- 1 農地を集積する担い手が、安心して規模拡大や新たな農畜産物の生産に取り組めるよう、品目振興施策や担い手対策の充実・強化と併せた総合施策的な制度設計とすること。
- 2 条件不利地域等での集中的な基盤整備や施設園芸が点在する地域等におけるハウス等の移設など、地域の実情に合わせた実効性ある活動が展開できるよう、多様なメニューを用意すること。
- 3 県及び市町村等における予算措置や地域の推進体制の確立が円滑に行われるよう、地方負担なしに全額国庫での予算措置を行うとともに、既存事業との整合性や関係機関の権限と役割を明確にした国のガイドライン等を早期に提示すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月10日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員
参議院議長	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員
内閣総務大臣	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員
財務大臣	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員
農林大臣	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員
内閣府副大臣	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員

地域の実情を踏まえた日本型直接支払制度の確立を求める意見書

本県の農業は、温暖な気象条件等の地域特性を生かし、畜産や施設園芸などの多彩な農産物の生産により、食料供給基地としての重要な役割を担っている。また、国民全体に広く利益を及ぼしている農業の多面的機能を保全するため、本県においても農地・水保全管理支払交付金制度に積極的に取り組んでいるところである。

しかしながら、本県の農業農村は、高齢化の進行や担い手の減少、地方自治体の財政逼迫などの課題を抱えている。

このような中、昨今の新聞報道等によると、国において、日本型直接支払制度の創設が検討されているとのことである。

このことは、高齢化の進行や担い手の減少、地方自治体の財政逼迫などの諸課題を抱えた本県農業農村の維持・発展にとって、たいへん重要なことであり、農地・水保全管理の活動に取り組んでいる農業者等にとっても、たいへん心強いことである。

については、現在検討が進められている日本型直接支払制度について、地域の実情を十分に反映し、農業者等が意欲を持って取り組める制度となるよう、下記事項について強く要望する。

記

- 1 日本型直接支払の制度設計にあたっては、農業者等が意欲を持って農地維持活動に取り組めるような制度とするとともに、地方負担なしに全額国庫での予算措置を行うこと。
- 2 現行の農地・水保全管理支払交付金制度においては、役員への事務負担の集中等が原因で、取組継続を断念するケースも生じていることから、新制度においては多くの農業者等が取り組み・継続できるよう、特に事務負担の軽減を図るとともに、制度内容の早期提示や地域の推進体制への支援に努めること。
- 3 農地・水保全管理支払交付金制度について、二期対策開始から2年と間もないため、新制度へ円滑な移行ができるよう事務手続等に十分配慮するとともに、現行の活動が円滑に維持できるような交付水準とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月10日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
農林水産大臣	林芳正殿
内閣官房長官	菅義偉殿

中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議

去る11月23日、中国政府は「東シナ海防空識別区」を設定し、当該区域を飛行する航空機に対して中国国防部の定める規則を適用するとともに、これに従わない場合には中国軍による「防空的緊急措置」をとる旨発表した。

中国側のこうした措置は、東シナ海周辺における現状を一方的に変更し、事態をエスカレートさせ、現場海空域において不測の事態を招きかねない極めて危険なものである。

また、東シナ海は多数の民間航空機の飛行経路であることから、民間航空の秩序及び安全を脅かすこのような措置は、国際法上の一般原則である公海上空における飛行の自由の原則を不当に侵害するものであり、アジア太平洋地域ひいては国際社会全体の平和と安定に多大な影響を及ぼしかねない。

加えて、中国側が設定した空域は、我が国固有の領土である尖閣諸島の領空が、あたかも「中国の領空」であるかのごとき表示をしており、このような力を背景とした不当な膨張主義を断じて受け入れることはできない。

本県議会は、我が国の領空を侵犯し、公海上空における飛行の自由を妨げるような今回の一切の措置を、中国側が即時撤回することを強く要求する。また、国においては、同盟国である米国をはじめ、自由・民主主義、基本的人権、法の支配といった共通の価値観を有する周辺諸国・地域を含む国際社会及び国連をはじめとする国際機関と密接に連携しつつ、我が国の主権と国民の生命・財産を断固として守り抜くため、毅然たる態度で必要なあらゆる措置を講ずることを強く求める。

以上、決議する。

平成25年12月10日

宮 崎 県 議 会

請 願 一 覽 表

委員 会	請 願		計	備 考
	新 規	繼 続		
總 務 政 策	2	1	3	
厚 生	3	—	3	
商 工 建 設	2	—	2	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	3	2	5	
計	10	3	13	

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第36号	受理年月日	平成25年11月27日
請願者 住所・氏名	宮崎市永楽町182番地6 全国B型肝炎訴訟宮崎弁護団 弁護団長 弁護士 松田 幸子		
請願の件名	<p>ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願</p> <p>【請願要旨】</p> <p>貴議会において、ウイルス性肝炎患者に対する医療費の助成について、衆参両議院並びに政府（内閣総理大臣・厚生労働大臣）に対し、以下の事項を内容とする意見書を提出していただくよう請願します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）</p> <p>わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。</p> <p>ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業が行われているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。</p> <p>特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においては、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯</p>		

決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について何ら具体的な措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

- 1 肝硬変・肝がんを含む全ての肝炎医療に係る医療費助成制度を創設すること
- 2 肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障害者認定制度にすること

【請願理由】

(1) 現在、わが国におけるウイルス性肝炎患者は、350万人以上いると推定されているところ、国はウイルス性肝炎患者(肝硬変・肝がん患者を含む)に対するインターフェロン、核酸アナログ製剤を中心とする一定の抗ウイルス療法について、国と自治体の予算に基づく医療費助成を実施している。ウイルス性肝炎患者に対してかかる特別な措置がとられるにあたっては、平成21年制定の肝炎対策基本法の前文にあるとおり、「国内最大の感染症」である「B型肝炎及びC型肝炎にかかるウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、またその原因が解明されていなかったことによりもたらされたものがあり、C型肝炎の薬害肝炎事件につき国が責任を認め、B型肝炎の予防接種禍事件について最終の司法判断により国の責任が確定したことが周知の歴史的前提である。

(2) しかしながら、国が実施している現行の医療費助成の対象は、上記のとおりインターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療など一定の抗ウイルス療法に限定されており、これら治療法に該当しない肝硬変・肝がん患者の入院・手術費用等はきわめて高額にのぼるにもかかわらず、助成の対象外となっている。

そのため、より重篤な病態に陥り、就業や生活に支障をきたし、精神的・肉体的に苦しみつつ経済的・社会的にもひっ迫している肝硬変・肝がん患者に対しては、いっそうの行政的・社会的支援が求められるところであり、国の「平成26年

度予算要求にかかる肝炎対策推進協議会意見書」でも、厚生労働大臣に対し予算として必要な措置として、「肝硬変・肝がん患者を含むすべての肝炎医療にかかる医療費助成制度を創設する」ことがあげられている。

(3) ところで、B型肝炎訴訟については、平成23年の国と原告団との基本合意締結、B型肝炎特別措置法の制定にあたって、国は「予防接種時の注射器打ち回しによるB型肝炎ウイルス感染被害者は、40数万人に及ぶ」と繰り返し言明してきた。しかしながら、基本合意から2年以上を経た今日においても、B型肝炎訴訟の原告として給付金の支給対象たりうる地位にあるものは1万人程度にすぎず、大多数の被害者は救済の入り口にさえ立っていないのが現状である。被害者数と原告数とのこうした齟齬が生まれる最大の要因は、長年にわたって国が注射器打ち回しの予防接種禍の実態を放置し、平成元年のB型肝炎訴訟の最初の提起後も、予防接種禍の実態調査等を怠ったことで、時間経過により母親が死亡するなど予防接種禍を立証する医学的手段を失った被害者が膨大に存在することである。

(4) 他方で、C型肝炎についても時間の経過に伴うカルテ廃棄等の理由により、薬害であることの被害立証が困難となった多数の被害者が存在することは容易に推定できる。また、一定時期までは感染を回避することが簡単でなかったとはいえ、輸血によってB型・C型肝炎ウイルスに感染した者、あるいは因果関係の立証がB型肝炎に比べて医学的に困難ではあるが、客観的には予防接種その他の注射時に注射器の打ち回しによりC型肝炎ウイルスに感染した者など、わが国には医療行為に関連してウイルス性肝炎に感染した多数の肝炎患者が存在し、「国民病」としてのウイルス性肝炎は、また全体として「医原病」としての性格を濃厚に帯びている。そのため、近年では全てのウイルス性肝炎患者に対し、より厚い行政的対応を求める国民の声が広がっている。

(5) このように、肝炎対策基本法制定後の事態の推移は、わが国のウイルス性肝炎が「国民病」かつ「医原病」としての本質をもつことをますます明らかにし、とりわけ国の責任が明確化され、国が多数存在することを認めているB型肝炎の予防接種禍被害者ですら、その多くが立証手段を失って司法救

済の対象とならないという厚労行政の矛盾がいつそう鮮明となっている。

ここにいたっては、肝炎対策基本法前文の基本精神に立ち返りつつ、法制定時よりいつそう明らかとなった「国民病」「医原病」としてのウイルス性肝炎の特異性に思いをいたし、厚労行政を担う国の責任において、一般疾病対策の水準にとどまらない患者支援策をすすめるべきである。とりわけ、高額の治療費負担と就労不能等の生活困難に直面しているウイルス性肝硬変・肝がん患者については、毎日120人以上の方が亡くなっている深刻な実態に鑑み、現在は助成対象とはなっていない治療費にも広く助成をおよぼすよう、早急に制度の拡充・充実を図るべきである。

(6) 以上より、貴議会において、地方自治法第99条の規定により衆参両議院並びに政府（内閣総理大臣・厚生労働大臣）に対し意見書を提出していただくよう請願します。

紹介議員	清山 知憲 内村 仁子	黒木 正一 河野 哲也	中村 幸一 井上紀代子	松村 悟郎 関師 博規
摘要				

新規請願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第37号	受理年月日	平成25年11月27日
請願者住所・氏名	宮崎市村角町長山2833-5(株)カゲヤマ内 宮崎県鳶土工業連合会 会長 景山 孝 宮崎市霧島3丁目129-3赤星建設株式会社内 宮崎県型枠工事業協会 会長 赤星 照男 宮崎県都城市高城町桜木607-7 南九州型枠工事業組合 会長 石川 悦徳 宮崎県都城市広原町4345番地 宮崎県鉄筋業組合 理事長 田中 誠二 宮崎市昭和町51の3 宮崎県左官業組合連合会 会長 福本 市郎		
請願の件名	<p>「建設産業再生のための技能労働者（鳶工・型枠大工・鉄筋工・左官工等）の確保・育成支援」を求める請願</p> <p>【請願の趣旨】</p> <p>県において建設産業再生のための技能労働者（鳶工・型枠大工・鉄筋工・左官工等）の確保・育成に向けた下記の取組みを強化していただきますよう請願いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工業高校等に熟練技能士を派遣し、技能の紹介や技能指導を行う「高校生ものづくり人材確保促進事業」等において、技能業種を拡充するなど、広く建設産業技能職種（鳶工・型枠大工・鉄筋工・左官工等）への関心を高めること。 2. 事業主等が行う離職者等を対象とした職業訓練事業において建設産業技能業種の取組みを支援すること。 <p>【請願の理由】</p> <p>バブル崩壊後、我々建設産業の元請・下請とも厳しい時代に入り、更に追い討ちをかける平成20年のリーマンショックの影響から抜け出せないまま、今日に至っています。</p> <p>この10年県内では、業務の縮小・廃業・倒産が相次ぎましたが、その原因は低価格受注による低収入や高齢化等で技能労働者が離職したことによるものと、私共は考えております。</p>		

平成23年春以降、工事量の回復に伴い、宮崎では幾分景気が上向いておりますが、下請業者は現在も単価暴落の後遺症を負っている状態であり、多くの専門業者が依然として赤字決算のために人材育成ができない状況です。

建設技能労働者不足による作業所での工事中断・工事遅延を避けるために、高い単価（高賃金）等で建設技能労働者を確保して工事を消化する元請業者もみられます。これも建設技能労働者不足から来る問題です。

そこで、我々は、建設技能労働者の確保を図るために、若者が「ものづくり」に関心をもってくれるような施工能力のある優良企業として、直雇化の推進や福利厚生充実等の事項に対して積極的に取り組むことが、今後この業界の再生には不可欠であると考えております。

我々は、自らの努力では解決できない幾つかの課題を抱えております。これらの課題の中で、まず「建設産業再生のための建設技能労働者の確保・育成支援」を強化していただきますよう要望いたします。

紹介議員	横田 照夫 後藤 哲朗	星原 透 渡辺 創	十屋 幸平 図師 博規	松村 悟郎 新見 昌安
摘要				

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第38号	受理年月日	平成25年11月28日
請願者 住所・氏名	宮崎市大字小松936-3 宮商連婦人部協議会 会長 森 孝子		
請願の件名	<p>所得税法第56条の廃止を求める旨の意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>(請願趣旨)</p> <p>私たち宮商連婦人部協議会は、県内の自営商工業の女性事業主や家族従業者で構成する団体です。業者婦人の社会的・経済的な地位向上を求め、「所得税法第56条を廃止し、1人の人間としての働き分(給料)を正当に認めて」と運動を続けています。</p> <p>所得税法第56条は、事業主と共に働く配偶者やその家族(主に妻や息子、娘)がどんなに長時間働いても、税法上その働き分を経費に算入することができず、事業主の所得から年間で最高86万円のみ(配偶者以外は50万円)控除される制度で、1人の人間として人格を認めない差別的な法規です。中小業者の多くが加入する国民健康保険には休業補償や出産手当もありません。</p> <p>世界の主要国では、「家族従業者の働き分は経費に算入する」ことが常識です。</p> <p>これまでの私たちの運動で、「働いた事実に対して対価を支払うのは当然」という世論が広がり、「56条を廃止し、家族従業者の働き分を認めよ」と、全国で370の自治体はその旨の意見書を国に対し提出しています(今年8月末時点)。</p> <p>第176国会では、当時の財務副大臣が「家族従業者の対価をどう保障するか考えたい」、経産相は「56条は見直す意義がある」と答弁しています。</p> <p>つきましては、別紙の意見書案にも深くご理解をいただき、宮崎県議会で意見書を採択していただきますようお願い申し上げます。</p>		
紹介議員	田口 雄二 太田 清海 前屋敷 恵美		
摘要			

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第39号	受理年月日	平成25年11月28日
請願者住所・氏名	宮崎市希望ヶ丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行委員会 代表 河内 進策 (署名1,044人)		
請願の件名	<p>高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の増額を求める請願</p> <p>(請願項目と趣旨)</p> <p>学費と教育条件の公私格差を解消するために、私学助成をせめて公立並みに増額してください。</p> <p>公立高校授業料の無償化に伴い、私立高校にも平成22年度より「高等学校就学支援金」として月額9,900円が給付されるようになりました。これによって、子どもを私学に通わせ易くなったかという、残念ながら「県立志向」の傾向はますます強くなっています。</p> <p>理由は、私立高校の学校納付金が、まだまだ公立に比べて格段に高額であるということです。</p> <p>例えば、県立高校の入学金が5,650円であるのに対し、私立高校は約10～14万円です。さらに私立高校の場合、入学時に払う「特別施設費」が2～7万円にも上ります。制服・カバン等にかかる費用も高く、公立が6～7万円代であるのに対し、私立は7～9万円代です。父母が入学時に一度に支払わなければならない金額は、ゆうに30万円を超えるのです。(公立は約14万円)</p> <p>さらに、スクールバスや寮費などの必要なケースも多く、経済的理由で進路の選択肢から外されてしまうのです。</p> <p>調理科や看護科等、私立高校には、県立にはない特色をもった学科があり、子どもたちの将来の幅広い職業選択に役立っています。しかし、そのときに、家庭の経済状況次第で初めから門が閉ざされるということがあってよいのでしょうか。</p> <p>子どもたちがお金の心配なく学べるように私学助成をし、保護者の負担がせめて県立高校並みに近づくよう、措置を講じてください。</p>		
紹介議員	有岡 浩一 前屋敷 恵美		
摘要			

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第40号	受理年月日	平成25年11月28日
請願者 住所・氏名	延岡市柚の木田町2356 筋ジストロフィー協会宮崎県支部 支部長 佐藤 健二 宮崎市大字浮田2088-2 筋ジストロフィー患者学生の親 中村 静子 宮崎市大塚台東2-11-5 中村仁郎君を支援するボランティアの会 代表 櫛間 俊夫		
請願の件名	支援の必要な重度身体障害者が大学生生活が続けるために、公的な 介助・支援の実現を求める請願 【請願要旨】 意欲ある重度身体障害者が大学生生活が続けるために、必要な介 助・支援の公的実現を求める。 【請願理由】 宮崎県におかれましては、以前よりスクールサポータの派遣な どの制度を充実して頂き、学校生活で支援の必要な重度身体障害 者の就学にご尽力いただいております。その結果、高校卒業まで は順調に学校生活を送ってることが出来ました。また、大学に おいても、トイレの改修や一般教室での車椅子用機の設置、授業 中の配慮など、努力を頂いて居りますが、以下のような学業を続 けるための身辺介助のソフト面での充実実現のため要望いたしま す。 1. 本年3月、進行性筋ジストロフィー患者が宮崎大学に合格し ました。在宅では受けられる身辺介助が大学生活の中では受け られないために、学生生活が難しい状態である。 2. 学内での生活介助には、授業中に行われる学習支援介助（授 業を受けるための介助や姿勢維持介助など）と通学及び休み時 間や空き時間に行われる生活介助身辺介助（トイレ・食事介助、 姿勢維持介助など）の部分がある。それらは、現在通学介助を 含め、親と高齢者ボランティアが行っているが、大きな負担に なっている。		

	<p>3. 現制度では、通学の一部を除き、大学内での身辺介護は公的な身辺介護制度から放置されている。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 支援の必要な障がいを持った学生の大学への通学、及び大学構内での学習介助・生活介助支援</p> <p>2 支援の必要な障害者がいる県内大学に対する合理的配慮の実現の要望</p> <p>3 文部科学省及び日本学生支援機構へ、学習支援・生活支援介助などのソフト面を含めた、大学内における合理的配慮実現のための制度改革、または運用面での配慮要請等の、意見書の提出</p> <p>以上3点の実現をお願いいたします。</p>									
紹介議員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">山下 博三</td> <td style="width: 33%;">鳥飼 謙二</td> <td style="width: 33%;">田口 雄二</td> </tr> <tr> <td>重松 幸次郎</td> <td>有岡 浩一</td> <td>前屋敷 恵美</td> </tr> <tr> <td>徳重 忠夫</td> <td>井上 紀代子</td> <td>松村 悟郎</td> </tr> </table>	山下 博三	鳥飼 謙二	田口 雄二	重松 幸次郎	有岡 浩一	前屋敷 恵美	徳重 忠夫	井上 紀代子	松村 悟郎
山下 博三	鳥飼 謙二	田口 雄二								
重松 幸次郎	有岡 浩一	前屋敷 恵美								
徳重 忠夫	井上 紀代子	松村 悟郎								
摘要										

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第41-1号	受理年月日	平成25年11月28日
請願者住所・氏名	宮崎市清武町木原5706番地 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会会員 九州ブロック協議会 役員 宮崎県介護福祉士養成校連絡会 幹事校 学校法人 宮崎南学園 宮崎保健福祉専門学校 理事長 入中 康弘		
請願の件名	修学資金貸付制度の拡充並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の継続実施に関する請願 【請願の要旨】 高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加や介護期間の長期化など介護に対するニーズが増大する一方、核家族化、家庭介護者の高齢化など要介護高齢者を支える家族を巡る状況も変化しております。社会状況の変化等に伴う介護ニーズの多様化・高齢化に対応し質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、介護福祉士養成施設の体系的な教育内容のもと、高い知識と技術を持った教員により質の高い教育を受けた優れた人材が介護現場に従事することが必要です。介護人材の中核となる優れた介護福祉士人材養成と確保のための大きな魅力となっている介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充強化・継続を要望するとともに、雇用対策としての介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度は、介護福祉士養成施設の教育の中で定着しており、入校生の学習意欲も高く、修了生の就職先での評価も得ていることなどから今後における施策の継続と恒久化を要望するものであります。 【請願事項及び理由】 介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充・強化について ①この貸付制度は、入学生の経済的負担の軽減を図るものとして、介護福祉士養成施設への入学を志す者の魅力として期待されているもので、優秀な人材確保による質の担保を図るための大きな要因となっていることから、実施を推進するための措置を執ること、また、都道府県において国庫負担の増加を要請すること		

	<p>②返還免除条件として、貸付を受けた都道府県の区域内において介護等の業務に5年間従事することとされているが、流動化の激しい今日の中で就業区域の限定は極めて重いものとなっていることから、これを解除することは卒業生の出身都道府県へのUターンやIターンを促すものであり、また、従事期間の短縮化は就業しようとする者の精神的負担を軽減するものであることから介護福祉士の定着支援につながるもので、返還免除条件を緩和されたいこと</p> <p>上記の通りお願いいたします。</p>
紹介議員	<p>河野 哲也 函師 博規 田口 雄二 松村 悟郎 中野 廣明</p>
摘要	

新規請願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第41-2号	受理年月日	平成25年11月28日
請願者住所・氏名	宮崎市清武町木原5706番地 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会会員 九州ブロック協議会 役員 宮崎県介護福祉士養成校連絡会 幹事校 学校法人 宮崎南学園 宮崎保健福祉専門学校 理事長 入中 康弘		
請願の件名	修学資金貸付制度の拡充並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の継続実施に関する請願 【請願の要旨】 高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加や介護期間の長期化など介護に対するニーズが増大する一方、核家族化、家庭介護者の高齢化など要介護高齢者を支える家族を巡る状況も変化しております。社会状況の変化等に伴う介護ニーズの多様化・高齢化に対応し質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、介護福祉士養成施設の体系的な教育内容のもと、高い知識と技術を持った教員により質の高い教育を受けた優れた人材が介護現場に従事することが必要です。介護人材の中核となる優れた介護福祉士人材養成と確保のための大きな魅力となっている介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充強化・継続を要望するとともに、雇用対策としての介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度は、介護福祉士養成施設の教育の中で定着しており、入校生の学習意欲も高く、修了生の就職先での評価も得ていることなどから今後における施策の継続と恒久化を要望するものであります。 【請願事項及び理由】 介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）の継続実施及び施策の恒久化について ①この訓練制度で学ぶ者は介護の専門性を理解し、学習意欲も極めて強いことから、質の高い介護福祉士の養成が期待できること		

- ②社会人経験があり介護の専門性を理解する者とともに学ぶことが、高等学校を卒業して養成施設に入学した者に対する教育の質の向上につながっていること
- ③高学歴の者が多く、社会人としての経験が豊富であることから就労後の経験・研鑽を積むことにより今後の介護分野における中核的人材としての活躍が期待できること
- ④高等学校からの入学者が大幅に減少している状況下において、優れた人材を確保し今後の介護を支える質の高い介護福祉士を養成することが、国民の期待に応え高齢者や障害を持つ者が安心して安全に暮らしていくことのできる社会の実現に欠かせないこと
- ⑤当協会の2度にわたる調査においてもこれらの制度で学んだ者の85%が取得資格を生かし介護福祉職として就労しており、体系的な教育に基づき修得した知識・技術は就労先現場でも高い評価を得ていること、また、教育効果の反映として今後も制度の継続及び恒久化を希望していること

上記の通りお願いいたします。

紹介議員	河野 哲也 関師 博規 田口 雄二 松村 悟郎 中野 廣明
摘要	

新規請願

			文教警察企業常任委員会
請願番号	請願第42号	受理年月日	平成25年11月28日
請願者住所・氏名	宮崎市希望ヶ丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行委員会 代表 河内 進策 (署名1,044人)		
請願の件名	全国一斉学力調査の廃止について、国に意見書の提出を求める請願 <u>請願項目と趣旨</u> 全国一斉学力調査を廃止するよう、国に意見書を出してください。 もともと児童生徒の学力傾向を把握する趣旨から始められた制度ですが、その当初から目的遂行にあたっては抽出調査だけで十分と言われてきたものでした。問題点は、以下の3点です。 第1に、これまで以上に、地方自治体間および児童・生徒間の過度の競争を引き起こす要因となることです。過去、日本政府は国連の子ども権利委員会から「日本の過度な競争教育が子どもたちの人格発達にゆがみを生じさせている」と3度にわたり勧告を受けてきました。全国一斉学力調査の継続は、こうした勧告に反するばかりか、勧告が指摘している「子どもたちの人格発達のゆがみ」をいっそう深め広げる懸念があります。 そもそも、日本ではすでに1961年から64年までの4年間、全国一斉学力テストがおこなわれたことがありました。しかし、成績が悪い子をテスト当日休ませたり、教師が子どもに答えを教えたりするなどの、教育とは無縁の事態が引き起こされ、国民的な批判が高まるなかで、とうとう中止に追い込まれたものです。それに近い事実が、現在も繰り返されています。 第2に、予算のむだ遣いの問題です。これを実施することにより、年間で約60億円もの巨額の予算が投じられています。調査は抽出校のみの実施とするなどして、その分の税金を教育現場の施設整備費や備品費、少人数学級の実施等に振り向けてほしいというのが多くの保護者・教職員の声です。 第3に、調査結果が児童・生徒の「学力」であるかのようなゆ		

がんだ利用に向けられるという点です。調査結果の数値のうち、国語・算数（数学）・理科の平均点等だけが取りざたされ、学校現場では結果分析や改善案作りなどが、年度も半分過ぎた頃からにわかに押し付けられ、通常の授業準備や児童生徒の指導に支障をきたしています。その反面、同時に実施される「生活習慣や学校環境に対する質問」への回答について、実施者が分析し、その問題点を国を挙げて改善しようとする姿勢はありません。何のための調査であるのかがあいまいです。

このように、全国一斉学力調査の実施は、数々の問題点を含んでいます。全国一斉学力調査を廃止するよう、国に意見書を提出してください。

紹介議員	前屋敷 恵美
摘要	

新規請願

			文教警察企業常任委員会
請願番号	請願第43号	受理年月日	平成25年11月28日
請願者住所・氏名	宮崎市希望ヶ丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行委員会 代表 河内 進策 (署名1,044人)		
請願の件名	教員免許更新制度の廃止について、国に意見書の提出を求める請願 請願項目と趣旨 教員免許更新制度を廃止するよう、国に意見書を提出してください。 2009年度から本格実施となった教員免許更新制度ですが、もともと、本制度の導入にあたっては、「不適格教員の排除」と「教員の質の向上」が挙げられていました。しかし、教員免許状とは、個人が何を学んだかを公証する制度であり、問題教員への対処については「分限処分」という制度がすでに存在します。 本制度のための法改正にあたり、全国都道府県教育長協議会も「都道府県教育委員会は、教員に対する分限処分等の権限を持っており、そのうえに講習の修了認定等を行う権限を持つことは好ましくない。」といった懸念を表明していました。 全国都道府県教育長協議会が懸念した問題は、上記にとどまりません。 ○ 大学等が行う免許更新講習の内容、方法は、それぞれの大学の規模や特色によって異なることが予想され、修了認定に関して公平性を欠くおそれがある。 ○ (講習免除者に対する) 曖昧な基準では認定について判断が難しく、公平性を欠くおそれがある。 ○ 学校における教育活動の現状において、講師等の臨時的な教員を一定数任用することは不可欠であり、講師が任用できない場合は、教育活動に大きな支障をきたす。 ○ 講習の受講にかかる交通費、宿泊費等は、特に、大学が少ない地域及び遠隔地等の受講者にとって大きな負担となる。 ○ 毎年10%程度の教員が更新講習の対象に該当するため、多		

くの学校において同一年度に複数の教員が更新講習を受講することになり、受講機会が限られると、受講時期が集中し、学校運営や授業等に支障をきたすことが予想される。また、土・日、長期休業中等であっても、部活動指導、補充授業等が行われている現状から、学校における教育活動に支障が出るおそれがある。

等々です。

そして、これらの懸念がいまや現実の問題となって、教育現場や関連する機関等の混乱と多忙化を招いています。そして、何より夢やロマンを持って教員をめざし、また勤務している教員を10年という期限付きの不安定な身分に処することによって、教員の生活に対する不安を招き、勤務意欲を減退させ、ひいては教育の土台そのものを切り崩してしまうのではないかとも言われています。

数ある免許の中で、教員の免許を取り立てて更新制にすることは、その他の免許との整合性を欠きます。また特に、公務員制度との整合性を欠くものです。

ぜひ、県議会の中でもご議論いただき、国に対して廃止の意見書を採択していただきたいと思います。

紹介議員	前屋敷 恵美
摘要	

新規請願

			文教警察企業常任委員会
請願番号	請願第44号	受理年月日	平成25年11月28日
請願者住所・氏名	宮崎市希望ヶ丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行委員会 代表 河内 進策 (署名1,044人)		
請願の件名	公立高等学校授業料不徴収制度の延長を求める請願 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">請願項目と趣旨</div> <p>公立高校授業料不徴収制度を延長し、授業料以外の学校納付金を軽減してください。</p> <p>3年前から実施されている県立高校授業料の無償化は、経済的に困窮している家庭だけでなく、すべての保護者・生徒たちに希望を与えました。私学においても、経済的理由での中途退学者が減るなどの効果を上げています。宮崎県のホームページにも「家庭の状況にかかわらず、全ての意思ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、公立高校の授業料を無償化するとともに、私立高校等についても、高等学校等就学支援金を創設して、家庭の教育費負担を軽減する制度」とあるように、これから高校に上がる子をもつ親たちにはなくてはならない制度です。現在これに、所得制限を導入しようという動きがありますが、何としてもこの制度を維持し延長してください。</p> <p>調べてみると、授業料の無償化によって、どの高校も毎月の納入額は4,000円代となりましたが、入学する際には制服・教科書・模試・実習費等、学科により費目は違うものの、平均14万円もの額を支払っているようです。この負担を軽減するため、例えば、入学金（全日制5,650円、定時制2,100円、通信制500円）を不徴収とするなど、校納金の軽減をさらに進める必要があります。</p> <p>ここ数年、貧困と格差がますます拡大し、経済的に厳しい家庭が目に見えて増えてきています。小・中学校の段階で例を挙げれば、お金がかかるという理由で部活動に入らない、修学旅行の費用が出せない、親が昼間と夜間と2つの仕事をして子どもと関われない、朝や夜を子どもだけで過ごすためまともな食事をし</p>		

ていない、…等々、生活保護も学用品補助も受けていない家庭にまで、日常の暮らしに困窮しているようすが見られるようになってきています。

今の時代、高校まで卒業していることは社会に出て働くための最低条件となっており、高校を出ていなければ仕事に就くことは困難です。貧困が貧困を再生産しているという指摘もあります。

すべての子どもがお金の心配なく学ぶことができるようにするため、高校授業料不徴収の制度を延長し、学校納付金が少しでも軽減されるよう働きかけてください。

紹介議員	渡辺 創 有岡 浩一 前屋敷 恵美
摘要	

継 続 請 願

			文教警察企業常任委員会
請 願 番 号	請 願 第 26 号	受理年月日	平成24年11月28日
請 願 者 住所・氏名	宮崎県宮崎市希望ヶ丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行 委員会 代表 河内 進策 (署名2,239人) (追加1,044人)		
請願の件名	小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の 拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">請願項目と趣旨</div> <p>1 小中高の30人以下学級等の実現について国に意見書の提出を 求める請願</p> <p>《請願の趣旨》</p> <p>宮崎県では、現在小学校1年生と2年生については30人以下学級（35人以下の学年は除外）が実施され、ゆとりある教育条件が実現されています。しかし、国庫負担が付かないもとの、宮崎県独自の財政措置を行わずに実施されています。特別な増員なしで実施されているため、高学年では専科教員が配置できなくなるなど、逆に教育条件が低下しています。「これまで少人数学級で過ごしてきた児童たちが、3年生に上がって急に落ち着かなくなった」という実態が聞かれます。</p> <p>少人数学級の有効性が認められてきている今日、教育の機会均等という立場からも、国の責任で「30人学級」を実現していくべきです。2011（平成23）年度から、「小学1年生についてのみ『35人以下』」と法改正が行なわれました。引き続き、国の制度として学年の拡大が実施されるよう求めます。</p> <p>高校の職業科については高度な実験実習を伴うために「25人以下学級」を、また、様々な困難をかかえている定時制については「20人以下学級」が必要です。</p>		

2 義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について国に意見書の提出を求める請願

《請願の趣旨》

2006（平成18）年度より、義務教育費の国庫負担割合が2分の1から3分の1へと引き下げられました。そのため、教職員給与費の県の負担が2分の1から3分の2となり、従来の33%も増えてしまいました。そのためか、最近特に臨時的任用の教職員が増えています。また、非常勤講師も増えています。教職員の身分は、安定したものでなければ教育の質の向上は実現できません。仮に、国が30人以下学級制度に踏み出すとしても、国庫負担割合が3分の1の現状では、その財政的な負担は都道府県に重くのしかかり、教職員の増員は困難です。教育条件の低下が懸念されます。

紹介議員

前屋敷恵美 函師 博規 鳥飼 謙二

摘要

継 続 請 願

			文教警察企業常任委員会
請 願 番 号	請 願 第 27 号	受理年月日	平成24年11月28日
請 願 者 住所・氏名	宮崎県宮崎市希望ヶ丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行 委員会 代表 河内 進策 (署名2,239人) (追加1,044人)		
請願の件名	学級編制基準・学級編制基準日の改善、高校の納付金の軽減、学 校の耐震化、安全・安心の給食を求める請願 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">請願項目と趣旨</div> <ol style="list-style-type: none"> 1 学級編制基準日を、4月1日にしてください。年度途中での 学級減、職員減をしないでください。 ≪請願の趣旨≫ 十数年前に行なわれていた「年度当初からの41人学級」はほと んどなくなりましたが、学級編制基準日が現在は入学式・始業式 の前日の正午とされているため、職員の配置が直前まで定まらず、 新学期の準備に支障をきたしています。 また、年度の途中で、児童生徒数に減があり学級そのものがな くなるといった場合に、職員の減員が行なわれるために、学校の 全体の教科担任・校務分掌が大きく変動する事態となります。こ のような場合でも、教職員の減員を行なわずにすむようにしてく ださい。 なお、今年度から学級編制が市町村教育委員会からの「届出制」 になりましたが、この場合でも、従来の県の役割を効果的に発揮 できるよう運用してください。学級編制の基準日は4月1日とし ても、入学式・始業式の前日正午までの増学級に対しては、県教 委の発令で教職員の配置をしてください。		
	<ol style="list-style-type: none"> 2 高校の入学金を不徴収とするとともに、授業料以外の学校納 付金を軽減してください。 		

《請願の趣旨》

県立高校授業料の無償化は、経済的に困窮している家庭だけでなく、すべての保護者・生徒たちに希望を与えました。しかし、調べてみると、どの高校も毎月の納入額は4,000円台ですが、入学する際には制服・教科書・模試・実習費等、学科により費目は違うものの、平均14万円もの額を支払っているようです。

ここ数年、貧困と格差がますます拡大し、経済的に厳しい家庭が目に見えて増えてきています。小・中学校の段階で例を挙げれば、お金がかかるとい理由で部活動に入らない、修学旅行の費用が出せない、親が昼間と夜間と2つの仕事をして子どもと関われない、朝や夜を子どもだけで過ごすためまともな食事をしていない、・・・等々、生活保護も学用品補助も受けていない家庭にまで、日常の暮らしに困窮しているようすが見られるようになってきています。

今の時代、高校まで卒業していることは働くための最低条件となっており、高校を出ていなければ仕事に就くことは困難です。貧困が貧困を再生産しているという指摘もあります。

すべての子どもがお金の心配なく学ぶことができるよう、せめて入学金5,650円を不徴収とし、学校納付金が少しでも軽減されるよう働きかけてください。

- 3 学校が避難所としての機能を果たせるよう、耐震化をいっそうすすめてください。避難場所の確保や非常用食糧等を整備してください。

《請願の趣旨》

東日本大震災では、多くの学校が避難所となり地域の人々の命をつなぎました。宮崎県でも、地震の他、台風や大雨による洪水、火山の噴火と土石流等の際の避難所に指定されている学校は数多く、いざというときのための備えが必要です。

しかし実際には、段差があつて避難場所まで車椅子が通れなかつたり、水や食料・毛布・乾電池などの備蓄が十分でなかつたり、耐震化が遅れていたりする現状があります。

地域の防災拠点としての機能が果たせるよう、早急に見直しと整備をお願いします。

また、設備だけでなく、災害時に子どもや地域の住民の安全を確保する避難場所の確定と周知など、体制を整備することも重要です。東日本大震災の教訓を無駄にしないためにも、後延ばしでなく早急に対策を講じてください。

4 米飯を中心に、地元の食材を使った安全・安心の学校給食にしてください。

《請願の趣旨》

学校給食は、子どもたちの心身の健全な発達と国民の食生活の改善に重要な役割を果たしています。「食育」が見直されている今、学校給食への関心は年々高まっています。給食は単に昼食を提供するだけでなく、健康な体作りと学びの場でもあります。

原子力発電所の事故により放射能に汚染された食材が、加工食品として学校給食に持ち込まれているのではないかという声が寄せられています。子どもの健康のためにと宮崎に避難してこられたお母さん方の心配は、とくに深刻です。基準を満たしているからよいというのではなく、地元の新鮮で安全な食材を使った給食を、ぜひお願いします。

米どころえびのでは、ほぼ毎日が米飯給食で大変好評です。ふるさとへの愛着、地域との交流のため、また地産地消・地場産業を応援するためにも、安全な地元の食材を使ったメニューを増やしてください。

紹介議員	前屋敷恵美 凶師 博規 鳥飼 謙二
摘要	

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第30号	受理年月日	平成25年3月1日
請願者 住所・氏名	宮崎市旭1丁目8番28号 宮崎県弁護士会 会長 松田 幸子		
請願の件名	<p>個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める請願</p> <p>○ 請願の趣旨（要旨）</p> <p>宮崎県議会が、国会及び法務省に対し、法制審議会民法（債権関係）部会において検討されている民法（債権関係）の改正に当たり、保証制度を以下のとおり抜本的に改正するよう求める意見書を提出することを採択していただくよう請願いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 個人保証を原則として廃止すること。</p> <p>2 個人保証の例外は、経営者保証等極めて限定的なものに限るものとする。</p> <p>3 例外として許容される個人保証においても、次に掲げる保証人保護の制度を設けること。</p> <p>(1) 現行民法に定める貸金等根保証契約における規律（民法第465条の2乃至第465条の5）を個人が保証人となる場合のすべての根保証契約に及ぼすものとする。</p> <p>(2) 債権者は、保証契約を締結するときは、保証人となろうとする者に対する説明義務や債務者の支払能力に関する情報提供義務を負い、債権者がその義務に違反した場合は、保証人は保証契約を取り消すことができるものとする。</p> <p>(3) 債権者は、保証契約の締結後、保証人に対し、主たる債務書の遅滞情報を通知する義務を負うこと。</p> <p>(4) 過大な保証を禁止する規定や保証債務の責任を減免する規定を設けること。</p>		

○ 請願の理由

1 保証契約の特色と保証被害

保証契約のうち特に個人が保証人となる場面の特質は、その情誼性・無償性・軽率性・未必性・結果の不可視性などにあります。

個人である保証人は、親類や知人から保証人となることを依頼された場合、情誼から断ることが心理的に容易ではありません。他方、保証契約は、危険の存否及び範囲の判断が比較的容易な対価的取引と異なり、契約の時点における保証債務の現実化が未必的であるだけでなく、現実化した場合の結果の大小を正確に予測することが困難であるため、危険性を過小評価して軽率に契約する傾向にあります。

特に個人である保証人は、主債務者の履行能力や自らのリスクを把握する知識・経験・能力が十分ではなく、保証契約は、このような危険な取引類型であるにもかかわらず、保証人が対価を取得することは希であり、対価的均衡を完全に欠いています。

他方、保証債務が現実化した場面では、保証人は、想定を超える債務の負担を強いられ、経済的な破綻を招くことが少なくありません。例えば、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編「2011年破産事件及び個人再生事件記録調査」によれば、破産においては約19%、個人再生においては約9%が保証等を原因としています。加えて、内閣府の「平成24年版自殺対策白書」によると、2011年（平成23年）の自殺者総数は30,651人であり、その内の原因・動機特定者において、経済・生活問題を原因とする自殺は、約28.4%を占めています。法的倒産手続の原因に占める保証等の割合からすれば、経済・生活問題を原因とする自殺のうち、相当程度が保証を理由とするものと推測されます。

2 裁判による救済の不十分性

これに対し、裁判実務は、真意ではなく又は過大な保証契約を締結した保証人の保護について、錯誤論や信義則、公序良俗違反、権利濫用などの一般原則による解決を指向していますが、十分な保護が図られているとはいいがたいところです。

3 形成されつつある金融実務

2006年（平成18年）以降、各地の信用保証協会は、保証申込のあった案件について、経営者本人以外の第三者を保証人として求めることを原則として行っていません。金融庁も、2011年（平成23年）7月14日付で「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの監督指針」を改正し、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立」を明記し（前者Ⅲ－7－2（1）、後者Ⅱ－9－2（1））、民間の金融機関に対し、同原則に沿った対応を求めています。

すなわち、一部の金融実務においては、経営者保証を除き個人保証を不要とする実務慣行が生じつつあり、他方、これによって円滑な金融が妨げられるなどの実害もみられません。

4 個人保証の原則禁止

そこで、前近代的な情誼を基礎としながら、保証人となった者に甚大な被害を生じさせる可能性のある保証契約における被害をなくすために、現在の法制審議会における民法（債権関係）改正の議論において、個人保証の原則禁止規定や、例外として許容される経営者保証における新たな保証人保護規定を設けることを求めるものです。

5 経営者保証

もっとも、主債務者が会社である場合のいわゆる経営者保証については、当面はこれを個人保証の禁止の例外とすることが妥当であると考えられます。しかし、経営者が多額の保証債務を抱えることが新たな事業への再チャレンジの阻害要因となり、また、中小企業の事業承継の妨げになるのではないかなどの意見も多数指摘される場所であることから、将来的な見直しを引き続き検討するべきです。

6 補完的な規制

また、例外として許容される個人保証において、現行民法では、貸金等根保証契約以外の根保証契約に関しては極度額や保証期間の定めに関する規律がないため、保証人が予期しない過大な保証債務の履行を請求される危険性が指摘される場所です。この点、貸金等根保証契約に関する規制を設けた2004年（平成16年）の民法改正に対し、「保証人保護が不十分である」という意見こそあるものの、「保証人保護が過剰である」との意見はほとんど聞かれません。上記のような根保証の危険性は、貸金等根保証契約に限らないのであって、

自然人が保証人となる根保証契約全般について、現行民法の貸金等根保証契約に関する規制を広く及ぼすべきです。

さらに、上記のとおり、保証は、その情誼性・無償制・軽率制・未必性・結果の不可視性などからトラブルの多い契約類型であり、保証に関する紛争では、保証人が保証の意味を知らなかった、あるいは主債務者の資力は十分であって保証履行することはないと誤信していたなどの事情が背景となることが多々あります。そこで、例外として許容される個人保証においては、保証契約締結にあたり、債権者は、保証人となる者に対し、説明義務及び情報提供義務を負うものとするべきであり、またこれらの義務の実効性を確保するため、義務違反の効果として取消権を認めるべきです。

さらに、保証契約締結後について、現行法においては、主債務が履行遅滞となった場合、債権者は、保証人に対しても当然に遅延損害金や期限の利益喪失を主張できます。しかし、通常は主債務の履行遅滞を知る術がない保証人にとって不意打ちとなり、予期せぬ不利益を生じさせることとなります。そこで、保証人に主債務の遅延に対する対応を取る機会を確保するため、債権者に対し、保証人への主債務者の遅延情報の通知や催告の義務を課し、これを怠った債権者は、保証人に対し遅延損害金や期限の利益の喪失を主張できないものとするべきです。

以上のほか、保証人となった者が主債務者の破綻により過大な債務負担を強いられて自らの生活基盤を破壊され、最終的に自己破産の申立てをせざるを得なくなったり、あるいは自殺に追い込まれたりすることを回避するため、フランス消費法典の比例原則を参考とした過大保証を禁ずる規律及び身元保証法第5条を参考とした責任減免規定を設けることが適当です。

7 結び

以上の理由により、個人保証被害の抜本的な救済の観点から、貴議会にお願いいたします。

紹介議員	横田 照夫 前屋敷恵美 鳥飼 謙二 西村 賢 新見 昌安 有岡 浩一 凶師 博規
摘要	

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
11月22日	金	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（星原 透議員、西村 賢議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第29号上程 知事提案理由説明
11月23日	土		
11月24日	日		
11月25日	月	休 会	(議案調査)
11月26日	火		
11月27日	水	本 会 議	一般質問（坂口博美議員、田口雄二議員、山下博三議員、 有岡浩一議員）
11月28日	木		一般質問（内村仁子議員、重松幸次郎議員、黒木正一議員、 凶師博規議員）
11月29日	金		一般質問（高橋 透議員、井上紀代子議員、新見昌安議員）
11月30日	土		
12月1日	日		
12月2日	月	本 会 議	一般質問（二見康之議員、前屋敷恵美議員、太田清海議員）
12月3日	火	本 会 議	一般質問（中野一則議員、井本英雄議員、中村幸一議員） 議案第26号～第29号採決（同意） 議案・請願委員会付託
12月4日	水	休 会	常任委員会
12月5日	木		
12月6日	金		
12月7日	土		
12月8日	日		
12月9日	月	休 会	(議事整理)
12月10日	火	本 会 議	議長挨拶 常任委員長審査結果報告 質疑（請願の取り扱いについて）（前屋敷恵美議員） 討論（議案第22号に反対、継続請願第26号、第30号の継続審 査、第27号の不採択、新規請願第39号、第42号～第44号の不 採択に反対）（前屋敷恵美議員）

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
12月10日	火	本 会 議	採決（議案第22号）（可決） 採決（議案第1号～第21号、第23号～第25号）（可決） 採決（請願第44号）（不採択） 採決（請願第27号及び第39号）（不採択） 採決（請願第42号及び第43号）（不採択） 採決（請願第40号）（一部採択） 採決（請願第36号、第37号及び第41-2号）（採択） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申し出のとおり決定） 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第9号追加上程 質疑（議員発議案第9号について）（高橋 透議員） 質疑（ " ）（前屋敷恵美議員） 質疑（ " ）（鳥飼謙二議員） 討論（議員発議案第1号に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議員発議案第1号）（可決） 採決（議員発議案第9号）（可決） 採決（議員発議案第2号～第8号）（可決） 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 福 田 作 弥

宮 崎 県 議 会 副 議 長 丸 山 裕 次 郎

宮 崎 県 議 会 議 員 星 原 透

宮 崎 県 議 会 議 員 西 村 賢